

海洋情報季報

第6号 (2014年4月-6月)



目次

I. 2014年4～6月情報要約

1. 海洋治安
2. 軍事動向
3. 外交・国際関係

トピック 「海外論調：中国の深海石油掘削リグ設置を巡る中越対立」

4. 海運・造船・港湾
5. 海洋資源・エネルギー・環境・その他
6. 北極海関連事象

II. 解説

「南シナ海の航行が脅かされる事態における経済的損失 —
“Offshore Control” 戦略の再考察とシーレーン安全保障への提言」

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集責任者：秋元一峰

編集・執筆：上野英詞、飯田俊明、倉持 一、酒井英次、黄 洗姫、山内敏秀、吉川祐子

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://oceans.oprf-info.org> で閲覧できます。

I. 2014年4~6月情報要約

1. 海洋治安

4月22日「タンカー積荷抜き取り事案—マラッカ海峡」(ReCAAP Incident Alert, April 22, and The Star, April 24, 2014)

ReCAAP Incident Alertによれば、4月22日、マラッカ海峡でタンカーの積荷が抜き取られる事案があった。それによれば、4月22日早朝、シンガポール港を出港し、ミャンマーのヤンゴン港に向けて航行中のセントキッツ・ネビス籍船で、シンガポールの船社、PANTEC CHARTERING PTE LTD 運航の石油精製品タンカー、MT *Naniwa Maru No. 1* (4,999DWT) は、22日深夜、マレーシアのポートクラン沖合を航行中、2隻の船に接近された。該船の乗組員は、インドネシア人10人、インド人1人及びタイ人7人の計18人であった。運航船社から ReCAAP ISC への連絡によれば、5人の武装強盗がブリッジに乗り込み、乗組員を拘束した。横付けされた2隻の内、1隻はモンゴル船籍であった。強盗は、積荷の船用ディーゼル油約2,500トン抜き取るとともに、船長、一等航海士及び機関長の3人を彼らの持ち物やパスポートとともに拉致して、逃亡した。残りの乗組員は無事であった。

4月24日付けのマレーシア紙、*The Star*によれば、拉致された3人はいずれもインドネシア人で、武装強盗と共謀していた疑いがあるという。彼らの船室から持ち物、パスポートそして衣服がなくなっており、その後、身代金の要求もない。全部で8人の大型ナイフと拳銃で武装した強盗もいずれもインドネシア人で、ディーゼル油抜き取りの間、18人の乗組員を拘束していた。マレーシア海洋警察のアブドラ・ラヒム副司令は、彼ら3人は8人の強盗と共謀していた疑いが極めて強い、と語った。同副司令は、「横付けした2隻の船に抜き取られたディーゼル油は320万リットルで、時価総額約800万リンギットになる。これだけの量を抜き取るには、少なくとも8時間かかる。この間、救難信号が全く発進されていないことも、幹部3人の共謀の疑いを一層強める要因である」と指摘した。更に、同副司令によれば、盗まれた物品には現金や携帯電話も含まれ、これらの被害総額は5万5,572リンギットにのぼるという。

記事参照：ReCAAP Incident Alert

http://www.recaap.org/DesktopModules/Bring2mind/DMX/Download.aspx?Command=Core_Download&EntryId=336&PortalId=0&TabId=78

Cops suspect captain and chiefs in RM8mil high-sea diesel theft

<http://www.thestar.com.my/News/Nation/2014/04/24/Cops-suspect-capt-and-chiefs-Skipper-first-mate-and-head-engineer-missing-after-pirates-flee/>

Map & Photo: <http://www.odin.tc/pics/naniwamaru1.jpg>

4月26日「EU艦隊、ソマリアの海賊にハイジャックされたダウ船救出」(The Maritime Executive, April 28, 2014)

EU艦隊所属のスペイン海軍海上哨戒機がソマリアの海賊にハイジャックされたダウ船を視認し、その後現場海域に急行したEU艦隊旗艦、ドイツ海軍フリゲート、FGS *Brandenburg* の乗り込みチームが4月26日、ダウ船の乗組員を救出した。ダウ船の船長の話によれば、ダウ船は14日前にソマ

リアの6人の武装海賊にハイジャックされ、アデン湾に向かうよう強要された。海賊は、ダウ船を「母船」として利用する計画であったという。船長によれば、海賊は、スペイン海軍の哨戒機に視認された後、船の電子装備や乗組員の持ち物を盗んで、逃亡した。EU艦隊司令官は、「この事案は、海賊の脅威が依然、現実のものであることを物語っている。EU艦隊による抑止と迅速な対応によって、海賊の活動の自由を奪うことができた」と語った。

記事参照：Somali Pirates Flee Captured Dhow

<http://www.maritime-executive.com/article/Somali-Pirates-Flee-Captured-Dhow-2014-04-28/>

Photo: Brandenburg's Boarding Team approaches the dhow which was held captive for 14 days

<http://eunavfor.eu/somali-pirates-flee-captured-dhow-as-eu-naval-force-applies-pressure/>

5月31日「タイ籍船タンカー、ハイジャック、その後解放」(gCaptain, Reuters, and others, May 31 and June 1, 2014)

クアラルンプールのIMB Piracy Reporting Centerのノエル・チョン所長は5月31日、タイ籍船の精製品タンカー、MT *Orapin 4*が5月31日にシンガポールからインドネシアの西カリマンタンのポンティアナに向かう途中、ハイジャックされた可能性がある、と語った。該船の乗組員は14人で、積荷は燃料油である。IMBによれば、該船は5月27日にシンガポールを出港した後、インドネシアのビンタン島北東23カイリの海域で消息を絶った。

その後、該船は6月1日、タイのバンコク湾に面した、シリラチャ港に無事入港した。乗組員の話によれば、該船は海賊にハイジャックされ、通信設備を壊され、積荷の燃料油を盗まれた。

記事参照：Thai Tanker Feared Hijacked – IMB

<http://gcaptain.com/thai-tanker-feared-hijacked-imb/>

Live Piracy & Armed Robbery Report 2014

<http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre/live-piracy-report/details/144/721>

Photo: MT *Orapin 4*

<http://www.marinetraffic.com/en/ais/details/ships/567177000>

6月4日「NATO、海賊対処作戦を2016年末まで延長」(gCapatin, June 4, 2014)

NATOは6月初め、「アフリカの角」周辺海域でのソマリアの海賊対処作戦、Operation Ocean Shieldを2016年末まで延長することを決定した。2012年5月以降、ソマリアの海賊による船舶のハイジャック事案は発生していないが、海賊はこの海域における船舶の航行にとって依然、脅威となっている。Operation Ocean Shieldには、現在、スペイン、イタリア及びトルコの海軍戦闘艦が参加しており、北はアラビア海、南はセイシエル、西はアデン湾そして東はモルディブまで、西ヨーロッパとほぼ同じ広さの200万平方カイリに及ぶ海域を哨戒している。

記事参照：NATO Extends Somali Counter-Piracy Ops Through 2016

<http://gcaptain.com/nato-extends-somali-counter-piracy-ops-2016/>

6月6日「ソマリアの海賊、3年半ぶりにハイジャック船の乗組員解放」(ABC.net, Reuters, June 8, 2014)

アラブ首長国連邦からケニアに向けて航行中、ソマリア沿岸 1,500 キロの海域で 2010 年 11 月 26 日にソマリア海賊にハイジャックされた、マレーシア籍船のコンテナ船、MV *Albedo* の乗組員の一部、11 人が、6 月 6 日に 3 年 7 カ月ぶりに解放された。解放されたのは、バングラディッシュ人 6 人、スリランカ人 3 人、イラン人とインド人各 1 人である。該船の当初の乗組員 23 人中、4 人は 2013 年 7 月 7 日に該船がソマリア沖で沈没した際に死亡した。1 人は乗っ取り直後に海賊に射殺あるいは病死したと見られている。パキスタン人乗組員 7 人は、2012 年にパキスタン人により集められた身代金が支払われた際に解放されていた。

国連は、現在も 38 人がソマリア海賊に拘束されていると見ている。

記事参照 : Somali pirates free 11 crew of Malaysian-owned cargo vessel MV Albedo

<http://www.abc.net.au/news/2014-06-08/sailors-held-by-somali-pirates-freed-after-4-years/5508124>

6月14日「タンカー積荷抜き取り事案—南シナ海」(The New Saba Times, June 16, and ReCAAP Incident Alert, June 20, 2014)

マレーシア海洋法令執行庁 (MMEA) によれば、ホンジュラス籍船の精製品タンカー、MT *Ai Maru* (1,520 トン) は 6 月 14 日夜、マレーシア東岸沖の約 31 カイリの南シナ海で、3 隻の高速ボートに乗った 7 人の武装強盗に乗り込まれ、積荷のディーゼル油、約 70 万リットル (140 万リットル相当) が抜き取られた。該船はその後、MMEA の巡視船に保護された。該船の乗組員は、タイ人 13 人とインドネシア人の船長である。該船は、シンガポールからタイ湾に向けて航行中であつた。MMEA の運用部長代理は 16 日、乗組員の話によれば、約 3 時間かけて別の船に積荷が抜き取られており、現在、「内部犯行」の可能性について乗組員から調査中である、と語った。

記事参照 : Pirates seize diesel off Johor

<http://www.newsabahtimes.com.my/nstweb/fullstory/78296>

Incident Update Product Tanker, Ai Maru

[http://www.recaap.org/Portals/0/docs/Latest%20IA/2014/Incident%20Update%20Ai%20Maru%20\(14%20Jun%202014\).pdf](http://www.recaap.org/Portals/0/docs/Latest%20IA/2014/Incident%20Update%20Ai%20Maru%20(14%20Jun%202014).pdf)

Photo: MT *Ai Maru* with Malaysian MMEA vessel alongside

<http://www.maritime-executive.com/article/Update-Pirates-Escape-with-Tankers-Diesel-Cargo-2014-06-16>

2. 軍事動向

4月「大躍進する中国海軍—米人ジャーナリスト論評」(National Defense Magazine, April 2014)

ワシントン在住のジャーナリスト、Stew Magnuson は、米誌、National Defense Magazine、4月号(電子版)に、“China’s Navy Takes Great Leap Forward”と題する論説を寄稿し、最近の中国海軍の動向について、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国海軍南海艦隊の2隻の駆逐艦と新型両用戦艦が2月にインドネシアのジャワ島とスマトラ島間のスダ海峡を通峡し、インド洋での訓練を終えて、数週間後、バリ島に近いロンボク海峡とカリマンタンに近いマカッサル海峡を通峡して帰港した。これらの海域を中国海軍艦艇が通過するのは初めてである。今回の通峡は、2013年夏に中国海軍艦艇が宗谷海峡を通峡したのに続くものである。更に、ロックリア米太平洋軍司令官によれば、中国はハワイで夏に実施される、RIMPAC 演習に、3~4隻の戦闘艦を参加させると見られる。ロックリア司令官は、「これは歴史的な出来事である」と語っている。
- (2) ヘリテージ財団の Dean Cheng 上席研究員は、「中国は単に海軍艦艇の隻数を増やしているだけではない。中国は、海洋における拒否能力の広範な基盤を整備しようとしている。その拒否能力は、アメリカだけでなく、周辺国にも影響を及ぼすことは避けられない」と指摘している。議会調査局の海軍問題専門家、R. O’Rourke は2月28日付の報告書で、「中国の海軍近代化には、造修と後方、海軍のドクトリン、人員の質、教育、そして訓練と演習の分野における、改革、改善が含まれている。中国海軍は、中国の近海を越えて運用する能力を着実に備えている」と指摘している。O’Rourke によれば、海軍の近代化計画には、各種の対艦ミサイル、新型潜水艦、航空機、駆逐艦、フリゲート、コルベット及び両用艦艇が含まれ、「プラットホームの数の増大以上に、その能力の向上が顕著である。」
- (3) 中国海軍の最初の空母は多くの関心を集めたが、中国はその後、国産の空母部隊の創設計画を発表した。前出 O’Rourke の報告書によれば、2012年9月に就役した「遼寧」は、通常型空母で、満載排水量6万トン、30機以上の固定翼機及び回転翼機の搭載が可能である。「遼寧」の能力と排水量は米海軍の空母の約半分である。国防省の報告書や専門家は、中国の空母を、「事始めの空母(“starter aircraft carrier”）」と呼んでいるが、中国海軍は、訓練、特に動く空母からの離発着艦という際どい作業を通じて、空母を如何に運用するかを学ぶのに今後数年を要することになる。米海軍退役大佐で、The Center for Strategic and Budgetary Assessments の上席研究員、Jan van Tol は、中国が新たに建造する国産空母は恐らく「遼寧」よりも能力の高いものになると思われるが、何のために空母を建造するのかというのが最大の疑問であり、もし中国がグローバルな海軍力を目指しているのであれば、それには何十年もかかるであろう、と指摘している。Tol は、国産空母が米空母と比べて小型で、能力が劣っていても、東アジア海域においてプレゼンスを誇示し、戦力投射を行うには、十分理に適ったプラットホームになろう、と見ている。Tol によれば、中国は「この地域においてアメリカができることは何であれ、自分達もできることを誇示したいと望んでいる。」米海軍は、今日の空母部隊を建設するのに長い期間をかけてきた。中国はその基礎を学び始めたばかりであり、中国海軍は他国の教訓を学ぶことで時間を節約することができても、実地の運用経験を習得するのは最も時間がかかる、と Tol は指摘している。

- (4) 中国は、攻撃型潜水艦について独自の基準を設定している。中国の潜水艦部隊は隻数が大幅に増えているが、これは中国自身の安全保障のためなのか、それとも他の目的があるのか。海軍情報局 (ONI) の上席分析官、Jesse Karotkin は、1月30日の米議会中国経済安全保障諮問委員会で、中国は、潜水艦部隊を、高度な装備を持つ敵 (アメリカ) による「介入を阻止する」のための決定的な抑止力と見なしている、と証言している。前出 O'Rourke の報告書によれば、中国は、ロシアから購入した 12 隻の通常型潜水艦に加えて、4 艦種の新しい国産潜水艦を保有している。「晋」級 SSBN、「商」級 SSN、及び 2 つの攻撃型潜水艦、「元」級と「宋」級である。ONI は、「晋」級 SSBN の後継艦は 2015 年初めにも配備される可能性がある、と予測している。
- (5) 中国の水上戦闘艦艇も近代化の途上にある。前出の Jesse Karotkin によれば、10 年足らず前までは、中国の水上戦闘艦艇は、性能がばらばらな輸入と国産そして新旧の艦艇が混在していたが、現在の中国海軍は、外国からのライセンス建造の一部艦艇を除いて、国産の兵装を搭載した国内で設計された艦艇に完全に移行している。中国は現在、6 種の新型国産駆逐艦を建造しており、そのほとんどが対艦ミサイルを装備している。ONI によれば、国産駆逐艦は、2015 年までに 28~32 隻になろう。前出 O'Rourke の報告書によれば、「旅洋 III (*Luyang III*)」級駆逐艦は、対地巡航ミサイル、対空ミサイル、対潜ロケット及び対艦巡航ミサイルを発射できる多目的垂直ランチャーシステムを装備する最初の駆逐艦であると見られる。また、前出の Cheng 上席研究員によれば、中国は、駆逐艦とフリゲートを同時に 2~3 隻建造するペースからシリーズ建造に移行しており、建造隻数が急速に増大している。シリーズ建造は、共通の装備、艦隊間の艦艇及び人員の移動を可能にし、そして 1 つの単位としての海軍の行動能力を強化することになり、「これは極めて重要な変化である」と Cheng は指摘している。ONI によれば、中国は 2015 年までに、52~56 隻のフリゲートを保有することになろう。また、中国は最近、コルベット級の艦を導入しており、2015 年までに 20~25 隻を保有することになろう。また、ステルス性能を有する双胴型高速ミサイル艇、「紅稗」級約 60 隻を建造している。このミサイル艇は、8 基の対艦巡航ミサイルを搭載している。
- (6) 「中国の海軍建設が後戻りする兆候はほとんどない。それは非常に秩序だった進捗ぶりである」と Cheng は言う。前出の Van Tol は、「中国は、単に新しい水上艦艇や潜水艦を取得しているだけではない。彼らは、海軍ドクトリンの構築に努力しており、また、多くの時間と資金を訓練に注ぎ込んでいる。即ち、中国は、次の戦争に勝つためには何が必要になるかを体現した真にプロフェッショナルな軍隊を目指して、努力しているのである」と指摘している。

記事参照 : China's Navy Takes Great Leap Forward

<http://www.nationaldefensemagazine.org/archive/2014/April/Pages/China%E2%80%99sNavyTakesGreatLeapForward.aspx>

Graphic: Projected Types and Numbers of Chinese Navy Ships by 2015

<http://www.nationaldefensemagazine.org/SiteCollectionImages/China-Chart-APRIL14.jpg>

4月10日「米海軍、最新揚陸強襲艦受領」(World Maritime News, April 11, 2014)

米ミシシッピ州パスカゲーラの Ingalls Shipbuilding は 4 月 10 日、新型強襲揚陸艦、USS *America* (LHA 6) を米海軍に引き渡した。同艦は 2014 年 2 月に海上公試を成功裏に終えており、

今度、乗組員が艦上で各種の訓練を行い、2014 年後半にサンフランシスコで就役する。同艦は就役後、海兵遠征攻撃軍の旗艦となり、人道的支援、災害救助から陸上部隊に対する航空支援やその他の戦闘任務において、海兵隊遠征部隊を戦略拠点に揚陸させる。*America* 級は、全長 844 フィート、全幅 106 フィート、排水量 4 万 4,971 トンである。同艦はガスタービン・エンジンを搭載し、最大速度は 20 ノットを超える。乗組員は 1,059 人で、搭載兵力は 1,687 人である。同艦は、海兵隊ヘリ、MV-22 Osprey 及び F-35B 統合攻撃戦闘機を装備する海兵隊遠征部隊を乗艦させることができる。

記事参照：U.S. Navy Takes Delivery of Newest Ship

<http://worldmaritimeneews.com/archives/120748/u-s-navy-takes-delivery-of-newest-ship/>

Photo: USS *America* (LHA 6) at builder's trials in the Gulf of Mexico

<http://worldmaritimeneews.com/wp-content/uploads/2014/04/U.S.-Navy-Takes-Delivery-of-Newest-Ship.jpg>

4 月 11 日「米第 7 艦隊関係者、沿岸戦闘艦のアジア戦域での適合性を疑問視」(Bloomberg, April 11, 2014)

米 Bloomberg News は、The U.S. Government Accountability Office (GAO) による 56 頁の「部内限り」の報告書を手に入れたが、それによれば、米海軍第 7 艦隊の関係者は沿岸戦闘艦 (Littoral Combat Ship: LCS) はペルシャ湾のような狭い海域の作戦に適合しているのであり、アジア周辺海域において作戦するための速力、航続距離及び電子戦能力が不足していると指摘しているとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 報告書によれば、その能力の限界から太平洋において効果的に運用できないとすれば、米海軍は LCS の建造隻数を再考すべきであるとしている。また、価格、任務、及び狭隘な沿岸域において作戦を実施するように設計された艦艇の戦闘時における残存性も疑問視している。ヘーゲル国防長官は 2 月 24 日の会見で、財政的制約や能力的限界などから、LCS の建造隻数について、当初計画より 20 隻少ない、32 隻に留める方針を明らかにした。GAO の報告書のタイトルは、“Littoral Combat Ship: Additional Testing and Improved Weight Management Needed Prior to Further Investments”で、ヘーゲル長官の方針を裏付けるものとなっている。
- (2) 報告書によれば、LCS の最初の 2 隻は、重量超過のため速力 40 ノット以上という要求性能を満たしていない。海軍の調達責任者は、上院軍事委員会シーパワー小委員会で、海軍は既に、報告書が指摘するそれぞれの問題点について、それは正しいのか、完全な情報なのかを検討している、と証言している。更に、上述の第 7 艦隊関係者の指摘については、海軍水上艦艇の指揮官は LCS の有効性について疑念を持っていない、と答えた。一方、軍事委員会の共和党筆頭理事、マッケイン上院議員は、LCS 建造計画については 2004 年度以来 120 億ドルを越える支出が議会で承認されており、国防調達システムを破壊する信じられない失敗だ、と指摘した。海軍報道官は、この報告書は既に海軍が包括的に対応に取り組んでいる分野について言及しているが、海軍はこの初めての艦種のあらゆる可能性を把握するため、LCS 建造計画を継続的に見直しテストしている、と語った。
- (3) 報告書は、ロッキード社が建造した、USS *Freedom* の 2013 年のシンガポールにおける 10 カ月間のローテーション展開を検証している。国防省当局者は、USS *Freedom* のローテーション展開を、同盟国に最良の装備を展開させることで国防省のコミットメントを誇示する、アメリカのアジア重視の重要な措置の 1 つ、と強調している。しかし報告書は、今回の展開は「今

後の LCS 展開計画の検討する上で重要な実地の教訓」となったと言えるが、「LCS の構想とその運用に関して重大な不明点が残っている」と指摘している。報告書は、USS *Freedom* が減速器、油圧系統、発電機、及びウォータージェット推進システムといったメカニカルな問題のために 55 日間を無駄にした、と指摘している。一方、LCS の重量の問題について、報告書は、建造社であるロッキード社とヘンダーソン社の仕事ぶりを非難している。報告書によれば、両社は、不完全で、不正確な報告書を何度も提出し、このため、海軍が LCS の重量超過問題を見過ごすことになった。

- (4) ヘーゲル国防長官は海軍に対し、2014 年末までに可能性のある艦艇の選択肢を報告するよう命じた。この選択肢は概ねフリゲートの能力と同等であり、沿海域戦闘艦の改造あるいは新しい艦を含むとしている。

記事参照 : Littoral Ship's Fitness for Asia Questioned by Some in U.S. Navy

<http://www.bloomberg.com/news/2014-04-10/littoral-ship-s-fitness-for-asia-questioned-in-u-s-navy.html>

4 月 11 日「重要性を増す日米海軍協力—米専門家論評」(The Diplomat, April 11, 2014)

米会計検査院 (The U.S. Government Accountability Office: GAO) の国家安全保障と国際関係の担当官、Dr. Elizabeth Guran は、4 月 11 日付けの Web 誌、The Diplomat に、“Dangerous Neighborhoods: U.S.-Japan Naval Cooperation”と題する論説を寄稿し、① 日米間の海軍協力は長年に亘って日米安全保障関係の核心と認識されてきた、② 今日、両国海軍部隊は、海洋における緊張が高まるアジア太平洋地域において、1980 年代に旧ソ連の脅威に対抗したように、再び最前線に立っているとして、日米の海軍協力の在り方について、要旨以下のように述べている。(なお、グラン博士は、最近まで政策研究大学院大学の海外特別研究員であった。)

- (1) 海上自衛隊はこの 10 年間、米海軍とのパートナーシップを大きく前進させ、非常に有能で尊重される海軍戦力になった。海上自衛隊の変貌は、2001 年の 9.11 テロ事件から数カ月後に始まった。海上自衛隊の護衛艦は、インド洋に派遣され、当初米海軍に対して、その後アフガニスタンとその周辺で対テロ活動に参加するその他の国の海軍に対しても、燃料と物資を提供した。その後、海上自衛隊は、人道支援や災害救助活動に加えて、現在進行中の護衛艦と P-3C 哨戒機によるソマリア沖での海賊対処など、地域安定化活動に参加している。
- (2) 海軍は、戦略の明快さを必要としている。それによって、日米両国海軍は、相互の役割と任務を明確にでき、同盟の戦略目標を促進する実際的な演習と訓練を行うことができる。海上自衛隊はこの 10 年間で、今後直面するかもしれない戦略環境の評価に基づいた、予想される役割と任務、そして運用概念を明確にする上で、大きく前進した。更に、日本政府は 2013 年 12 月、初めて日本の安全保障戦略を発表した。防衛力の増強とともに、戦略計画の立案と分析の重視は、同盟関係を強化する。しかしながら、アメリカでは、軍事戦略と運用概念を巡る論議が依然、続いている。同盟国は未だ、こうした動向の全容を知らされていない。更に、国防省が 2012 年に「戦略ガイダンス」を公表したものの、政府は、「アジアにおける再均衡化」宣言を具現する総合的な戦略を未だ開発していない。下院軍事委員会が 2013 年秋と 2014 年冬に再均衡化に関する公聴会を開催し、この問題に対して注意を喚起した。この問題は国内の他の国家的な課題と絡み合っており、それが国際問題と同盟関係においてアメリカの足を引っ張っている。米海軍と同盟国海軍同士の関係にも影響を及ぼしている。

- (3) 日本とアメリカは、1978年の最初の日米防衛協力ガイドラインに至る1970年代半ばに、同様の国内的、国家的な課題に直面した。貿易戦争は日米間で猛威をふるい、また安全保障面でも、安全保障上の課題と脅威の認識に一致はなかった。戦略的コンセンサスに到着することは必ずしも容易ではなかったが、一度これらが解決されると、その後は、安全保障関係にとって最良の時期となった。同盟史上この成功した期間の教訓は、今日、日米両国が当時よりはるかに複雑な国際環境を考慮するに当たって、有益である。
- a. 第1に、脅威認識、及び安全保障環境の見通しと優先順位一要するに結局のところは国益一に違いがあることを念頭に置く必要がある。海軍にとって、脅威認識の差は運用概念の相違に繋がるので、重要な問題である。同盟における核心的関心は、優先順位を巡る論議である。日本の「隣国」は、大方のアメリカ人が認識しているよりもはるかに危険で、そして日本の国家としての意志決定は、この隣国に対する脅威認識に基づいている。中国の挑戦に対処する共通のビジョンを開発することは、優先順位を巡る論議の一部でなければならない。
 - b. 第2に、国家レベルと軍種間レベルにおける、両国の戦略的取り組みを強化すべきである。包括的な地域戦略に資する実行可能な運用概念の開発は、同盟にとって、そして将来的な挑戦の最前線に立つ海軍にとって、不可欠である。1997年の防衛協力ガイドラインを改訂する議論は進行中であるが、同時に戦略議論も行なわれるべきである。日本は、この点に関して指導的役割を果たすことができる。
 - c. 最後に「視覚化 (“visuals”）」である。アメリカは、日本の（そしてアジアの）領土紛争に巻き込まれることを懸念しているかもしれない。しかし、日米安全保障コミットメントの強さを誇示するために、この地域で目につく形で訓練や演習を実施することは非常に重要である。海上自衛隊と米海軍が新しい安全保障上の課題への対処や自国での任務遂行に追われている現在、両海軍は、相互の直接的な取り組みを増す創造的な方法を見出す必要がある。日本の2013年の防衛白書、2013年10月の日米安全保障協議委員会(2+2)声明、そしてその他の日米の主要な政策文書はいずれも、2国間、3国間そして多国間訓練の拡大を勧告している。両国海軍は、例えば、アデン湾におけるように両国海軍が互いに近接して活動している機会を利用したり、グアムやマリアナ諸島などの日本国外の訓練施設を利用したりすべきである。2013年6月にカリフォルニア州沖合で実施された統合両用演習、Operation Dawn Blitzは、目につくインパクトの高い訓練の好例である。
- (4) 日米海軍関係は、より広範な安全保障関係の一部として、数十年間に亘って地域の安定に貢献してきた。北東アジアは危険な地域であり、海洋に関連した危機が深刻な損害を伴う紛争にエスカレートする可能性がある。日米同盟関係は、この地域で生起するかもしれない安全保障上の挑戦に如何に対処するかについて、適切な戦略に根ざした共通のビジョンがなく、深刻な危機に直面している。数十年前に同様の環境下で行ったように、アメリカ（そして陸、海、空軍）はできるだけ早く、この地域に対するコミットメントを縮小する意図がないという明確な再保証を、日本に示す必要がある。この再保証には、以下の3つが含まれるべきである。
- a. 日米両国政府の高官レベルで、脅威認識と安全保障上の優先順位の相違について率直な議論をすること。
 - b. この地域における、そして両国の軍が担うべき役割に重点をおいた共通の戦略ビジョンを開発するという目標を持って、あらゆるレベルにおける戦略的関わりを増やすこと。
 - c. インド・太平洋地域全域において目に見える形で訓練や演習を増やすことで、日米安全保障

パートナーシップの侮り難い強靱性を誇示すること。

米海軍は、両国海軍関係がこれまで以上に重要になっており、そして米海軍にとって長期的なパートナーであることを、海上自衛隊に再保証する重要な役割を担っている。この十年間に培ってきた海上自衛隊の技能と経験は、海上自衛隊を将来にわたって米海軍の掛け替えのないパートナーとするであろう。

記事参照：Dangerous Neighborhoods: U.S.-Japan Naval Cooperation

<http://thediplomat.com/2014/04/dangerous-neighborhoods-u-s-japan-naval-cooperation/>

4月12日「米海軍、新世代駆逐艦命名式」(Mail Online, April 13, 2014)

米海軍は4月12日、新世代の誘導ミサイル駆逐艦、DDG-1000級の1番艦の命名式を行い、USS *Zumwalt* と命名した。艦名は、1970～1974年の間、海軍作戦部長を務めた、Adm. Elmo R. Bud Zumwalt Jr に由来する。USS *Zumwalt* は、排水量1万5,000トンの刃先のような艦首形状が特徴のステルス艦で、建造費は30億ドルを超える。2014年後半に海軍に引き渡され、2016年の就役が予定されている。合計3隻建造予定である。

記事参照：The U.S. Navy's christens its huge \$7bn stealth ship that looks like a fishing boat on radar

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-2603374/The-U-S-Navys-futuristic-ship-Just-Christened-Its-Most-Futuristic-Ship-Ever.html>

Photo: USS *Zumwalt* (DDG-1000)

<http://www.jeffhead.com/usn21/ddg1000.htm>

4月14日「クリミアの軍需企業、ロシア国防省から注文受注」(RT, April 14, 2014)

ロシア紙コメルサントの報道によれば、ロシア国防省はこのほど、国防省の注文を受ける可能性のあるクリミアの軍需企業リストを作成した。リストに挙げられた企業は23社で、その多くが無線電子工学を専門としている。同紙によると、搜索・救難やナビゲーションに関わる装置やセンサーの製造を行う企業の他、造船会社、航空機製造企業も含まれている。企業リスト作成に関し国防省の消息筋は、「これは、プーチン大統領の指示に基づき、ボリソフ国防副大臣の指揮で行われた。現在は、企業の有効な活用案を練り上げているところ」と伝えている。クリミアの軍需産業の生産力の85%以上がセバストーポリとフェオドーシヤに集中している。国防副大臣は「ライセンス等の手続きを完了次第、発注計画に着手する」としている。

クリミアの軍需企業に対し、ロシア国防省が発注を行うことに関しては、シヨイグ国防相が4月4日に、「クリミアの軍需産業の生産・技術能力を有効に活用すべきだ」と、その必要性について言及していた。戦略技術分析センター（Центра анализа стратегий и технологий）の専門家は、「多くのクリミアの企業の生産基盤が著しく老朽していることを鑑みれば、発注だけに満足するのではなく、それに向けた準備をしなければならない」とし、生産工場改修の資金が必要であると指摘している。

記事参照：<http://russian.rt.com/article/27659>

4月22日「インドネシア、新型フリゲート建造開始」(Naval-Technology.com, April 22, 2014)

オランダのDamen Schelde Naval Shipbuilding (DSNS) は4月22日、インドネシアのスラバヤのPT PAL造船所で、インドネシア海軍初のフリゲート、SIGMA 10514の起工式を行った。最初の2隻の内、1番艦は2016年12月に完成予定である。6隻の建造が計画されているが、4隻はPT PAL造船所で建造されるが、残りの2隻はオランダのフリシンゲンのDSNSで建造され、最終工程はPT PAL

造船所で行われる。SIGMA 10514 は、全長 105 メートル、全幅 14 メートル、排水量 2,400 トンで、乗組員は最大 120 人である。2 番艦は、今後 3 カ月以内に起工され、2017 年 10 月完成予定である。

記事参照 : Construction begins on Indonesia's first SIGMA 10514 PKR naval frigate

<http://www.naval-technology.com/news/newsconstruction-begins-on-indonesias-first-sigma-10514-pkr-naval-frigate-4217286>

Image: The Indonesian Navy's SIGMA 10514 PKR frigate

<http://www.naval-technology.com/news/newsconstruction-begins-on-indonesias-first-sigma-10514-pkr-naval-frigate-4217286>

4 月 23 日「訪中のインド海軍戦闘艦、帰国へ」(The Hindu, April 26, 2014)

中国海軍創設 65 周年を祝って中国の青島を訪問していた、インド海軍誘導ミサイルフリゲート、INS *Shivalik* は 4 月 23 日、6 日間にわたる訪問を終えて帰国の途についた。出航に先立って、両国海軍関係者は、今回の INS *Shivalik* の訪問は両国海軍の戦略的信頼関係を深める上で大いに貢献した、と述べた。INS *Shivalik* は 4 月 21 日に、インドネシア海軍も参加して、3 カ国によるハイジャック対処などの演習を実施した。インド海軍の士官は、この演習は米海軍との演習ほどではないが、中国海軍とのこれまでの演習では最もハイレベルであった、と語った。中国海軍当局者は、INS *Shivalik* がアンダマン諸島のポートブレアから青島まで 4,500 カイリを、随伴艦もなく、また上級司令部も座乗せず、大佐艦長のみで航行してきたことに、中国海軍ではあり得ないとして、驚いたという。

4 月 20 日には、呉勝利中国海軍司令員が 15 人の提督を従えて同艦を訪問し、CIC (The Combat Information Centre) 視察を希望し、随員は党中央軍事委員会委員でもある呉司令員が熱心に希望しているとして視察許可を求めたが、インド側は、艦が入港中であり、CIC は施錠されており、また部外者には非公開であるとして、この前例のない申し出を認めなかった。呉司令員と随員はまもなく退艦するという出来事があった。(The Hindu, May 24, 2014)

記事参照 : India, China agree to deepen naval ties after landmark exercise

<http://www.thehindu.com/news/international/world/india-china-agree-to-deepen-naval-ties-after-landmark-exercise/article594822>

4 月 24 日「西太平洋海軍シンポジウム、CUES に合意」(The Wall Street Journal, April 24, 2014)

(1) 中国の青島で 4 月 22 日、23 日両日開催された、「西太平洋海軍シンポジウム (The Western Pacific Naval Symposium: WPNS)」は、22 日に「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (The Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES)」を全会一致で承認した。本紙、The Wall Street Journal が入手した草案によれば、CUES は、軍艦と航空機が「偶然あるいは不意」に遭遇した場合、取るべき戦術的な行動と意思疎通の方法を規定している。CUES は、法的拘束力を持つものではなく、締約国の領海内での遭遇事案には適用されない。米太平洋艦隊ハリス司令官は、会議でのスピーチで、北京が隣国と領有権を争っている南シナ海と東シナ海を含む全ての海域で WPNS 参加国が CUES に拘束されることを期待し、「これはこの地域の海洋における緊張緩和のための重要な前進である」と述べた。一方、中国海軍の呉勝利司令員は、CUES を、「意思疎通を促進するとともに、誤断や誤解を減らす上で、この地域の海軍にとって極めて重要な」画期的文書と評し、「我々は、この機会に、海空における第 1 線部隊に対し、善意と素晴らしいシーマンシップを示すために、意思疎通を促進するよう慫慂する必要がある」と述べた。

- (2) 中国国防부는、南シナ海や東シナ海で CUES を遵守するかどうかを尋ねられて、すぐには返答しなかった。2012 年以降、尖閣諸島周辺で日中両国の軍艦と航空機による遭遇事案がしばしば発生している。南シナ海では、中国海軍や海警局の艦船と航空機が、北京と領有権を争う他の当事国の艦船と航空機と遭遇している。こうした遭遇事案は、2013 年 12 月の南シナ海における中国海軍戦闘艦による米海軍誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* の進路妨害事案を含め、米中間でも発生している。アメリカと一部のアジア諸国の関係当局はこれまで、こうした遭遇事案において海軍艦艇と航空機が相互に意思疎通し、あるいは回避行動を取ることにについて、合意された取決めが存在していないことに懸念を表明してきた。中国と ASEAN は、長年、南シナ海における行動規範 (COC) を協議してきたが、未だ運用上の詳細について合意に達していない。
- (3) アメリカとその同盟国は、十年以上前から WPNS でこの問題を提起し、論議してきた。WPNS は全会一致を原則としており、2 年前の会議では CUES を正式に取り上げたが、中国の棄権によって承認されなかった。米太平洋艦隊当局者は、CUES にはアメリカとその同盟国の多くによって既に使用されている手順が反映されており、「CUES は、洋上の海軍部隊に、不測の事態を避けるために、他国の艦艇に自らの意思を伝える新たな手段を与えるものである。各国海軍は意思疎通を図るために、CUES を活用すると見られる」と述べた。更に、この当局者は、CUES を南シナ海や東シナ海の全域において適用するかどうかについて、米中両国は個別に議論をしなかったが、米海軍は今後、中国海軍艦艇との不測の遭遇事案に当たって CUES を適用することになる、と語った。
- (4) CUES の草案によれば、CUES は意思疎通手段の標準言語として英語を使用し、海軍艦艇と航空機の間で使われる無線周波数を指定している。また、無線による英語での意思疎通に熟達していない場合に備えて、無線機によって意図を伝える場合に使用できる、アルファ、ブラボー、チャーリーで始まる音標文字に基づく用語を指定している。例えば、「ブラボー」は、艦艇が射撃訓練を行っていることを示す。更に、CUES は、照明弾とその他の視覚的方法で示すことができる信号も指定している。黄色か白の発煙筒または照明弾は、潜水艦が水上航走中であるか、あるいは潜望鏡深度にあることを意味する。加えて、CUES は、海軍部隊指揮官に対して、例えば艦艇の艦橋や航空機のコックピットに対する探照灯の照射、砲またはミサイルの照準による疑似攻撃、あるいは他国の艦艇に対する射撃管制用レーダーの照射といった行動を避けるよう、勧告している。

記事参照 : Pacific Navies Agree on Code of Conduct for Unplanned Encounters

<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304049904579517342779110078>

【関連記事 1】

「西太平洋海軍シンポジウム、CUES に合意—米人専門家論評」(The Diplomat, April 24, 2014)

Web 誌、The Diplomat の Shannon Tiezzi 副編集長は、4 月 24 日付の The Diplomat に、“Small But Positive Signs at Western Pacific Naval Symposium” と題する論説を掲載し、「西太平洋海軍シンポジウム」で合意された、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (The Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES)」について、要旨以下のように述べている。

- (1) 西太平洋の海軍関係者が 2 年毎に集まる会議、「西太平洋海軍シンポジウム (The Western Pacific Naval Symposium: WPNS)」は青島で 4 月 22 日、23 日両日開催され、初日の 22 日、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (The Code for Unplanned Encounters at Sea:

CUES)」を全会一致で承認した。このような意思疎通の方式は10年以上前から提案されていた。クアラルンプールで開催された2012年のWPNSでは、中国だけが、(法的拘束力を含む)“code”という用語を嫌って、CUESに反対した。今回合意されたCUESは、海上またはその上空において他国の軍隊に不慮の遭遇した場合に意思疎通を行うための一定の手続きを定めた、法的拘束力のない任意の合意である。CUESの草案を入手したロイター通信は、CUESを、「軍艦あるいは軍用機同士が不慮の遭遇をした場合の行動を規定したハンドブック」としている。意思疎通の通信手段として、英語による定められた用語の使用とカラーフレアの発射などが含まれている。IHS MaritimeのGary Liは、CUESは西太平洋における領有権紛争に何ら影響を及ぼすものではなく、「むしろ、より必要とされている事態を拡大させないためのメカニズム」であると指摘している。中国の分析者も、その効果を緊張緩和に見出している。海軍軍事学術研究所の張軍社副所長は、CUESは「海洋における危機を効果的にコントロールし、国際海域における干渉や衝突のような事故を回避する上で役立つ」と述べている。

- (2) CUESは、意思疎通の不備や誤解を減らすことには役立つが、緊張の根本的原因、即ち領有権紛争とそれを巡る紛争海域への関係各国海軍艦艇の集結に対応するものではない。要するに、CUESは、海洋における対峙を阻止するものではなく、対峙が紛争にエスカレートするのを阻止するための包括的なルールを設定しようとするものである。米太平洋艦隊の当局者は、CUESは洋上における実際の衝突の危険を局限するものではないと指摘している。中国も、CUESに対する中国の支持は領有権主張についての中国の立場におけるいかなる変更も示唆するものではないことを明らかにしている。中国の党中央軍事委員会副主席、范長龍は、「如何なる国も、中国の領土主権、国家安全保障及び開発利権に関して中国の譲歩を期待してはならない」と主張している。
- (3) 全体としてWNPSにおいて歴史的な進展があったわけではないし、誰もそれを期待していなかった。しかし、CUESの合意、河野海幕長と中国海軍の呉勝利司令員の短時間の対話など、小さな進展はあった。現在の領有権を巡る対立が高まっているデリケートな状況下では、少しずつ進展するしかない。

記事参照：Small But Positive Signs at Western Pacific Naval Symposium

<http://thediplomat.com/2014/04/small-but-positive-signs-at-western-pacific-naval-symposium/>

【関連記事2】

「中国、必ずしもCUESを遵守せず—米紙報道」(The Wall Street Journal, April 23, 2014)

- (1) 中国の青島で開催された、「西太平洋海軍シンポジウム(The Western Pacific Naval Symposium: WPNS)」で、4月22日に全会一致で採択された、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準(The Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES)」の議論に関与した中国海軍上級幹部は、中国の艦艇が東シナ海や南シナ海の係争海域で他国の艦艇に遭遇した場合、北京は必ずCUESを遵守するというのではないであろう、と語った。米海軍当局者は、参加国は中国との領有権を巡る係争海域を含む全ての海域でCUESを遵守することを期待する、と語った。しかしながら、CUESは法的拘束力がなく、従って、アメリカが国際水域と見なし、一方で中国が領海の一部と見なす海域で、中国がCUESを遵守するかどうかは不透明である。中国海軍の海上安全保障・安全政策研究室長の任筱峰(Ren Xiaofeng)上級大佐は、WPNSの会場で本紙に対して、CUESが何

時、何処で履行されるかについては、中国とアメリカを含む他国との2国間で議論されなければならないとし、「CUESは勸告であり、法的拘束力がない」と指摘した。任上級大佐は更に、「我々が話し合ったのはルールであって、それを何時、何処で、どのように運用し、適用するかについては、今後2国間の協議に委ねられるべきである」と述べた。

- (2) CUESは、任意規定であり、海軍艦艇と航空機が「偶然あるいは不意」に遭遇した時だけに適用され、しかも各国の領海では適用されない。この2年間、中国は、領有権を主張する海域において海軍活動を活発化しており、他国政府の間に、不測の衝突事故が軍事紛争に発展しかねないとの懸念を高めている。米海軍のグリナート作戦部長は4月23日、米中両国海軍艦艇が遭遇した場合、どのような行動を取るべきかについて、個別に2国間で話し合ってきた、と語った。グリナート作戦部長によれば、既に中国海軍の呉勝利司令員との間で、両国の艦艇同士が遭遇した場合、英語で相互に挨拶を交わすことで合意している。グリナート作戦部長は、「誰からきいても、彼らは期待に応えて来た。そして、彼らは以前より打ち解けてきている。対話は礼儀正しく広範囲である」と語った。グリナート作戦部長によれば、2013年12月の南シナ海における米海軍誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* に対する進路妨害事案でも、この海域で訓練していた中国の新しい空母の艦長が無線を通じて流暢な英語で話しかけてきて、緊張が解消された。グリナート作戦部長は、中国と他のWPNS参加国が今後1年以内にCUESを履行するようになることを期待している、と述べた。
- (3) どの国が何時、CUESを履行するかという問題について、フランス海軍太平洋艦隊司令官は4月23日の会議で、「私は、我々全てが直ちにCUESを履行することを願っているが、一方で、一部の国の海軍がCUESの手順に慣れるためにより多くの時間を必要とするかもしれないことも認識している。長い目で見れば、どの国の海軍がCUESを履行しているか、していないかを認識しておくことは有益であろう」と述べ、CUESのコピーが近く太平洋に展開する全てのフランス海軍艦艇の艦橋に用意されるであろうと付言した。更に同司令官は、WPNSがオンラインのワーキンググループを設置し、それを通じてどの国が何時からCUESを履行できるかを公表し、またCUESの修正を提言することを提案した。アメリカとオーストラリアはこの提案を支持した。中国海軍の丁一平副司令官は、中国がCUESの履行に向けて努力しており、フランスの提案は次回会合で議論されるべきだ、と述べた。

記事参照：China Won't Necessarily Observe New Conduct Code for Navies

<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702304788404579519303809875852>

4月28日「米軍、フィリピン再駐留へ—米比協定調印」(INQUIRER.net, AFP, April 28, 2014)

米比両国は4月28日、オバマ米大統領の訪比に先立って、フィリピンにおける米軍のプレゼンス拡大を可能にする新たな協定に調印した。フィリピンのカズミン国防相とゴールドバーグ駐比米大使との間で調印された、期間10年の、The Enhanced Defense Cooperation Agreement (EDCA)によって、米軍は、フィリピン軍の基地内にフィリピンの管轄下で独自の施設を建設でき、航空機や艦船のローテーション展開を拡大できる。フィリピンの憲法は外国軍の駐留を禁じているため、米軍は恒久的施設を建設しない。米軍の規模や駐留期間については、両国間で今後協議される。

オバマ大統領は28日、アキノ比大統領との首脳会談後の共同会見で、「フィリピン防衛に対する我々のコミットメントは鉄のように堅い。アメリカは、このコミットメントを堅持し、同盟国を決して見放さない。新たに調印されたEDCAによって、より多くの合同訓練や演習が可能になり、フィ

リピン軍の強化に対するアメリカの支援に役立つであろう。米軍は、フィリピン軍の航空基地や港湾へのローテーション展開を始めることができる」と語った。

記事参照：Philippines, US sign defense pact

<http://newsinfo.inquirer.net/597830/philippines-us-sign-defense-pact>

Obama says Philippine pact promotes Asia security

<http://globalnation.inquirer.net/102952/obama-says-philippine-pact-promotes-asia-security>

【関連記事 1】

「米比新軍事協定の内容—セイヤー解説」(The Diplomat, May 2, 2014)

オーストラリアのニューサウスウェールズ大学のセイヤー (Carl Thayer) 名誉教授は、5月2日付けのWeb誌、The Diplomat に、“Analyzing the US-Philippines Enhanced Defense Cooperation Agreement” と題する論説を掲載し、4月28日に米比間で調印された新軍事協力協定について逐条解説をしているが、以下はその要旨である。

- (1) アメリカとフィリピンとの間で4月28日に調印された、Enhanced Defense Cooperation Agreement (EDCA) は、正式な条約ではなく、米比両国間の行政協定であることが特徴である。従って、EDCA は、両国議会上院での批准承認を必要としない。EDCA は、2013年8月から継続されてきた、米比両国間の8回に及ぶ交渉の成果である。フィリピンのデルロサリオ外相によれば、EDCA は当初、Increased Rotational Presence Framework Agreement と称されていたが、名称の変更は、より広範囲な防衛協力に関する包括的な合意を望んだ、米比両国の意向を反映したものである。
- (2) フィリピン大統領府は4月29日にEDCAの全文を公表した。EDCAは、前文と12カ条からなる、10ページに及ぶ文書である。政府報道官は、EDCAを、1951年米比相互防衛条約(The 1951 Mutual Defense Treaty: MDT) に基づく枠組み合意であることを強調している。EDCAの前文は、国際紛争の平和的手段による解決、武力による威嚇や使用の自制といった、国連憲章とMDTに基づく米比両国の義務に言及している。こうした文言は、EDCAが中国封じ込めを狙いとした攻勢的な協定であるとの、中国の批判を躲す狙いであると見られる。重要なことは、前文が、両国が「アメリカがフィリピン領土に恒久的な軍事プレゼンスあるいは恒久的な軍事基地を設けないとの理解を共有した」と述べていることである。それに続けて、前文は、「全てのアメリカによるフィリピン内の施設、区域へのアクセスや利用は、フィリピン側の要請に基づくものであり、フィリピン憲法と国内法を遵守するものとする」と明記している。
- (4) 第1条では、両国間の防衛協力の深化が謳われている。両国軍間のインターオペラビリティの強化を目標として、フィリピン軍の短期的な能力の強化、長期的な近代化の促進、海洋安全保障の維持と発展、及び海洋における状況識別能力の強化などが挙げられている。EDCAはまた、ローテーション配備される米軍部隊に対して、米比両国間で合意されたフィリピン領内の施設、区域へのアクセスを認めている。
- (5) 以下、第2条は、1998年の「訪問米軍に関する地位協定 (Visiting Forces Agreement: VFA)」を含む、EDCAで使用されている重要語句の定義である。第3条は、フィリピン軍施設にアクセスする、米軍部隊と米軍契約業者、及び使用車両、船舶、航空機の定義や条件などを定めている。第4条は、米軍部隊が使用する機材、補給物資などの範囲が網羅されており、米軍は「人

道的支援や災害復旧活動に利用する機材や補給物資」などをフィリピン軍施設に保管することができるが、核兵器の持ち込みなどは許されていない。第5条は所有権に関する規定で、フィリピンは、米軍によって増改築されたものを含め、アクセスを認めた全ての施設、区域に対する所有権を有する。また、米軍は、EDCAの規定に従って、不必要になった提供施設、区域の全部または一部を返還しなければならない。第6条は、提供された施設、区域、及び米軍の資材や個人の保全措置に関する、両国単独の、また連帯による責任を規定している。第7条は、駐留する米軍人に対するフィリピン側の電気や水の供給義務などを規定している。第8条は契約手順で、米軍は規制なしに資材、補給物資やサービスなどの契約締結を認められている。第9条は、環境、健康問題、及び保安措置などを定めている。第10条は、提供施設、区域におけるEDCAの合意事項の履行、及び財政措置に関する両国間の協議規定である。第11条は、両国間の紛争事案解決のための直接的協議規定である。

- (6) そして第12条は、EDCAの効力や改正方法、期間などの規定である。EDCAは口上書の交換によって発効する。追加される付属規定はEDCAの不可分の1部となる。協定本文と追加規定は、両国の文書による合意によって修正できる。EDCAは当初10年間を有効期間とし、その後自動更新となる。いずれの調印国も、EDCA終了の意向を、1年前に文書で通告することができる。
- (7) EDCA調印の日にマニラに到着した、オバマ大統領は、アキノ大統領との首脳会談を行い、その後の共同記者会見を行った。アキノ大統領は会見で、EDCAについて「防衛協力をより高いレベルに深化させることになろう」と強調した。オバマ大統領は、以下のように述べた。「EDCAの調印によって、フィリピンでの目標はより広範囲なものとなった。アメリカは、これまで数十年間、フィリピンとの同盟関係を維持してきたが、21世紀には、その関係をさらに良いものに強化していかなければならない。EDCAの目的は、フィリピン軍の能力強化を図ることであり、海洋安全保障への対処だけでなく、訓練や連携の強化も促進する。EDCAは、フィリピンにおける米軍部隊のローテーションによるプレゼンスを強化する法的枠組みである。米軍のローテーションの時期、態様、展開場所などについては、今後協議されることになっている。これは、東南アジアにおける米軍部隊を再編するテストケースとなるであろう。」
- (8) 重要なことは、米比同盟の要が依然、1951年のMDTであるということである。この点について、フィリピンのデルロサリオ外相は4月30日、「もしフィリピン領土が攻撃されたり、太平洋地域 (the Pacific area) においてフィリピン軍が攻撃されたりした場合、アメリカは、MDTに基づいて、フィリピンに対して軍事支援を行うことになる」と言明した。アメリカは、1999年の外交文書で、南シナ海を「太平洋地域」の一部と見なすことを確認している。しかし、なお未解決で不明瞭な点は、EDCAが、例えば、セカンド・トーマス礁（フィリピン名：アユンギン礁、中国名：仁愛礁）周辺海域における中国海警局巡視船による新たな不法侵入行為などに対して、抑止力となるかどうかということである。中国海警局の巡視船はこれまでに2度、同礁に座礁させたBRP *Sierra Madre* に駐在するフィリピン海兵隊への補給行為を妨害している。BRP *Sierra Madre* は、現在もフィリピン海軍の現役艦である。それにも関わらず、中国の報道官は、同艦を同礁から曳航して引き離すと脅迫している。

記事参照：Analyzing the US-Philippines Enhanced Defense Cooperation Agreement

<http://thediplomat.com/2014/05/analyzing-the-us-philippines-enhanced-defense-cooperation-agreement/>

【関連記事 2】**「フィリピン、米に5カ所の基地へのアクセス容認を計画」(Channel News Asia, May 2, 2014)**

フィリピンは現在、4月28日にアメリカとの間で調印された期間10年の、The Enhanced Defense Cooperation Agreement (EDCA) の下で、米軍のアクセスを認める国内基地の選定作業をアメリカとの間で進めている。フィリピン側の代表を努める、バチノ国防次官は5月2日、フィリピンは3~5カ所の基地へのアクセスを米軍に認める計画である、と語った。それによれば、フィリピンは、マニラ北方約100キロにある Fort Magsaysay を提示している。この基地は、大規模な米比年次演習を受け入れている。バチノ次官は、スービック湾の一部地区へのアクセスも提示していることを認めたが、検討中の他の3カ所については特定しなかった。同次官によれば、両国間の協議は9月末までに終了する予定である。

記事参照 : Philippines to offer renewed US military use of Subic Bay

<http://www.channelnewsasia.com/news/asiapacific/philippines-to-offer/1092906.html>

【関連記事 3】**「フィリピン、米軍にパラワン島の基地提供へ」(GMA News.com, Reuters, May 15, 2014)**

フィリピン国軍のバウチスタ参謀総長は5月14日、フィリピンはパラワン島の未完成の海軍基地を米軍に提供することで、南シナ海に近接した基地に米軍のプレゼンスを期待している、と語った。フィリピンは4月末に、アメリカとの間で軍事協定、Enhanced Defense Cooperation Agreement (EDCA) に調印し、米軍にフィリピン国内の基地施設に対する幅広いアクセスを認めた。バウチスタ参謀総長は、EDCAによって、(南シナ海に面した)パラワン島中部の Oyster Bay の未完成の基地施設の整備がアメリカの資金援助によって促進され、同基地が両国海軍の主要作戦基地になることを期待している、と語った。Oyster Bay から南沙諸島までの距離はわずか160キロである。パラワン島のフィリピン海軍部隊司令官は2013年10月に、Oyster Bay を「ミニ・スービック ("mini-Subic")」にする計画を明らかにしている。一方、スービック湾のかつての米海軍基地は現在では自由貿易港だが、海空軍基地として整備される計画である。バウチスタ参謀総長はまた、マニラ北方の(南シナ海に面した)ザンバレス州の基地、マニラ北方の(フィリピン海に面した)ヌエヴァ・エシハ州の Fort Magsaysay にある陸軍ジャングル戦訓練基地の使用についても、アメリカに提案している、と語った。

記事参照 : PHL may offer US naval base on western Palawan island

<http://www.gmanetwork.com/news/story/361185/news/nation/phl-may-offer-us-naval-base-on-western-palawan-island>

Map: Oyster Bay

<http://itouchmap.com/?c=rp&UF=10688227&UN=11423212&DG=BAY>

4月28日「台湾、太平島での演習実施を公表」(The China Post, April 29, 2014)

台湾立法院の林郁方議員(国民党)は4月28日、立法院外交国防委員会で、海軍が4月10日に台湾が占拠する南沙諸島の最大の太平島で海兵隊による上陸演習を実施したことを明らかにした。林議員は、海軍から演習視察に招待された議員団の一員で、公表に当たっては国防部の許可を得たと語った。それによれば、演習には康定級と成功級フリゲート、及び戦車揚陸艦からなる7隻の戦闘艦が動員され、迫撃砲と対戦車ロケットを装備した2個海兵隊中隊からなる任務部隊が20隻の強襲揚陸

艇に分乗して、敵に占拠された島を奪還する上陸演習を実施した。この演習は2000年以来、最大規模であった。国防報道官は、演習実施を確認したが、詳細には触れなかった。現在、太平島には、130人強の海岸巡防署の隊員が駐留している。

記事参照：Marines conduct a drill on Spratly Islands: lawmaker

<http://www.chinapost.com.tw/taiwan/national/national-news/2014/04/29/406477/Marines-conduct.htm>

5月7日「インド海軍空母、実戦配備」(DNA, May 7, 2014)

インド海軍のドゥーワン (ADM Robin Kumar Dhowan) 総参謀長は5月7日、空母、INS *Vikramaditya* が艦載機、MiG 29K 戦闘機と共に実戦配備されていることを明らかにした。ドゥーワン総参謀長によれば、インド海軍のパイロットは、MiG 29K 戦闘機を同空母から運用している。INS *Vikramaditya* は、2014年1月にロシアから回航され、西岸のカルナータカ州カルワルを母港としている。海軍筋によれば、同空母は既に、西部艦隊で最近実施された演習に参加した。INS *Vikramaditya* は現在、対空兵装を搭載しておらず、今後予定されている最初の補修時に搭載されると見られる。ドゥーワン総参謀長は、コーチの造船所で建造中の国産空母、INS *Vikrant* について、2017年に海上公試を開始し、2018年末までに配備されることになると語った。

記事参照：INS Vikramaditya is operationally deployed: Navy Chief

<http://www.dnaindia.com/india/report-ins-vikramaditya-is-operationally-deployed-navy-chief-1985978>

5月8日「インドネシア西カリマンタンの海軍基地、主要基地に格上げへ」(Antara News, May 8, 2014)

インドネシア国軍のモエルドコ司令官は5月8日、西カリマンタン州の州都、ポンティアナにある(南シナ海に面した)海軍基地が主要基地に格上げされるとの見通しを明らかにした。同司令官は、「格上げの時期は不明だが、将来的に南シナ海情勢が不安定になれば、西カリマンタンとリアウ諸島の海軍基地の格上げが必要となろう」と語った。インドネシアの海洋漁業省によれば、西カリマンタン海域は漁業資源と鉱物資源が豊富で、不法操業の盛んな海域である。西カリマンタン海域は、ナトゥーナ諸島、カリマタ諸島及び南シナ海とともに、Zone III 海域に属し、マグロ、鯖など各種魚類が豊富な海域である。

記事参照：W. Kalimantan naval base to be promoted to naval main base

<http://www.indonesiaheadlines.com/news/w-kalimantan-naval-base-to-be-promoted-to-naval-main-base/>

5月19日「米のアジアへの「軸足移動」、2つの軍事的要素—RSIS 研究員論評」(RSIS Commentaries, May 19, 2014)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のHarshita Kohli研究員は、5月19日付けのRSIS Commentariesに、“Securing US Influence in Asia Pacific: The Military Angle”と題する論説を公表し、アメリカのアジアへの「軸足移動」の軍事的要素として、Air Sea Battleとアジア太平洋地域の同盟国との緊密な軍事関係の構築を挙げ、要旨以下のように論じている。

- (1) オバマ米大統領の最近のアジア歴訪は、「再均衡化」戦略が依然、政権の優先課題であることを、アジア太平洋地域の国々に再保証する試みであった。アメリカのアジアへの「軸足移動」

については、経済的、外交的側面からの議論が盛んだが、軍事的側面を無視することはできない。軍事的側面には、相互に関連する2つの柱がある。1つは中国の接近阻止・領域拒否(A2/AD)の脅威を相殺する Air Sea Battle (ASB) 能力であり、もう1つはアジア太平洋地域の同盟国とのより緊密な同盟関係の構築である。

- (2) 遠隔の戦域に戦力を投射し、戦闘が継続している間、それを維持するアメリカの能力は、軍事史に比類のないものである。アメリカは現在、この能力がアジア太平洋において増大する脅威に晒される可能性を懸念している。中国の増大する軍事支出は、敵のプラットホームや基地を攻撃できる射程と命中精度を持った、巡航ミサイル、弾道ミサイル、空対空ミサイル、空対地ミサイル戦力の強化を重点としている。中国の A2/AD 能力は、敵の兵力投射を妨害し、敵の持続的攻撃から自国の重要な目標を護ることを狙いとしている。他方、ASB 構想は、空、陸、海、宇宙及びサイバースペースにおける能力を統合することで、米軍の指揮官に対して、戦時に戦力を投射し、作戦を持続し、そして敵の A2/AD 能力を破壊するためのより良い能力を提供することを目的としている。米軍は、アジア太平洋地域におけるこうした戦力を整備中である。米空軍は、F-22 Raptor 戦闘機のほぼ 60% をアジア太平洋地域とその周辺に配備しており、F-35 戦闘機の最初の基地も太平洋地域に置くことを発表している。ASB 構想の下、海軍は、2020 年までに 60% の戦力を太平洋に配備する計画である。海軍はまた、現有の Ohio 級 SSBN に替わる新型の SSBN を配備する計画である。
- (3) 加えて、アメリカは、アジア太平洋戦域で遂行する ASB 作戦を支援する域内の同盟国のネットワークを再構築し、強化しようとしている。東シナ海、南シナ海における中国の高圧的な姿勢は、域内のアメリカの同盟国の多くがワシントンとの防衛、安全保障の結び付きを深化させる動因となった。フィリピンは、中国との領有権紛争に対応するため、軍事力を強化しつつある。4 月末には、米比防衛協力に関する協定が調印され、この協定に基づいて、4,500 人の米軍人、海軍艦艇及び航空機がローテーション展開することになる。また、この協定によって、フィリピン軍基地への米軍のアクセスが可能になり、合同訓練によってフィリピン軍の即応態勢が強化されることになる。
- (4) 尖閣諸島をめぐる中国との対立によって、日本の安倍首相は、防衛力を増強しようとしている。米海軍は P-8 海上哨戒機の日本配備を計画しており、これは同機の最初の海外展開となる。米空軍は Global Hawk 無人偵察機のローテーション配備を計画しており、更に、2017 年までに F-35B 統合戦闘攻撃機飛行隊の配備も計画している。一方、日本が新たに取得を計画している装備は空、海装備が主体で、安倍政権が日本の海洋権益防衛を重視していることを明らかに反映している。アメリカは、安倍政権の計画を歓迎している。
- (5) 米韓同盟の主眼は、北朝鮮の脅威対処である。米韓両国は、朝鮮半島において想定される戦争シナリオに基づいて、多くの合同軍事演習を実施してきた。アメリカはまた、アジアで最も重要な2つの同盟国、日本と韓国との間の3カ国対話を立ち上げた。
- (6) オーストラリアは、アメリカのアジアへの「軸足移動」において極めて重要な役割を果たす。ダーウインへの2,500人の海兵隊のローテーション配備に加えて、ココス諸島に米軍の無人偵察機の基地が置かれている。アリススプリング近郊のパインギャップにある衛星追跡ステーションは、CIA と米軍が協同運用する3カ所ある主要な衛星追跡ステーションの1つで、東南アジアを含むその他の地域を偵察する軍事衛星から転送されるデータを分析する重要な施設である。米中紛争の場合には、オーストラリアは、その地理的位置から米軍部隊に対する重要な

後方支援と情報支援を行うことが可能である。西太平洋の米軍基地はより大きな脅威に直面しつつあり、同盟国としてのオーストラリアの支援は、米中紛争における作戦遂行に当たってワシントンにとって重要になるであろう。オーストラリアは、中国の通常弾頭ミサイルの覆域からは安全な距離にあるからである。

- (7) アメリカの再均衡化戦略は、中国封じ込めを狙いとしたものであるかもしれないし、あるいはそうではないかもしれない。しかし、ワシントンがアジアにおいて再構築しつつある同盟のネットワークは、アメリカが域内の同盟国を護る ASB 遂行態勢を万全にするための、将来を見据えた計画であることは明らかである。

記事参照：Securing US Influence in Asia Pacific: The Military Angle

RSIS Commentaries, May 19, 2014

5月22日「EEZ内における軍事的活動の是非を巡る米中の対立—米専門家論評」(The National Interest, May 22, 2014)

米ワシントンの The American Foreign Policy Council (AFPC) の Jeff M. Smith、Joshua Eisenman 両上席研究員は、5月22日付けの米誌、The National Interest (電子版) に、“China and America Clash on the High Seas: The EEZ Challenge” と題する論説を寄稿し、他国の EEZ 内における軍事的活動の是非を巡る米中の対立について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の青島で開催された、「西太平洋海軍シンポジウム (The Western Pacific Naval Symposium: WPNS)」において、参加国は4月22日に「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (The Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES)」を全会一致で承認した。不幸なことに、CUESには法的拘束力がない。洋上で海軍部隊が不慮の遭遇をした場合の通信方法を規定しただけで、領海における事故に対処できないし、漁船や政府公船にも適用されない。そして、恐らく最も重要なことは、CUESが、米中関係における基本的な不安定要因、即ち、EEZ内における国家の権利に関する双方の基本的に相反する解釈の相違に対応できないということである。この解釈の相違は、危険性を内包しており、これまで米中両国の海軍艦艇の間で十数件の衝突事案を引き起こしている。
- (2) 歴史的に、世界の海洋は、2つのカテゴリーに類別される。即ち、国家の主権が及ぶ海岸線から3カイリ幅の「領海」、そして全ての国が無制限に航行できる「公海」である。国連海洋法条約 (UNCLOS) では、「領海」の3カイリから12カイリへの延伸、海岸線から200カイリの EEZ の創設に合意した。EEZでは、沿岸国は、経済開発活動や海洋科学調査などについて排他的権利を有する。アメリカは、UNCLOSに未加盟だが、海洋に関する規定を尊重している。
- (3) 時間が経つにつれ、EEZにおける沿岸国の権利についての解釈の相違が大きくなってきた。アメリカとその他の多くの国は、EEZを公海と同じように扱い、外国軍隊が監視活動を実施する場合、沿岸国の許可を必要としないとしている。これに対して中国は、EEZを領海と同様に扱い、EEZで監視活動を実施する外国軍隊は沿岸国の許可を得なければならない、と主張する。こうした主張は中国だけではない。他に16カ国が中国と同じ立場に立っており、このうち、7カ国はUNCLOSの規定する12カイリを超える領海幅を主張し、3カ国は接続水域を含めた24カイリに対する領海主権を主張している。これらの国には、バングラデシュ、ミャンマー、カンボジア、インド、マレーシア、モルディブ、タイ及びベトナムが含まれている。これらの国の中には、自国の EEZ 内における無許可の米海軍艦艇による活動に対して外交上の抗議を

する国もあるが、米海軍艦艇に対して妨害行為を行うのは、最近では 2013 年 12 月の米海軍誘導ミサイル巡洋艦、USS *Cowpens* に対する妨害事案に見られるように、中国だけである。

- (4) 中国は、米軍のソナー探査のような監視活動は軍事目的にも科学的目的にも利用可能であり、従って、EEZ において沿岸国のみに許されている海洋科学調査と見なされると主張し、米艦艇に対する妨害行為を正当化している。しかしながら、米海軍大学准教授、Raul Pedrozo 退役大佐は、UNCLOS の下では、EEZ における水路測量と軍事的海洋調査を含む監視活動に関しては当該沿岸国の許可を必要としない、と主張する。中国はまた、UNCLOS の下では EEZ 内における一般的な軍事情報収集活動も禁止される、と主張する。しかしながら、UNCLOS は、第 19 条で、領海内における「沿岸国の安全を害する」情報収集活動の禁止を規定しているだけである。更に、中国は、アメリカの EEZ 内において中国艦艇が同じような行動をとることをワシントンは許容しないであろうと論じ、アメリカがダブル・スタンダードをとっていると主張している。この主張は真実ではない。特に、中国が日本の EEZ 内やその周辺で定期的に軍事的監視活動を実施していることを考えれば、この主張は無意味である。
- (5) これまで、アメリカは、EEZ 内での監視活動に対する中国の警告を無視してきた。中国は定期的に、民間船あるいは海軍艦艇による挑発的で無謀な行動をもって対抗してきた。これに対して、米艦艇は、時に妨害行為を無視し、あるいは一旦 EEZ を出て、護衛艦艇を伴って再び戻ってくるといった対応をとってきた。こうした事案の大半は東シナ海か南シナ海で発生しており、海洋調査、水中監視、水路調査、ミサイル追跡、音響調査といった特別な任務に従事する、米海軍の特殊任務艦船が関わっている。また、米海軍は、中国が主張する EEZ 内やその周辺海域において、「航行の自由のための作戦」を実施している。この作戦は、アメリカが国際法規に反すると見なす、海洋権益主張に対する挑戦が狙いである。これらの作戦には、「こうした違法な海洋権益主張を国際社会が受け入れる前例としないために、米艦艇が係争海域を通航すること」が含まれる。
- (6) 2009 年以降の中国のより挑戦的な対外姿勢の特徴は、対決のレッドラインを瀬踏みし、新たな現状を確定することである。フィリピンがスカボロー礁で示したように、アメリカやその他の国が中国の挑戦に直面して対決を避ける時、中国は、首尾良く目的を達成できた。しかしながら、アメリカが決意を示した時、北京は、対決を回避してきたのである。ワシントンは、監視活動、哨戒活動そして航行の自由のための作戦を積極的に継続して行かなければならない。こうした姿勢は、アメリカの国益に適うだけでなく、国内法や国際法に裏付けられたものである。アメリカが UNCLOS に関する中国の解釈を受け入れれば、米海軍艦艇は、世界の海洋の約 3 分の 1 を占める他国の EEZ から閉め出されることになる（世界の海洋、3 億 3,500 万平方キロの内、EEZ は 1 億 200 万平方キロを占める）。これは、アメリカにとっても、また同盟国にとっても受け入れることはできないし、UNCLOS の起草者立も決して想定していなかったであろう。

記事参照：China and America Clash on the High Seas: The EEZ Challenge

<http://nationalinterest.org/feature/china-america-clash-the-high-seas-the-eez-challenge-10513>

6月2日「ベトナム向けキロ級潜水艦6番艦、ロシアで起工」(Naval Technology.com, June 2, 2014)

ロシアのサンクトペテルブルグの Admiralty 造船所で6月2日、ベトナム向けの *Kilo* 級潜水艦の6番艦の起工式が行われた。ベトナムがロシアから総額20億米ドルで6隻の同級潜水艦を購入する契約で、これが最後の6隻目となる。ベトナムには既に2隻が引き渡されており、3隻目が現在、海上公試中で、4隻目が3月に進水し、最後の2隻が建造中である。ロシア海軍筋によれば、3隻目は2014年中にベトナムに引き渡され、残りの3隻は2015年～2016年に引き渡されることになっている。この *Kilo* 改級潜水艦は、ステルス技術が取り入れられており、浅海域での対水上艦と対潜任務の遂行が可能である。速度20ノットで、400カイリの航続距離、45日間の作戦活動が可能で、乗組員は52人である。

記事参照：Work begins on Vietnam's sixth Kilo-class submarine

<http://www.naval-technology.com/news/newswork-begins-on-vietnams-sixth-kilo-class-submarine-4282528>

6月5日「日中間の不測の軍事衝突回避のために必要な措置—米専門家論評」(The National Interest, June 5, 2014)

米ホノルルのアジア太平洋安全保障研究センターの Jeffrey W. Hornung 準教授は、米誌、The National Interest (電子版)に、6月5日付けで、“The East China Sea Boils: China and Japan's Dangerous Dance”と題する論説を発表している。筆者は、論説の前段で、① 5月24日に生じた日中軍用機の異常接近事案とその後の両国の相互非難合戦を憂慮し、こうした状況は危険な結果を招きかねない、② 2001年の中国軍戦闘機が海南島沖合上空で米海軍哨戒機と衝突した事案では、中国のパイロットが死亡し、米海軍機の乗組員が中国に抑留され、問題の最終的解決までに熟練した外交が必要であったが、これは米中間の出来事であった、③ 中国共産党は歴史的なライバルである日本に対して弱さを見せたくないし、また領有権主張でも譲歩する気を持っていないことから、日中間で2001年と同じ事案が発生すれば、この東シナ海版の事案を上手く解決させられると想像するのは難しい、④ 一方で中国のナショナリズムと日本に対する歴史的怨念、他方で対中強硬路線をとる日本のリーダーの存在といった状況が相まって、どのような規模の誤算も制御不能の事態にエスカレートする危険性がある、と指摘した上で、日中間の不測の軍事衝突を回避するための措置について、要旨以下のように述べている。

- (1) 日中間の不測の事態が制御不能の事態にエスカレートする危険性があるが故に、北京と東京は、目を覚まし、事態を管理するために行動する必要がある。まず、日中両国軍の間で明確な航行規則を確立し、それによって不測の事態の可能性を減少させるために、両国は、事故が起きた場合の相互の対応を定め、紛争へのエスカレート防止するための海上における事故対処に関する協定に調印すべきである。同時に、両国は、双方の軍の間のよりよい意思疎通を図るためのホットラインとして、海洋における通信メカニズムを構築すべきである。日本とロシアの間の協定*は、貴重な先例として役立つであろう。
- (2) このような相互の通信メカニズムの構築が困難である場合、次善の代案は、多国間取り決めである。最近の西太平洋海軍シンポジウムで、日中を含む参加国は、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (The Code for Unplanned Encounters at Sea: CUES)」を採択した。CUESは、法的拘束力を持たないが、船舶と航空機が海上で予期しない遭遇にあった時、双方がとるべき安全措置、基本的な通信及び回避行動などの標準的手続きを定めたものである。日中両国はその具体策を検討すべきである。

- (3) 日中間の関係は冷えているが、行動すべき理由がある。両国とも、軍関係者間の戦術上のエラーが紛争に発展するのを望んでいない。日本の軍備が中国周辺諸国の中で最も強力であり、また日本が中国の侵略に対抗するために ASEAN 諸国を団結させようとしている。このことは、中国に対して抵抗することを可能にする安全保障上の重要な変化を画している。従って、北京は、これまで以上に東京との紛争を管理しようとするインセンティブを高めていると見られる。何故なら、北京は実質的に、徐々に団結を強める周辺諸国との 2 正面の戦いを強いられることになるからである。しかし、結局のところ、東シナ海の不安定な状況を管理するためには、日中両国が努力しなければならない。もし両国がその努力に失敗すれば、今後、再びシャングリラ・ダイヤモンドで見られたような日中間の一層激しい非難合戦や、東シナ海上空での挑発行為の頻発など、状況はこれまで以上に悪化するであろう。

記事参照：The East China Sea Boils: China and Japan's Dangerous Dance

<http://nationalinterest.org/feature/the-east-china-sea-boils-china-japans-dangerous-dance-10599>

備考*：日露海上事故防止協定は、自衛隊の艦艇及び航空機とロシア連邦軍の艦艇及び航空機との間の事故の防止を図り、安全を確保することを目的として、1993年10月のエリツィン大統領（当時）の訪日の際に署名された。この協定の規定に従って、年次会合が開催されている。

6月5日「米国防省、中国の軍事力の動向に関する2014年版報告書公表」(U.S. Department of Defense, June 5, 2014)

米国防省は6月5日、中国の軍事力の動向に関する2014年版報告書、Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2014 を公表した。以下、海軍戦力と弾道ミサイル戦力の動向についての記述を紹介する。

1. 海軍戦力の動向

- (1) 現在の中国海軍の戦力組成には、約77隻の主要水上戦闘艦、60隻以上の潜水艦、55隻の中型・大型揚陸艦、及び85隻前後のミサイル搭載小型戦闘艦艇が含まれる。中国海軍は、その作戦展開海域を太平洋とインド洋に引き続き延伸している。
- (2) 中国海軍初の空母、「遼寧」は2013年、大連を離れ、北海艦隊司令部のある、青島に移った。少なくとも、当面青島地区の修理、補給施設が整った深水港の海軍基地を母港とすると見られるが、将来的には、特に空母搭載航空団編成後は、海南島三亜の海軍基地に配備される可能性がある。「遼寧」は2013年を通して各種訓練を実施したが、空母航空団の搭載は2015年以降になると見られる。艦載機、J-15はロシアのSu-33の艦載機型だが、2012年11月26日に「遼寧」から最初の発着艦を実施した。2013年9月までには、最大搭載重量での発着艦が実施された。J-15の戦闘行動半径は1,200キロだが、「遼寧」の飛行甲板がスキージャンプ型のため、空母から作戦する場合は、行動半径と搭載兵装が制約されるであろう。2013年11月には、「遼寧」は初めて南シナ海に展開し、海南島近海で、水上艦との訓練を実施した。今後、3年から4年かけて、艦載機を含む、空母打撃群としての訓練が続けられることになろう。中国は、2013年に初めて国産空母の建造計画を認めており、今後10年以内に複数の空母を建造すると見られる。最初の国産空母は、今後10年間の前半の時期に運用可能になると見られる。
- (3) 中国海軍は、潜水艦戦力の近代化に優先的に取り組んでいる。弾頭ミサイル搭載原潜、「晋(Type 094)」級SSBNの建造が継続されており、現在3隻が実戦配備されており、今後10年間に新

世代のSSBN (Type 096) が建造されるまでに、最大5隻の「晋」級SSBNが配備される可能性がある。「晋」級SSBNは、新型のJL-2 SLBMを搭載する。その推定射程は7,400キロである。これによって、中国は初めて海中発射の核抑止力を備えることになり、「晋」級SSBNが2014年中にも最初の核抑止哨戒活動任務に就く可能性がある。中国はまた攻撃型原潜(SSN)戦力も増強している。2隻の「商 (Type 093)」級SSNは既に実戦配備されており、旧式の「漢 (Type 091)」級を代替する4隻の「商」級SSNの改良型を建造中である。今後10年間で、中国は、巡航ミサイル搭載原潜、Type 095 SSGNを建造すると見られ、潜水艦発射の対地攻撃能力を持つことになろう。最終的に、Type 095は、魚雷と対艦巡航ミサイル(ASCM)を搭載して、伝統的な対艦攻撃任務を果たすことになろう。中国の潜水艦戦力の主力は依然、通常型のSSで、1990年代と2000年代初めにロシアから取得した、Kilo級12隻(内、8隻はSS-N-27 ASCM搭載)に加えて、13隻の「宋 (Type 039)」級、12隻の「元 (Type 039A)」級を保有している。「元」級の兵装は「宋」級と同じだが、AIP(非大気依存推進)システムを装備している可能性があり、最大20隻の建造が計画されると見られる。

- (4) 中国海軍は2008年以降、誘導ミサイル駆逐艦(DDG)、同フリゲート(FFG)を含む、水上戦闘艦の増強に力を入れている。2013年には、新世代のDDGを含む、幾つかの艦種の建造が進められた。「旅洋II (Type 052C)」級は3隻が建造中か海上公試中であり、2015年までに総隻数は6隻になると見られる。「旅洋III (Type 052D)」級の1番艦は2014年中に配備されると見られ、ASCM、LACM(対地攻撃巡航ミサイル)、SAM及び対潜ミサイルを発射可能な中国海軍初の多目的垂直ミサイル発射システム装備艦となる。旧式の「旅大」級駆逐艦を代替するために、これらのDDGは十数隻建造される計画である。「江凱II (Type 054A)」級FFGの建造が続いており、現在15隻が実戦配備され、更に5隻あるいはそれ以上が建造段階にある。これらのDDGとFFGは中国海軍の海域防空能力を大幅に強化し、沿岸基地戦闘機の覆域を超えた「遠海」での作戦行動能力を強化している。
- (5) 中国は、特に東シナ海と南シナ海における沿岸戦闘能力を強化するために、「江島 (Type 056)」級コルベット(FFL)を建造し、2013年に9隻が実戦配備された。更に、20隻から30隻建造されるかもしれない。この艦は、60隻配備されている双胴型高速ミサイル艇、「紅稗 (Type 022)」級とともに、YJ-83 ASCMを搭載可能で、沿岸戦闘能力を強化する。

2. 弾道ミサイル戦力の動向

中国は、2013年11月までに短距離弾道ミサイル(SRBM)を1,000基以上保有するとともに、台湾以遠の域内の目標をも攻撃可能な通常弾頭の中距離弾道ミサイル(MRBM)の配備を継続している。また、CSS-5 Mod 5 (DF-21D) 通常弾頭対艦弾道ミサイルを限定基数配備しつつあり、今後増えていくと見られる。DF-21Dは射程1,500キロを超え、西太平洋における米空母を含む、大型戦闘艦に対する攻撃能力を有する。第2砲兵部隊は、サイロ配備と車載移動式のICBMの増強を続けている。近年、道路移動式、固体燃料のCSS-10 Mod 2 (DF-31A) ICBMが配備されており、このミサイルは射程1万1,200キロを超え、米本土の多くの目標が攻撃可能である。中国はまた、Dong Feng-41 (DF-41) として知られる新型の道路移動式ICBMを開発中である。このミサイルは、複数個別誘導弾頭(MIRV)を搭載すると見られる。

記事参照 : Full report is available at following URL;

[http://www.defense.gov/pubs/2014 DoD China Report.pdf](http://www.defense.gov/pubs/2014_DoD_China_Report.pdf)

6月11日「ロシア最新 SSBN、海上公試開始」(Barents Observer, June 11, 2014)

ロシアの最新の *Borey* 級 SSBN の 3 番艦、*Vladimir Monomakh* は 6 月 11 日、セヴェロドヴィンスクの *Sevmash* 造船所を離れ、白海での海上公試に向かった。ロシアは、*Borey* 級 SSBN を 2020 年までに 8 隻建造する計画である。海上公試は約 2 週間実施され、同艦からの *Bulava* SLBM の発射実験は 7 月から 8 月にかけて予定されている。同艦は全長 170 メートル、潜航速度は 29 ノット、乗員は 107 人で、16 基 (各核弾頭 10 個搭載) の *Bulava* SLBM を搭載する。

記事参照: “*Vladimir Monomakh*” starts sea trials

<http://barentsobserver.com/en/security/2014/06/vladimir-monomakh-starts-sea-trial-s-11-06>

Photo: *Vladimir Monomakh* outside *Sevmash* shipyard in Severodvinsk

<http://barentsobserver.com/en/security/2014/06/vladimir-monomakh-starts-sea-trial-s-11-06>

6月25日「インド、アンダマン・ニコバル諸島北東端の島に沿岸警備隊レーダー基地建設へ」(South Asia Analysis Group, June 25, 2014)

インド海軍の R.S.Vasan 退役准将は、インドの新政権がアンダマン・ニコバル諸島北東端のナルコンダム島における沿岸警備隊レーダー基地の建設を最終的に承認したとのインド国内紙の報道を受けて、6月25日付けの *South Asia Analysis Group* のレポートで、その戦略的意義などについて、要旨以下のように述べている。

- (1) ナルコンダム島 (Narcondam) は、アンダマン・ニコバル諸島では 2 番目に高い海拔約 712 メートルの休火山島で、面積は 6.8 平方キロである。ミャンマーが同島に対する領有権を主張していたが、ミャンマーとの海洋境界の画定に伴い、現在はインド領となっている。レーダー基地建設は沿岸域の安全保障と監視措置の一環として、何年も前から計画されていたが、環境問題から頓挫していた。基地までの取り付け道路の建設、要員 10 人の居住区及びディーゼル発電設備の建設が島の生態系に影響を及ぼすと考えられてきた。前政権は計画を承認しなかったが、新政権は全ての計画を見直し、国家安全保障上避けることのできない計画について早期着工を決定した。沿岸警備隊と海軍は、沖合の島嶼部を含む、全沿岸域に沿ってレーダー基地網を建設することによって、沿岸域の安全保障を強化するため協同している。2008 年 11 月のムンバイにおけるテロ攻撃の教訓から、沿岸域の安全確保のために様々な方策が採られるようになり、7,516 キロに及ぶ全沿岸域に沿ってレーダー網を設置することもその 1 つである。
- (2) 沿岸警備隊は、*The Maritime Zones of India (MZI) Act of 1976* によって、密漁、密輸及び海洋汚染を防止するためにインドの EEZ を哨戒監視するとともに、搜索救難任務を遂行している。沿岸警備隊は、国家の監視能力を強化するために、沿岸域の適切な地点に監視用レーダー設置の任務を付与された。ナルコンダム島は、戦略的要衝であるアンダマン・ニコバル諸島とその周辺海域を監視下に置くために、重要な拠点である。過去には、アンダマン海とその周辺海域は、周辺の他の国の漁船による違法操業が行われ、海洋汚染物質や有毒物質が投棄されてきた。同諸島の島々は、インドにとって戦略的に重要である。同諸島は東南アジアへの海路に繋がる国際貿易・通商の出入り口であるマラッカ海峡に近い。沿岸警備隊は、同諸島に多くの基地や拠点を置いている。マラッカ海峡を通過する貨物量は中国のものが最も多い。最近の推定によれば、マラッカ海峡を通航する船舶は、年間 6 万隻以上に達している。従って、アン

ダマン・ニコバル諸島は、マラッカ海峡やその他の東南アジアの海峡に近接した前哨基地としての地理的利点を持っており、これらのチョークポイントに不穏な動きがあれば、迅速な情報や警報を発信することができる。

- (3) 中国は、アンダマン・ニコバル諸島における如何なる動向も懸念を持って見ている。インドは、本土からだけでなく東西の沖合島嶼部の前哨基地からあらゆる活動を監視できる位置にあるため、インド洋地域における地理的環境はインドにとって大きな優位となっている。アンダマン・ニコバル諸島は、マラッカ海峡や域内のその他のチョークポイントを通してインド洋に出入りする全ての船舶の動きを監視できる位置にある。同島はまた、ココ島の近傍にある。ココ島はミャンマーから中国に貸し出され、以来何十年にもわたって中国の通信傍受施設が存在するとされてきたが、インド軍将校の間では疑問視されてきた。ココ島には、本土から遠隔の島を結ぶために建設された滑走路がある。従って、1つの可能性として、例え中国の恒久的な監視・傍受施設がなくても、インドのミサイル開発・宇宙開発に伴ってインド東海岸での活動が活発化すれば、必要に応じて通信傍受機材を空輸することはできる。
- (4) 近年、中国は、インドが海で接する隣国への関与を強めてきている。西側の一部の専門家は、この中国の動きを、「真珠数珠繋ぎ戦略 (the 'string of pearls' strategy)」という用語や、あるいはインドの喉頭を絞める動きと見ている。本稿の筆者 (R.S.Vasan 退役准将) は、こうした用語やインド洋における中国のプレゼンスの狙いについて、支持していない。中国もインドも、海上交通路によるエネルギー製品の巨大な輸入国である。中国は、海上交通路への貿易依存の高まりを受けて、海上交通路とチョークポイントの安全確保を講じ始めた。ハンバントータ (スリランカ)、グワダル (パキスタン)、バングラデシュ、ミャンマー、及びモルディブへの経済的投資は、アジアの小国への経済的関与を強化するとともに、将来必要とされる時に戦略的優位を確保するための経済的梃子として利用するためである。純粹に解釈すれば、このことは将来、中国海軍艦隊が中国の国益のために中国の支援と経済援助によって建設された域内の深水港に寄港するという選択肢を確保したということになる。インド洋における戦略的な力学計算において考慮されるべきは、この可能性である。
- (5) ナルコンダム島への沿岸警備隊レーダー基地の建設は、ココ島周辺海域における不審な中国の活動を監視下に置くという点からも重要である。設置される沿岸監視レーダーのような監視機材は、北アンダマン海やココ諸島周辺海域における中国海軍の活動の監視を可能にするとともに、密漁、麻薬あるいは武器の密輸、そして海域の安全と国益にとって有害なものを抑止するために、アンダマン・ニコバル諸島に設置される C4ISR (指揮・統制・通信・情報・監視偵察) システムに極めて重要な情報を送信することになる。

記事参照 : India: Importance of Setting up of Radar Station at Narcondam

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1553>

6月27日「RIMPAC 2014、新たな参加国と不参加国」(CIMSEC, June 27, 2014)

米の Center for International Maritime Security (CIMSEC) のリサーチアナリスト、Paul Pryce は、6月27日の“RIMPAC 2014 – The Ins and Outs”と題する論説で、RIMPAC 2014 について、要旨以下のように述べている。

- (1) 隔年開催の2014年環太平洋海軍演習 (RIMPAC 2014) は、6月26日からハワイ近海において始まり、8月1日まで行われる。RIMPAC は、米海軍が主催し、太平洋沿岸各国の海軍が参

加して1971年から実施されているが、RIMPAC 2014は、アジア太平洋地域の軍事戦略において前例のないインパクトのある演習となった。特筆すべきは、中国が初めて参加したことである。2014年初め、アメリカはRIMPAC 2014に中国を招待することを計画していたが、シンガポールで5月31日から6月1日にかけて開催されたアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)の雰囲気から、中国の参加はかなり危ぶまれていた。シンガポールでの過熱した論議の1週間後に、中国は正式に招待を受け入れ、関係者を驚かせた。中国海軍の4隻の戦闘艦が演習に参加した。

- (2) 東南アジアのブルネイも今回初めて参加した。ブルネイ王国海軍は、特に近隣のシンガポール海軍に比較して小規模な戦力ではあるが、2隻の外洋哨戒艦が参加した。これら2隻はブルネイの最新の就役艦で、RIMPACへの参加は、大規模な洋上戦闘行動演習においてこれらの艦の能力を検証する機会となる。ブルネイの参加によってASEAN加盟国の参加が増え、10カ国中、6カ国となった。
- (3) 一方で、ロシアが不参加となった。ロシアは、前回の2012年に初めて参加した。このときは3隻の戦闘艦が参加し、旗艦の駆逐艦、PFS *Panteleyev*はNATO軍によるアデン湾での海賊対処作戦、Operation Ocean Shieldにも参加している。しかしながら、ウクライナ問題を巡るロシアとの緊張が高まったことで、RIMPAC 2014には招待されなかった。ロシアは2014年5月に中国との間で東シナ海において大規模な海軍演習を実施したが、これを別にして、ロシアはクリミア危機以来、太平洋地域での軍事問題では孤立している。ベトナムに潜水艦とその他の艦艇を提供している以外に、ロシアは、東南アジア諸国との安全保障上の関係を構築する機会をほとんど持っておらず、プーチン大統領による東への「軸足移動」も行き詰まっている。このことは、ロシアが持ち得たかもしれないこの地域に対する「ソフトパワー」による影響力の大幅な減退を示唆しており、域内のどの国の政府もプーチン大統領を信頼したり、関わったりすることに躊躇している。

記事参照：RIMPAC 2014 – The Ins and Outs

<http://cimsec.org/rimpac-2014-ins-outs/>

6月27日「ロシア海軍、2050年までに約30隻の掃海艇取得」(RIA Novosti, June 27, 2014)

ロシアのボリス国防次官は6月27日、サンクトペテルブルグのSredne-Nevisky造船所で行われた、掃海艇建造プロジェクトの1番艦、*Alexander Obukhov*の進水式典で、プーチン大統領が5月に承認した建艦計画に従って、ロシア海軍は2050年までに約30隻の掃海艇を取得する、と語った。*Alexander Obukhov*は、排水量890トン、全長61メートル、全幅10メートル、最大速度16.5ノット、乗員44人である。*Alexander Obukhov*は、北洋艦隊に配属される。

記事参照：Thirty Minesweepers to Join Russian Navy by 2050

http://en.ria.ru/military_news/20140627/190735141/Thirty-Minesweepers-to-Join-Russian-Navy-by-2050.html

Photo: Ceremony to introduce the mine countermeasures vessel Alexander Obukhov in St. Petersburg

http://en.ria.ru/military_news/20140627/190735141/Thirty-Minesweepers-to-Join-Russian-Navy-by-2050.html

3. 外交・国際関係

4月1日「フィリピンによる仲裁裁判所への提訴、中国に対する世論戦」(The Diplomat, April 1, 2014)

Web誌、The Diplomatの共同編集長、Shannon Tiezziは、4月1日付けの同誌に、“The Philippines' UNCLOS Claim and the PR Battle Against China”と題する論評を發表し、フィリピンによる南シナ海の領有権問題に関する常設仲裁裁判所への提訴は、中国との領有権を巡る抗争を世界に知らしめる世論戦の一部であるが、この裁判結果は南シナ海の領有権争いに法的な影響力を及ぼすであろうと指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンが南シナ海の領有権問題に関して、国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき中国との仲裁を求めて常設仲裁裁判所に提訴したが、これは大きな国際世論戦の一部である。フィリピンのデルロサリオ外相は3月30日、中国の「9段線」と南シナ海における領有権主張に反駁する、10巻、4,000頁超の覚書を、ハーグの常設仲裁裁判所に提出した。フィリピンは、中国によるフィリピンのEEZを含む南シナ海の広範囲に及ぶ領有権主張はUNCLOSに照らして無効である、と主張している。この提訴は、国際法の専門家が中国の南シナ海における領有権主張の是非を公式に判断する初めての機会となる。フィリピンのデルロサリオ外相は覚書に関する声明で、「この提訴の究極の目的は、我々の国益の保護である。それは、我々の合法的な領海を護ることであり、フィリピンの子供達の未来を護ることでもある。それはまた、南シナ海における全ての国にとっての航行の自由を保障することであり、地域の安全、平和及び安定の維持に資することであり、そして国際法に基づく正当で持続的な解決を求めることである」と述べている。
- (2) 中国の日本に対する世論戦は取り上げられる機会が多いが、フィリピンが中国との領有権紛争について世論戦を仕掛けていることはあまり知られていない。フィリピンによる常設仲裁裁判所への提訴は、国際社会での世論戦の一環である。マニラは、この提訴によって有利な判決を引きだそうとしているばかりでなく、地域において自らを「物言う存在」として印象づけることを望んでいる。フィリピンの指導者たちは、中国が反証を提出することで仲裁裁判に参加することはないであろうと見ている。何故なら、反証はかえってフィリピンの勝利をより確実にするからである。法的決着は南シナ海における現状を物理的に変更するものではないが、マニラの主張が国際的に認知されることになり、フィリピンの世論戦の勝利といえる。
- (3) しかし、仲裁裁判はフィリピンの戦略の一部に過ぎない。国際的なジャーナリストの関心を集める試みも行っている。フィリピンのアキノ大統領は2014年初め、大統領府で90分間も外国取材陣のインタビューに応じている。この中で大統領は、中国をナチス・ドイツに、そしてフィリピンをチェコスロバキアに例え、中国の領有権主張が反宥和的であり、「世界は、中国に対して『もうたくさんだ』と言うべきではないか？第2次大戦を防ぐために、ヒトラーを宥める狙いでチェコスロバキアのズデーテン地方を割譲したのを思い起こすべきだ」と強調した。フィリピンは、中国との紛争現場にも外国人ジャーナリストを連れて行っている。ロイターによれば、フィリピンは、中国と領有権争いをしている、Second Thomas Shoal(フィリピン名: Ayungin Shoal、中国名: 仁愛礁)の拠点(座礁させた揚陸輸送艦)に物資を運ぶ船舶に取材陣を同乗させた。同礁を取り囲む中国船との衝突を回避するために補給船は、方向を変

えざるを得なかった。この間、アメリカ、フィリピン及び中国の航空機は補給船上空を飛行した。確かに、この外国の取材陣を巻き込むというフィリピンの作戦は、国際社会に対して問題の所在を強く訴えるだけでなく、フィリピンの補給船に対する中国の強硬な対応を阻止することになるかもしれない。

- (4) 一方の中国は、こうしたフィリピンの手法に怒りをもって対応した。中国外交部の報道官は最近の記者会見で、「物資輸送船に取材陣を同乗させるという今回のフィリピンの行為は、仁愛礁の領有権を不当に奪うために企画された策略である」と強く非難した。更に報道官は、「中国は、フィリピンが仁愛礁を奪うことを決して許さないし、ASEAN と中国が南シナ海での紛争を平和的に解決することを目指して 2002 年に合意した『行動宣言 (DOC)』を無視して、フィリピンが同礁に建造物を建築することを許さない。フィリピンは、その挑発的な行動によってもたらされる全ての結果について責任を負わなければならない」と強調した。また、外交部洪報道官は 3 月 30 日、フィリピンによる仲裁裁判所への覚書提出に関して特別声明を発表した。この中で、報道官は、① 中国は南沙諸島と周辺海域に議論の余地のない領有権を有している、② 中国は国際的な司法の場による解決ではなく、関係当事国同士による直接解決を望んでおり、フィリピンの今回の覚書提出は、問題の当事国間での解決を規定した DOC の合意に違反している、と指摘した。
- (5) 中国側の反対にもかかわらず、UNCLOS に基づく仲裁裁判は進行し、他の南シナ海の領有権問題にも影響を与える可能性がある。例えば、フィリピンは、スカボロー礁のような部分的に水没してしまう岩礁が 200 カイリの EEZ や 12 カイリの領海の基点となり得るかどうかについて、明確化することを求めている。これに対する法的判断は、フィリピンと中国との領有権紛争だけでなく、南シナ海における各国の領有権主張において重要な法的意味を持つことになろう。デルロサリオ外相は、「2015 年末以前に判決が出るとは予想しておらず、従って、世論戦を続ける時間はまだ十分に残されている」と語っている。

記事参照：The Philippines' UNCLOS Claim and the PR Battle Against China

<http://thediplomat.com/2014/04/the-philippines-unclos-claim-and-the-pr-battle-against-china/>

4 月 7 日「ロシア、中国を視野にベトナムと連携強化—米専門家論評」(The National Interest, April 7, 2014)

米シンクタンク、The American Foreign Policy Council の Stephen Blank 上級研究員は、4 月 7 日付けの The National Interest (電子版) に、「Russia and Vietnam Team Up to Balance China」と題する論説を寄稿し、ロシアは、中国を視野にベトナムとの連携と強化しているとして、要旨以下のように論じている。

- (1) ロシアの東南アジア政策は、中国の台頭とアジアにおける安全保障の趨勢に対する対応を示している。その政策は、モスクワが全体として独自性と戦術的な柔軟性を追求するとともに、地域的安全保障課題に対する発言力確保の手段としてエネルギーと武器輸出に習慣的に依存していることを示している。更に、その政策は、他の大国と同じように、ロシアもアジアにおいて中国に対するヘッジ戦略と呼ばれるものを追求していること示している。即ち、一方では、それは、アメリカとの関係においては中国を支持しながら、他方ではアジアにおける中国の力を抑制しようとしているのである。ロシアがアジアに軸足を移動していることから、東南アジ

アの重要性が増している。その一環として、モスクワは最近、ベトナムのカムラン湾基地に加えて、セイシェルとシンガポールとの間で海軍基地について交渉する意向を明らかにした。当然のことだが、中国はこうした動きを歓迎していない。中国はアジア太平洋地域における安全と安定にロシアの協力を求めたが、ロシアは、アジアで中国の「弟分（“junior brother”）」になることを嫌っている。

- (2) ベトナムは、中国を抑制するために提携相手を求めるロシアの努力を全面的に歓迎している。ベトナムのモスクワとワシントンとパートナーシップは、北京に対する牽制力を強めている。従って、(少なくとも米国に対して) 中ロ友好関係が深化しているといわれるが、実際には、ロシアは、東南アジアにおける中国の侵出に公然と対抗して、ベトナムとのより深い政治軍事関係を促進している。北京は、南シナ海におけるエネルギー開発を中止するよう、モスクワに繰り返し要求してきた。しかし、モスクワは、南シナ海におけるエネルギー開発に関してベトナムに対する支援を強化するとともに、恐らく中国にとって不気味なことに、武器輸出と防衛協力を増大させてきた。ベトナムは、明らかに中国の脅威を抑止することを狙いとして、ロシア製兵器、特に潜水艦と飛行機の主要な顧客となった。ロシアとベトナムは、2001年以降「戦略的パートナー」であり、そして2012年には両国関係が包括的戦略的パートナーに格上げされた。両国の協力関係における最重要分野は、軍事部門である。ベトナムの国防相は、ロシアを、「軍事及び技術協力分野におけるベトナムの最も重要な戦略的軍事パートナー」と位置付けている。ロシアは、ベトナムの潜水艦基地と海軍艦艇の補修施設の建設を支援している。潜水艦基地は、ベトナムが南シナ海における権益保護のためにロシアから購入した、*Kilo*級潜水艦の基地となる。カムラン湾はロシアの海軍基地にはならないとしても、両国は最近、修理と乗組員の休養のためにベトナムの港湾にロシア艦艇が定期的に寄港する取りきめについて協議を始めた。ベトナムは、ロシアから、12機の新型SU-30MK2戦闘機を購入し、*Kilo*級改良型の*Varshavyanka*級潜水艦6隻も導入する。これらは、沖合油田開発に対する脅威に対処し、南シナ海におけるベトナムの海洋権益を擁護し、そして中国の高圧的攻勢を抑止するための、ベトナムの戦力近代化計画の一環である。こうしたベトナムのロシアとの軍事関係の強化は明らかに、南シナ海における中国の高圧的な意図と行動に対抗することが狙いである。ベトナムは、アメリカ、ロシア及びインドから外交的、軍事的支援を受けているだけでなく、ロシア、スウェーデン、イスラエル及びその他の国から武器を購入している。中国パワーに対抗するために、多くの国とのパートナー関係を構築しようとするベトナムの努力は、驚くには当たらない。
- (3) しかし、ロシアの行動は、明らかに中国を驚かせ、うろたえさせた。ロシアの政策は全般的なモスクワのアジアへの「軸足移動」の一環であることが明白であり、恐らく中国は驚くべきではなかったであろう。太平洋におけるモスクワの行動は、中国の益々高圧的な政策が、その隣国とロシアを含む他のアジア諸国による、北京の政策を牽制するために協働する新たな方策を呼び起こさせるといふ、戦略的論理を裏付けるものであった。従って、中ロ友好関係は、少なくともアジアの地域的安全保障課題に関して、ある種の見せかけに過ぎないのではないか。そうだとすれば、中ロ両国の結び付きは、アメリカにとってそれほど危険でないかもしれない。しかし、アジアでは、ロシアや中国のような大国によって、更にはベトナムのような益々力を付けてきている中級パワーによって、既に複雑化しているアジアの安全保障課題に対する支援と影響力を巡る抗争に、一層拍車がかかることになるかもしれない。

記事参照 : Russia and Vietnam Team Up to Balance China

<http://nationalinterest.org/commentary/russia-vietnam-team-balance-china-10195>

4月7日「南シナ海の領有権主張国、中国の高圧的政策に対抗—セイヤー論評」(The Diplomat, April 7, 2014)

オーストラリアの The University of New South Wales のセイヤー (Carl Thayer) 名誉教授は、4月7日付の Web 誌、The Diplomat に、“South China Sea: Regional States Push Back Against China” と題する論説を寄稿し、南シナ海における領有権主張国は中国の高圧的政策に対抗し始めたとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国と ASEAN 加盟国の当局者は 3 月 18 日、2013 年 9 月に始まった南シナ海での行動規範 (COC) に関する協議を再開するために、シンガポールで会合した。この会議の 9 日前に、Second Thomas Shoal (フィリピン名 : Ayungin Shoal、中国名 : 仁爱礁) 周辺に展開する中国の公船が、同礁のフィリピン海兵隊の拠点への定期的な補給を妨害するという先例のない措置に出た。3 月 9 日、Second Thomas Shoal のフィリピン海兵隊の拠点への定期的な補給のため Second Thomas Shoal に向って航行していた 2 隻のフィリピンの国旗を掲げた民間船が、中国の 2 隻の沿岸警備隊 (海警) の巡視船に阻止され、出港した港に戻るよう命令された。補給船は、Second Thomas Shoal の拠点、座礁させた揚陸輸送艦、BRP *Sierra Madre* (フィリピン海軍の現役艦) のフィリピン海兵隊への補給品を輸送していた。この事案は、中国の公船が物理的な妨害をした最初の事例であった。フィリピンは、駐比中国大使館幹部を外務省に呼び出し、抗議覚書を手交した。この中で、フィリピンは、中国公船の行動が「フィリピンの権益に対する明確で、緊急の脅威」であると非難した。米國務省報道官は、「これは、緊張を増大させる挑発的な行為である。南シナ海における領有権問題が解決されるまで、現状を維持しようとする関係当事国の努力に対する干渉があってはならない」と述べた。中国外交部は、フィリピンが 2002 年の南シナ海に関する行動宣言 (DOC) に違反して Second Thomas Shoal に構造物を構築しようとしたと非難した。この発言は、DOC が出される 3 年前に、フィリピンが Second Thomas Shoal を占有したという事実を無視している。その後、フィリピンは、空中投下による再補給を行い、3 月 29 日には、再び船による補給を開始した。フィリピンの補給船は、中国の公船が追跡するには浅すぎる海域を通り抜けることによって補給した。この予想外の出来事に、中国外交部報道官は、フィリピンが中国の領域を不法に占有したとして非難した。4 月初め現在も睨み合いが続いている。
- (2) フィリピンは 3 月 30 日、10 巻、4,000 頁超の覚書を、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づき海洋紛争を調停する常設仲裁裁判所に提出した。この覚書は当初 1 月に作成されたが、Second Thomas Shoal 事案が書き加えられた。フィリピンは、提訴を取り下げ、2 国間の直接交渉を再開するよう要求する、中国の激しい圧力にもかかわらず、覚書を提出した。中国外交部は 3 月 30 日、フィリピンに対して、DOC を遵守するよう求めるとともに、「紛争を解決するために、2 国間での交渉という正しい道に戻るべきだ」と要求した。翌日、中国駐在のフィリピン大使が外交部に呼ばれ、仲裁裁判に対する「強い不満と絶対反対」を通告された。
- (3) 一方、インドネシアの国防当局者は、南シナ海における中国の高圧的政策とこれがインドネシアに及ぼす影響について懸念を強めている。インドネシア国軍司令官、モエルドコ大将は 2 月 27 日、インドネシアはナトゥーナ諸島周辺での軍事プレゼンスを増強すると発表した。同司令官に

よれば、ナトゥーナ諸島が戦略的に重要な位置にあることから、海上、陸上及び航空戦力の増強は、南シナ海において予想される不安定に対応するために必要であり、インドネシアとインドネシア国軍のための早期警戒システムとして役立つ。この発表は、同司令官が中国を訪問し、南シナ海の領有権紛争におけるインドネシアの中立を再確認して帰国した直後に行われたもので、特別な重みを持つものであった。インドネシアは、リアウ諸島のラナイ空軍基地への統合レーダーの設置に加えて、滑走路と誘導燈などの基地施設の大幅な改修工事を完了している。この基地には現在、Hawk 109/209 型軽戦闘機が展開している。更に、インドネシアは、滑走路を延伸して、より高性能の F-16 制空戦闘機とともに、Su-27 と Su-30 ジェット戦闘機を配備するためにハンガーを新設する計画である。インドネシアは、韓国から 3 隻の Type-209 在来型潜水艦とオランダから 2 隻の *Sigma* 級フリゲートを取得することになっている。

- (4) インドネシアの政治・法務・治安担当調整相の防衛戦略を担当するザイーニ空軍准将は 3 月 12 日、中国がナトゥーナ諸島の一部を南シナ海における「9 段線」の中に含めていることが「インドネシアの統一」に影響を及ぼす、と述べた。インドネシアは 3 月下旬、ASEAN 加盟国と対話パートナーを含む 17 カ国が参加する多国間海軍演習、Komodo の開会式を開催した。この演習は、ナトゥーナ諸島を含むリアウ省周辺海域で行われる。統合海上演習の統括官、アマラルラ准将は、Komodo 演習の背景にあるインドネシアの政治的狙いについて、単刀直入に語っている。インドネシアのメディアが 3 月 28 日に報じたところによれば、アマラルラ准将は、この演習の重点は災害救助活動における海軍能力にあるが、インドネシアはナトゥーナ諸島海域に侵出する中国政府の高圧的姿勢を警戒しており、インドネシアの国内法によってナトゥーナ諸島がインドネシアの一部であることを明確にする、と強調している。またアマラルラ准将は、ナトゥーナ諸島がインドネシアの領海に含まれることを明示した演習海図を海軍が配布することになっており、「従って、全ての演習参加国は外交的にインドネシアの海洋境界を認識できるだろう」と語った。
- (5) 一方、フィリピンのアキノ大統領は 3 月 16 日、フィリピン陸軍士官学校の卒業式のスピーチで、合計 6 億 7,000 万ドルに上る新たな武器調達契約を発表した。この予算は、12 機の韓国の FA-50 多用途戦闘訓練機（4 億 2,000 万ドル）、8 機のカナダの Bell 412 汎用戦闘ヘリコプター（1 億ドル）、及び 2 機の対潜ヘリコプターの購入に当てられる。FA-50 は 2015 年に導入され、数年前に解隊された戦闘航空団が復活、編成される。フィリピンは既に 2017 年までに 400 億ペソ（8 億 9,000 万ドル）の支出を計画しており、2 隻のフリゲート購入の入札は終わっている。また、5 隻の巡視艇の取得のためにフランスと、数隻の多用途戦略輸送艦の取得について韓国と、それぞれ交渉中である。
- (6) ベトナム紙、*Thanh Nien* の 3 月 24 日付けの報道によれば、ベトナムは、西沙諸島周辺海域における中国公船によるベトナム人漁師に対する暴行事案について、中国政府に調査を要求した。また、ベトナムは、漁具と漁獲の損失に対する賠償も要求した。その一方で、ベトナムは、*Kilo* 級改良型（*Varshavyanka* 級）潜水艦 6 隻の取得ペースを速めた。ロシアは 3 月 2 日、サンクトペテルスブルグの造船所で、3 隻目の潜水艦、HQ184 *Hai Phong* を引き渡し、同艦は現在、海上公試中である。3 月末には、2 隻目の潜水艦、HQ183 *Ho Chi Minh City* がカムラン湾に配備され、4 隻目の潜水艦、HQ185 *Khanh Hoa* がロシアのサンクトペテルスブルグの造船所で進水した。ベトナムは 4 月 4 日、カムラン湾で最初の 2 隻の潜水艦の艦旗掲揚式典を実施した。
- (7) インドネシアは、マレーシアと同じように、自国管轄海域における中国の挑戦への対応に当た

って、慎重であった。「穏便に、穏便に」というジャカルタのアプローチは、中国主導型の対決事案の減少には繋がっていないようである。中国は2014年になって、益々高圧的になっている。南シナ海上空へのADIZの設定権利の主張、南シナ海のほぼ60%近い海域における漁業の禁止、マレーシア沖のJames Shoal海域における艦上での主権防衛宣言、Second Thomas Shoalの海兵隊へのフィリピンの補給に対する阻止行動、フィリピンの国連仲裁裁判への覚書提出に対する外交上の高圧的姿勢など、中国の公船と領有権当事国の艦船とのあまり公にならない遭遇事案と相まって、フィリピン、ベトナムそして注目すべきはインドネシアまでも対抗手段を推し進めている理由が、十分理解できる。

記事参照：South China Sea: Regional States Push Back Against China

<http://thediplomat.com/2014/04/south-china-sea-regional-states-push-back-against-china/>

4月14日「プーチン大統領、オホーツク海の大陸棚画定について指示」(Российская Газета, April 14, 2014)

4月14日付けロシア大統領府のウェブサイトによれば、プーチン大統領は、ロシア外務省、国防省、連邦保安局をはじめとする関係省庁に、2014年7月までに、オホーツク海中心部がロシアの大陸棚の一部と認定されたことに対して、それぞれの効果的な提案を提出するよう指示した。この他、国防省に対して、「水路通報」には、ロシア連邦のオホーツク海の大陸棚は、ロシアのEEZの限界線である基線から200カイリを超えて中心部も含まれているとの情報を載せるよう指示した。ロシア外務省は今後、国連事務総長を通じ、用意した海図と測地資料やロシアの大陸棚外側の限界線を明記した、しかるべき情報を提出する。これは、プーチン大統領の指示に基づき2015年3月1日までに行われる。

記事参照：<http://www.rg.ru/2014/04/14/shelf-anons.html>

【関連記事】

「大陸棚限界委員会、オホーツク海中心部をロシアの大陸棚と認定」(Российская Газета, March 15, 2014,)

イタルタス通信によれば、ロシア天然資源環境相は、国連大陸棚限界委員会(CLCS)が3月11日、オホーツク海中心部の5万2,000平方キロに及ぶ海域(注：オホーツク海沿岸からEEZ境界線を引くと真ん中にできる、enclaveのこと。地図参照)を、ロシアの大陸棚の一部と認めたことを公表した。天然資源環境相によれば、既にCLCSから正式な認定書類を受け取っており、委員会の決定は最終的なもので、翻ることはない。今後はこの中心部にもロシアの管轄権が及ぶことになる。天然資源環境相は、「地質学者によれば、この海域には10億トンを超える炭化水素資源があり、ここで発見される全ての資源はロシアの国内法に基づいて採掘される」と強調した。(なお、日本政府は、オホーツク海大陸棚に関するロシアの申請に異議を唱えていない。)

天然資源環境相はまた、北極海の大陸棚延長申請に関して、申請の準備は2014年秋にも整うとしながら、国連大陸棚限界委員会への申請の提出時期については、他国がどのように主張するかによると述べた。

記事参照：<http://www.rg.ru/2014/03/15/reg-dfo/anklav-anons.html>

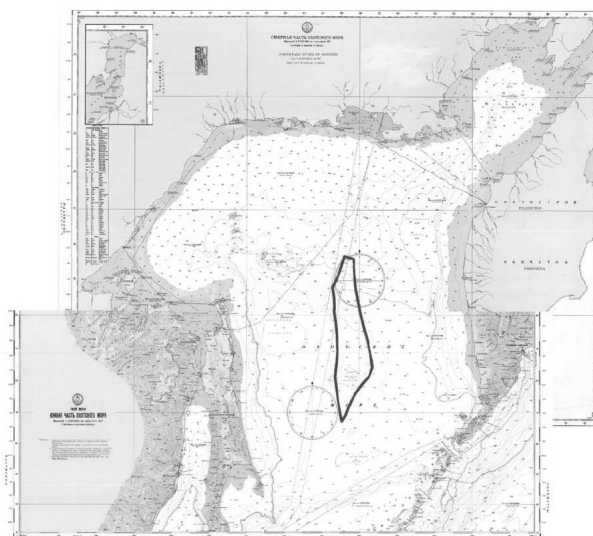
Note: SUMMARY OF RECOMMENDATIONS OF THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF IN REGARD TO THE PARTIAL REVISED

SUBMISSION MADE BY THE RUSSIAN FEDERATION IN RESPECT OF THE SEA OF OKHOTSK ON 28 FEBRUARY 2013

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev13/2014_03_13_COM_REC_RUS_Summary.pdf

なお、日本政府の口上書については以下参照；

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev13/2013_05_23_JPN_NV_UN_001.pdf



オホーツク海中心部の enclave

Source: http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev13/2014_03_13_COM_REC_RUS_Summary.pdf

4月16日「南シナ海の領有権紛争解決における台湾の役割—CSIS 専門家」(PacNet, Pacific Forum CSIS, April 16, 2014)

米シンクタンク、The Center for Strategic and International Studies (CSIS) の上級研究員、Bonnie S. Glaser は、4月16日付けの PacNet に、“A Role for Taiwan in Promoting Peace in the South China Sea” と題する論評を發表し、南シナ海の領有権紛争において台湾が果たすべき役割について、要旨以下のように論じている。

- (1) 台湾は、東シナ海をめぐる外交において、創造的でかつ建設的な役割を果たしている。しかし、南シナ海においては、台湾は、依然として沈黙を保っている。南シナ海における不安定の主たる要因は、9段線にある。9段線は、1947年に中華民国政府が作成した11段線を起源とする。台湾は、9段線の意味を明確にするとともに、海洋における領有権主張を、国際法、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) に準拠させることによって、南シナ海における緊張を緩和するために積極的なアプローチを取るべきかどうか、真剣に検討しなければならない。UNCLOS は、領有権の根拠が陸上起因であることを規定している。UNCLOS は、EEZ や大陸棚外側限界の延伸を主張するための根拠として、「歴史的権原」を認めていない。
- (2) 台湾がとり得る最初の措置は、中華民国の歴史資料を渉猟し、11段線を引いた当初の意図を

完全に把握することである。次に、台湾は、領有権を主張する島嶼の内、200 カイリの EEZ を主張できる島はどれか、そして 12 カイリの領海しか主張できない（人間の居住または独自の経済生活を維持できない）岩礁はどれか、を確認しなければならない。UNCLOS に準拠すれば、南シナ海の中央部の島であれば、完全な 200 カイリの EEZ を主張できよう。しかし、同じく領有権を主張する ASEAN 各国の本土や群島に近い島々の EEZ は、台湾が領有権を主張する島と他の領有権主張国に属する陸地との間の中間線までに制限される。

- (3) 領有権主張の根拠を明確にすることで、台湾は、自国が南シナ海において重要な権益を有しており、領有権紛争に対処するに当たって建設的な役割を果たす意思があることを、周辺諸国および国際社会に認知させることができる。ASEAN 諸国は、南シナ海における領有権紛争を国際法に従って平和的に解決することに合意しており、台湾の国際法に準拠した領有権主張を歓迎するであろう。台湾のアプローチに対応して、ASEAN は、南シナ海における行動規範(COC)作成のための中国との協議に、台湾を入れることを支持することで応えることになるかもしれない。最も重要なのは、台湾の行動は、11 段線を起源とする 9 段線による領有権主張の根拠を明確に示すよう、北京に圧力をかけることになることであろう。中国が台湾の行動に倣って、UNCLOS に基づいてその領有権主張を明確にした場合、領有権主張が重複する海域を、共同開発を含め、如何に管理するかについて議論することができ、この地域の平和と安定を強化することになる。
- (4) 北京は、台湾のこうしたアプローチを歓迎しないであろう。中国は、海峡の兩岸がともに「共通の」領有権を主張しているとする、台湾との共同歩調を望んでいる。しかし、馬政権は、こうした協力を拒否してきた。台湾による自らの国益に基づく南シナ海における領有権主張の明確化が、兩岸関係の改善という近年の趨勢を逆転させることになることは、考え難い。馬総統が提案した「東シナ海平和イニシアチブ (The East China Sea Peace Initiative: ECSPI)」や日台漁業協定は、間違いなく中国を刺激したが、それが緊張激化の原因になったり、他の分野における兩岸の協力を妨げたりすることにはならなかった。台湾にとって、南シナ海における領有権紛争の当事国として、また法治国家として、肯定的な模範を示し、東アジアにおける海洋紛争の管理と最終的な解決のための平和的なプロセスを提示する機会である。

記事参照：A Role for Taiwan in Promoting Peace in the South China Sea

<http://csis.org/files/publication/Pac1430.pdf>

4 月 24 日「オバマ政権は同盟国を守る姿勢を示せ—ヘリテージ財団研究員」(The Foundry, The Heritage Foundation, April 24, 2014)

米中央情報局 (CIA) や国防情報局 (DIA) における通算 20 年以上の勤務経験を有する Bruce Klingner、ヘリテージ財団アジア研究センター主任研究員は、4 月 24 日付けの同財団の Web 上において、先般の日米首脳会談におけるオバマ米国大統領の発言などを好意的に受け止めた上で、中国の領有権主張に対抗するためにも、オバマ政権はアジアにおける軍事的なプレゼンスを維持し同盟国を守るという姿勢を明示すべきであると指摘して、要旨以下のように論じている。

- (1) 日本訪問中のオバマ大統領は、日本の実効支配する尖閣諸島が、日米安保条約の適用範囲内であることを公的に確認した。中国は、同諸島の領有権を主張し、南シナ海での領有権問題でフィリピンに対して行ったように、最近では、日本に対する直接的な威嚇行為を行っているが、安倍首相との共同記者会見においてオバマ大統領は、「日本の安全保障に対する認識が揺らぎ

ないものであり、日米安保条約第5条は尖閣諸島を含めた日本の施政下にあるあらゆる領域に適用される」ことを強調したのである。

- (2) このオバマ大統領の発言は、日本の安全保障に関する彼にとって初めての公的な意思表示となったが、これは歴代大統領によって受け継がれてきた長年の方針を踏襲したものである。オバマ大統領は、この問題に関してはいわゆる「レッドライン」を引かずに対応することのみを表明し、具体的な対応方針などについては明言を避けたが、2004年に当時のアミテージ国務副長官は、「日米安保条約に従い、日本本土や日本の施政下にある領域へのあらゆる攻撃は、アメリカへの攻撃とみなす」旨を述べている。また、日中両国間で尖閣諸島の領有権が大きな外交問題として浮上していた2010年には、当時のクリントン国務長官が、「尖閣諸島は日米安保条約の適用範囲内であることは明確であり、アメリカは日本を守る義務がある」旨を述べている。
- (3) これら米政権高官による日本の安全保障に関する公式見解の表明は、近年の中国による東シナ海や南シナ海における軍事的・経済的な強迫行為、挑発的な発言、そして国際法上認められた以上の領有権主張、といった極めて高圧的な言動に起因している。また、2013年11月に中国は、尖閣諸島を含む東シナ海に対して防空識別圏（ADIZ）の設定を宣言し、同空域の維持のために軍事力の行使をも示唆したが、これに対してアメリカは、軍事衝突の可能性を高める挑発的行為だとして強く非難した。
- (4) 中国は、日本を東アジア地域の安全保障に関する脅威だと印象付けることで、自身の高圧的な振る舞いから目を逸らさせようとしている。中国の好戦的な行動は日本の防衛力強化の動きを招いたが、これは自国領土を守るという意識の表れにすぎないにも関わらず、中国は1930年代の日本帝国主義の復活だと、誤った印象を喧伝している。従ってアメリカは、安倍首相の防衛政策の見直しへの支持を継続すべきであろう。オバマ政権は、今後も継続されると考えられる中国の領有権主張に対して強硬な姿勢を保持すべきである。しかし、こうした政策を有効にするためにも、国際法を支持するとともに、同盟国を護るというアメリカの原則的なメッセージは、軍事予算の削減という危険な流れを止め、米軍の強力な前方展開プレゼンスを維持し、同盟の強化や近代化を図り、そして中国による武力行使の威嚇に対抗するといった、アメリカの確固たる行動に裏付けられていなければならない。

記事参照：Amid Chinese Aggression, Obama Affirms U.S. Defense of Japan's Senkaku Islands
<http://blog.heritage.org/2014/04/24/amid-chinese-aggression-obama-affirms-u-s-defense-japans-senkaku-islands/>

【関連記事】

「日本が米国に対して不信感を抱く 4つの理由—マカオ大学准教授」(The Diplomat, April 29, 2014)

中国の外交問題やアジアの安全保障問題を専門とするマカオ大学の Dingding Chen 准教授は、4月29日付のWeb誌、The Diplomat に、“4 Reasons Why Japan (Still) Doubts US Security Assurances” と題する論説を掲載し、4月24日の日米共同声明で、尖閣諸島が日米安全保障条約の適用範囲内である旨、明言されたにもかかわらず、依然として日本は、アメリカが本当に日本のために安全保障上の行動をしてくれるのかについて不信感を抱いており、それには4つの理由があると指摘して、要旨以下のように論じている。

- (1) 日本は、自国の安全保障にどれだけアメリカが関与してくれるかについて懐疑的な面がある。

日米首脳会談で発表された日米共同声明では、米政府として初めて、「日米安全保障条約の下でのコミットメントは、尖閣諸島を含む日本の施政下にあるすべての領域に適用される」と明言した。これは今回の首脳会談の唯一の成果といえよう。

- (2) アメリカが、尖閣諸島を護る日本の立場や行動を支援すると書面で明確に保証したのだから、日本は安心感を得たのではないか。しかし日本側からすると、今回のオバマ大統領の訪日でも、日本の安全保障へのアメリカのコミットメントに対する信頼は、まだ十分にはなっていないようである。一部の学者は、日本が抱く不安感は根拠もなく非合理的だというのが、それは誤りである。なぜ日本はまだ不安を抱くのかについては、次の4つの理由が指摘できる。
- (3) 1つ目の理由は、あらゆる国家間同盟に内在する問題であるが、同盟のもたらす信頼関係は完全ではあり得ないということである。基本的に、被同盟国 (a client state) は、同盟国 (a patron state) が無条件に支援してくれるものと考えて、無謀な行動に走る傾向がある。その結果、同盟国は、不必要な対立や戦争に巻き込まれることになりかねない。この危険な陥穽の故に、同盟国は、被同盟国の安全保障を再保証するに当たっては、常に「空手形 (blank check)」を与えないよう注意している。その結果、被同盟国は、同盟国による自国の安全保障に対するコミットメントを常に疑問視することになる。従って、同盟関係を維持するために、同盟国は、行動や言葉で被同盟国に対する安全保障コミットメントを再確認する必要がある。これが、これまでアメリカが、尖閣諸島の領有権問題に関して常に中立を強調し、日本を失望させてきた理由である。
- (4) 2つ目の理由は、日米両国間の国益の相違である。日本は、歴史的や経済的そして戦略的な理由から、尖閣諸島を重視しているかもしれないが、一方、大半のアメリカ人は、この地域に対するアメリカの国益から見て、尖閣諸島を岩礁の集まりとしか見ていない。また、尖閣諸島には米軍の基地も軍事的プレゼンスもなく、従ってもし中国が尖閣諸島を攻撃しても、アメリカ人に死傷者が出ることはないであろう。更にアメリカは、多くの分野で共通の利害を共有する中国との間に、平和的で安定した関係を構築することに高い価値を見出している。このような状況の下では、オバマ大統領が日米安全保障条約の同諸島への適用を確認しても、アメリカが実際に日本に対して軍事的に援助することは難しいであろう。また、日米両国もそのことを十分に理解している。同盟関係において2つの当事国の国益が大きく相違するとき、被同盟国が同盟国による安全保障コミットメントに疑念を抱いたとしても不思議ではない。
- (5) 3つ目の理由は、アジアにおけるパワーシフトである。アメリカが現在でも、そして今後20年以上においても世界唯一の超大国であることについては疑う余地はないが、多くのアジア諸国は、アメリカと中国との間の将来的なパワーバランスについて懸念を抱いている。今後、十分な軍事費を確保できなくなった場合に、アメリカの「アジアへの軸足移動」政策が頓挫してしまうおそれがあるからだ。
- (6) 4つ目の理由は、最近のシリア問題、クリミア問題、そして東シナ海問題といった諸問題に対するアメリカの不作為が、日本の安全保障に対するアメリカのコミットメントへの不信感を招いていることが挙げられる。すでに多くのアメリカの研究者が、シリアやクリミアとは異なり、日本はアメリカの同盟国であって状況は異なると強調しているが、彼らが見落としているのは、日本にとって重要なのはアメリカに対する信頼感だということである。日本人は、もし安全保障上の問題が生じた時に、オバマ大統領が弱い大統領であり、日本のために何も動いてくれないのではないかと心配している。このアメリカに対する信頼感の低下は、一時的な出来事ではなく、シリア問題の発生、東シナ海問題の発生（中国の東シナ海への防空識別圏の設定に

対して、アメリカは言葉で抗議しただけだった)、そしてクリミア問題の発生といった一連の出来事を通じて生じている。

- (7) 要するに、日本がアメリカに不信感を抱いていることは、別に不当でも誇大妄想的なことでもない。しかも、これら4つの理由の内、3つは構造的な要因であり、早急な改善は望めないことから、日本のアメリカへの不信感は今後も続くであろう。恐らく、次にアジア地域で何らかの危機が生じた際に、アメリカが強い行動を取ることができれば、アメリカに対する信頼を回復させることができるはずだ。それまでは、首脳会談でのオバマ大統領の言動に対して、日本が不信感や疑念を持ち続けたとしても、何ら不思議はない。

記事参照：4 Reasons Why Japan (Still) Doubts US Security Assurances

<http://thediplomat.com/2014/04/4-reasons-why-japan-still-doubts-us-security-assurances/>

4月30日「セカンド・トーマス礁、南シナ海の新たな発火点—インド専門家論評」(The Diplomat, April 30, 2014)

インドのシンクタンク、Observer Research Foundation (ORF) の研究員で、The ORF South China Sea Monitor の副編集長、Darshana M. Baruah は、4月30日付の Web 誌、The Diplomat に、「Second Thomas Shoal: The New Battleground」と題する論説を掲載し、セカンド・トーマス礁 (Second Thomas Shoal、中国名：仁愛礁、フィリピン名：アユンギン礁) を巡る紛争が南シナ海の新たな発火点となっており、その解決がこの地域にとっても、また世界にとっても極めて重要であるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国は3月に、2隻のフィリピン船がセカンド・トーマス礁に近づくのを阻止し、フィリピン政府が同礁に建築物を建設しようとしていた、と主張した。フィリピン海軍は1999年に、同礁の浅瀬に海軍戦闘艦、BRP *Sierra Madre* (以前の米海軍戦車揚陸艦) を座礁させ、同礁に対するフィリピンの領有権を主張するために、同艦に少数の海兵隊員を駐在させている。同礁は、フィリピンの EEZ 内にあり、北京も領有権を主張している。BRP *Sierra Madre* と海兵隊員のプレゼンスは、南シナ海における自国の領土と領海を護るマニラの大戦略の一環である。2012年にスカボロー礁 (Scarborough Shoal、中国名：黄岩島) の領有権問題が国際的な注目を集めたが、セカンド・トーマス礁の領有権問題は、南シナ海における新たな火種になりつつある。
- (2) 中国は、領有権問題を巡って益々高圧的になってきており、セカンド・トーマス礁に物資を輸送していたフィリピン船の航行を阻止するという中国の行動は、この傾向を如実に示している。ワシントンは、阻止行動を、「地域の緊張感を高める挑発的行為」と決め付け、全ての関係当事国に現状維持を呼びかけた。南シナ海とアメリカの再均衡化戦略に対する国際的な関心の高まりとともに、フィリピンは、中国との領有権紛争について声高に主張するようになってきた。その間、南シナ海や東シナ海における中国の高圧的で侵略的な行動は、北京の近隣諸国との関係を損ねている。南シナ海における中国の高圧的姿勢は今に始まったものではないが、もし何時の日か中国がセカンド・トーマス礁を強引に占拠するようなことをすれば、アジアにとって極めて深刻な結果を招くことになる。ワシントンはこの地域における中国の行動に反対を表明するようになってきており、セカンド・トーマス礁を占拠しようとする中国の動きに対抗するため、フィリピンへの支援や影響力を強めていく可能性が高い。中国の行為はまた、南シナ海における他の当事国の間に動揺や緊張をもたらし、関係当事国間の不信感を高め、南

シナ海海域における紛争生起の危険性を高めることになる。

- (3) マニラは、中国が再び同じ行動を取れば、スカボロー礁での大失敗を繰り返してしまうのではないかと懸念している。スカボロー礁では、中国が周辺に艦船を維持している最中に、フィリピンは緊張緩和のために艦船を撤退させ、中国に実効支配されてしまった。しかし、セカンド・トーマス礁の *BRP Sierra Madre* には、フィリピンの海兵隊員が駐留しており、中国が同礁を占拠しようとするれば、海兵隊員を排除しなければならないことから、スカボロー礁とは大幅に状況が異なることになる。もしマニラが海兵隊員の「最後の1人まで」戦うことを決意すれば、北京は、フィリピン海兵隊員を武力行使によって、あるいは武力による威嚇によって排除しなければならないだろう。
- (4) 更に事態を複雑にしているのは、中国が南シナ海の他の係争当事国と国際的あるいは多国間枠組みでの話し合いを拒否していることである。フィリピンは2013年1月、領有権問題で中国を対話に引き込むため、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、仲裁裁判所に仲裁を求めた。北京は裁判への参加を拒否したが、フィリピンは手続きを継続しており、最近、覚書を仲裁裁判所に提出した。しかし、中国は、そもそも南シナ海には領土問題は存在せず、自国の領有権主張は法に則ったもので正当であると主張して、国際的な話し合いには参加しないとしている。中国は強まる国力を背景に個々の紛争当事国と2国間による討議を望んでいるが、フィリピンは、強力な隣国との単独での対話を望んでおらず、この問題を国際的な場で討議することを望んでいる。仲裁裁判の判決がマニラに有利なものになっても、判決は中国に対する法的拘束力を持たない。しかしながら、有利な判決は、国際法を論拠とすることでフィリピンの立場を強めることになり、一方、中国のイメージは悪くなる。また、有利な判決は、中国と争っている他の紛争当事国に対して、この問題を国際的な仲裁に持ち込むインセンティブを与える先例をなろう。
- (5) この間、中国は、セカンド・トーマス礁の周辺海域における哨戒活動を止める気配がない。フィリピンは、最初は空中投下で、そして2度目は中国船の間隙を突いて補給物資を届けたが、何時までも北京の哨戒網を掻い潜ることは不可能である。マニラは、自国の前線拠点を維持するために、船舶による補給を続けなければならないであろう。今や、フィリピンが補給を強行する度に、両国間の紛争に発展しかねない偶発的な衝突の危険が伴う。しかしながら、問題は、両国間の紛争が両国の軍隊間や、あるいは南シナ海全域に止まらないことである。南シナ海は国際的に極めて重要な海上交通路であり、従ってここにおける紛争は数え切れない国々に影響を及ぼすことになる。多くの国々が南シナ海における航行の自由に懸念を持つ中で、中国は素早く、同海域の無害通航に対しては影響を与えないと表明した。しかしながら、その方針が商業船舶の航行のみに限らないとしても、ここでの問題は、南シナ海という重要な海域をコントロールしているのが、この海域での如何なる軍事偵察活動も認めない、中国というただ1つの国であるということである。この海域から紛争の可能性を排除することは、グローバルな利益である。フィリピンの強い抵抗と中国の高圧的な姿勢に鑑みて、ASEANは、問題の解決を促すために、一致団結して発言しなければならない。ASEAN加盟4カ国は南シナ海で中国と領有権を争っているが、法的拘束力を持つ「南シナ海行動規範（COC）」の実現が益々重要になってきている。ASEANは、様々な領土紛争を解決する特効薬を持っているわけではないが、中国との対話を促す力を持っていることは間違いない。ASEANが、中国との対話の機会を捉えることができるか、あるいはそれに失敗して危機と隣り合わせに生きるか、その結果は世界を揺るがすことになる。

記事参照 : Second Thomas Shoal: The New Battleground

<http://thediplomat.com/2014/04/second-thomas-shoal-the-new-battleground/>

備考 : セカンド・トーマス礁 (アユンギン礁) と BRP *Sierra Madre* の海兵隊員の状況については、
The New York Times Magazine, October 27, 2013、の以下のルポ記事が興味深い ;

A Game of Shark and Minnow by Jeff Himmelman

<http://www.nytimes.com/newsgraphics/2013/10/27/south-china-sea/>

【関連記事】

「中国、セカンド・トーマス礁周辺に艦船 5 隻を展開」(Philstar.com, May 4, 2014)

フィリピン軍の Nomad 機は 5 月 3 日、西フィリピン海(南シナ海)のアユンギン礁(Second Thomas Shoal、中国名 : 仁愛礁)に、江滬 V 級フリゲートと 2 隻の監視船を含む、中国艦船 5 隻が展開しているのを視認した。この哨戒飛行は、同礁の浅瀬に座礁させた海軍戦闘艦、BRP *Sierra Madre* (以前の米海軍戦車揚陸艦)に配備されている少数の海兵隊員に対する、補給品の空中投下に伴って実施された。中国の 2 隻の監視船は 3 月に、アユンギン礁に対するフィリピンの補給船を阻止したが、今回視認された 2 隻は別の監視船であった。中国は 2013 年来、アユンギン礁の占拠を試みており、座礁船の撤去を要求している。アユンギン礁は、フィリピンのパラワン島沖合わせか 105 カイリに位置にあるが、最も近い中国の海南省からは 700 カイリ以上も離れている。しかしながら、この海域は、海洋支配を狙う中国の高圧的な政策によって、新たな発火点となっている。

記事参照 : 5 Chinese vessels deployed near shoal

<http://www.philstar.com/headlines/2014/05/04/1319161/5-chinese-vessels-deployed-near-shoal>

5 月 8 日「アメリカは当てになるか—英エコノミスト論評」(The Economist, May 8, 2014)

英誌、*The Economist* は、5 月 8 日付けの、“What would America fight for?” と題する論説で、アメリカは肝心な時に当てになるか—アメリカへの疑心暗鬼が国際システムを蝕んでいるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 何十年にもわたって、アメリカによる安全の保障が日本の外交政策を支えてきたが、オバマ大統領はアジア歴訪の際に、中国が係争中の尖閣諸島を奪取しようとしたら、日本は米国を当てにして良いと、不安に思う日本に再保証しなければならなかった。リビア、マリ及びシリアに関してアメリカが介入に消極的であったことから、イスラエル、サウジアラビア、湾岸諸国は、アメリカが中東の警察官でいてくれるかどうかを懸念している。プーチン大統領がウクライナを分裂させると、東欧諸国は、次は自分達ではないかと心配している。それぞれの状況は異なるが、国際政治の場では、これらの不安や懸念が相互に増幅し合い、アメリカは肝心な時に当てにならないかもしれないという根強い疑念を、友好国にも敵対国にも植え付けてしまった。
- (2) 抑止には、常に幾分の不確実性がつきまとう。アメリカの大統領が自国の領土を護ろうとするのは絶対確実であり、一方で、アメリカがウクライナを巡ってロシアと戦わないであろうことも確実といえるが、その間には可能性の組み合わせが無限に存在する。それらは事態の進展如何にかかっているが、そうした曖昧な領域では疑念は急速に拡散し、世界をより危険な場所にしてしまう。既に地域大国は近隣諸国の支配に乗り気になっている。中国は高圧的に領有権を主張しており、ロシアの介入もより露骨になってきている。2013 年にはアジア諸国の軍事費

は欧州のそれを越えたが、これは、自国防衛の必要に迫られた周辺諸国が軍備増強に走り始めた証左だ。もし隣国が武装し、超大国が砲艦を派遣してくれないのであれば、自らが武装するしかない。要するに、疑念が疑念を呼んでおり、プーチン大統領を非難する指導者がいる一方、プーチン大統領に倣おうとする指導者もいる。ウクライナや南シナ海から遠い欧州諸国も無関係ではいられない。航行の自由などの国際規範は弱体化し、多数派による少数派の弾圧は増え、その結果、弾圧を逃れようと難民も増えよう。また、自由貿易や公害の抑制といった、グローバルな公共財の維持も難しくなる。アメリカ人が自国の経済力、外交力そして軍事力にただ乗りする各国の忘恩ぶりに苛立つのは理解できる。しかし、アメリカ自身にしても、概して自国に好都合な世界システムを運営するという途方もない特権を享受してきたのである。

- (3) 全ての非難をオバマ大統領に向けるのは間違っている。イラク派兵を決めたのはオバマ大統領ではない。そして重要なことは、ソ連崩壊で頂点に達したアメリカのグローバルな支配力を維持していくのは不可能であり、また、中国が強大化するにつれて、発言力の拡大を要求することは当然の成り行きであったということである。しかし、オバマ大統領の2つの行動が困難な状況をより一層悪化させた。第1に、オバマ大統領は、約束は必ず守るという超大国の抑止の鉄則を破った。オバマ大統領は、シリアのアサド大統領が化学兵器を使用すれば懲罰を加えると言明しながら、そうしなかった。ロシアのウクライナ侵略には厳しい制裁を課すと言いつつ、失望させただけであった。オバマ大統領にも、シリアでは英国の協力を得られなかった、欧州諸国がロシアの天然ガスを必要としている、議会が積極的でないなどの言い分はあるにせよ、そうした無作為から発せられるメッセージは弱さだ。第2は、オバマ大統領が気配りの足りない友人であるということである。オバマ大統領は、民主国家の有志連合による国際システムの維持を目指しながら、実際に連合の構築に失敗した。イランやロシアといった、厄介な相手と外交的に対処して譲歩し、同盟国の不安を呼んだ。
- (4) 信頼性は容易に失われ、再構築は困難である。プラスの側面としては、シリア以降、弱体化した西側は、思われている以上に依然強力である。アメリカは、軍事支出や国際体験で他を圧している。中国やロシアと異なり、アメリカは、他の追随を許さない、そして拡大されつつある同盟のネットワークを有している。この数年間に、マレーシア、ミャンマー、ベトナムそしてフィリピンは、中国からの保護を求めてアメリカに一層接近している。しかし、欧州諸国は未だに、アメリカが提供する安全保障をただで享受できると考えている。インドやブラジルのような、台頭する民主国家は、彼らが依拠している現システムの維持に、欧州諸国よりも無関心である。そして、アメリカは、対外的な紛糾を避けることに懸命である。世界がアメリカを如何に弱体化させるかに腐心していた時、オバマは大統領に就任した。しかし、今や事情がすっかり変わったことを、オバマ大統領もそしてアメリカも認識する必要がある。

記事参照：What would America fight for?

<http://www.economist.com/news/leaders/21601508-nagging-doubt-eating-away-world-order-and-superpower-largely-ignoring-it-what>

5月14日「中国、南沙諸島環礁で埋め立て工事—フィリピン外務省確認、画像公表」(GMA News.com, May 14, and May 15, 2014)

フィリピンのデルロサリオ外相は5月14日、中国が実効支配する南シナ海のJohnson South Reef (フィリピン名：Mabini Reef、中国名：赤瓜礁)で始めた埋め立て工事に対して、フィリピンは4月

4日に抗議の口上書を北京に手交したが、中国側はこれを拒否したことを明らかにした。外相は、中国は Johnson South Reef に滑走路を建設しているのかとの記者の質問に、「それも1つの可能性だ。我々は、中国の意図を正確には判断できない」と答えた。外務省報道官は、「中国の行為は、行動宣言（DOC）の精神に反する。直ちに中止すべきだ」と批判した。外務省によれば、中国船が埋め立てている Johnson South Reef の面積は最大 31 ヘクタールに及ぶと見られる。

フィリピン外務省は5月15日、Johnson South Reef で中国が始めた埋め立て工事について、2012年3月13日から2014年3月11日までの画像を公表した。外務省によれば、フィリピンの哨戒機が6カ月前に埋め立て工事を確認した。フィリピンは、Mabini Reef（赤瓜礁）はパラワン島から300キロの位置にあり、国連海洋法条約（UNCLOS）の規定に基づいてフィリピンのEEZと大陸棚にあると主張している。一方、ベトナムも領有権を主張し、軍隊を駐留させていたが、1988年に中国軍との戦闘でベトナム側に64人の戦死者が出、以後、中国の実効支配下にある。フィリピン外務省報道官は5月15日、Mabini Reef（赤瓜礁）を環礁から島に変えようとする、中国の南シナ海における露骨な現状変更行為に懸念を表明した。報道官は、「中国に対する抗議の口上書で、この埋め立て工事は（フィリピンが提訴している）常設仲裁裁判所での審議に影響するであろうと指摘した。この工事は、常設仲裁裁判所の判事を困惑させることになるだろう」と語った。フィリピンは、3月末にハーグの常設仲裁裁判所に提出した覚書に、Mabini Reef（赤瓜礁）の状況について言及している。

記事参照：PHL protests Chinese construction on Mabini Reef

<http://www.gmanetwork.com/news/story/360969/news/nation/phl-protests-chinese-construction-on-mabini-reef>

China violated sea code with construction activity, DFA says

<http://www.gmanetwork.com/news/story/361115/news/nation/china-violated-sea-code-with-construction-activity-dfa-says>

Photo: One of several photographs gathered by PHL intelligence sources and released by the Department of Foreign Affairs on Thursday, May 15, shows a concrete structure with a helipad constructed by China on Mabini Reef (Johnson South Reef) .

<http://www.gmanetwork.com/news/photo/59782/china-builds-more-structures-on-mabini-reef>

One of several photographs gathered by Philippine intelligence sources and released by the Department of Foreign Affairs on Thursday, May 15, shows the extensive reclamation being done by China on Mabini Reef (Johnson South Reef) . A building and a runway are also seen on the reef.

<http://www.gmanetwork.com/news/photo/59775/china-conducts-reclamation-work-on-mabini-reef>

And see also video: DFA, naglabas ng mga litratong nagpapakita ng reclamation ng China sa Mabini Reef

<http://www.gmanetwork.com/news/video/203964/qrt/dfa-naglabas-ng-mga-litratong-nagpapakita-ng-reclamation-ng-china-sa-mabini-reef>

【関連記事】**「中国、南沙諸島環礁で軍用人口島建設を計画」(Philstar.com, May 27, 2014)**

比紙、The Philippine Star (電子版) が 5 月 27 日、中国のオンライン・ニュースサイト、Qianzhan.com の記事として報じるところによれば、中国国営、中国船舶工業集团公司は、南シナ海の Johnson South Reef (中国名: 赤瓜礁、フィリピン名: Mabini Reef) 南方の中国が占拠する Fiery Cross Reef (中国名: 永暑礁) の埋め立てによる人口島のデザインを公表した。中国は現在、Fiery Cross Reef 付近で海拔 3 メートル、面積 5 平方キロの軍事基地を建設中である。記事によれば、建設費は推定 50 億ドルで、完成まで 10 年を要するという。これは、原子力空母の建造費にほぼ等しい。また記事によれば、中国軍は 1994 年に占拠したパラワン島に近い、Mischief Reef (中国名: 美濟礁、フィリピン名: Panganiban Reef) でも人口島の建設を計画している。記事は、「Mischief Reef と Fiery Cross Reef における 2 つの人口島の建設は、2 隻の空母を建造するに等しく、極めて大きな戦略的価値を有する。Fiery Cross Reef の人口島は、その位置と規模から極めて大きな戦略的価値を持つ、他を以て代え難い軍事基地となろう」と報じている。また、また記事によれば、Mischief Reef は、軍事目的とは別に、南シナ海における漁業センターになり、漁業と養殖からの収入が建設費を賄うことができる、と見ている。

記事参照: Chinese military building artificial island

<http://www.philstar.com/headlines/2014/05/27/1327768/chinese-military-building-artificial-island>

5 月 14 日、「南シナ海の新たな緊張、西沙諸島の主権はどの国に一ベートマン論評」(RSIS Commentaries, May 14, 2014)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 海洋安全保障問題プログラムのベートマン (Sam Bateman) 上席研究員は、5 月 14 日付けの RSIS Commentaries に、“New Tensions in the South China Sea: Whose Sovereignty over Paracels?” と題する論説を発表し、中国が西沙諸島 (ベトナム名: Hoang Sa) に設置した石油掘削リグは南シナ海に新たな緊張関係をもたらしているが、南シナ海の領有権問題の解決は当事国の共同管理による以外にないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が 5 月 2 日に西沙諸島の係争海域に石油掘削リグを設置したことで、南シナ海における中越間の緊張関係が再燃した。ベトナムは、これに抗議し、作業を阻止すべく艦船を現場海域に派遣した。これに対して中国は、掘削リグを護るべく、より多くの艦船を派遣した。中越両国の多数の艦船が現場海域に集結したことによって、5 月 7 日には両国艦船が衝突し、ベトナム側に負傷者や艦船損傷という被害が出る暴力的事態が発生した。ベトナムは、自らの立場の正当性を主張するため、積極的な外交活動や世論戦に打って出た。その結果、国際社会の論調は概ねベトナムの主張に好意的で、中国の掘削リグ設置は違法であり、これを中国の高圧的姿勢の新たな事例と見ているようである。しかしながら、状況をより子細に検証してみると、中国の掘削リグ設置は、中国の主権的管轄海域の範囲内であるといえるかもしれない。
- (2) 中国の掘削リグの設置場所は、ベトナム沿岸から東方約 120 カイリ、中国の海南島の南方約 180 カイリに位置している。この位置は、中越両国の最寄りの陸地由来の EEZ と大陸棚にあると見て、間違いなないかもしれない。同様に重要なことは、この場所が、中国が領有権を主張する西沙諸島の小島 (注: Triton 島、中国名: 中建島) から約 14 カイリ、そして中国が実効支配を続ける、面積 500 ヘクタールの Woody Island (中国名: 永興島、三沙市役所所在) か

ら 80 カイリしか離れていないということである。Woody Island は、国連海洋法条約 (UNCLOS) が規定する島の条件を問題なく満たしており、EEZ と大陸棚の基線となり得る。従って、大方の国際社会の論調とは異なり、中国が領有権を主張する小島 (中建島) の存在を重視しなくても、この海域に関する海洋境界の画定交渉では、恐らく掘削リグの設置場所は中国の EEZ の範囲内に含まれることになるだろう。これに対して、ベトナムは、掘削リグの設置場所が中国海南島沿岸からよりもベトナム沿岸からの方が近いことに加えて、ベトナム沿岸から 200 カイリ以内にあることを理由に、この掘削リグの設備場所はベトナムの EEZ と大陸棚の範囲にあると主張している。一見、この主張は魅力的かもしれないが、物理的な近接性だけでは、主権 (sovereignty) や主権的権利 (sovereign rights) を主張するための十分な根拠にはならない。他国の EEZ 内に、あるいは画定交渉中の EEZ 境界にある島嶼が他国より遙かに自国に近いという理由で、これら島嶼に対する主権を主張する事例は世界には多くある。

- (3) 西沙諸島の主権はどの国にあるのか、これが現在の問題の核心である。もしベトナムが西沙諸島に対する主権を有しているのであれば、領有権紛争は生じないであろう。しかしながら、国際社会の論調が概ねベトナムの主権主張を支持しているが、領有権紛争の歴史を子細に分析すれば、別の見方もできる。即ち、1958 年に北ベトナムが西沙諸島に対する中国の主権を承認していること、そして 1958 年から 1975 年までの間、ベトナムが本件について全く抗議していないこと、この 2 つの事実によって、ベトナムの現在の主権主張は大きく弱められている。加えて、アメリカを含む、多くの国家が、明示的にしろ、暗示的にしろ、西沙諸島の一部または全部に対する中国の主権を認めていたのである。中国は、Woody Island を第 2 次世界大戦終了後から実効支配している。もし北ベトナムがこの島を実効支配していたとすれば、ベトナム戦争中のアメリカの対北ベトナム作戦に大きな影響を及ぼしたであろう。アメリカは、領有権紛争の当事国に対して、自制を求めてきた。Woody Island に対する中国の主権をアメリカが容認していたという歴史的背景を無視して、今更、ワシントンがベトナムを支援するような力強い声明を出したとしても、それは偽善に過ぎない。
- (4) 西沙諸島を巡るこれまでの紛争事案は、主に漁業管理に関する問題で、中国が西沙諸島周辺海域で操業中のベトナム漁船を拿捕するという事例であった。中国は南シナ海のどの海域でも自国漁民が伝統的に操業してきたと主張しているが、ベトナムも同じ理屈で、自国漁民が西沙諸島周辺海域で伝統的に操業してきたと強く主張することができる。ベトナムは、西沙諸島に対する中国の主権に同意する見返りに、中国から周辺海域におけるベトナム漁民の伝統的な漁業権を容認してもらおうか、あるいは西沙諸島とベトナム沿岸との間の海域における海洋資源の共同開発に同意した方が良かったかもしれない。しかしながら残念なことに、中越両国は、このような交渉による解決を実現するには、恐らく引き返し不能点を越えてしまった。ベトナムは、域内や国際社会の支援を集めるという高い賭けに出ているが、結局は何も得られないかもしれない。
- (5) 南シナ海の領有権紛争の全ての当事国による強硬な主張は、近視眼的であり、必然的に緊張感を高め、地域の不安定さを増している。全ての当事国が南シナ海の海域や資源を共同管理する必要性を受け入れれば、全ての当事国に益することになるだろう。南シナ海の地理環境から見て、その一部に直線的な海洋境界線を引くことなど不可能であり、従って一国による海洋資源の独占も不可能である。南シナ海のような半閉鎖海について規定した、UNCLOS 第 9 部は、沿岸国の相互協力を義務づけているのである。当事国が一方的な主権主張に固執し、勝者・敗者の結果を追求することで、UNCLOS の義務が忘れ去られてしまっている。

記事参照 : New Tensions in the South China Sea: Whose Sovereignty over Paracels?
RSIS Commentaries, May 14, 2014

【関連記事 1】

「西沙諸島を巡る主権問題—ベトナムへの疑問」(RSIS Commentaries, May 26, 2014)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 5 月 26 日付けの RSIS Commentaries に、英国在住の IT コンサルタント、Huy Duong とオーストラリアの The University of New South Wales の Tuan Pham 准教授は、“Sovereignty over Paracels: Article Lets Off Beijing Lightly” と題する論説を寄稿している。(ベトナム人と見られる) 筆者らはこの論説で、RSIS のベトナム上席研究員が寄稿した、5 月 14 日付けの RSIS Commentaries の、“New Tensions in the South China Sea: Whose Sovereignty over Paracels?” と題する論説に疑義を呈し、要旨以下のように述べている。

- (1) ベトナムは、5 月 14 日付けの RSIS Commentaries の論説で、「石油掘削リグは、中国が領有権を主張する西沙諸島の小島（注：Triton 島、中国名：中建島）から約 14 カイリ、そして中国が実効支配を続ける、面積 500 ヘクタールの Woody Island（中国名：永興島、三沙市役所所在）から 80 カイリしか離れていない」と指摘している。この文章には、中国寄りの偏見に基づいた、幾つかの間違いと見落としがある。掘削リグから最も近い島は、17 カイリ離れた Triton 島である。14 カイリと 17 カイリの差異は小さく思われるかもしれないが、14 カイリだと Triton 島の領海（12 カイリ）からたった 2 カイリしか離れていない海域に掘削リグが存在することを意味する。また、Woody Island は、掘削リグ設置海域から 80 カイリではなく、130 カイリ離れており、しかも同島の面積は 200 ヘクタールと報じられており、グーグル地図とも一致する。ベトナムはまた、西沙諸島に対するベトナムの領有権主張に言及していない。
- (2) ベトナムは、「この海域に関する海洋境界の画定交渉では、恐らく掘削リグの設置場所は中国の EEZ の範囲内に含まれることになるだろう」と述べている。しかし慎重に分析すれば、これと正反対の結論に導かれる。ベトナムと中国はともに西沙諸島の領有権を主張しており、従って、境界画定交渉や仲裁裁判において、西沙諸島やそれを基線とする EEZ が自動的に中国に帰属することになるだろうとする見方は正しくない。ベトナムが西沙諸島に対する領有権主張を放棄することはあり得ない。仲裁裁判所は恐らく、掘削リグ設置海域まで、ベトナム本土沿岸からの距離が 120 カイリで、Woody Island からの距離、103 カイリよりわずかに遠いだけであることから、設置海域がベトナムの管轄海域に属すると判断するであろう。何故なら、最近の海洋境界画定交渉や仲裁裁判では、西沙諸島の島嶼よりも遙かに大きい島嶼でも、当該国本土沿岸からの距離に比して、島嶼からの距離の比重（効果、抄訳者注：本来持つ領海、EEZ 幅）は 3 分の 1 かそれ以下しか認められていないからである。例えば、2012 年のトンキン湾海洋境界画定協定では、ベトナムの Bach Long Vi 島の比重は 4 分の 1 であった。また、2012 年のニカラグアとコロンビアの海洋境界画定に関する国際司法裁判所の判決では、コロンビアの島嶼からの距離の比重は、ニカラグア本土からの距離の 4 分の 1 であった。
- (3) Triton 島は掘削リグから近くにあるが、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 121 条が規定する EEZ の発生要件を満たしてない。ベトナムは、「ベトナムは、掘削リグの設置場所が中国海南島沿岸からよりもベトナム沿岸からの方が近いことに加えて、ベトナム沿岸から 200 カイリ以内にあることを理由に、この掘削リグの設備場所はベトナムの EEZ と大陸棚の範囲にあると主張している。 . . . 物理的な近接性だけでは、主権や主権的権利を主張するための十分な根

拠にはならない」と指摘している。これは、ベトナムの領有権主張の根拠に対する誤った見方である。このような理解の混乱は、ベートマンが主権 (sovereignty) や主権的権利 (sovereign rights) の概念を混同しているからである。中国とベトナムの間の主権を巡る紛争は、掘削リグ設置海域を対象としたものではなく、西沙諸島全体を対象としたものである。ベトナムの西沙諸島に対する主権主張は、地理的近接性に基づいたものではない。従って、他国の EEZ 内の島嶼に対する主権が別の国に帰属するとベートマンの議論は、全く見当違いである。また、前述の過去の交渉事例や判決は、島嶼からの距離より本土沿岸 (この場合、ベトナム) からの距離を重視している。

- (4) ベートマンは西沙諸島に対するベトナムの主張を否定しているが、これは論拠が薄弱である。ベートマンが引用している 1958 年の口上書で、当時の北ベトナムのファン・バン・ドン首相は、西沙諸島や南沙諸島に言及していない。一方、当時の南ベトナムは、常に西沙諸島の領有権を主張し、護ってきた。ベートマンは、アメリカが西沙諸島の一部、または全部に対する中国の主権を明示的に、あるいは暗黙に認めてきたと述べているが、明確な論拠を提示していない。実際には、アメリカは、1979 年まで中国本土に対する人民共和国の主権さえ認めていないのである。ベートマンが提示した唯一の「証拠」は、北ベトナムが Woody Island を実効支配していたとすれば、ベトナム戦争中のアメリカの行動が違ったものになったかもしれない、という記述である。しかし、例えそうだとすると、ベートマンは、どのように、何故違ったものになったかを説明しておらず、占拠と主権を混同している。
- (5) 結論として、ベートマン論説には、多くの間違い、見落とし、支持できない主張やバランスの取れていない見解が多い。現在の海域に掘削リグを設置するのは中国の権利の範囲内である、あるいはベトナムが一方的に西沙諸島に対する主権主張を放棄すべしとする、ベートマンの論旨は支持できない。掘削リグ、Haiyang 981 の設置を巡る対立は、関係国の EEZ の主張が重複している海域に関わる事例である。UNCLOS 第 74 条はこうした場合の紛争当事国間での対処方法を規定しており、この条項は、2007 年のガイアナとスリナム間の紛争に関する常設仲裁裁判所の判決にも適用されている。ベートマンは、この問題を、UNCLOS に規定された紛争解決手続きに委ねるよう、中国を懲罰することで、域内の平和と協力により積極的な貢献を行うことができるであろう。

記事参照 : Sovereignty over Paracels: Article Lets Off Beijing Lightly
RSIS Commentaries, May 26, 2014

【関連記事 2】

「西沙諸島を巡る主権の問題—ベートマンの反論」(RSIS Commentaries, May 26, 2014)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 海洋安全保障問題プログラムのベートマン (Sam Bateman) 上席研究員は、5月26日付けの RSIS Commentaries に、“Whose Sovereignty over the Paracels?” と題する論説を寄稿した。これは、5月26日付けの RSIS Commentaries に、英国在住の IT コンサルタント、Huy Duong とオーストラリアの The University of New South Wales の Tuan Pham 准教授が寄稿した、“Sovereignty over Paracels: Article Lets Off Beijing Lightly” と題する論説に対する反論である。ベートマンは、細部事項について非生産的な議論に入るよりも、南シナ海とその資源を管理する上で主権主張への拘泥がもたらす有害な影響を指摘して、要旨以下のように述べている。

- (1) Huy Duong と Tuan Pham の論説は、南シナ海を巡る紛争で一般化された2つの基本的な問題を強調している。1つは、これらの紛争と海洋境界画定問題は複雑で、近い将来に解決される可能性が低いということである。このような見方は、南シナ海における効果的なガバナンスを創出する上で大きな障害になっている。もう1つは、主権主張に拘泥することは、南シナ海とその資源を管理するために必要なレジームを構築する上で何の役にも立たないということである。南シナ海では、漁業資源の乱獲が続いており、海洋生物の生息環境が破壊され、海洋秩序がなく、そして海洋資源開発に必要な海洋科学知識も十分ではない。
- (2) 中国の石油掘削リグがベトナムの EEZ 内に設置されているかどうかは、どの国が西沙諸島の主権を持っているかに大きく左右される。筆者ら (Huy Duong と Tuan Pham) は、ベトナムの主権主張の弱点についての私 (ベートマン) の意見を批判した。そこでは、筆者らは、Woody Island が第2次世界大戦直後から中国によって継続的に占拠されてきた事実を省略した。筆者らは恐らく、この事実を「占拠と主権を混同している」と言いたかったのであろうが、ほとんど有効な異議申し立てなしに占拠してきた期間が60年以上に及ぶというのは長い期間である。また、著者らは、地理的近接性のみが主権 (sovereignty) や主権的権利 (sovereign rights) を主張するための明確な根拠ではないという、私のコメントを読み違えている。この問題に関して、私は主権と主権的権利の概念を混同しているのではない。むしろ、私のコメントは、ベトナム本土沿岸からの近接性を根拠にすれば、中国の掘削リグは間違いなくベトナムの EEZ 内にあるという、繰り返されてきた単純な主張に焦点を当てたものであった。もちろん、この文脈における「主権的権利」とは、国家は自国の EEZ 内において海洋資源に対する排他的権利を行使することができるという事実に基づいており、これは主権ではない。
- (3) ベトナムは、西沙諸島における主権主張を支える適切な論議を展開できるが、これらは単なる議論に過ぎない。中国も同じような議論ができる。それぞれの主張は、最終的には2国間交渉の過程を通じて、あるいは国際法廷で判断されなければならない。それまでの間、南シナ海には合意された境界が存在せず、我々が今見ているような紛争がより頻繁になりつつある。主権に関する主張は近年、より耳障りになってきた。国境を接する国々は、自国の主張が損なわれるのを恐れ、協力を控えてきた。南シナ海を巡る紛争解決に関しては、インドネシアが主催するワークショップが主導しており、南シナ海沿岸諸国は、1990年代と2000年代初頭においては効果的な協力のプロセスが進展しているように思われた。協力の具体的な分野を列挙した、2002年の南シナ海に関する行動宣言 (DOC) がその証拠である。しかし最近では、このプロセスは、主権に対するナショナリスティックな主張に縛られている。これらの主権主張は、当該国の国内世論に煽られて、勢いを増している。ベトナムの学者から新たな抗議の嵐を招くリスクを冒しても、私は、沿岸国の中で、ベトナムが中国と同じように、その主権に対する執拗な主張を繰り返し、国際法、就中、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第9部に規定される義務 (注：閉鎖海または半閉鎖海における沿岸国の義務) に中途半端な態度を取っていることを、あえて指摘しておきたい。少なくとも中国は、協力のプロセスを促進するために、中国・ASEAN 海上協力基金を提案している。
- (4) 私は、異なる数字を示す2次的な情報源に依存することによって、幾つかの不正確な距離を提示した可能性があることを認める。しかし、これは周辺的な問題であり、私の基本的な考え方に何ら影響を及ぼすものではない。些細な事項に関する論議は、「木を見て森を見ず」ということになろう。この場合、効果的な協力のレジームを構築することが「森」に当たるであろう。

また、Woody Island の実際の面積も重要なことではない。この島は UNCLOS の「島」の基準を満たす十分な大きさを持っており、海洋境界画定における基線として考慮されるであろう。南シナ海に沿って長い海岸線を持つベトナムは、境界画定交渉において考慮要因にならないようにするために、南シナ海には UNCLOS の基準を満たす「島」は存在しないという立場に立っている。

- (5) 南シナ海の状態は、沿岸諸国が各国の主権、海洋資源の単独所有、そして「海の中にフェンスを立てる（近隣諸国との海洋境界を画定すること）」ことを追求する姿勢から、機能的な協力や協力的な管理を追求する姿勢に転換できて、初めて解決できるであろう。このことは、UNCLOS 第9部の義務と2002年のDOCの精神に、ともに従うことを意味する。著者らは、私が UNCLOS による紛争解決手続きに従うよう中国を慫慂することによって、域内の平和と協力により積極的な貢献を行うことができるであろう、と結んでいる。私も、ベトナムに対しても同じことが言える。私の域内の平和と協力への貢献は、前述のような関係各国の姿勢の転換を主張することである。長期的には、海洋資源の管理、海洋科学の研究、海洋環境の保護、この海域における通航船舶の安全の確保、そして海上での違法行為の防止などに対する効果的な管理体制がない状態が続けば、苦しむのは全ての関係当事国である。究極的には、こうした協力は、全ての関係当事国の国益に適うのである。

記事参照：Whose Sovereignty over the Paracels? A Response

RSIS Commentaries, May 26, 2014

5月15日「中国と『軽蔑の時代』—AEI 専門家論評」(Foreign Policy, May 15, 2014)

米シンクタンク、AEI の Dan Blumenthal アジア研究部長と Michael Mazza 同研究員は、5月15日付けの Foreign Policy に、“China and the Age of Contempt” と題する論説を寄稿し、中国はアメリカを軽蔑しており、アメリカは中国の行動に強く対応すべしとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、オバマ大統領のアジア歴訪の4日後に、アジアにおけるアメリカの信頼性に挑戦した。中国は過去3年間、東シナ海と南シナ海において益々高圧的になっているが、石油掘削リグの設置は、中国の行動における厄介な変化を示すものである。第1に、掘削リグの設置は、係争海域における石油開発を継続することで、海洋境界を一方的に定義しようとする中国のあからさまな試みである。第2に、オバマ大統領のアジア歴訪直後であったことは、中国がアメリカを怒りや恐れで見ず、軽蔑して (with contempt) 見ているといえることである。アメリカのアジアの同盟国は、ワシントンからの再保証を必要としていた。しかし、同盟国に対する再保証には、アメリカが中国の修正主義に立ち向かう意図と能力を示す必要があった。
- (2) 不幸なことに、中国は、アメリカのグローバルな信頼性が揺らいでいると見ている。例えば、オバマ大統領はシリアで「レッドライン」を守らなかった。一方、ロシアのプーチン大統領は、欧州情勢を過去に巻き戻している。ある地域でのアメリカの行動が他の地域でアメリカがどう見られるかに関係がないとはいえない。力を何よりも信奉する中国共産党は、ワシントンはその力を北京に対抗するために使わない、と見極めている。北京は、アメリカを恐れておらず、軽蔑している。軽蔑される関係は、修復が困難である。アメリカは、中国の強引な行動を阻止するために何もしていない。中国の動きを「挑発的」と口で言っても、それを変えさせることにはならない。ベトナムに対する武器禁輸の解除や海軍基地交渉は真剣な対応になるが、そういう動きはない。ワシントンは、北京を恐れさせ、尊敬させるような行動をとる必要がある。

(3) オバマ政権高官は、プーチン大統領や習近平主席が国際秩序を 20 世紀初めに巻き戻そうとしていると不満を言っている。この時代に新たなラベルが必要だとすれば、「軽蔑の時代 (The "Age of Contempt")」と呼ぶのが適切である。アメリカの大統領の言葉は尊重されず、アメリカの新たな政策は実施されず、アメリカの安全保障の傘がない中で、混沌が支配的になっている。そして修正主義者は、多くの国にとって有用だったリベラルな国際秩序を変えている。

記事参照 : China and the Age of Contempt

http://shadow.foreignpolicy.com/posts/2014/05/15/china_and_the_age_of_contempt

5 月 18 日「フィリピン・インドネシア、海洋境界画定に合意」(Department of Foreign Affairs, Philippines, May 19, 2014)

フィリピンとインドネシアは 5 月 18 日、20 年に及ぶ交渉の末、ミンダナオ・セレベス海において重複する EEZ の境界画定について合意した。両国の代表は 18 日、ジャカルタで海洋問題に関する第 8 回常設作業部会 (The Joint Permanent Working Group on Maritime and Ocean Concerns: JPWG-MOC) を開催し、協定案文と付属 EEZ 境界地図について合意に達した。フィリピンのガルシア外務省政策担当次官とインドネシアのフィルマン外務省条約局次長は両国を代表して、The Agreement between the Republic of the Philippines and the Republic of Indonesia Concerning the Delimitation of the Exclusive Economic Zone Boundary と付属地図を含む、第 8 回 JPWG-MOC 議事録に署名し、交換した。協定は、フィリピンのデルロサリオ外相とインドネシアのマルティ外相との間で、正式に調印されることになっている。(5 月 23 日、マニラで正式に調印された。)

フィリピンのガルシア外務次官は、「交渉の妥結は、両国の友好、忍耐そして海洋紛争を平和裏に解決しようとする両国代表の熱意の賜物である。これによって、EEZ 内の資源の管理、維持という両国の共通の利益を促進するために、EEZ 内における一層の協力を推進することが可能になる」と、その意義を強調した。ガルシア次官はまた、20 年に及ぶ EEZ 画定交渉で、特に境界画定の合意を導いた諸原則と手法について、多くの教訓を得た、と語った。

記事参照: Philippines, Indonesia finalize text of agreement on Exclusive Economic Zone boundary

<http://www.gov.ph/2014/05/19/philippines-indonesia-finalize-text-of-agreement-on-exclusive-economic-zone-boundary/>

Chart: The Celebes Sea and Mindanao Sea

<http://www.arabnews.com/news/573546>

【関連記事】

「インドネシアとフィリピン間の海洋境界画定交渉合意の教訓」(RSIS Commentaries, June 4, 2014)

インドネシアの駐 EU 大使で、国連海洋法条約 (UNCLOS) 第 20 次会議議長を務めた、Arif Havas Oegroseno 大使は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 6 月 4 日付け RSIS Commentaries に、“How Indonesia and the Philippines Solved Their Maritime Dispute” と題する論説を寄稿した。フィリピンとインドネシアは 5 月 18 日に、ミンダナオ・セレベス海における重複する EEZ の境界画定について合意した。Oegroseno 大使は、この交渉に関わった経験から、20 年に及ぶこの交渉から得られた教訓について、要旨以下のように述べている。

(1) ミンダナオ・セレベス海における重複する EEZ の境界画定を巡るフィリピンとインドネシア

の交渉は1994年6月に始まったが、2003年まで停滞していた。筆者（Oegroseno 大使）は2003年12月、インドネシア代表に任命され、フィリピンとの間で10年近く休眠状態にあった交渉を再開した。以後、2010年に大使としてブリュッセルに赴任するまで、筆者は交渉を担当し、後任者によってついに両国間交渉は合意に達し、2014年5月23日、マニラで正式に協定調印が実現した。海洋境界画定を巡る交渉は、忍耐と固い決意が求められる。それは長い道のりであった。

- (2) インドネシアとフィリピンは共に世界で最も大きな群島国家であり、群島国家の法的原則画定の先導者として、そして国連海洋法条約（UNCLOS）の加盟国として、両国の交渉は特に重要であった。しかし、フィリピンには、米西戦争の講和条約である1898年のパリ条約に基づく、「矩形ライン（the rectangular line）」（抄訳者注：ボルネオ島のマレーシア北端部分を除いて、フィリピン群島を縦型の矩形で囲むライン）に関わる歴史的問題があり、フィリピンと隣国との境界が不明確なまま残されていた。インドネシアは、両国が共に加盟するUNCLOSに適合しないとして、パリ条約の「矩形ライン」を論点とした。両国にとって、この問題は難しい課題であった。フィリピンは最終的に立場を変え、UNCLOSに従うことになった。これによって、交渉の合意が可能になった。
- (3) フィリピンとインドネシアの海洋境界画定交渉が行われている間、筆者は、2007年のThe Coral Triangle Initiative（CTI）に関する会議にも参加した。CTIには、インドネシア、マレーシア、フィリピン、パプアニューギニア、東ティモール及びソロモン諸島が参加した（抄訳者注：CTIは、これら6カ国に囲まれた海域における豊かなサンゴ、海洋生物の多様性、海洋環境及び海洋資源を護るための多国間協力機構）。2007年当時、これら6カ国中、インドネシア、フィリピン及び東ティモールには明確な海洋境界がなかった。それにもかかわらず、この会議では、事務局の設置に合意し、豊富な海洋資源が直面する緊急の脅威に対応するための協力が実現した。また、地球上で最も通航船舶の多い、マラッカ・シンガポール海峡では、インドネシア、マレーシア及びシンガポールは、海洋境界という目先の問題を超えて、より大きな利益のために協力している。
- (4) 2国間の海洋境界画定を巡るインドネシアとフィリピンの交渉は、2つの重要な教訓を与えてくれる。

第1に、好むと好まざるとに関わらず、海洋境界画定のための現在最も普遍的な法律は、UNCLOSであるということである。このことは、例え115年前の歴史的記録を前にしても、変わらない事実である。一世紀前の条約に基づく「矩形ライン」もUNCLOSに従わざるを得なかったことを考えると、1940年代半ばになって作成されたばかりの「9段線」地図よりも、UNCLOSを優先することは、それほど問題にならないはずである。フィリピンがインドネシアとの交渉で持ち出してきたパリ条約の「矩形ライン」と、中国が現在、南シナ海での領有権主張の根拠としている「9段線」との間には違いがあるが、1つの類似性が見られる。即ち、双方の主張は、国際法に基づかない一方的な領有権主張ということである。インドネシアとフィリピン間の海洋境界の画定は、海洋境界を巡る紛争では、一方的な地図による領有権主張よりも最終的には国際法が優位することを示した先例である。

第2に、紛争当事国は、海上境界線のない広大な海域におけるより大きな利益のために、域内各国が如何に協力できるかをまず考える必要があるということである。CTIにおけるより大きな利益は海洋環境の保護であり、マラッカ・シンガポール海峡におけるそれは海峡の

安全であった。これらは、海洋境界が画定されない状態にも関わらず、沿岸諸国によって推進され、護られている国際公共財である。こうした事例は、東南アジアにおける具体的で優れた慣行であり、東南アジアが持つ国際法尊重精神の明確な表れである。

- (5) 従って、南シナ海における領有権主張を巡る最近の緊張激化は、この地域の規範ではない。東南アジアが示してきた慣行から見れば、このような状態は異常であり、修正されなければならない。南シナ海の全ての紛争当事国、就中、国連安保理常任理事国である中国は、世界の平和と安定を構築するための道徳的、政治的そして法的な責任を果たすべきであり、他国と平和裏に協働できるはずである、と筆者は確信している。アジアは領有権紛争のエスカレーション防止と管理において世界をリードし得るが、これは、狭い自国中心の視野を超越した、地域の安定と安全というより大きな共通の利益や公共財を重視することによって、初めて達成できるのである。

記事参照：How Indonesia and the Philippines Solved Their Maritime Dispute
RSIS Commentaries, June 4, 2014

5月26日「Reed Bank、南シナ海における中比間の次の火種になるか」(Institute for Security & Development Policy, Policy Brief, May 26, 2014)

Christopher Len シンガポール国立大エネルギー研究所研究員は、客員研究員を務めるスウェーデンの Institute for Security & Development Policy の5月26日付け Policy Brief に、“Reed Bank: Next Flashpoint for China and The Philippines In The South China Sea?” と題する論説を寄稿し、フィリピンのパラワン島に面した南沙諸島の Reed Bank 周辺海域における海底資源開発を巡って中国とフィリピンの緊張がエスカレートしかねないとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国の石油掘削リグの設置を巡って中国とベトナムとの緊張が高まっている最中、フィリピンのエネルギー省は5月9日、11の石油・天然ガス開発鉱区の入札手続きを開始した。この内、「第7鉱区」が、南シナ海の Reed Bank (フィリピン名: Recto Bank、中国名: 礼楽灘) として知られる環礁周辺に位置しており、中国も領有権を主張している。5月21日には、フィリピンの Philex Petroleum Corp が、Reed Bank 周辺海域の Sampaguita ガス田で2016年初めに試掘を開始する計画を発表した。この2つの動きは、フィリピンが西フィリピン海と呼称する南シナ海において益々高圧的になる中国に対するフィリピンの最新の対応である。マニラも北京も、領有権問題については妥協しない立場をとっているように見られる。もしフィリピンが Reed Bank 周辺海域において一方的に開発に着手すれば、両国間の緊張が瀬戸際にまで高まる可能性がある。
- (2) Sampaguita ガス田が位置する Reed Bank 周辺海域において、英国の関連会社、Forum Energy が Service Contract 72 (SC72) に基づいて掘削を計画している。この海域は1970年代に最初に探査されたが、2011年の Forum Energy の作業に対する中国船による妨害など、中国の反対によって未開発のまま放置されていた。Forum Energy は、2本の試掘井を掘削するために、2015年8月に期限切れとなる SC72 に基づく作業期間の再延長をフィリピン政府に求めている。もし延長が認められれば、掘削リグを動員するのに12カ月から18カ月を要することから、作業開始は早くても2016年3月になろう。Forum Energy によれば、Sampaguita ガス田は、2兆6,000億立方フィートの天然ガス埋蔵量、利用可能な天然ガスコンデンセートを含めれば5兆5,000億立方フィートの埋蔵量になると見積もられている。「第7鉱区」は SC72 の対角線上の東方に位置し、入札結果は2015年5月9日に公表されることになっている。こ

の海域では現在まで試掘井が掘削されていないが、1億6,500万バレルの石油、約3兆5,000億立方フィートの天然ガス埋蔵量が見込まれている。

- (3) 中国政府が南シナ海における共同開発を繰り返し提唱しており、Philex Petroleum Corp は、過去に SC72 の開発支援を求めて、中国国営の中国海洋石油総公司 (CNOOC) に接触したことがあった。しかしながら、中国は、フィリピンとの Reed Bank 周辺海域における開発には参加しないであろう。これは主として、この海域がフィリピンの EEZ 内に位置し、従ってフィリピンの法律に従わなければならないとの認識から、中国の開発参加はフィリピン憲法に基づいて行われるべきとマニラが主張しているためである。そのため、中国は、「第7鉱区」に対する入札手続きを、マニラによる係争海域に対する主権主張の企てと見ている。また、中比間の緊張関係は、国際的大企業に入札申請を思い止まらせる可能性もある。
- (4) 中国以外の他の南シナ海における領有権主張国は本来中国のものである海底資源の開発を中国が「自制」していることを悪用してきた、との思いが近年、北京で強まっている。共同開発の計画がなく、しかも特にフィリピンとベトナムが一方向的に海底炭化水素開発計画を発表していることから、北京は今や、南シナ海における自国の資源開発生産計画を加速するとともに、他国による係争海域における開発活動を妨害するために、恐らく今後、海洋における取り締まり活動を強化して行くであろう。実際、本稿の筆者は北京で、中国が南シナ海における海底石油・天然ガス資源開発を直ちに始めなければ、これらの資源は他の領有権主張国に開発されてしまうであろう、との意見をしばしば聞いた。フィリピンの Reed Bank 周辺海域における開発計画に対して、北京が CNOOC によるこの海域での開発計画の発表をもって対抗するかどうかは、短期的には定かではない。しかしながら、中国の艦船が過去にこの海域における Forum Energy の探査を妨害した事実から見て、探査が再開されれば、恐らく同じことが繰り返されるであろう。習近平の中国指導部は、政府公船の配備と、最近では石油掘削リグ、HD-981 の西沙諸島への一方向的な設置によって、南シナ海における領有権主張を一層強固に打ち出す決意を誇示してきた。一方、アキノ政権のマニラも、北京との緊張関係をエスカレートさせる用意があるように見える。もし中比両国が対話を通じて緊張関係をうまくコントロールすることに合意できなければ、Reed Bank を巡る両国の緊張は、危険な瀬戸際ゲームにエスカレートするかもしれない。

記事参照 : Reed Bank: Next Flashpoint for China and The Philippines In The South China Sea?
<http://www.isdp.eu/images/stories/isdp-main-pdf/2014-len-reed-bank-next-flashpoint-for-china-and-the-philippines-in-the-south-china-sea.pdf>

5月27日「中国、南シナ海の台湾占拠の『太平島』のインフラ整備を問題視せず」(Taipei Times, May 27, 2014)

台湾は現在、南シナ海で台湾が占拠する太平島で1億米ドルをかけて港湾と滑走路の整備を行っている。完成は2015年後半か、あるいはそれより早まると見込まれている。完成すれば、3,000トン級の海軍のフリゲートや海岸巡防署の巡視船の接岸が可能になり、また1,200メートルの滑走路が改修されれば、C-130輸送機の安全な離発着が可能になる。同島は、台湾南西約1,600キロにあり、台湾空軍の米国製F-16戦闘機の行動半径外にある。同島は真水が出る。

5月27日付けの台湾紙、*Taipei Times* は、中国は、台湾による太平島のインフラ整備を問題視しないであろうと報じている。それによれば、上海国際問題研究所の台湾問題専門家、張哲馨研究員は、「北京は、太平島における台湾のインフラ整備を問題としない。台湾自体が如何なる意味でも中国の

領土であり、もちろんこれには太平島も含まれる」と語っている。台湾は、北京とは違って、南シナ海に領有権問題については低姿勢を維持しており、北京のいう「9段線」の南端にまで海軍艦艇や政府公船を派遣していない。立法院の林郁方議員は、「我々は、他国が占拠している島嶼には決して侵攻しないが、自ら領有している島は積極的に防衛する」と語っている。ハワイの東西センターの Denny Roy 上席研究員は、「台湾は、中国と対立していない唯一の領有権主張国であり、従って太平島におけるインフラ整備も自由にできることを承知している。中国は、必要なら、同島の駐留要員を護るであろう」と見ている。

記事参照 : Itu Aba upgrades raise no Chinese concern: experts

<http://www.taipeitimes.com/News/taiwan/archives/2014/05/27/2003591345/1>

5月29日「習近平の『モンロー・ドクトリン』、中華秩序の再建を目指す—韓国人専門家論評」 (RSIS Commentaries, May 29, 2014)

韓国の The Korea Institute for Maritime Strategy の Sukjoon Yoon 上席研究員（韓国海軍退役大佐）は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 5月29日付け RSIS Commentaries に、“Xi Jinping’s ‘Monroe Doctrine’: Rebuilding the Middle Kingdom Order?” と題する論説を発表し、中国の習近平国家主席の「真の海洋強国」を目指すという宣言は中国版「モンロー・ドクトリン」あるいはかつての「中華秩序」を思い起こさせるものがあり、最近の東シナ海と南シナ海での出来事は地域における支配的な海洋強国になるという野心を追求する中国の行動の表れであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 習近平の演説から判断して、習近平は前任者以上に長期的な海洋戦略に深くコミットしているようである。習近平は、基本的に4本の矢（推力）によって、かつての中華帝国による地域秩序の再興を目論んでいる。第1の矢は、海洋政策と海洋戦略を担当する新たな上部組織、特に「国家安全委員会」の創設である。第2の矢は、アメリカの「アジアへの軸足移動」戦略に対抗するための中国海軍力の増強と政府公船による海上法令執行能力の強化である。第3の矢は、東シナ海と南シナ海に関わる諸問題を、国際法に基づく問題から、中国が歴史的な権利と見なす問題にすり替えることである。第4の矢は、域内の国際会議や多国間演習への参加を通じて中国の表面上の善意を喧伝することである。
- (2) 中国が現在追求している海洋政策は明らかに、特にアメリカに対して、東シナ海と南シナ海のいずれにおいても中国の問題に介入しないよう警告することを意図している。習近平はまた、この地域におけるアメリカの影響力が弱体化し続けることを期待している。最近の中国の政策は、「モンロー・ドクトリン」の中国版と容易に見て取れる（アメリカは1823年、自らの自然の影響圏と見なす海域へのヨーロッパ大国の介入を阻止すると宣言した）。これは、中国が支配したかつての中華帝国による地域秩序の現代版となり得るのか。中国は、インド太平洋地域の保護者を自認する、ワシントンが進める集団的防衛態勢に挑戦していることは明らかである。中国に接する脆弱な小国の懸念は、容易に理解できる。これら小国は、周囲の海が全て圧倒的な中国の力と影響力を投射する媒体であった時代に、中華帝国の朝貢国として生きて来た辛い記憶を持っているからである。習近平は、こうした朝貢体制を現代中国において再構築するまで満足することはないであろう。しかしながら、中国の「核心利益」の防衛は声高に言明しているが、習近平は、中国の海洋戦力がその隣国とどう関わるべきか、そして究極的には隣国を護るべきことまで意図しているのかについて、詳細なドクトリンを未だ明らかにしていない。

- (3) 習近平は、漸進戦略によって中国を海洋強国にすることを決心しているようである。中国は、東シナ海と南シナ海で圧倒的な支配力を確保するまで、アメリカからの強力な反撃を回避しながら、これらの海域で次第に高圧的になっていく政策を推し進めて行くであろう。域内諸国は、習近平の「真の海洋強国」政策の真意が中国による伝統的な海洋秩序の再構築以外の何物でもないことを理解しなければならない。時と状況は習近平の味方である。戦争に疲弊したアメリカは、中国と海上において深刻な対立を招きたくないと思っている。米軍はアジア太平洋地域への海軍力の再配備を計画しているが、財政的制約によって、迅速かつ効果的に進められないでいる。米軍部隊はまた、中東などの他の地域に依然関与している。他方、中国は、長期的視点から、係争海域において機会があれば何時でも、サラミ・スライシング戦略（抄訳者注：1つ1つ既成事実を積み重ね、現状変更を目指す戦略）によって紛争当事国に圧力をかけることができる。地域の2つの大国、米中間の抗争が益々顕在化する状況下で、地域のその他の諸国、特にASEAN、インド、オーストラリア、カナダ、日本及び韓国は、相互の戦略的協調関係を確立しようとしている。しかしながら、これまでのところ、そのような努力は実を結んでいないし、これら諸国が中国に対抗するためにどの程度効果的に協調できるかも明らかではない。実際、この地域の全ての国は、中国の軍事力に対抗するだけの軍事力を持っていないために、習近平が押し進める中国の海洋強国化を恐れている。
- (4) 域内を通じて、習近平は実際には中国を海洋における平和と安定を維持する責任ある国にしようと望んでいると信じたい、強い願望がある。そうであれば、域内諸国は、東シナ海と南シナ海における中国の強引で高圧的な領有権主張における中国の大いなる自制を期待できるからである。少なくとも現在のところ、係争海域における海洋法令執行活動に海軍艦艇の投入を避けるだけの自制的政策が中国にはある。アジア太平洋地域における中国の隣国は単独では中国の海洋力に対抗できないが、これら諸国は、「モンロー・ドクトリン」の中国版ともいべき中国の長期的政策に対抗するために協働することはできるであろう。これら諸国は、中国が中華帝国による地域秩序の再構築という既成事実を作り上げるのを阻止するために、海洋における緊張を高めることなく、習近平のサラミ・スライシング戦略を抑止するために、できることを全て行わなければならない。

記事参照：Xi Jinping's 'Monroe Doctrine': Rebuilding the Middle Kingdom Order?

RSIS Commentaries, May 29, 2014

5月31日「南シナ海の緊張状態、戦争にエスカレートするか—米専門家論評」(The National Interest, May 31, 2014)

米シンクタンク、The National Bureau of Asian Researchの政治・安全保障部門副代表を務めるAbraham M. Denmarkは、5月31日付けの米誌、The National Interest（電子版）に、“Could Tensions in the South China Sea Spark a War?”と題する長文の論説を寄稿し、先般、自身が中国、フィリピン及びベトナムを訪れ各国関係者と議論してきた成果として、中国は自国の行動について防衛的とか受動的などと説明するが、実際には事態をエスカレートさせてきており、このままいくと戦争へと発展する恐れもあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が「9段線」という野心的な領有権を主張する、南シナ海における最近数週間の動向は、関係当事国間の関係を極めて冷たいものに変化させてしまった。中国の怒りの矛先はフィリピンとベトナムに向けられており、危機や紛争の可能性が現実化している。各国が態度を硬化させてお

り、妥協する意思も低く、加えて、フィリピンがアメリカの同盟国であるという事実は、深刻な危機と米中紛争の潜在的可能性を高めている。オバマ米大統領のアジア歴訪後の中国の石油掘削リグ設置を巡るベトナムとの衝突は、これまで以上に多くの注目を集めることになった。最近数カ月、中国とフィリピンとの間でも同様の事案が発生している。2012年に中国がスカボロー礁（中国名：黄岩島）の実効支配を確立して以降、北京は、次の狙いをセカンド・トーマス礁（中国語：仁愛礁）に移したようである。ここはフィリピンから105カイリの距離にあるにも関わらず、中国も領有権を主張している。フィリピンは、領有権主張を裏付けるために、1999年に同礁近くに揚陸艦、BRP *Sierra Madre* を意図的に着底させ、同艦に少数の海兵隊員を駐留させている。最近、フィリピン当局は、絶滅危惧種に指定されている貴重なウミガメを満載した中国の漁船を拿捕した。部外者から見れば、このような小さな岩礁や石油掘削リグそしてウミガメなどを巡って、どうしてこんなに大騒ぎするのかと思うであろう。しかし、この問題は、歴史的にも、軍事的にもそして国家主権にとっても、極めて重要な問題なのである。

- (2) 南シナ海の全ての紛争に共通する分母は中国である。北京は、これらの紛争において危機やリスクを激化させる触媒となっている。南シナ海の大半の海域を含む北京の「9段線」による主権主張は、その野心や大胆さの象徴である。ラッセル米国務次官補は4月に、「9段線」について、「国際法に照らして如何なる根拠もない」と批判した。中国は、これら海域に対する歴史的な管轄権を「9段線」の根拠としている。しかし、国連海洋法条約（UNCLOS）は、領海とEEZ、そしてその基線となる陸地について規定しており、歴史に基づく主張を認めていない。更に、歴代の中国の王朝はその時々において南シナ海の島嶼を支配してきたが、中国は、それらの島嶼を一度に全て支配したことは未だかつてなかった。
- (3) 南シナ海に対する支配力を強化するという中国の戦略は、その巧妙さで際立っている。高圧的な行動の一方で、中国の指導者は、表面上は自制的で受動的な戦略を主張してきた。北京は常に、自らの行動について、他の領有権主張国による攻勢や事案に対する「対応」に過ぎないと釈明する。しかし、中国の実際の行動は常に、事態をエスカレートさせるとともに、自らの主張を裏付け、その立場を強化するために過剰なまでの力を行使する。この“Reactive Assertiveness（倍返し）”とも言い得るアプローチは、自らは基本的に受動的であり、トラブルを引き起こすのは相手側であると、北京が自らの行動を弁護する時に使われる。ある中国の研究者は本稿の筆者に対して、「ここ（南シナ海）は我々の領海であり、我々は、彼ら（他の領有権主張国）を立ち退かせるために、武力行使を含む必要なあらゆる手段を行使する権利を有している」と断言した。北京のメッセージは明確である。それは、領有権を争う他国は、中国のあらゆる主張を全面的に受け入れるべきであり、そうしないことによって被る物理的被害の責任は彼ら自身にある、というものである。とは言え、中国も戦争を望んでいるわけではない。
- (4) フィリピンとベトナムの指導者は、自ら戦略的な綱渡りをしていると考えている。両国は、中国の経済的重要性、地理的接近性そして圧倒的な軍事力を考えれば、中国との良好な関係を維持したいと考えている。しかしながら、その一方で、両国は、南シナ海における中国の領有権主張に対抗して、国家主権と領土保全を護ることを国家の義務と考えている。また、フィリピンとベトナムのエリート層は、自国を、小国で経済的な結び付きが強い隣国との領土紛争に巻き込まれたウクライナに擬えている。ロシアによるウクライナへの介入とクリミア併合は、東南アジア諸国の指導者にとって、経済的依存と軍事力の脆弱性は地政学的な介入の火種になり、21世紀の今日でも領土保全と国家主権は不可侵ではない、ということを見せつけられた

思いであろう。これら諸国は、ロシアが紛争地域を支配するために武力を行使する前例を中国に提示したことを恐れている。そのため、これら諸国は、中国への経済依存度を下げるとともに、中国の軍事的優位をある程度相殺するために自国の軍事力を強化しようとしている。しかし、フィリピンもベトナムもまた、中国との戦争を望んでいるわけではない。両国の戦略は、自国の軍事力を増強したり、中国への経済的依存度を減らしたり、国際社会の介入を期待したりして時間を稼ぎながら、自国の領有権主張を脅かす中国の行動に抵抗することに主眼があると見られる。マニラは、中国との領有権紛争を国際仲裁裁判所に提訴しており、2015年末頃に判決が出ると見られる。更に、両国は、法的拘束力を持つ南シナ海における行動規範(COC)を実現するために、ASEANを巻き込んで中国との交渉に地政学的重みを加えている。

- (5) 南シナ海における領有権紛争の今後の見通しは、長期的な平和や安定が望める状況にはない。むしろ、事態のエスカレートや危機的状況が生じる可能性が高い。最も厄介なことは、北京が、事態のエスカレーションを、絶対的な統制と予測可能性をもって行使できる手段と見なしていることである。中国の戦略家や政策決定者は、大国間の地政学的ゲームを熟知しておらず、また冷戦期を通じて米ソ両国が学んだ教訓、即ち、エスカレーションとは、相手側が予測不能な方法で対抗でき、しかも緊張関係が急速に制御不能な状態にまで極限化し得るといふ、極めて危険な手段であることを学んでいない。短期的に重要な問題の1つは、中国がフィリピンに対して武力を行使するかどうかであろう。例えば、セカンド・トーマス礁付近に着底させている BRP *Sierra Madre* に駐留しているフィリピン軍部隊を追い払うために、同艦の周囲を封鎖して撤退を強要することが考えられるが、実際に武力が行使されれば、人命が失われることもあり得る。
- (6) 中国がフィリピンに対して武力を行使した場合、北京はほぼ確実に、これについて防衛的あるいは受動的行動と言い張るであろう。そしてアメリカは、外交的にも軍事的にも、この危機に巻き込まれるであろう。ウクライナ問題やシリア問題でアメリカの介入意思への信頼感が揺らいでいる状況下で、アメリカは、この危機を傍観することはないであろう。アメリカは南シナ海における領有権紛争の当事国ではないが、武力紛争の生起は、米中関係にとって深刻な打撃となろう。アメリカは、他の領有権主張国との軍事的協力関係を一層強化したり、これら諸国の軍事力強化を支援したり、また多国間での軍事訓練や演習を実施したりすることで、事態のエスカレートに伴う代価を釣り上げることによって、北京に対する抑止力を強めることができよう。加えて、ワシントンは、事態の沈静化を図り、紛争の平和的解決に向けたロードマップを作成するために、全ての当事国の中で誠実な仲介者として行動すべきである。中国と他の領有権主張国はコリジョン・コースにあり、従って、域内全域を紛争に巻き込みかねない将来的な危機の発生を未然に防ぐため、リーダーシップを発揮するのはアメリカに課された義務である。侵略的行為を自制し、事態を沈静化させることが戦略上有効な手段であることを全ての当事国が認識できない限り、北京が武力紛争に至るレッドラインを越えるのは時間の問題である。武力を行使する意思を持ち、かつ絶対的な服従以外に如何なる選択肢も認めないという国家の存在は極めて危険であり、戦争の始まりを予告しているようなものである。

記事参照：Could Tensions in the South China Sea Spark a War?

<http://nationalinterest.org/feature/could-tensions-the-south-china-sea-spark-war-10572>

6月5日「尖閣諸島への日米安保条約適用、オバマ宣言の危険性—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, June 5, 2014)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のEvan Resnick 准教授は、6月5日付けのRSIS Commentariesに、“Dubious Deterrence in the East China Sea”と題する論説を発表し、オバマ米大統領が4月後半の訪日で、日米安保条約が尖閣諸島に適用されると宣言したが、不幸なことに、北京に対するオバマ大統領のこの抑止戦略は、もし日中いずれかが尖閣諸島を巡って戦闘行為に走れば、アメリカに悪夢の選択を突きつけることになるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) オバマ大統領の訪日で特筆すべきは、日米安保条約が「尖閣諸島を含む日本の施政権下にある全ての領域に適用される」と宣言したことである。厳密に言えば、この宣言はアメリカの政策の変化を示すものではないが、オバマ大統領は、尖閣諸島に対するアメリカの公式の立場を宣言した最初の現職大統領となっただけでなく、それを東京で日本のタカ派の安倍首相とともに共同記者会見の場で宣言したのである。オバマ大統領の宣言は、中国が抑止すべき明白な脅威であることを、中国の指導者に伝えることになった。国際関係論の研究者によれば、抑止とは、A国がB国に対して圧倒的な軍事的報復を加える力とそれを実行する決意があることを理解させることで、B国の攻撃を抑止することができるのである。しかしながら、オバマ政権は東シナ海において中国の侵略行為を抑止するのに十分な軍事能力を保有してはいるが、報復の脅威を相手に理解させる明快な決意が欠けており、抑止の信憑性が弱められている。
- (2) 一般的に、自国に対する攻撃抑止(「直接抑止」)を決意することは容易い。しかしながら、同盟国に対する攻撃抑止(「拡大抑止」)を決意することは非常に困難である。今、目前にあるケース、尖閣諸島の場合は、特に(報復決意を促す根拠が)薄弱な拡大抑止の事例である。何故なら、この事例は、オバマ政権が、日本本土そのものに対する中国の攻撃を抑止しようとしているのではないからである。むしろ、この事例は、無人の小さい島が対象であり、しかもこの島の主権をアメリカの抑止対象国(中国)も強く主張しており、その上、アメリカにとって有形無形に何の価値もない島に対する、中国の攻撃を抑止しようとしているからである。更に、事態を複雑にしているのは、この島とその周辺海底における石油と天然ガス資源がアメリカにとっては些細な問題だが、それらは、日中双方の指導者にとって、また双方の国民にとって、戦略的、経済的そして象徴的価値を持っていることである。対照的に、日本本土に対する長年にわたるアメリカの防衛コミットメントも拡大抑止の1つであるが、これは極めて信憑性の高いものである。人口の多い日本本土はアメリカにとって戦略地政学的にも経済的にも重要であり、日本本土に駐留する5万人近い在日米軍の存在が、米軍の本格的介入の導線として、アメリカのコミットメントの信憑性を高めている。
- (3) オバマ大統領の東京宣言は「レッドライン(超えてはならない一線)」を明示しない警告であり、それによってもたらされる最も可能性の高い成り行きは、中国をして危機をエスカレートさせる気にさせ、一方で、日本をして尖閣諸島を巡る非妥協的な立場を固執する気にさせることであろう。最近の尖閣諸島周辺上空における中国戦闘機と日本の哨戒機との異常接近事案が鮮明に印象づけているように、日中双方は、今や東シナ海の海上と上空で常態化した瀬戸際行為の相互作用を繰り返すことになろう。
- (4) もしいずれかの側がこの微妙な均衡状態を破り、実際に戦火を交えるようなことになれば、オバマ政権は、「ホブソンの選択(えり好みのできない選択)」に直面することになろう。オバマ政権は関与しないことを選択することもできるが、それは、同盟国、日本を裏切ることになり、

域内における安全保障コミットメントの信憑性を損なうことになる。あるいは、オバマ政権は、アメリカの国益にとって周辺的な価値しかない問題を巡って、核を保有する敵対国との悲惨な結果を招きかねない戦争に突入するかである。アメリカにとって望ましい選択肢は、東シナ海における如何なる海上での戦闘にもアメリカは絶対に関与しないということをおバマ大統領から安倍首相に内々に通告するとともに、ケリー国務長官が暗礁に乗り上げた尖閣諸島問題を打開するために日中2国間協議の仲介を申し入れることであろう。アメリカによる仲介の申し出は、ワシントンがこの問題を深刻に受け止めているが、尖閣諸島の領有権がいずれの側にあるかについては純然たる中立的立場に立っていることを、北京に伝えることになる。

記事参照：Dubious Deterrence in the East China Sea

RSIS Commentaries, June 5, 2014

6月5日「域内で存在感を高める日本—オースリン論評」(The Wall Street Journal, June 5, 2014)

米シンクタンク、AEIのオースリン(Michael Auslin)日本研究部長は、6月5日付けの米紙、*The Wall Street Journal*に、“Japan Steps Up as Regional Counterweight”と題する論説を発表し、日本は今やアジアにおいて中国のカウンターウェイトとしての役割を果たしつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 日本は長年、世界における自国の立ち位置の定義付けに苦慮してきた。この20年に及ぶ経済的停滞の間、中国が世界第2位の経済大国として台頭し、アジアに非自由主義の覇権国という妖怪が出現した。今や、安倍首相は、「地域における中国のカウンターウェイトとしての役割(the role of regional counterweight to Beijing)」を引き受けている。もし安倍首相が成功すれば、アジアは、主権国家からなるより正常な地域になるかもしれない。もし失敗すれば、緊張を激化させ、武力紛争さえ惹起させかねない。それは、リスクを伴うが、変革をもたらす得る賭けである。安倍首相は、5月末のシンガポールでのアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)において、そのビジョンを明らかにし、海洋における領有権紛争を巡って中国(中国、抄訳者注：名指しはせず)による威圧に直面している東南アジア諸国に対して、日本の「最大限の支持」を約束し、アジアにおける平和と安定を維持するために、日本は「これまでも増した、積極的な役割を果たす覚悟があります」と言明した*。
- (2) 安倍首相の政策の第1の柱は日印関係の再活性化である。安倍首相の1月の訪印時、東京とニューデリーは2国間海軍合同演習の実施に合意し、インドは、Malabar海軍合同演習に、アメリカ及びオーストラリアと共に、日本を招待した。日印間の経済関係の発展を望む、インドのモディ新首相は、この協力関係の再活性化を歓迎した。しかし、その真の要因は戦略的なものである。日印協力は、両国にとって中国の側面で強力なパートナーを得ることになるからである。両国は共に、公海における航行の自由を国益としており、それぞれの領土の一部に対する中国の意図に懸念を抱いている。第2の柱は、中国との領有権紛争に巻き込まれている東南アジア諸国を支援することである。東京はフィリピンに10隻の巡視船を提供し、ベトナムは日本製の巡視船が建造され次第、受領することになっている。安倍首相はまた、2013年にASEAN加盟10カ国全てを訪問し、更に、オーストラリア、アメリカ及び日本の間での協力関係を強化しようとしている。
- (3) 安倍首相はまた、日本の安全保障政策を大幅に見直そうとしている。集団的自衛権行使に関する長年に亘る禁止を終わらせ、最も重要なこととしてアメリカとより緊密に協働できるように

する計画を明らかにした。安倍首相は、北朝鮮のような国家から米海軍艦船や兵員が攻撃を受けた時に日本がこれを護ることができて、初めてワシントンとの同盟が有効となり得る、と強調している。海外での軍事活動の拡大に対する世論の反対は安倍首相が目指す日本を「普通の国」にするに当たっての最大の障害となるかもしれないが、安倍首相は、北朝鮮の喫緊の脅威、そして緊急ではないが日本の国益にとって遥かに深刻な中国の脅威について理解を得られれば、世論が同調してくれることに賭けている。安倍首相は、日本が行うことは全て国際法を支持するためであると強調しているが、もちろん、その言外の意味するところは中国が国際法や規範を損ねているということである。対照的に、例えば、安倍首相がシャングリラ・ダイアログで指摘したように、インドネシアとフィリピンは平和裏に、両国間の EEZ の境界画定に合意した。こうした「名指しと辱め ("naming and shaming")」の使い分けは、中国が域内で孤立し始めることを分からせる目論見である。北京は、最近、尖閣諸島周辺上空で中国軍の戦闘機の日本の哨戒機に危険な接近を試みたように、しばしば安倍首相の主張を助けるようなことをしている。

- (4) 安倍首相のアジア再形成の試みは始まったばかりであり、その成否は国内の経済計画がどの程度成功するかにかかっている。経済的に停滞気味の日本は、軍事力を拡大するための、あるいは地域において中国に代わる信頼性のある政治的存在になるための、リソースを持っていない。しかし、日本経済がその地政学的野心に対応して成長できれば、また、北京が超大国の影響力の空白を埋めようとするのを阻止するためにアメリカがこの地域への関与を続ければ、アジアは中国の覇権に代わる選択肢を手にするかもしれない。中国を怒らせるリスクは既に明らかになっているが、この 10 年で最もダイナミックな日本の指導者は、もはや日本を歴史の傍観者にしておくつもりはないと決意している。

記事参照：Japan Steps Up as Regional Counterweight

<http://online.wsj.com/articles/auslin-japan-steps-up-as-regional-counterweight-1401986495>

備考*：第 13 回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）安倍内閣総理大臣の基調講演

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0530kichokoen.html

6 月 7 日「南シナ海で中国が自ら招いた失敗—比専門家論評」（The National Interest, June 7, 2014）

比 Ateneo De Manila University の Richard Javad Heydarian 講師は、6 月 7 日付けの米誌、The National Interest（電子版）に、“China's Self-Made Disaster in the South China Sea”と題する論説を発表し、中国の南シナ海における高圧的姿勢は、かえって領有権問題を国際化し、アメリカ、オーストラリア、日本、インドを含む地域諸国の結束を高めており、こうした流れは「中国が自ら招いた失敗」であるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) オバマ米大統領の 4 月末の東アジア諸国歴訪直後に、中国は、ベトナムの EEZ の奥深くに、中国海洋石油総公司（CNOOC）の最新の石油掘削リグ、HYSY981 を設置した。ハノイは、この挑発行為に憤慨し、30 隻余の船舶を同海域に派遣し、中国の政府公船と対峙した。双方の船舶同士の衝突が起こるのに時間は掛からなかった。この時点で、南シナ海の領土問題を両国間の平和的話し合いで解決するという、メカニズムは崩壊した。北京のハノイに対するこの侵略的な行為によって、中国が領有権問題について高圧的な自己主張を強める新たな時代が始

まった、とする専門家が出て来たのも不思議ではない。中国が非妥協的な姿勢を強めていることに対抗して、フィリピン、ベトナムなどの東南アジアの領有権主張国は、真の戦略的パートナーシップの構築に向かいつつある。領有権問題の当事国でない諸国も、中国の行動が地域の安定や航行の自由に及ぼす影響への懸念から、必要な努力を強化している。ASEAN もパニックを隠しきれず、首脳会談で、「深刻な懸念」を表明した。他方、南シナ海が全ての主要な域内諸国のエネルギー安全保障と通商上の利益にとって極めて重要なことから、日本は、オーストラリア、インド及び韓国などと共に、シーレーンの安定化への関与を深めようとしている。結局、北京が頑なに純然たる2国間問題であると主張してきた、南シナ海の領有権問題は、中国の高圧的な姿勢によって一層国際問題化してしまったのである。

- (2) 中国が占拠する西沙諸島の Triton 島の 17 カイリ南の海域に掘削リグ、HYSY981 を設置した動機について、中国は、商業的理由によるもので、前回行った探査の続きと主張している。しかし、国連海洋法条約 (UNCLOS) の規定の通常解釈に従えば、この海域の炭化水素資源に主権的権利を有するのはベトナムである。従って、中国は、ベトナムの EEZ の権利を侵害していることになる。しかしながら、UNCLOS についての中国独自の解釈によれば、この海域は、中国が占拠する Triton 島由来の EEZ 内にあり、中国に主権的権利があるという。このような法解釈によって、中国は、悪名高い「9 段線」ドクトリン (its notorious “nine-dash-line” doctrine) を間接的に正当化しようとしている。このドクトリンは、中国が南シナ海のほぼ全域に「固有 (“inherent”)」かつ「論争の余地のない (“indisputable”)」主権を有すると主張する基本的論拠となっている。しかしながら、中国は、自らの大まかな領有権主張の弱点を意識して、自らの領有権主張や法的解釈について戦略的曖昧性を抜け目なく維持しているため、領有権紛争は一層複雑化している。特に、「9 段線」自体、その正確な座標とそれに基づく中国の領有権主張の性格が極めて曖昧である。中国は、南シナ海の全ての島嶼に対する領有権を主張しているのか、それとも、その周辺海域全体に権利を主張しているのか。中国が地域の合意や国際法に違反すると見られる挑発行動に出る時には何時も、中国は、自らの行動を正当化するため、多くの法的説明に頼る傾向がある。そのため、領有権を主張する一部の東南アジア諸国は、自国の領有権主張、そして結果的に中国の領有権主張をも、国連の下での第三者の仲裁に委ねることにより、紛争の国際化を進めてきた。
- (3) 最近のベトナムに対する行動を通じて、中国は、一石数鳥の効果を狙った。一方で、中国は、特にオバマ大統領が最近のマニラ訪問で海洋紛争の平和的でルールに基づいた解決を呼びかけたことを公然と無視し、南シナ海における自国の領有権主張を堅持する姿勢を再確認した。中国国内でのナショナリズムの高揚、また近年の人民解放軍内のタカ派の影響力の拡大に配慮して、北京の指導者は、西太平洋において領有権紛争が進行している中で、オバマ大統領が同盟国への軍事的支持を表明したことに対応する必要があった。また中国メディアの商業化が進み、領有権紛争が極めてセンセーショナルに報じられるようになった。その上、中国は、ワシントンとマニラが新たな防衛協定を締結した直後でもあったことから、国際水域における航行の自由の擁護や同盟国支援についてのアメリカの決意を試そうとした。南シナ海の領有権問題を巡って紛争が生じた場合、ワシントンがフィリピン救援に駆け付けてくるかどうかについて、オバマ政権がかなり曖昧な態度をとってきたことから、北京は、明らかに限界に挑むという誘惑にかられた。どの大国とも条約上の同盟関係を持たないベトナムを標的にすることによって、中国は、アメリカやこの地域の他の主要国から自動的な軍事的対応に直面するリスクを

冒すことなく、大きな賭けに出ることができた。更に、ここ数カ月間のウイグル族の反乱の危険なエスカレーションから、気を逸らす効果もあった。

- (4) 既存の多国間枠組、特に ASEAN の限界を認識した一部の東南アジア諸国は、特定の問題について意見を共有する少数の国家が結束する少数国間主義（*minilateralism*）を選択している。最近終了した世界経済フォーラム東アジア会議出席の際に、ベトナムとフィリピンの指導者は、特に南シナ海における紛争について戦略的協力を強化することに合意した。ベトナムは中国に対する複数の仲裁申し立てを行うことを検討中と伝えられており、フィリピンは広範な法的助言を提供している。両国はまた、双方の沿岸警備隊と海軍間の相互運用性の強化と情報交換を推進するために、両国の海洋戦力間のより一層の協力関係の強化を検討している。両国は、外交力を強化するため、ASEAN やその他の多国間機構における発言や見解を定期的に調整することにしている。更に、両国は、中国の領有権主張がより強硬になってきたことを警戒するマレーシアとインドネシアとの間で、外交面での関与と戦略的協力が強化されるようになったことに勇気づけられている。フィリピンとインドネシアは最近、海洋境界画定協定に合意したが、これは、両国関係深化のシンボリックな成果であるとともに、海洋紛争の平和的解決に対する両国のコミットメントの表明でもある。
- (5) 東南アジアの領有権主張国、特にフィリピンとベトナムの間の協力関係の深化は、太平洋地域における広範な同盟ネットワークの一環を形成する。ワシントンが域内の同盟国に対して、地域の安定のためにより多くの責任を果たすよう懇諭している中で、日本は、フィリピンとベトナムにとって益々重要なパートナーとして浮上してきた。日本の平和主義憲法にも拘らず、安倍政権は、武器輸出についての自主規制を緩和し、軍事予算を増額し、集団的自衛権行使を容認して、中国に対するカウンターウェイトとしての信頼性を高めることで、地域においてより大きな役割を果たそうとしている。インドも、モディ新首相の下で、日本を重要な戦略的パートナーとしつつ、地域の問題についてより積極的な役割を果たしていくと見られる。他方、オーストラリアは、国際水域における航行の自由の確保に重点を置きつつ、アメリカとの軍事的相互運用能力を着実に高めてきている。全般的に、中国の高圧的な領有権主張は、自国の安全保障及び経済的利益のために、中国によるシーレーンの支配を阻止し、国際水域における航行の自由を維持することを望む、有志国家間の柔軟な地域ネットワークの形成を促すことになりそうである。

記事参照：China's Self-Made Disaster in the South China Sea

<http://nationalinterest.org/feature/chinas-self-made-disaster-the-south-china-sea-10618>

6月11日「新冷戦か—シンガポールの視点から」(RSIS Commentaries, June 11, 2014)

シンガポールの S. Rajaratnam School of International Studies (RSIS) の Barry Desker 学部長は、6月11日付けの RSIS Commentaries に掲載された、“A New Cold War?” と題する論説で、東アジアと東南アジアを含む世界の中で見られる緊張の激化はかつての大国間のパワー・プレーを思い起こさせる、我々は新たな冷戦に向かっているのだろうかとして、要旨以下のように述べている。（この論説の初出はシンガポール紙、*The Straits Times*）

- (1) 5月末にシンガポールで開催されたアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）で、東シナ海における領有権問題を巡って、アメリカ、日本の代表と中国との間で鋭い意見の応酬が見られた。ベトナム、フィリピン及びアメリカの参加者は、南シナ海における中国の強固な領有権主張を批判した。一方で、ヨーロッパの代表は、ロシアのクリミア併合とウクライナ東

部の分離グループに対する支援を巡って激しくやり合った。会議のムードは、特に小人数の非公式な議論の場では対立的であった。レトリックは冷戦時代のもので、筆者は、世界が新たな冷戦に向かっているのか、あるいは敵対行為の勃発さえ予想される状況にあるのか、と疑った。シンガポールは領有権紛争の当事国ではないが、全ての主要国との関係強化に努めてきた。益々グローバル化する貿易と経済的利益のハブとしてのシンガポールの役割は、シンガポールがこうした動向に警鐘を鳴らし続けることを求めている。世界中のほとんどのの人々と同じように、シンガポール人は、政策決定者が対立を管理でき、紛争が生じた場合には、最悪の事態を回避しようとするであろうと考えている。

- (2) 2014年のアジアは、1914年のヨーロッパに似た状況に直面しているのではないだろうか。1914年には、ヨーロッパのほとんどの政府が、バルカン諸国の紛争を管理することができ、1815年のナポレオン追放以来続いた大国の間の平和が継続されるであろうと考えていた。オーストリア・ハンガリー皇太子夫妻がサラエボで暗殺された後に戦争が起こった時でさえ、各国の政府は、戦争は短時間で終わると予想した。誰も、次の4年間で塹壕戦になるとは予想していなかった。
- (3) 最も大きな脅威は、東シナ海における中国と日本の間の領有権紛争である。この脅威は、日中間の歴史認識を巡る論争、そしてアメリカの同盟国、日本に対する支援によって、大規模な紛争へのリスクを内包している。今日の中国は西側と近隣諸国との間で強い経済関係を維持しているが、経済的な相互依存関係が、激化する安全保障上の紛争を緩和すると考えるべきではない。南シナ海で自らが主張する広範な管轄海域において管轄権を強化しようとする如何なる中国の決定も、何よりもまず東南アジア諸国の反発に遭うであろう。ASEANは南シナ海で行動規範(COC)の迅速な締結を求めているが、中国を含む領有権主張国は、島嶼を占拠し、環礁を埋め立て、係争海域において石油・天然ガスを掘削するなど、現状を変更し続けている。
- (4) シンガポールは領有権紛争の当事国ではないが、海運と航空のハブとして、航行の自由と飛行の自由は重大な問題である。マレーシアとシンガポールが Pedra Branca を巡る領有権問題を解決したように、シンガポールの関心は、これらの紛争の国際的な法廷を通じた平和的解決を支援することである。

記事参照：A New Cold War?

RSIS Commentaries, June 11, 2014

備考*：Pedra Branca はシンガポール海峡の東の入り口に位置する小さな島で、この島と周辺の岩(Middle Rocks)と低潮高地の岩礁(South Lege)の帰属を巡って、シンガポールとマレーシアは国際司法裁判所に共同提訴し、2008年5月23日の判決で、Pedra Branca はシンガポールに、Middle Rocks はマレーシアに、South Lege についてはこの所在する海域を領海とする国に、それぞれ属することになった。

2008年5月23日の判決全文は以下を参照；

<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf?PHPSESSID=51b96e51dc89c081db981736eb3d576d>

6月12日「アメリカは南シナ海での中国の高圧的姿勢にどう対応する—ホームズ論評」(The National Bureau of Asian Research, June 12, 2014)

米海軍大学のJames R. Holmes教授は、6月12日付けのThe National Bureau of Asian Researchに、“Responding to China’s Assertiveness in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、アメリ

カは、南シナ海における北京の高圧的姿勢にどう対応すべきかについて、要旨以下のように論じている。

- (1) 我々は、南シナ海を巡る紛争をどのように分類すればよいのか。この紛争は、中国が一方的な決断でアメリカ主導の国際秩序を変更できるかどうかを決める、中国、対立するアジアの海洋国家、そしてアメリカとの間の長期にわたる平時の戦略的抗争という形をとりつつある。もし成功すれば、北京は、国連海洋法条約（UNCLOS）によって沿岸国に認められた海域を占拠し、中国が適当と思えば海洋の自由を制限するという前例を確立することになる。中国は、第1列島線によって囲まれた海域を、中国の国内法によって管轄する閉鎖海に変えることになる。そして、その過程で、アメリカの同盟関係は弱体化することになる。
- (2) なぜ、この戦略的抗争は長引くのか。どう見ても、中国は、陸上だけでなく海洋も中国が支配する領域と定義している。中国の解説者は、南シナ海の大部分を含む「9段線」の内側を「藍色国土」と呼び、そこでは中国は「議論の余地のない」主権を合法的に行使できるとしている。もし効果的な抵抗に遭えば中国の指導者はその計画を延期することもあるかもしれないが、例えば海洋における行動規範のために、中国が領有権主張を完全に思い止まると想像するのは極めて困難である。
- (3) 中国は、何を達成しようとしているのか。中国は、アジアの対立国とアメリカの両方に対して、一種のハブ・アンド・スポーク戦略抗争（a sort of hub-and-spoke strategic competition）を仕掛けている。中国の外交官は、敵対的な同盟の形成を未然に防ぎながら、1対1の対決では相手を圧倒できるようにするため、個々の対立を切り離しておくことに努めている。アメリカに対しては、中国は、戦時にアジアにおいて作戦する米軍部隊に重大な損害を強要する能力のある航空機、対艦ミサイル及び艦艇を配備することで、アクセス拒否戦略を追求している。要するに、北京は、アメリカの同盟国に対するコミットメントの信憑性を低下させるとともに、ワシントンの介入意思を削ぐことを望んでいる。アジアの対立国に対しては、中国は、島嶼、海域そして空域の支配を望んでいる。中国は、係争海域において冷静な海上警備行動を始めている。北京は、南シナ海における領有権や管轄権主張を確固としたものにする手段として、海軍部隊という大きな杖を手にするよりも、むしろ中国海警局の公船やその他の非軍事船舶などの小さな杖を振り回す方を好んでいる。今までのところ、このアプローチは上手くいっている。
- (4) アメリカは何処まで決断すべきか。中国の多面的戦略に直面して、アメリカはまず、同盟体制と海洋の自由の守護者であることを重視するかどうかを決断しなければならない。この2つを護るためには、多くの資源を投入する絶えざる努力を要するからである。主要な貿易相手国であり、同じ核保有国との対決は惨禍と不確実性を伴うものであり、中国の漸進的な拡張主義を阻止するためのコストは極めて高いものになりそうである。アメリカの指導者がアジアにおけるアメリカの戦略的立場と国際システムの守護者であることに極めて高い価値を置かない限り、多くの戦略家は、このような危険な試みに乗り出すことに反対するであろう。
- (5) ワシントンがどうすべきか、考えてみよう。中国が追求している戦略をどのようにして打破するのか。

第1に、南沙諸島、西沙諸島を巡る武力紛争に巻き込まれることを拒否することである。その代わり、小さな島嶼に対する領有権争いの曖昧さを考えれば、ワシントンは、「法律戦」を展開すべきである。島とは何かについては、UNCLOSの「島の制度」（第121条）で規定されている。例えば、固有の清水がない島は、人間の居住や独自の経済活動を維持することができず、法的にはそれは島ではない。この種の島の領有国は、周囲に200カイリのEEZではな

く、12 カイリの領海を主張できるだけである。台湾は、南シナ海で真の意味で唯一の島（太平島）を占拠している。そうだとすれば、残りの膨大な海域は、全ての国に開かれた公海ということになる。海洋国家は、中国の「9 段線」を無視して、航行の自由を最大限に行使すべきである。ワシントンは、アジア諸国政府に対して、島嶼、環礁及び岩礁の法的地位の確認を求めて、国際仲裁法廷に提訴するよう、慫慂すべきである。

第2に、ある点で、中国の定義に従って抗争することである。南シナ海を領土と考えれば、問題をはっきりさせることができる。そう考えれば、例えば、パラワン島沖 200 カイリ内で操業する中国漁民は、彼らが島に上陸してフィリピンの天然資源を盗んでいるということになる。漁船に同行している中国海警局の公船は、盗人を守っている侵入者と同じと見ることができる。このように事態を規定すれば、中国を守勢に追い込むことになる。

第3に、米海軍と沿岸警備隊が通常の訓練を超えてアジアへコミットし、アジアの同盟国と合同の海軍部隊と海洋法令執行部隊を創設することを検討すべきである。例えば、フィリピンは、中国による自国の EEZ への侵害を独自で防止することはできないであろう。フィリピンの海洋戦力はあまりに貧弱である。米海軍の強力な攻撃力を背景に、米沿岸警備隊が東南アジアに前方展開すれば、域内諸国による自国の合法的権利の執行を支援することできよう。

記事参照：Responding to China's Assertiveness in the South China Sea

<http://nbr.org/publications/element.aspx?id=746>

6月13日「台湾、『太平島』を中立化し、域内各国の共同管理にすべし—在台北ジャーナリスト提言」(The Diplomat, June 13, 2014)

台北を拠点とする、ジャーナリスト、J. Michael Cole は、6月13日付けの Web 誌、The Diplomat に、“Neutralizing Contention: A New Policy for Taiping Island and the South China Sea” と題する論説を寄稿し、台湾は、実効支配する「太平島」を中立化し、域内各国の共同管理に委ねるべきであるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 南シナ海における中国と他の領有権主張国との緊張の激化と、それに伴う領有権紛争の軍事化によって、「9 段線」に基づく台湾の主権主張を維持することが難しくなっている。北京はこれまで以上に、台湾と中国が「共有する」領土と域内における利益を護るために協力している印象を広める宣伝攻勢を強化していることから、台北は、北京が推し進めるものとは明白に異なる、自らの狙いと手段を示す政策を展開しなければならない。では、何をするか。不明瞭な曖昧な政策は、もはや役に立たない。台湾が 1947 年の中華民国の遺産である、「9 段線」に基づく主権主張を完全に放棄できるまでには暫く時間を要するが、現在の領有権紛争の解決への決意を示す当座の措置を取ることができる。最初の措置は、実効支配する「太平島」を中立化することであろう。以下、本稿では、中立化政策の論拠、そのために必要な措置、及びそれによって得られる利点を説明する。
- (2) 台湾が実効支配する「太平島」は、南沙諸島で最大の島で、2008 年に完成した全長 1,150 メートルの滑走路を備えており、C-130 輸送機の離発着に十分な長さである。台湾の立法院では、滑走路を 1,500 メートルに延長する計画が提案されている。また、海岸巡防署に加えて、海軍の大型艦船も接岸できる埠頭を建設するために、合計 33 億 7,000 万台湾ドル（1 億 650 万米ドル）の特別予算が承認された。「太平島」には、計器着陸を可能にする高さ 7 メートルの戦術用航空航法（TACAN）設備とその防衛用に対空砲と迫撃砲部隊（2000 年以降、海岸巡防署

管轄下)が駐留している。一部の専門家によれば、「太平島」の占拠は、台湾に交渉参加の権利を保証するが、台湾とベトナム及びフィリピンとの関係へのインパクトという面では占拠のコストは高く、更に台北のより大きな戦略目的にとっても恐らく有害であろう。台湾の長年にわたる占拠は、他の領有権主張国との関係を害しており、また同島を再軍事化する新たな動きは馬英九政権の漸進的な政策であるが、南シナ海の緊張を高めるだけである。加えて、この島が事実上防衛不可能であることから、「太平島」を占拠することは軍事的に意味がない。この島は海、空及び弾道ミサイルの攻撃に対して無防備であり、更に、1,600キロ離れた台湾本土との通信網は有事には維持することができないであろう。

- (3) 「太平島」の占拠が軍事的に有効でないのであれば、台北は、同島に対する主権主張を直ちに放棄して、中立化を宣言し、多国間の共同管理に委ねるべきである。更に、台北は、同島に駐留する海岸巡防署の要員と軍事支援要員が民政目的に役立たないのであれば、これら要員全てを島から引き上げ、軍事施設や装備も撤去すべきである。「太平島」に対する主権はほとんどの台湾人にとって重大な問題ではないので、こうした措置は、恐らく台湾内部で憤激を招くことなく、与野党ともそれを妨害することはないであろう。この提言は、台湾が単に荷造りして直ちに島を去るべきということではない。台湾の「太平島」に対する主権と実効支配は、台北が域内の他の領有権主張国から完全に排除されないことを保証している。それ故、「太平島」に対する統治を放棄する台北の如何なる決定も、台北が域内で引き続き役割を果たし続けられることを、域内の他の諸国が保証できるかどうかにかかっている。台湾が国連加盟国でないため、世界規模の国際機構はこうした保証には最適とはいえない。より実現可能な選択肢としては、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア及びインドを含む、太平洋地域において利害関係を有する諸国と、「太平島」に対する全ての領有権主張国とで構成される、地域的多国間機構を設立することである。筆者は、これを、“The Taiping Initiative”と名付ける。「太平島」の中立化と同島に駐留する台湾の防衛部隊の退去後、同島とその周辺海域の防衛は、この多国間機構に引き継がれることになる。 “The Taiping Initiative” 参加国の均等資金負担によって「太平島」に設立される、“Taiping Initiative Center (TIC)” は、領有権紛争の解決、海洋資源の持続可能な開発、環境保護及び海賊対策について、調査研究を行なう。TICはまた、南シナ海の炭化水素の埋蔵量を評価するための詳細な調査を行なう国際的な専門家を集めることもできよう。こうした調査によって、一部の領有権主張国が大幅に水増しした埋蔵量の評価を修正することができる。こうした調査研究の推進のために、既存の滑走路を延長し、埠頭を建設する現在の台北の計画は役立つであろうが、これらは多国間機構の文民の管轄下に置かれることになる。

- (4) 「太平島」の中立化は、同島の漸進的な軍備化という台北の現在の政策を放棄することを意味し、更に「9段線」に基づいて中国と台湾が「共有する」主権主張を支えるために、台湾が中国軍と協力しようとしているとの印象を払拭することにもなる。実際、この平和的なアプローチは、領有権紛争に対する北京の益々好戦的になるアプローチとは対照をなすことになる。他の領有権主張国が “The Taiping Initiative” への参加に合意する保証はないが、これら諸国はこうした役割を果たす台湾を「容認 (“allow”）」するばかりでなく、最近の中国の高圧的な振る舞いによって、東アジア諸国は、台北の平和イニシアチブを受け入れ易くなっていることは明らかで、台湾との協力に合意することで、これまで以上に中国を「怒らす (“angering”）」リスクを負う気になるのではないか。中国も、対等な立場でという理解の下で、

“The Taiping Initiative”に招請されるべきである。もっとも、中国は、域内の領有権紛争に対する多国間機構の関与に反対し、弱い相手に強い立場で臨める2国間交渉を好んでおり、特にTICにおける台湾の役割から、参加することはないであろう。しかしながら、中国は領有権主張国であり、紛争の最終的な解決のためには、中国の参加は不可欠である。しかしながら、中国の参加の有無はTIC創設における決定的要因ではなく、TICは、中国の参加がなくても、域内の平和と協力に実質的な貢献ができるであろう。

- (5) 台湾は、国際的に孤立しており、域内において存在感を保つためには、「ソフトパワー」によるイニシアチブを追求すべきである。他の国が考えつかないような創造的で大胆なイニシアチブ—即ち、南沙諸島における最大の島に対する主権を放棄することによって、台北は、平和の使徒として自らを位置づけるとともに、近年北京が推し進める軍事的アプローチから距離を置くことになろう。万一これが成功することになれば、TICは、南シナ海の他の海域における領有権紛争解決のモデルとなり、これによって、台湾は真の調停者になろう。

記事参照：Neutralizing Contention: A New Policy for Taiping Island and the South China Sea
<http://thediplomat.com/2014/06/neutralizing-contention-a-new-policy-for-taiping-island-and-the-south-china-sea/>

6月20日「何故、ロシアは南シナ海問題で中国を支援しないのか」(The Diplomat, June 20, 2014)

北京在住のジャーナリスト、Mu Chunshanは、6月20日付けのWeb誌、The Diplomatに寄稿した、“Why Doesn't Russia Support China in the South China Sea?”と題する論説で、南シナ海問題にロシアが中国を支持しない理由について、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近、南シナ海における緊張激化に対して、アメリカは、中国を非難し、ベトナムに対する支持を表明し、フィリピン軍の強化を支援している。しかしながら、ロシアは、中国の「戦略的なパートナー」であるにも関わらず、南シナ海問題で公に中国の立場を支持する姿勢を示していない。何故か。これには、以下の4つの主たる理由を含め、複雑な政治的、戦略的要因が絡んでいる。
- (2) 第1に、中ロ関係は、米比関係とは異なるということである。中国とロシアは同盟関係にない。日米関係と同様に、米比間には安全保障条約があるが、中ロ間にはない。従って、相手国に対して、政治的あるいは軍事的支援を提供する条約上の義務もない。長い間、中国の国営メディアは、中ロ関係の肯定的な側面を強調してきた。一方、海外のメディアもしばしば中ロ関係を過大評価し、一部のメディアは、中ロ関係を同盟条約のない「同盟関係」とさえ見なしてきた。しかし、国際関係の現実には、中ロ関係がどれほど良好でも、それによって中国の南シナ海、東シナ海に対する基本政策が影響されることはないことを示している。中ロ関係が基本的に互惠関係にあるのは事実だが、南シナ海は、ロシアがその利益を拡大できる場所ではなく、また、中国との公式の同盟関係もないのに、ロシアがこの地域に干渉する必要もない。中国の人々は、中ロ関係の特性を誤解し、ロシアに大きな期待をかけるべきではない。
- (3) 第2に、ロシアは、南シナ海に接する諸国と良好な関係を維持しており、中国の側に立って東南アジアで事を構える必要はないということである。このため、ロシアは、南シナ海問題について公に中国を支持することに熱心ではない。かつての旧ソ連は歴史的に、中国よりベトナムと緊密な関係にあった。ロシアは、ベトナムとの特別な関係を継承している。ベトナムの軍備の多くはロシア製で、*Kilo*級潜水艦はベトナム海軍の戦力を強化している。更に、2014年後

半には、ロシアは、ベトナムに4機のSu-30MK2戦闘機を引き渡すことになっている。これらは、将来の中越対決の可能性に備えた戦力となろう。また、ロシアは、フィリピンとの関係も良好である。例えば、2年前に、3隻のロシア海軍艦艇が3日間マニラを友好訪問した。ロシアによれば、この訪問は、フィリピンとの関係改善に貢献した。

- (4) 第3に、ロシアにとって、南シナ海でアメリカと直接対決する理由がないということである。現在、ロシアの関心は、ヨーロッパ、特にウクライナ問題にある。この問題は短期的な解決が困難で、この上、南シナ海でアメリカと対決する意図も能力もロシアにはない。しかも、南シナ海問題の本質は、米中間の対立ではない。この問題は、南シナ海沿岸諸国の海洋権益の歴史と現状に対する認識の相違から生じている。アメリカは、この問題に対して、その将来を左右する存在ではなく、単に影響力を及ぼすだけの存在である。この文脈からすれば、ロシアは、部外者あるいは傍観者であり、中国を支援し、アメリカを非難する動機さえ持たない。
- (5) 第4に、中国の台頭は、実際にロシア内部にある程度の懸念を生んでいるということである。西側の一部の人々は、中国と南シナ海沿岸諸国との対立が、中国によるその他の地域への「拡張」を抑制していると見ている。ロシアでは、中国の台頭に対して、ロシア極東の広大な領土がその資源とともに中国の発展の飼料として、中国人に徐々に「侵食」されることになりかねないという懸念が常にあった。ロシア当局は極東における中国との協力の可能性について楽観的ではあるが、中国のいわゆる「領土侵食」に対する警戒を緩めているわけではない。
- (6) 中国が、南シナ海問題に対するロシアの姿勢について、疑念を持ったり、失望したりする必要はない。数十年間、中ロ関係における暗黙の合意と相互理解は、互いの腹の探り合いによって維持されてきた。例えば、現在クリミア問題はロシアにとって最も深刻な課題であるが、中国は、公にはロシア支援を控えているが、国連安保理の投票には棄権している。しかしながら、これは、中国がロシアの立場に反対していることを意味しない。同じ論理によって、ロシアの南シナ海問題に対する中立姿勢は、ロシアが中国を支援しないことを意味しない。ロシアは、最近の東シナ海における中ロ合同軍事演習のような、中国を支援する独自の手段を持っている。こうしたやり方は、西側に疑心暗鬼をもたらしめている。中国とロシアは、曖昧な政策にも互いに広い選択の余地を残しており、相互に国益を最大限に追求するために必要な行動を可能にしているのである。

記事参照：Why Doesn't Russia Support China in the South China Sea?

<http://thediplomat.com/2014/06/why-doesnt-russia-support-china-in-the-south-china-sea/>

6月25日「中国、南シナ海を取り込む新地図発行」(Reuters, June 25, 2014)

中国国営メディアの6月25日付け報道によれば、中国は、南シナ海における領有権主張において重要な役割を果たす、新たな公式地図を公表した。この地図は、南シナ海で係争中の海域や島嶼、環礁などを明確に自国領であると見せかける表示となっている。中国政府が以前に発行した地図でも、南シナ海の大半が自国領であるとしていたが、その表示方法は通常、一枚の地図に収まるように、その他の領土を地図の片隅の小さな別枠に記載していた。しかし、今回の新しい地図は別枠がなく、一枚の地図で、中国の大陸と、南シナ海のマレーシア、ベトナム及びフィリピンの海岸線のすぐ近くを通る、中国が自ら海洋境界と規定する領域が示されている。「人民日報」(電子版)は、「中国のこれまでの地図では、南シナ海の島嶼は別枠に記載されており、読者は、一見しただけでは中国の地図の全体像を把握することが難しかった」と述べている。また同記事は、これまでの古い地図では、南シ

ナ海の島嶼が、中国領土の不可分の一部というよりも付属地のような扱いになっていたが、新しい地図では、これら全ては中国領であることが「一目で分かる」と付言している。また、地図の出版社社員は、「この縦長の中国地図は、我々が領有する海洋権益や中国領土の不可分性の維持について、人民の理解を促進するための重要な手段である」と述べている。

中国外交部報道官は、この新しい地図に発行について、あまり深い詮索をすべきではないとし、「発行の目的は中国人民のためであり、その意図についてあまり憶測すべきではない」、「南シナ海における中国の立場は一貫しており、極めて明確で、我々の立場には何ら変化がない」と強調した。

記事参照：New Chinese map gives greater play to South China Sea claims

<http://www.reuters.com/article/2014/06/25/us-china-diplomacy-map-idUSKBN0F00OI20140625>

New China Official Map;

<http://www.washingtonpost.com/blogs/worldviews/wp/2014/06/27/could-this-map-of-china-start-a-war/>

【関連記事 1】

「フィリピン、中国の新地図を批判」(Rappler.com, June 25, 2014)

フィリピンの若手ジャーナリスト、Paterno Esmaguel II は 6 月 25 日、social news network の Rappler.com で、“Philippines hits China over ‘10-dash line’ map” と題する論説を発表し、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンは 6 月 25 日、北京の南シナ海に対する領有権主張を「10 段線」を境界線として拡張的に盛り込んだ新地図を発行したことについて、中国を批判した。この地図は、これまで一般的だった、フィリピンが西フィリピン海として領有権を主張する海域も含む、事実上、南シナ海のほとんどに領有権を主張した「9 段線」よりも範囲が広がっている。フィリピン外務省報道官は、新地図に対して、「明らかに国際法、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) に違反した、中国の不当な領有権の拡大主張である」と指摘した。更に、「南シナ海に緊張激化をもたらす要因は、こうした野心に満ちた拡張主義である」と強調した。大統領府報道官は、新地図の発行は「地域の安定に寄与しない」と述べた。
- (2) フィリピンは、今回の「10 段線地図」について、中国に対する新たな対抗手段を検討している。大統領府報道官は、「東南アジア諸国は、あらゆる機会を捉えて、中国の 9 段線に基づく領有権主張に対する反対意見を国連で表明してきた」とし、「我々は、どの国も中国の 9 段線主張を認めていないことに着目すべきだ。従って、新地図を出版しても、中国が主張する領域が中国のものになるわけではない」と指摘している。フィリピンは既に、中国の 9 段線主張に対して常設仲裁裁判所への歴史的な提訴を行った。この提訴において、フィリピンは、中国の 9 段線は海洋に関する憲法とも言える UNCLOS を否定するもの、と主張している。UNCLOS は、沿岸国の基線から 200 カイリまでを EEZ として定めており、沿岸国に対してこの海域での海洋資源の排他的な利用権限を認めている。しかし、中国の 9 段線は、フィリピンの EEZ を侵食している。
- (3) 中国は、南シナ海における領有権主権の根拠として古地図を持ち出すこともあった。フィリピン最高裁の首席陪席判事、Antonio Carpio は、中国に反対する根拠として中国の古地図を取り上げている*。同判事は講演で、「中国の古地図を 960 年代まで遡っても、西フィリピン海のス

プラトリー諸島やスカボロー礁が、中国の領土とされていたことは『一度もない』。中国人によって作成された地図か、外国人によって作成された地図かを問わず、スプラトリー諸島やスカボロー礁を中国領土の一部として表記した古地図は、一枚もないのである。要するに、これら中国の古地図では、中国の最南端の領土は常に海南島であった」と指摘している。

記事参照：Philippines hits China over '10-dash line' map

<http://www.rappler.com/nation/61597-philippines-hits-china-10-dash-line-map>

備考*：Top Philippine judge uses Chinese maps vs China

<http://www.rappler.com/nation/60167-top-philippine-judge-carpio-chinese-maps-china>

【関連記事2】

「南シナ海を取り込む中国新地図、グローバルコモンズへの挑戦—米専門家論評」(China Policy Institute Blog, June 25, 2014)

米誌、*The National Interest* の編集主幹、Harry J. Kazianis は、客員主任研究員を務める英 China Policy Institute of The University of Nottingham の6月25日付けブログで、“For China: Make Maps, not War in the South China Sea”と題する論説を発表し、中国は南シナ海の大半を自国領海とする新しい地図を発行したが、これは現状変更とその既成事実化を図ったものであり、フィリピンを始めとする南シナ海問題当事国は一致団結して国際法廷で争うことも重要な戦略の1つであるなどと指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) 米シンクタンク、STRATFOR のアナリスト、Robert D. Kaplan がかつて “Asia's Cauldron” (アジアの大鍋) と呼んだ南シナ海で、北京は、自らの立場を強化する新たな手段を見出したようである。各種報道によれば、中国は、「係争海域における中国の主権主張を誇示する最新の措置として、陸上と海洋を共に重視し、広大な南シナ海を取り込んだ、初めての事実上の公式地図ともいえる中国地図を発行した」のである。中国の地図はこれまでも様々な主権主張に活用されてきた(数年前の中国のパスポートに記載された地図が思い起こされる)が、今回の地図は新たな工夫が施されている。香港紙、*The South China Sea Morning Post* の記事によれば、これまでの中国の公式地図は「広大な陸地に焦点を当てた横長の地図であり、南シナ海の領海や島嶼については、地図の片隅に設けられた別枠の中で小さく取り上げられるのが特徴であった。」今回発売が開始された新しい地図では、「南シナ海の島嶼や領有権を主張している海域が中国本土と同縮尺で表示されており、その結果、一枚の地図に本土と南シナ海が同じ縮尺で表示されているのが特徴である。」更に、同紙の同記事は、「この地図で突出している」南シナ海の表示に着目して、「南シナ海が9段線によって取り囲まれている。中国は、9段線で囲まれた内側の島嶼やその周辺海域は全て中国の主権に含まれると主張している」と指摘し、しかも、この地図では、(台湾の東側に)もう1つ段線が引かれ、「10段線」になっている、と注記している。
- (2) 中国にとってこのような戦略は、過去のやり方と軌を一にするもので、陸海の現状を徐々に変更するだけでなく、重複する領有権主張に対する認識 (perception) を変えていこうとするものである。あたかもある地域に主権を有しているかのように振る舞うことは、そうした自ら(中国)の認識を確定させるための長期的な戦略である。石油掘削リグを他国の EEZ 内に移動させ、自らの主権主張を補強するために定期的に非軍事の海洋法令執行機関を派遣し(「小さな棍棒外交 (“small-stick diplomacy”)」という)、また、外国漁船の操業を規制し、そして今回

新しい地図を発行したことは、南シナ海に対する中国の戦略的計画とは何であるかを明確にしている。中国人は、占有することが法的効果の9割を占めると考えている。従って、中国から見て、公然たる占有は戦争を引き起こしかねない。そこで、地図、石油掘削リグ、非軍事の海洋法令執行機関そして規制など、紛争を引き起こす可能性の低い多様な領域で既成事実を積み上げることによって、中国は、ある場所の占有に向けて漸進しようとしているのである。これは、精々、**the perception game** といえるものかもしれない。そうだとすれば、アジア太平洋諸国、そしてより広義にインド-太平洋諸国は、中国のこのような動向を懸念すべきであろうか。そしてアメリカはどうか。

- (4) ASEAN 諸国にとって、そして中国の「9 段線」あるいは「10 段線」に関わる沿岸諸国にとって、何をすべきなのかという課題は極めて明確である。これら諸国は、可能なあらゆる方法で中国に対抗しなければならない。1つの可能な戦略は、フィリピンが行ったように、専門家が「法律戦 (“lawfare”）」と呼ぶ手段に打って出ることである。マニラは、法的効果や国際法を利用して中国を辱めることである種の妥協を引き出すことを企図し、常設仲裁裁判所に提訴した。もう1つの戦略は、この動きを次のレベルに引き上げることである。即ち、南シナ海のそれぞれの海域において中国と領有権を争う全ての国家が、中国の南シナ海における領有権主張に対する判断を求めて、「集団で」国際裁判所に提訴することである。これは集団訴訟と呼ばれるやり方で、中国の領有権主張に抗している国家にとって、戦争以外の方法で、中国の海洋進出を押し戻すことのできる唯一の方法かもしれない。「法律戦」は、こうした目標を達成する最良の方法かもしれない。
- (5) ワシントンにとっても、課題は明確である。北京は、南シナ海を1つの地図に取り込んだ今回のケースのように、現状を変更しようとしているのである。アメリカが中国の領有権主張に対して明確な公式態度を示さない間に、ワシントンは、北京の既成事実化に対抗するために大きなコストを負うことになった。5兆ドル相当の海上貨物が「アジアの大鍋」を通航しているが、南シナ海の90%に対する北京の領有権主張は、南シナ海の航行の恩恵を受けている全ての国にとって直接的な脅威となっている。海洋は国家の所有物ではなく、全ての国の自由な利用が認められているグローバルコモンズの1つであるという、ほとんど普遍的とも言える概念を、もし北京がひっくり返すとしたら、それは危険な前例となるであろう。北京が二度と（東シナ海で見たような）前例となる行為をしない、あるいは世界の他の地域の国々が（北極海におけるロシアのように）自らに有利なように振る舞うことをしないと、誰が言い切れるだろうか。グローバルコモンズに価値を見出す全ての国は、北京の最新の挑戦に対して利害関係を共有している。非常に重要なものを切り崩すような地図や行為は許されるべきでない。

記事参照 : For China: Make Maps, not War in the South China Sea

<http://blogs.nottingham.ac.uk/chinapolicyinstitute/2014/06/25/for-china-make-maps-not-war-in-the-south-china-sea/>

トピック

海外論調

中国の深海石油掘削リグ設置を巡る中越対立

5月4日「中国、ベトナム沖合に石油掘削リグを設置、ベトナム、抗議、撤去を要求」(Reuters, May 5, Thanh Nien News.com, May5, and Bloomberg, May 5, 2014)

ベトナム外務省は5月4日、中国国営の中国海洋石油総公司(CNOOC)がベトナムのEEZ内に深海石油掘削リグを違法に設置したことに抗議し、ベトナムの主権が及ぶ管轄海域内における如何なる活動にも強く反対する、と表明した。外務省は声明で、「ベトナムの管轄海域内における外国による全ての活動は、ベトナム政府の事前許可を必要とする」と強調した。ベトナム国営石油会社、PetroVietnamも同日、CNOOCに宛てた書簡で、CNOOCが5月2日にベトナム沿岸から約120カイリ沖合に設置した掘削リグ、Haiyang Shiyou(海洋石油)981の撤去を求めたが、CNOOCからは回答がなかった。

これに先立って、中国交通運輸部海事局(MSAC)は5月3日、掘削リグは北緯15度29分58秒、東経111度12分6秒の位置で5月2日から8月15日まで間、掘削作業を実施する、掘削リグの周辺1カイリにおけるあらゆる船舶の立ち入りを禁止する、と発表した。更に、MSACは5日、立ち入り禁止海域を周辺3カイリに拡大した。また、中国外交部報道官は、ベトナムの抗議に対して、掘削リグは「完全に中国の西沙諸島における管轄海域の中にある」と指摘した。

PetroVietnamは、CNOOCの掘削リグの設置場所を地図で明らかにしている(地図参照)。それによれば、掘削リグは、ベトナムが設定している開発鉱区、ブロック118と119の東側に設置されている。米石油会社、Exxon Mobil Corp.(XOM)は、2011年と2012年にブロック118を、2011年にブロック119を、それぞれ掘削しており、有望な発見があったとされる。PetroVietnamが2013年11月に明らかにしたところによれば、天然ガスの推定埋蔵量は6兆~8兆立方フィートと見られ、ベトナム最大のガス田の1つとされる。

記事参照 : Vietnam says Chinese offshore rig is illegal; China disagrees

<http://uk.reuters.com/article/2014/05/05/uk-vietnam-china-oil-idUKKBN0DL0DQ20140505>

Vietnam demands China withdraw oil rig from its water

<http://thanhniennews.com/politics/vietnam-demands-china-withdraw-oil-rig-from-its-water-25971.html>

Vietnam Protests China Rig Placement in Disputed Waters

<http://www.bloomberg.com/news/2014-05-05/vietnam-protests-against-china-rig-placement-in-disputed-waters.html>

Map: Map showing the Chinese rig as in an area east of exploration blocks Vietnam has designated as blocks 118 and 119.

<http://www.vietnamplus.vn/ban-do-minh-hoa-vi-tri-gian-khoan-trai-phiep-cua-trung-quoc/257895.vnp>

Photo: Haiyang Shiyou 981 semi-submersible drilling rig

<http://gcaptain.com/vietnam-protests-chinas-mobile-sovereign-territory-aka-deepwater-drilling-rig/>

備考：CNOOC 981 は、中国船舶工業集团公司（CSSC）によって、総額 60 億元（9 億 5,200 万米ドル）、3 年以上の歳月をかけて建造された。CNOOC は、この掘削リグを、「動く領土」であり、中国の海洋石油産業の発展にとっての「戦略兵器」と称している。CNOOC 981 は、全長 114 メートル、全幅 90 メートル、高さ 137.8 メートル、総重量 3 万 1,000 トンである。CSSC によれば、デッキは標準的なサッカー場 1 面ほどの広さがあり、掘削可能深度は 1 万 2,000 メートルで、操業可能最大深度は 3,000 メートルである。CNOOC 981 は、第 3 世代の GPS を装備し、「2 世紀に 1 度クラスの嵐」による波浪にも耐えられる。また、石油漏洩事故に効果的に対処できる装置も備えている。（記事参照：China begins deep-water drilling in South China Sea, Xinhua, May 9, 2012

http://news.xinhuanet.com/english/bilingual/2012-05/09/c_131577528.htm)

なお、この半没式深海石油掘削リグの名称については、Haiyang Shiyou (海洋石油) 981、HD-981、CNOOC 981 など、記事によって表記が異なるが、以下の各記事では統一表記に改めることなく、当該記事の表記をそのまま記載した。

5 月 7 日「中国の石油掘削リグ設置、中越間の緊張、新たな段階に一米専門家解説」(CSIS, May 7, 2014)

米シンクタンク、戦略国際問題研究所（CSIS）の Ernest Z. Bower 上級顧問と Gregory B. Poling 研究員は、“China-Vietnam Tensions High over Drilling Rig in Disputed Waters” と題する 5 月 7 日付けの論説で、冒頭、以下の諸点を指摘している。

- ① 南シナ海における中越両国の緊張は、中国国営中国海洋石油総公司（CNOOC）が 5 月 2 日に深海石油掘削リグ、HD-981 を西沙諸島の南の係争海域に設置したことで、最高潮に達した。ベトナムは、掘削リグがベトナムの大陸棚の上にあるとして、撤去を要求した。
- ② 以来、中国は、7 隻の海軍戦闘艦艇を含む、約 80 隻の艦船を航空機とともに周辺に展開させ、一方、ハノイは、掘削リグの設置と運用を妨害するために、29 隻の船舶を派遣した。5 月 7 日に事態は劇的にエスカレートした。ベトナムは、中国船がベトナム船に向かって高圧水銃を使用し、何隻かが体当たりしてきたと告発し、これを裏付ける写真や映像を公開した。
- ③ このような事態の拡大の意味するところは重大である。オバマ大統領のアジア 4 カ国歴訪直後に、中国がこうした行動に出た背景には、ベトナム、ASEAN 諸国、そしてワシントンの決意を試そうとする北京の意図が窺われる。北京は、ワシントンがロシアのウクライナ侵攻、ナイジェリアやシリアの動向に気を取られている間に、海洋の現状を実質的に変更しておきたいと狙っているのかも知れない。
- ④ ワシントンは益々内向きで孤立主義的な気分であり、日本とフィリピンに対するオバマ大統領の歴訪中の比較的強い安全保障コミットメントも支えていく気がないと、もし中国が信じているとすれば、今回の出来事は、地域的にもグローバルにも長期的な影響を与えるものとなり得る。

以下、Q&A 形式で要旨以下のように解説している。

Q1：掘削リグは、実際には何処にあるのか。

A1：北京とハノイの言葉の応酬そのものが、掘削リグ、HD-981 の設置場所を象徴している。ベト

ナム当局は、掘削リグは国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく自国の大陸棚の上であり、ベトナムが全ての鉱物資源、炭化水素資源に対して排他的権利を有している、と主張している。掘削リグは、ハノイが設定済みの2カ所の炭化水素開発鉱区（外国の石油、天然ガス会社には未開放）の縁に近いところにあり、また2011年と2012年に米石油会社、Exxon Mobil Corp. (XOM) が相当量の石油・天然ガスの埋蔵量を発見した開発鉱区、ブロック118と119にも近い。2013年には、XOMとベトナム国営石油会社、PetroVietnamは、これらブロックから産出される石油・天然ガスを燃料とする、200億ドルの発電所建設計画を発表している。こうした事実は、CNOOCがこれらの近くにHD-981を設置した理由を良く説明している。

中国外交部は、ハノイの告発に対して、掘削リグは「完全に中国の西沙諸島海域の中に」設置されている、と主張している。これは、西沙諸島の200カイリのEEZや中国が占拠している島嶼—しかし、ベトナムも領有権を主張している—の大陸棚の中にあるとの主張と見られる。

HD-981は、北緯15度29分58秒、東経111度12分06秒にある。この位置は、ベトナムのLy Son島の東約120カイリ、そして中国の海南島の南180カイリにあり、この距離的特質は疑いもなく大陸棚の構成を示すものである。その結果、掘削リグは、ベトナムの主張する大陸棚の上にあるだけでなく、中越の大陸棚の中間線をとってもベトナム側に入る。

Q2：どちらが正しいのか。

A2：中国の外交部は、HD-981の北方17カイリにある、西沙諸島のTriton島（中国名：中建島）、あるいは西沙諸島の他の島嶼がUNCLOSが規定する居住要件を有する島嶼であり、従って大陸棚を構成する*との前提に立っているようである。もしこの前提が正しいとすれば、HD-981は、西沙諸島の島嶼の大陸棚にあるということになる。これは最大の争点である。何故なら、西沙諸島の小さな島嶼が、大陸棚の境界を決める上で、対峙する長大なベトナムの海岸線と同等の価値を持つと考えるのはほとんど不条理に近いからである。中国は根拠薄弱でも大陸棚の領有権を主張する権利を持つが、この海域は係争海域であることは確かである。UNCLOSは、紛争当事国に対し「協調と協力の精神の下で暫定的な措置に合意するよう努力する」ことを勧告し、「最終的合意の成立を危うくしたり阻害したりすべきでない」と勧告している。中国が一方的に掘削を開始することは、この勧告に違反する。中国の行動は、2002年のASEAN諸国との「南シナ海における行動宣言（DOC）」にも反する。DOCは、対立をエスカレートさせるような行為の自制を求めている。他方、ハノイは、ブロック118、119のように、係争海域の外縁から離れた海域にのみ石油・天然ガス開発を限定している。

備考*：UNCLOS第121条は以下のように規定している。1. 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。2. 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。3. 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

Q3：今後の見通しについて。

A3：北京はHD-981を8月15日まで同海域に置くとしているが、HD-981の設置は、中越間の緊張を新しい段階に押し上げた。ハノイは、掘削リグの運用を妨害する決意のようである。フィリピンと違って、ハノイは、ロシア製のKilo級潜水艦や旧式ながら大型の艦艇や航空戦力を保有しているので、妨害する能力を持っている。従って、最近のベトナム船への衝突など、危険な行動が急速に事態をエスカレートさせるという、現実の脅威が存在する。ベトナムの隣国や、アメリ

カなどの域外国は、あらゆるチャンネルを活用して、双方に自制を求めるべきであろう。

他方、ベトナムがそれなりの海軍力を保有していることは、中国の強引な行動を抑制する効果もある。HD-981の近辺には中国海軍の艦艇も配置されているが、掘削リグ周辺海域に入ろうとするベトナムの船舶を妨害しているのは、中国海警局の監視船だけのようである。中越両国の指導層はお互いを良く知っており、海軍の高官レベルのホットラインを含め、緊密な連絡が取れる体制にある。このことは、より大きな危機の回避に役立つであろう。

ベトナムは既に、海外の支持を獲得し、中国を侵略者とするための外交的キャンペーンを始めている。中国の最近のその他の挑発的な行動を見れば、このキャンペーンは功を奏するであろう。ベトナムの首相は、近日開催のASEAN首脳会議に参加する。今回の中国による掘削リグ設置は、2014年初めの中国艦隊によるマレーシアのJames礁巡回、3月のSecond Thomas礁のフィリピン軍への補給妨害とともに、首脳会談の中心的話題を南シナ海問題とすることは確かであろう。1つ確かなことは、中国の挑発行動がASEAN諸国の危機意識を高め、域内の結束を促し、そして域外国、特に日本やアメリカとの関係強化に向かうことになるだろう。

記事参照：China-Vietnam Tensions High over Drilling Rig in Disputed Waters（なお、この記事には、地図画像が2枚添付されている）

<http://csis.org/publication/critical-questions-china-vietnam-tensions-high-over-drilling-rig-disputed-waters>

5月8日「中国の石油掘削リグ設置を巡る中越対立—米専門家とのQ&A」(The New York Times, May 8, 2014)

南シナ海の西沙諸島を巡る中国とベトナムの領有権紛争は、中国国営の中国海洋石油総公司(CNOOC)がベトナム沿岸から120カイリ沖合に深海石油掘削リグ、CNOOC 981を設置したことから、再び爆発した。中国軍は1974年に、西沙諸島南部を当時の南ベトナム軍との戦闘で奪取し、その後中国が占拠しているが、無人のままであった。米務省報道官は5月8日、「南シナ海における対立緊張の経緯から見れば、係争海域に石油掘削リグを設置するという中国の決定は、挑発的で、地域の平和と安定の維持に有害である」と非難した。この問題について、中国の領土問題に詳しい、米MITのM. Taylor Fravel 準教授は、The New York Times とのQ&Aで、要旨以下のように語った。

Q. 何故、中国は、この時期に、そしてこの場所に掘削リグを設置しようとしたのか。

A. 最も考えられる理由は、政治的な理由で、経済的理由ではない。経済的には、掘削リグが設置された海域には、炭化水素資源の埋蔵がほとんど確認されていないし、またその可能性もほとんどない。しかも、建造費に10億ドルも要した掘削リグは、1日当たりの運用費用も非常に高価である。では何故、CNOOCがこのような海域に掘削リグを設置したのか。中国は恐らく、南シナ海において領有権を主張する海域に対する管轄権を誇示し、それを行使するために、掘削リグを利用しようとしていると見られる。更に、中国は、南シナ海で領有権を主張するマレーシアとフィリピンを含む、オバマ米大統領の最近のアジア諸国歴訪を通じて再確認された、アジアへの「軸足移動」に対するアメリカの決意を試そうとしているのかもしれない。しかしそうだとすると、ミャンマーで開催されるASEAN年次首脳会議を翌週に控えた、このタイミングでの中国の行動には当惑させられる。中国の行動は、南シナ海における中国の振る舞いが首脳会談での主要議題になるばかりか、南シナ海における中国の領有権主張に対して一層大きな国際的関心を集めることを保証するようなものであるからである。この数年間、中国とベト

ナムは、全般的には両国関係を改善し、海洋紛争を平和裏に管理してきた。両国は、2011年10月には海洋紛争を解決するための基本原則について合意し、ホットラインを設け、更に海洋境界の画定と共同開発に関する作業部会を設置してきた。

- Q. 中国による今回の掘削リグの設置と西沙諸島を巡る中越両国の紛争の歴史的経緯から見て、この状況は、より激しい、あるいはより大きな紛争にエスカレートするか。
- A. エスカレーションの危険はある。海底石油と天然ガスは、ベトナム経済における重要な役割を果たしている。この事実は、例え中国が掘削リグを設置した海域に大きな資源がないとしても、ハノイにとって、自国の200カイリEEZ内における中国の掘削を阻止しようとする、強いインセンティブとなり得る。この海域は両国に近接しており、現場海域への両国の海軍艦艇と政府公船の展開が容易である。狭い海域の制圧を目指して多くの艦船が集結すれば、武力紛争にエスカレートしかねない誤算や衝突の危険が増える。この数年間、ベトナムは、自国の海洋権益を脅かす中国の高圧的な振る舞いに対抗するため、政府公船を使用する意志を示してきた。2007年には、ベトナムは、今回掘削リグが設置された海域の北方の西沙諸島に近い海域での中国の地震探査を阻止しようとした。2010年には、ベトナムの政府公船は、係争海域における中国の漁業監視船を取り囲んだ。今回は、ベトナムにとって一層深刻である。従って、ベトナムは、中国の掘削リグが掘削を開始するのを阻止し続けようとするかもしれない。
- Q. 中国が掘削リグの設置を合法的と主張する論拠は何か。
- A. 中国は、西沙諸島全域に主権を主張している。尖閣諸島に対する日本の主張と同じに、中国は、西沙諸島に関してベトナムとの間に領有権紛争はないと主張している。中国は、1950年代半ばから西沙諸島の北側部分を、そして南ベトナム軍と衝突した1974年以来、南側部分を占拠してきた。中国外交部によれば、掘削リグの稼働は「中国の西沙諸島沖合の海域内」で行なわれている。掘削リグ自体は、西沙諸島の最南西端にある Triton 島（中国名：中建島）の約17カイリ南に設置されている。中国は1996年に、西沙諸島全体を取り囲む基線を引き、1998年の法律に基づいて、これら基線から200カイリのEEZを主張している。国連海洋法条約は、200カイリEEZにおける海洋資源に対する排他的管轄権を認めている。掘削リグの位置は、西沙諸島に対する中国の主権主張に基づいた200カイリEEZ内にある。
- Q. ベトナムは、中国の掘削リグの設置がベトナムの領土主権を侵害していると主張する法的論拠を有しているのか。あるいは、西沙諸島が係争海域であることから見て、中国の行為は不誠実なものと言えるのか。
- A. ベトナムは、2つの理由から掘削リグの設置位置について異議を唱えることができる。まず第1に、掘削リグは、ベトナムの Ly Son 島からおよそ120カイリの大陸棚にあり、従って、ベトナムの200カイリEEZ内に位置する。第2に、ベトナムは、西沙諸島（ベトナム名：Hoang Sa）全体に主権を主張しており、領有権紛争は存在しないと中国と対立している。ベトナムは、西沙諸島周辺に基線を引いてないが、西沙諸島全域の主権と周辺海域の管轄権に対する中国の主張を拒否している。ベトナムの視点では、中国の掘削リグは、ベトナムの管轄海域に位置し、中国はこの海域で掘削する如何なる法的根拠も持っていないということになる。
- Q. 南シナ海の領有権紛争に対して、アメリカはどのような立場をとってきたのか。そして、アメリカは今回の事案にどう対応すべきか。
- A. アメリカの政策は、西沙諸島と南沙諸島を含む、南シナ海の領有権紛争に対しては、いずれの側にも与しないというものである。同時に、アメリカは、航行の自由、紛争の平和的解決、そして

武力による威嚇の回避を含め、この地域におけるアメリカの主要な関心を明示してきた。アメリカは、平和的解決を支援するために、中国と ASEAN 諸国に対して、法的拘束力のある行動規範に合意するとともに、フィリピンに倣って、紛争を国際的仲裁に委ねるよう慫慂している。今回の事案に対しては、アメリカは、係争海域において一方的な行動をとらないよう、全ての関係当事国に強く要求するべきである。アメリカは、今回の事案が、紛争のエスカレーションの可能性を制御するとともに、将来的な再発を回避するための行動規範の必要性を高めている、と強調すべきである。更に、アメリカは、今回のような事案の将来的な再発を防ぐことにもなる、共同開発のためのメカニズムを構築するよう、全ての関係当事国に要請することもできよう。

- Q. 南シナ海における領有権を主張する他の東南アジア諸国は、こうした中国の行動にどう対応すべきか。
- A. 中国の行動は、中国が侵略的な意図を持ち、一方的な行動を取りたがるという認識を、これら諸国の間に植え付けるだけである。特に、中国の掘削リグの設置は、自国の主権を護るために最善を尽くすという、これら諸国の決意を一層強めさせることになる。これら諸国は、海軍力と海洋法令執行能力の強化により大きな投資を行うとともに、特にアメリカ及び日本との、そして恐らくこれら諸国相互間でも、海洋安全保障協力を強化しようとするであろう。
- Q. 中国は南シナ海における領有権主張の根拠として中華民国時代からの「9 段線」地図を使っているが、これについてどう考えるか。
- A. 「9 段線」は数十年に亘って中国の地図に記載されてきたが、中国は、「段線」が何を意味するのかについて、沈黙してきた。「段線」は、それが取り囲む島嶼に対する主権主張を意味しているのか、あるいは、もっと拡大して EEZ を主張しているのか、歴史的権原を主張しているのか。中国内では、「段線」の定義を巡って一致しているわけではない。しかしながら、ここ数年に見られる中国の措置、例えば南シナ海の南端海域における中国漁民の保護、あるいはベトナム沖合に設定した開発鉱区に対する外国石油会社の投資の誘致といった措置は、中国が「段線」の拡大定義に立っていることを示している。

記事参照：Q & A: M. Taylor Fravel on China's Dispute With Vietnam

<http://sinosphere.blogs.nytimes.com/2014/05/08/q-and-a-m-taylor-fravel-on-chinas-dispute-with-vietnam/>

5月9日「深海石油掘削リグ設置、中国の狙い—米紙論評」(The New York Times, May 9, 2014)

5月9日付けの米紙、*The New York Times* は、中国が深海石油掘削リグ、HD 981 をベトナム沖に設置した狙いについて、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国は、最近数年間で少なくとも2度、今回の設置海域の探査を試みており、ベトナムの抗議で断念した経緯がある。6カ月前には、中国首相のハノイ訪問中に、両国は、石油・天然ガスの共同開発の方法を検討していると発表した。今回の掘削リグの設置で、こうした努力は雲散霧消してしまった。今回の中越両国の対決は、経済発展が顕著なこの地域を、軍事衝突に向かわせかねない。中国は、掘削リグを係争海域に設置することによって、まず行動し、その後外交努力を求める意図をあからさまにしているように見える。その結果、この地域の係争当事国、そして最終的にはアメリカが中国の行動を受け入れるか、あるいはそれと対決するかを決断しなければならない、「事態」を係争海域に作為することになる。
- (2) ベトナムとの領有権を巡る対決において、中国は、新たな潜在的に強力なツールを持ち出して

きた。この掘削リグは、中国国営の中国海洋石油総公司（CNOOC）が「我々の動く領土」と称するものである。石油探査には相当な投資と、そしてしばしば掘削リグの防衛措置—中国の場合、それは海軍艦艇を含む政府公船によって提供されることになる—が必要であり、従って、掘削リグの設置は、南シナ海を支配しようとする中国の決意における、ゲームチェンジャーになり得る。ブッシュ前政権の国家安全保障会議スタッフであった、ハーバード大学のモロー（Holly Morrow）研究員は、「中国は、漸進主義的な方法で、南シナ海におけるプレゼンスを拡大してきた。しかし、中国は今や、一線を越えつつある」と指摘している。

- (3) 中国の今回の賭けが指導部の期待に沿うことになるかどうかは、不明である。中国は2年前に、アメリカが傍観者に留まったことで、係争中の環礁から戦闘することなくフィリピンを排除することができた。フィリピンは約束通り退去したが、中国はそうしなかった。それ以来、中国は、この環礁、スカボロー礁とその周辺の豊かな漁場を支配している。これに対して、ベトナムは、中国の艦船派遣に対抗するため、自らも艦船を派遣して、手強い相手であることを見せつけた。中国政府の主張によれば、ベトナムの船は4日間で171回も中国の船に衝突してきたという。
- (4) この地域の一部専門家は、今回の中国の行動のタイミングを、はるかに強大な北の巨人に立ち向かう東南アジア諸国の能力に対するテストであるのみならず、1カ月足らず前に、強大な中国に対抗するアジアのアメリカの同盟国を支援すると約束したばかりのオバマ大統領の決意をも試すもの、と見ている。中国の行動は、深海用掘削リグの運用には何カ月もの事前準備を必要とすることから、長期的な計画であったことはほぼ間違いない。しかしながら、アジアのある上級外交官によれば、この地域の一部当局者は、オバマ大統領のアジア歴訪について、アメリカが南シナ海の領有権問題を巡って中国との直接的な対立を避けたがっているという印象を残したと見ている。オバマ大統領は、マニラでの記者会見で、中国との領有権紛争が武力紛争になった場合、ワシントンはフィリピンを護るかという質問を躲して、「我々は、武力による威嚇や脅迫が領有権紛争に対処する方法とは思わない」と答えただけであった。その数日前には、中国との海洋紛争について、日本に対するより強い支持表明を行ったばかりであった。ロードス国家安全保障問題担当大統領副補佐官は、アメリカは中国による一方的な行動や武力による威嚇に反対するとともに、フィリピンを含む同盟国との軍事関係を強化してきたとし、「我々は、この地域の同盟国との相互防衛条約に対する支持を再確認するとともに、海洋紛争を解決するために国際的仲裁に委ねるとするフィリピンの努力を支持してきた」と断言した。
- (5) 今回のCNOOCによる深海石油掘削リグ、HD 981の設置を、エネルギー資源の発見が主目的と見ている専門家はあまりいない。前出のモロー研究員は、「CNOOCは、企業でもあるが、政治的アクターでもある。CNOOCの行動は、エネルギー開発が全てではなく、海洋主権も視野に入れている」と指摘している。とはいえ、中国国営新華社通信の報道によれば、この海域での掘削に対するCNOOCの熱意は、2013年5月と6月に行なわれた3次元地震探査に触発されたものかもしれない。掘削のもう1つの誘因は、掘削リグの設置現場が、2011年と2012年にExxon Mobilが相当な石油と天然ガスの埋蔵量を発見した2つの開発鉱区に近いということである。米海軍大学のダットン（Peter Dutton）教授は、「この海域に中国が掘削リグを設置したことは、単に挑発だけが誘因とは言えない」と指摘している。ベトナム国内では、中国の今回の行動は、国内の強い反中国感情と、アメリカにあまり接近したくないとの思惑との間で、政府の微妙な舵取りを難しくしている。

記事参照 : In High Seas, China Moves Unilaterally

<http://www.nytimes.com/2014/05/10/world/asia/in-high-seas-china-moves-unilaterally.html?ref=asia&r=0>

5月10日「中越対立、米の対応—ホームズ論評」(The Diplomat, May 10, 2014)

米海軍大学のホームズ (James R. Holmes) 教授は、5月10日付けのWeb誌、The Diplomatに、“China Abandons Small-Stick Diplomacy?”と題する論説を掲載し、南シナ海における中国の高圧的な態度に対抗するために、関係諸国は、フィリピンが司法の場に持ち込んだように、「法律戦」を仕掛けるべきだとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国国営の中国海洋石油総公司 (CNOOC) は西沙諸島のベトナムとの係争海域に石油掘削リグを設置したが、周辺海域には中国海軍の艦艇も派遣されている。現場海域では、中越両国の政府公船が高圧放水銃による放水や衝突を繰り返している。幸いなことに、砲弾が飛び交う事態には至っていないが、この状態がいつまで続くかはわからない。今回の事態では、特異なことが1つあった。それは、中国海軍の艦艇が、海警局の巡視船などの公船と一緒に行動していたことである。北京は、最近数年間多用してきた「小さな棍棒外交 (the small-stick diplomacy)」を放棄したのか。しかしながら、今回のケースでは、中国は、不手際というより、むしろベトナムに対して底意地の悪い敬意を表したのかもしれない。中国は、孫子のいう「霸王」の如く、隣国を畏怖させる振る舞いを好む。しかし、中国の指導部は、過去の陸上と海上での中越軍事衝突を間違いなく記憶しており、手強く毅然とした相手には、しばしば酷い目にあつたことも思い出していよう。中国の指導部は、海警局の巡視船だけではベトナム側の船隊を圧倒できない、と判断したのかもしれない。海軍は紛争相手と戦うが、海警局の巡視船は、国内法に基づき非国家的な犯罪行為者に対して法令を執行する。北京は、海軍艦艇を派遣することで、フィリピンとは異なり、相当な海軍力や沿岸警備隊を有するベトナムを、侮り難い相手として暗に認めたということかもしれない。
- (2) 領海とEEZを合わせた、“offshore waters”が、中国の表現を借りれば、「藍色国土」を意味するという概念を受け入れる時が来たのかもしれない。南シナ海沿岸国の“offshore waters”にある岩礁を支配するために、政府公船を派遣することは、他国の国境地帯に前哨基地を構築するのと同じである。また、自国の漁船に他国のEEZ内での操業を懲罰することは、密猟者に他国の領土に侵入して資源を密漁することを懲罰するのと同じである。要するに、海洋も「藍色国土」であるという中国の主張を受け入れれば、この問題の所在がはっきりする。そうすれば、フィリピンのスカボロー礁 (中国語名: 黄岩島) やミスチーフ環礁 (中国名: 美濟礁) での行為、あるいはまた2012年にベトナムのEEZの一部を開発鉱区として公開入札にかけたことなどは、北京が越境侵略行為の罪を犯したということになるのである。しかも、越境侵略行為を防止することは、国連憲章のような普遍的な法規とともに、多くの相互防衛条約の主目的になっているのである。
- (3) では、アメリカはこの事態にどう対応すべきか。アメリカによる支援は、疑問の余地なき沿岸国の領土である陸地を基点とする海域だけに差し伸べられるべきである。つまり、1例として、ルソン島沖合に、あるいはベトナム中部沖合に帯状に延びる200カイリの海域防衛に対する支援である。南シナ海中央部の状況は錯綜している。国際的な司法の場で西沙諸島や南沙諸島の島嶼の領有権問題が最終的に解決されない限り、アメリカが西沙諸島や南沙諸島の島嶼を巡っ

て戦うなどということは、考えられない。もし域内のアメリカのパートナー諸国が米海軍の助けを当てにしているとすれば、彼ら諸国の期待は、多分裏切られることになるだろう。

- (4) 「自然に形成された陸地で、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあり、人間が居住することができ、かつ経済活動を行うことができる」というのが、国連海洋法条約（UNCLOS）の定める島の定義である。中国が実効支配する西沙諸島の Woody Island（中国名：永興島、三沙市市役所所在）を除いて、南沙諸島や西沙諸島の岩礁は、上記 UNCLOS の島の定義を満たすには程遠い。しかし、Woody Island は、他の小島や岩礁と異なり新鮮な真水があり、UNCLOS の島の定義を満たしている。UNCLOS はまた、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と規定している。即ち、このような岩礁は 12 カイリの領海を構成するが、これら岩礁を基点に EEZ を主張することは認められていないのである。
- (5) 中国の「9 段線」はどうか。島とは言えない岩礁群を繋いで、「藍色国土」と主張するのは困難である。西沙諸島や南沙諸島の一部の島嶼は領海の基点になり得るかもしれないが、部分的に水没している岩礁は領海の基点になり得ないかもしれない。マニラは最近、国際海洋法裁判所に提訴するという、「法律戦」に打って出た。恐らく、法律専門家は、北京の「9 段線」が、特にフィリピン中央部に面する EEZ 内の海域までも囲い込んでおり、法的根拠がないことに同意するであろう。南シナ海の中央部の空白海域*については、全ての領有権主張国は、裁判所の見解に失望しそうである。島の基準を満たす陸地はほとんどなく、例え陸地に主権を認められても、排他的な経済権は狭隘な海域に及ぶだけであろう。従って、効果的な判決は、この空白海域の大部分を、全ての海洋国の自由な利用を可能にする、国際公共財と認定することであろう。
- (6) このような判決に対する中国の反応は、恐らく「超人ハルク」（アメリカン・コミックのスーパーマン）を呼び寄せるような衝撃的なものとなるだろう。結局のところ、中国は大国であって、領有権を争うその他の国々は小国である。小国は、この関係に適応しなければならない。しかしもし中国がこの裁判結果に公然と反抗するならば、北京は、自ら無法者であることを暴露することになるだろう。そして、そのことは、アジア太平洋のシーパワー諸国に対して、中国に対抗して結集するための口実を与えることになるだろう。我々の方から「法律戦」を仕掛けようではないか。

記事参照：China Abandons Small-Stick Diplomacy?

<http://thediplomat.com/2014/05/china-abandons-small-stick-diplomacy/>

備考*：（南シナ海の島嶼の存在を無視して）各国が自国の沿岸基点から 200 カイリ EEZ を主張した場合に生じる、いずれの国の EEZ にも含まれない海域。

5 月 12 日「中国の石油掘削リグ設置の狙い—セイヤー論評」（The Diplomat, May 12, 2014）

オーストラリアの The University of New South Wales のセイヤー（Carl Thayer）名誉教授は、5 月 12 日付の Web 誌、The Diplomat に、“China's Oil Rig Gambit: South China Sea Game-Changer?” と題する論説を寄稿し、中国が 5 月 2 日、ベトナムの EEZ 内の 143 開発鉱区に石油掘削リグ、HD-981 を設置したことは、中国が他国の EEZ 内に当該国の事前許可なく掘削リグを設置する初めてのケースで、予期せぬ出来事であり、挑発的で違法であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中越関係は、2013 年 10 月に李克強首相がハノイを訪問して以来、良好は方向に向かっていた。李首相のハノイ訪問時、両国は、海洋における問題について前向きな討議を行うことで合意に達した、と発表していた。更に、ベトナムが中国の前例のない措置を正当化するような明白な

挑発行為をとっていないことから、今回の中国の行動は予期せぬ出来事であった。中国の掘削リグの設置が挑発的であるのは、7隻の中国海軍戦闘艦を含む、80隻に及ぶ艦船がこの掘削リグに随伴しているからである。しかも、中国の行動は、国際法に照らして違法である。中国外交部報道官は、掘削リグの設置は中国の領海内で行われており、ベトナムと協議することはない、と強調した。言い換えれば、北京は、ベトナムとの領土問題が存在しないと主張することで、尖閣諸島に対する日本と同じ立場をとったということになる。

- (2) 中国は掘削リグの設置海域を領海内と主張するが、143 鉱区の 12 カイリ以内にこの主張の根拠となる中国の陸地は存在しない。中国の声明は、その主張の根拠として、海南島ではなく、西沙諸島に言及している。一部の専門家は、中国の主張の根拠として、中国が 1996 年に、Triton 島を含む西沙諸島周辺に領海基線を設定したことを挙げている。彼らは、中国の主張が Triton 島（中国名：中建島）とその周辺海域、即ちその大陸棚と EEZ を論拠となし得る、と見なしている。他の専門家は、1996 年の領海基線は国連海洋法条約（UNCLOS）第 8 条*の規定に準拠しておらず、従って、143 鉱区に対する合法的な主張の根拠とはならない、と指摘する。前者の主張を受け入れるとすれば、中国の想定 EEZ はベトナムが公布した EEZ と重複することになる。このことは法的対立を招くことになる。国際法は、両当事国に対して、武力の行使あるいは武力による威嚇を自制するとともに、現状の変更を招くような如何なる行動もとらない、暫定的な合意を目指すことを懲逸している。143 鉱区における中国の掘削リグの設置と 80 隻に及ぶ護衛艦船は、明らかに国際法に違反している。
- (3) 中国の高圧的な行動の動機と目的について、専門家の意見が分かれている。主に 3 つ解釈がある。
- a. 第 1 の解釈は、143 鉱区への HD-981 の設置を、2012 年半ばにベトナムが海洋法を公布したことに対する、中国の必然的な対応と見るものである。採択直後に、中国海洋石油総公司（CNOOC）は、南シナ海のベトナムの EEZ 内にベトナムが設定した開発鉱区と重複する開発鉱区を設定した。この解釈によれば、現在の対立は、CNOOC がこれらの鉱区を設定し、そこでの開発を始めたためということになる。CNOOC の見解によれば、143 鉱区は中国の管轄海域にある。中国の立場から見れば、143 鉱区での商業開発行動は、主権的管轄権に対するベトナムの主張を切り崩すことになろう。掘削リグ護衛に展開した 80 隻に及ぶ艦船の隻数と組成を考えれば、この解釈は疑問である。これは明らかに、通常の商業的行為というよりは、ベトナムによる自国の EEZ 防衛を妨害する予防行動である。また、北京の外交筋は、CNOOC が商業的には確信が持てない場所にもかかわらず、143 鉱区に掘削リグの設置を命じられたと漏らしている、と語っている。別の専門家は、掘削リグ設置場所で石油、天然ガスが発見される可能性は極めて低い、と指摘している。
 - b. 第 2 の解釈は、中国の行動を、近傍鉱区における米石油会社、Exxon Mobil Corp. (XOM) による開発への対応と見るものである。この解釈はあり得ないように思われる。XOM は、2011 年から 119 鉱区において掘削している。また、143 鉱区への掘削リグの設置が XOM の開発を牽制することになるのか不明である。中国の行動は、不適切で逆効果であるように思われる。143 鉱区は、アメリカの国益に直接影響しない。中国の XOM の開発に対する干渉は、アメリカの国益には「妨害されない合法的な商業活動」が含まれるとのオバマ政権の声明に対する、直接的な挑戦となろう。
 - c. 第 3 の解釈は、中国の行動を、最近のオバマ大統領の日本、韓国、マレーシア及びフィリピン訪問に対する、予め計画された対応と見るものである。オバマ政権は、大統領の歴訪に先

立って、中国の「9段線」を批判した。そしてオバマ大統領はこのアジア歴訪中、威嚇や強制によって領有権紛争を解決することに反対を表明するとともに、尖閣諸島問題に対する日本への支持やフィリピンに対する同盟のコミットメントを確認した。第3の解釈によれば、中国は、オバマ政権のアジアへの再均衡化戦略の主たる前提に直接対抗することを選択したということになる。中国は、オバマ大統領の言明と中国の領有権主張に対抗するアメリカの能力とのギャップを突くことを選んだ。この解釈を支持する一部の専門家は、中国はシリアとウクライナの危機におけるオバマ大統領の不作為に勇気づけられた、と見ている。従って、中国は、域内諸国にアメリカが「張り子のトラ」であることを見せつけるために、掘削リグ設置を巡る危機を演出した、というのである。この解釈は説得力があるが、この危機の焦点が何故ベトナムかという疑問には答えていない。

- (4) ASEAN 外相会議は5月10日の声明で、「地域の緊張を高める南シナ海での開発に対して深刻な憂慮」を表明した。この声明は、南シナ海に関する個別声明という点で重要である。この声明は、ベトナムを暗に支持しており、一方で中国を名指ししてはいないが、関係国に対して UNCLOS を含む国際法に準拠した行動を求めるとともに、武力の行使や威嚇によらない平和的手段による紛争の解決を求めるなど、ASEAN の基本的政策を強調している。この声明はまた、西沙諸島とその周辺海域を含む領有権紛争を、中国とベトナムの2国間問題と見なしてきた、ASEAN 各国の立場の変化と見ることもできるかもしれない。
- (5) ベトナムは、船舶に衝突するという中国の戦術に、繰り返し対抗してきた。CNOOC の掘削リグ周辺海域における中越間の最近の膠着状態は、事故、誤算、あるいは最悪の場合、武力行使に至る可能性がある。中越両国は恐らく、今回の事態が武力行使に拡大しないように、事態を管制することになろう。既に、中越両国間では話し合いが行われており、またベトナムはハイレベルの特使受け入れを中国に要請した。中国は掘削リグの設置を発表した時、この作業は8月15日に終了すると述べた。このことは、中越両国に対して、143 鉱区を巡る対立を調整し、管制するとともに、事態終焉に向けての双方のメンツを保つ手段を見出す、十分な時間を与えることになろう。

記事参照：China's Oil Rig Gambit: South China Sea Game-Changer?

<http://thediplomat.com/2014/05/chinas-oil-rig-gambit-south-china-sea-game-changer/>

備考*：国連海洋法条約8条の1項は、第4部（群島国）に定める場合を除くほか、領海の基線の陸地側の水域は、沿岸国の内水の一部を構成する、と規定している。

5月13日「中国の石油掘削リグ設置、ベトナム国内で起訴すべき—カナダ専門家提唱」(PacNet, Pacific Forum CSIS, May 13, 2014)

カナダのシンクタンク、The Centre for International Governance Innovation の James Manicom 研究員は、米ハワイの Pacific Forum の5月13日付けの PacNet に、“China and Vietnam Clash in the South China Sea” と題する論説を公表し、ベトナムは中国の石油掘削リグの設置に対して、掘削リグを設置した中国海洋石油総公司をベトナム国内で起訴すべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ベトナムは、今回の中国海洋石油総公司 (CNOOC) の石油掘削リグの設置に対して、軍事同盟国がないこと、ASEAN の不統一、そして中国に比べて脆弱な海軍力などの理由から、行使できる選択肢が限られている。ベトナムは、ロシアから *Kilo* 級の潜水艦を購入するなど、この数年間軍事力増強のための投資を続けてきたが、中国の軍事力に対抗するにはまだ不十分で

ある。ベトナムが中国に掘削リグの撤去を強要する軍事力や政治的意思を持つようになるとは考えにくい。更に、両国の軍事的衝突がもたらす経済的損失は、両国間の多様な経済的結び付きなどを考えれば、壊滅的なものとなろう。他方、ベトナムは、中国の動きを容認するとともに、日本が2008年に東シナ海での中国との共同開発を目指したように、CNOOCの掘削作業に協力することも可能である。CNOOCは、掘削海域がベトナム以外の市場から距離があるために、ベトナム国営のPetroVietamとパートナーシップを組む可能性もある。しかしながら、このような方策をとれば、将来的には、日本が経験したように、中国が同様の動きを繰り返す可能性もある。

- (2) 第3の選択肢は、税金・関税の未払い、ベトナム政府の法的許可を得ていないこと、その他のベトナムの法令に違反していることを理由に、CNOOCをベトナム国内の裁判所に起訴することである。この選択肢は、3つの理由から理想的である。第1に、CNOOCに財政負担を課すことで、ベトナムにおける将来のCNOOCのビジネス活動を制限することができ、ベトナムの外交攻勢に牙を与えることになる。更に、CNOOCが有罪となれば、ベトナムが掘削リグを担保として差し押さえる法的根拠にもなり得る。もっとも、実際の差し押さえは、中国との武力衝突を招くことになろう。第2に、ベトナムは、道義的に優位な立場に立てる。ベトナムは、権威主義的な非西欧型国家ではあるが、CNOOCを起訴することで、法の支配と紛争の平和的解決にコミットする国家であることを誇示することができる。最後に最も重要なことは、このような解決策こそ、中国の行動に懸念を抱くアメリカや多くの域内諸国の意向と完全に一致していることである。オバマ大統領は4月末のアジア歴訪で、日本、フィリピン、マレーシアの各国から、同地域での海洋紛争は国際法や仲裁により平和的に解決するとのコミットメントを得た。特に、日本の安倍首相は、地域の海洋秩序は法の支配を基礎とすべきであると訴えた。ベトナムの動きはこれらの宣言に見られる地域の思いにかなうものであり、この地域で中国を一層孤立させることができる。
- (3) 要するに、中国を孤立させるためにベトナムが国内法のプロセスを活用することは、中国に更なるエスカレーションの口実を与えることなく、中国の行為を容認しないことが可能になるのである。そして、この方法は、今夏のASEAN首脳会談など、中国も参加する会議において、ベトナムがイニシアチブをとるための先行的な布石となろう。そして、ベトナムはいずれ、考えを共有する地域諸国と協力して、中国を一層孤立させるために国際的な法的プロセスを導入するか、あるいは中国を提訴したフィリピンと連携することが期待できよう。

記事参照：China and Vietnam Clash in the South China Sea

http://csis.org/files/publication/Pac1438_0.pdf

5月13日「何故、中国はベトナムの管轄海域に石油掘削リグを設置したのか」(The Diplomat, May 13, 2014)

Web誌、The Diplomatの共同編集長、Ankit Pandaは、5月13日付けの同誌に、“Why Did China Set Up an Oil Rig Within Vietnamese Waters?”と題する論説を発表し、中国がベトナムの管轄海域に石油掘削リグを設置した理由について、要旨以下のように述べている。

- (1) 誰が、何時、どのようにベトナムの管轄海域に中国のHD-981石油掘削リグを設置したかを、包括的に説明するコメンテーターは多い。しかし、何故中国がアジア太平洋地域で挑発的行動を繰り返すのか、その理由に関しては依然、疑問である。中国内部の意思決定プロセスの不透

明性の故に、この疑問に答えることは極めて難しい。しかし、多くの兆候は、掘削リグを巡るベトナムとの危機が ASEAN 諸国とアメリカの決意を試すために作られたことを示唆している。この危機はまた、北京にとって、中国の海洋における領有権主張に対する国際的な反応を評価する機会ともなっている。

- (2) 一部の専門家は、中国海洋石油総公司 (CNOOC) が石油掘削リグ、HD-981 の設置を決定したのは、領有権主張の計画的な動きだと分析する。CNOOC は国営企業であるが、炭化水素埋蔵量が疑問視されるこの海域に 10 億ドルの資産を移動させる決定がもたらす外交的な危機を考えれば、この移動には計画的で政治的な側面が読み取れる。掘削リグの移動に伴い、およそ 80 隻の中国海軍と沿岸警備隊の艦船が出動したという事実は、中国がこの海域における領有権主張を推し進めるための戦略的圧力を作為しているという見方を裏付けるものである。
- (3) 中国が何故ベトナムとの対決を選んだかという疑問に答えることは、もう少し簡単である。既に、何人の専門家は、2013 年秋以降の両国間の関係改善を考えれば、中国がベトナムとの領有権紛争をエスカレートさせることで、国際社会の虚を突いたことに注目していた。その上、ベトナム共産党と中国共産党の間には、ある程度の仲間意識も存在する。中国が突然、潜在的な抗争関係を表面化させて、比較的安定していた両国関係を危機に晒したことは、厚顔かつ無責任に見えた。また、もし中国がアメリカと ASEAN の決意を試すために南シナ海における領有権紛争をエスカレートさせるとしても、恐らくベトナムは最も適切な相手であった。ベトナム国内には、中国との緊密な関係を維持すべきか、あるいは西側諸国との緊密な関係を目指すべきかについて、論議があり、その中で、中国寄りの主張がより影響力を持ちつつあった。このような状況を見て、中国は、掘削リグ設置という挑発を行っても、ベトナムは力ではなく言葉による抗議と自制的な対応に止めるであろうとの確信を持って、この賭けに出た。
- (4) 中国がフィリピンなどの、この地域におけるアメリカの同盟国との賭けに出るためには、アメリカがこの地域における自らの国益を護る決意があるかどうかを、まず見極めておかなければならない。アメリカは、フィリピン、韓国及び日本に対して条約上の義務を負っている。特に西沙諸島を巡るベトナムと中国との紛争のように、南シナ海におけるこれら諸国以外の紛争に対しては、アメリカが取るべき行動は、アメリカがこれまで自ら規定してきた、航行の自由、全ての紛争の平和的解決、そして紛争解決のための武力行使や威嚇に反対という、この地域における国益を護り通す決意を誇示することである。中国は、HD-981 の設置によって、これら 3 つの国益に挑戦している。更に、当該海域における米企業、ExxonMobil の存在を考えれば、HD-981 は、この地域におけるアメリカの商業的利益も侵害している。これまでのところ、中国の行動を「挑発」と決め付ける声明を発しただけのアメリカの対応では、将来中国が同様の行動を取ることを抑止するには不十分である。
- (5) 中国は、オバマ米大統領のアジア歴訪直後、そしてミャンマーで開催予定の ASEAN 首脳会談直前というタイミングで、この強圧的な行動に出た。そうすることで、中国は、国際的に大きな関心と批難を受けるというリスクを犯した。しかしながら、ASEAN 首脳会議の声明に見られるように、中国は、南シナ海における中国の高圧的姿勢に対抗するために、域内の指導者が共同戦線を構築するところまでには至っていないとの確証を得た。同様に、世界の警察官としての疲弊と財源不足に苦慮するアメリカの掘削リグ設置に対する無作為は、シリアやウクライナなどのグローバルな危機と同じように、政治的緊急性のないものと見なしていることを示している。中国は、アメリカの同盟国や主要なパートナーを目標としないことで、この地域にお

ける国益を主張できないアメリカを印象付けようとしている。しかし、このことがもたらす否定的な影響は、中国との領有権紛争に関わる域内の他の諸国がアメリカによる安全の保証への依存を軽減するために一方的に軍事力強化を進め、それが結果的に中国の将来の頭痛の種になりかねないということである。掘削リグ、HD-981の設置は、一方的な領有権主張のゴリ押しという点で東シナ海における防空識別圏（ADIZ）の設定と軌を一にする。中国は、掘削リグを8月まで当該海域に留めることを明らかにしている。いずれにせよ、今回の掘削リグの設置は、中国が他国のEEZ内に設置した初めての事例となった。一方、ベトナムは、中国との武力衝突も懸念される、かなりの海洋能力を持っており、決して与しやすい国ではない。この6カ月間、中国は、領有権主張においてこれまで以上に高圧的になってきたが、今のところは、功を奏しつつある。

記事参照：Why Did China Set Up an Oil Rig Within Vietnamese Waters?

<http://thediplomat.com/2014/05/why-did-china-set-up-an-oil-rig-within-vietnamese-waters/>

5月14日「中国の石油掘削リグの南シナ海係争海域への設置、善隣友好外交に疑念—ベトナム人専門家論評」（RSIS Commentaries, May 14, 2014）

ベトナム外交学院南シナ海・東海研究所のNguyen Hung Son 副所長は、シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の5月14日付けのRSIS Commentariesに、“China’s Oil Rig Move: Casting Doubt on Neighbourliness”と題する論説を発表し、中国が南シナ海の係争地域に石油掘削リグを設置したことは北京の善隣友好外交に対する疑念を高め、中国に対するASEANの期待を裏切ったとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、ミャンマーでのASEAN首脳会談の直前に、ベトナムのEEZに深く入り込んだ海域に石油掘削リグを設置した。この中国の行動は、ASEANと中国の関係を改善し、自制と相互利益の協力を近隣諸国と約束することで域内における信頼を回復するために、中国が2013年以来進めてきた外交措置とは完全に矛盾している。
- (2) 中国の王毅外相は2013年5月に外相としての最初の訪問先としてASEAN諸国を訪れ、ASEANに期待感を持たせた。中国は、域内外交を最優先し、ASEANを有望な戦略的なパートナーと見ていた。ASEANは、2013年10月の習近平国家主席と李克強首相の東南アジア訪問を心から歓迎した。ASEANは、この地域の将来に関する中国の構想と提案に期待した。ASEANは、ASEANと中国が信頼関係を醸成し、善隣友好を促進し、試練を共にしようと呼びかけた、習近平主席のインドネシア国会での歴史的演説を歓迎した。更に、ASEAN・中国戦略的パートナーシップ10周年記念に際して、李克強首相が、共通の協力的安全保障を促進する善隣友好協力条約の締結によって、ASEAN・中国関係を黄金の10年からダイヤモンドの10年にしようと呼びかけたことで、ASEANは一層力づけられた。中国はまた、15世紀の鄭和提督による東南アジアへの平和な航海に触発された、21世紀の海洋シルクロード構想について、新しい領土の獲得を目指したのではなく、通商と中国文明の伝搬を目指したものであることを明らかにした。
- (3) こうした中国の指導者による外交ステートメントを前にして、ASEANは、中国が近隣諸国との海洋における領有権紛争に対する方針を変えつつある、との期待感を抱いた。ASEAN諸国の指導者は次第に、中国の夢が東南アジアの夢ともなり得るとの確信を抱き始めた。ASEANは、中国の新指導部との信頼関係を醸成し、友好関係を固めるために、あらゆる機会を捉えて、

中国のステートメントに応じてきた。ASEAN は、中国の新しい友好条約提案を評価し、ASEAN・中国海洋協力パートナーシップ構想を支持した。また、ASEAN は、南シナ海における ASEAN・中国の行動宣言（DOC）の全面的かつ効果的な履行に合意するとともに、積極的に信頼醸成措置を提案した。更に、ASEAN と中国は、待望久しい南シナ海における法的拘束力のある行動規範（COC）の協議を開始した。

- (4) こうした状況下で、南シナ海における全般的な情勢は、双方が自制して、ここ数年間で初めて波静かであった。中国が海南省の新たな漁業規制を公布したり、中国当局者が南シナ海に防空識別圏（ADIZ）導入の可能性に言及したりしたが、ほとんど波立つような出来事はなかった。2013 年以來の好ましい外交的展開を考えれば、中国が自らの管轄海域と主張して、隣国の裏庭に石油掘削リグを持ち込んだことは、ASEAN と国際社会にとって大きな衝撃であった。中国は、掘削リグ周辺海域に圧倒的多数の海軍艦艇と政府公船からなる艦船を展開して、ベトナムを威嚇しようとした。同時に、このことは、対話やその他の平和的手段を通じた領有権紛争解決の求めを拒否することでもあった。南シナ海で中国の高圧的姿勢が一層強くなってきている背景には、中国の多くの機関や地方政府からの艦船の展開があり、このことは、今回の行動が北京から十分慎重に計画され、調整されていたことを示唆している。
- (5) こうした中国の一連の行動は、地域の平和と安定を脅かしている。こうした行動は、国際法に違反しているばかりでなく、DOC を全面的かつ効果的に履行するという中国自身の誓約を無視するものである。更に、こうした行動は、2013 年以來中国の指導者によって ASEAN に示された友好的な姿勢とは、全く相反している。中国による南シナ海における極めて挑発的な行為は、中国がもはや現状維持国ではなく、東南アジアを中国支配の地域秩序に積極的に再編しようとしていることを示している。中国の指導者は、中国をどのような大国にしようとしているのか、自問してみるべきである。この地域と世界に対する自身の誓約に全く反する行動をとることで自らの信用とイメージを損なうことが、中国にとって真に長期的な利益となるであろうか。地域の緊張を高め、2013 年以來醸成されてきた平和的、協調的環境を危機に晒すことが、中国の利益となるであろうか。中国は、ASEAN が中国との間で善隣友好協力関係を構築することに真剣であったことを考慮すべきである。もし中国が ASEAN の信頼と友好を失えば、中国は、近隣諸国との真の友好関係を構築しないで、大国の地位を求めようとする、歴史上初めての国となるであろう。

記事参照：China's Oil Rig Move: Casting Doubt on Neighbourliness

RSIS Commentaries, May 14, 2014

5月14日「石油掘削リグの設置、中国の4つの戦略的ミス—ベトナム人研究者論評」（PacNet, Pacific Forum, CSIS, May 14, 2014）

米ハワイの Pacific Forum のヤングリーダーで、豪 University of New South Wales の博士課程在籍の Ha Anh Tuan は、5月14日付けの PacNet に、“China sending giant oil rig to Vietnam's EEZ: Four strategic mistakes” と題する論説を發表し、中国がベトナムの EEZ 内に石油掘削リグを設置し、現場海域に海軍艦艇を含む 80 隻を超える艦船を派遣したことについて、ベトナム人研究者の視点から、中国は4つの戦略的ミスを犯したとして、要旨次のように述べている。

- (1) 第1の戦略的ミスは、石油掘削リグの設置という新たな行為が、ベトナムに、大胆で断固たる対応を決意させただけということである。国連海洋法条約（UNCLOS）第56条によれば、沿

岸国は、自国の EEZ に対する経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動に関する主権的権利を有するとされている。従って、ベトナムの EEZ 内における中国の掘削作業は、UNCLOS では認められない。ベトナムは、他国と同様に、南シナ海における領有権紛争に関する自国の立場を明快に説明していない。この戦略的な曖昧さは、交渉の余地を残すためである。しかしながら、中国の新たな行為はベトナムの最高指導部の想定外であったため、ハノイは強固な対応をとった。両国の艦船が現場海域に増集し、両国の政府公船の間で衝突が発生しているが、今後、より多くの重大事故が発生することも予想される。一方で、この中国の行為は、ベトナムに、アメリカなどの他国との安全保障協力関係の進展を促すことになった。もしハノイがカムラン湾を米海軍の運用に供することになれば、ワシントンは、この機会を見送ることはないであろう。実際、ワシントンは5月8日の国務省報道官声明で、今回の中国の行為を、挑発的であり緊張を高めるもの、と非難した。

- (2) 2つ目のミスは、中国の今回の行為が、南シナ海における行動宣言 (DOC) に違反しており、域内諸国の間に中国の真意に対する疑念を高めたことである。ベトナムやフィリピンに加え、シンガポールやマレーシアも、域内における中国の行動に懸念を強めている。インドネシアは、これまで南シナ海の領有権紛争に対しては中立の立場を厳守していたが、現在では方針を転換し、インドネシアが支配するナトゥーナ諸島海域に対する中国の主権主張に反対を表明している。ASEAN におけるインドネシアの役割を考えると、ジャカルタの方針転換は、中国にとって不利である。中国が南シナ海における領有権紛争で高圧的な行動をとればとるほど、中国の国際的な威信が損なわれる。1990 年代の東南アジア諸国に対する微笑外交の成果は、東南アジア諸国における反中感情の高まりによって台無しになりかねない。ミャンマーで5月10日に開催された ASEAN 外相会議は、今回の中国の掘削作業に重大な懸念を表明し、域内の平和と安定、そして南シナ海における航行の自由の重要性を再確認する共同声明を発表した。これは、東南アジア諸国による中国の外交姿勢への反発の表れでもある。
- (3) 3つ目のミスは、中国が自国の軍事力近代化の口実を失ったということである。北京は、軍事力近代化の本質は防衛的なものであり、地域の安全保障を損なうものではない、と主張してきた。2007 年から 2013 年にかけて南シナ海での緊張が高まった時期にも、中国は、海軍力の投入を抑制し、中国海警局のような高度な能力を有する準軍事機関を活用してきた。実際、2012 年のフィリピンとのスカボロー礁を巡る紛争では、中国海軍艦艇は派遣されず、中国の準軍事機関の公船や漁船が、フィリピン側を同海域から追い出した。中国が今回、掘削リグ周辺海域に派遣した艦船には、7 隻の海軍艦艇が含まれていた。ここ数年間で初めて、中国海軍艦艇が南シナ海における領有権紛争に直接関与したことになる。域内の関係各国が中国の軍事力近代化計画の真意に懸念を抱き始めた所以である。
- (4) 4つ目のミスは、今回の中国の行為が、経済の再建と安定的な成長を目指す北京の努力にとって障害となり、地域の安全保障を不安定化させかねないということである。北京は深刻な内政課題に直面しており、中国指導部者は、内政課題の取り組みに注力するために安定した国際関係を必要としている。しかしながら、今回の行為は、地域の安全保障を不安定化し、結果的に経済成長を維持する中国の努力を害することになる。
- (5) 中国が掘削リグをベトナムの EEZ 内に設置したことは、中国にとって戦略的誤算であった。北京は、ここ数年の南シナ海における領有権紛争において初めて 7 隻の海軍艦艇を投入した。このことは、ハノイに、国際法によって認められた権利を護るために、「必要なあらゆる手段」

を以て対抗せざるを得ない選択を迫ることになった。最近の南シナ海における中国の高圧的で強硬な言動を考えれば、他の東南アジア沿岸国も中国の今回の行為に警戒心を高めている。冷戦後、東南アジア諸国の心情を良くしようとしてきた北京の努力は台無しになり、その軍事力近代化計画に改めて疑惑の目が向けられている。中国の言動に対抗して、東南アジア諸国は明らかに、アメリカや日本、インドといった域外大国の関与を歓迎している。換言すれば、中国の高圧的な言動が、中国指導部が本来望んでいない、アメリカの東アジアへの軸足移動を促進させているのである。中国の高圧的な言動やそれによる地域の不安定化は、経済成長と社会発展という中国の目標実現に役立たない。中国が大国として台頭する最善の方法は、互恵的協力、他国の正当な権利尊重そして紛争の平和的解決、といった外交関係の基本原則に従うことである。拙速は目標実現を保証しない。

記事参照 : China sending giant oil rig to Vietnam's EEZ: Four strategic mistakes
<http://csis.org/files/publication/Pac1438A.pdf>

5月16日「アメリカは南シナ海での中国の行動に対応すべし—米専門家論評」(The Washington Post, May 16, 2014)

米外交問題評議会の Elizabeth Economy 上席研究員と Michael Levi 上席研究員は、5月16日付けの米紙、*The Washington Post* に、“Beijing’s actions in the South China Sea demand a U.S. response” と題する論説を寄稿し、最近の南シナ海での中国の行動に対して、言葉だけでなく実際の行動が伴わなければ、アメリカに対する信頼感が失われようとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国国営中国海洋石油総公司 (CNOOC) は5月初め、軍艦を含む70隻を超える艦艇を伴って、ベトナムが領有権を主張している海域で掘削を開始した。一見したところ、これは、世界各地で行なわれている中国の天然資源獲得の動きに、新たに1つ加わったに過ぎないように見えるかもしれない。しかし実際には、南シナ海で起こっていることは、これまでの動きよりもはるかに危険であり、その原動力は、エネルギー資源の獲得という動機を大きく越えるものである。アメリカは、この事態に首尾良く対応するためには、中国の挑戦を完全に直視する必要がある。このことは、強い言葉だけでなく、困難な行動もとる用意がなければならないことを意味する。
- (2) 長年、南シナ海には豊富な石油と天然ガス資源が埋蔵されていると推測されてきた。中国の国土資源部によれば、その資源は4000億バレルとされ、中東を凌ぐという。しかしながら、米地質調査所は2010年に、この海域の未発見の石油資源をはるかに少ない110億バレルと見積もり、その多くは財政的に生産が見合わないとしている。中国がこのようなささやかな利益のために、武力紛争のリスクを冒すとは考え難い。現在起こっていることを理解するには、他の2つの力学が重要である。1つは、ナショナリズムである。掘削は、ベトナム沿岸から120カイリ、ベトナムのEEZ内にある、西沙諸島海域で行われている。中国は1974年以来、西沙諸島を占拠し、歴史的な利用実績と実効的な主権の行使に基づいて、領有権を主張している。西沙諸島から後退することは中国の威信を損なうことになる。一方で、支配の強化は国内における指導部の正当性を強めることになる。もう1つは、中国の指導部が南シナ海のシーレーンを支配したいとの願望によって動機付けられていることである。南シナ海のシーレーンは5兆ドル以上の貿易通航量があり、年々混み合った海域になっている。それには、世界の石油海上輸送の3分の1と、中国の石油輸入の4分の3以上が含まれる。中国海軍は、中東の重要なシーレーンにおけるアメリカの優位に挑戦するどころか、マラッカ海峡を支配する力さえも

ないが、南シナ海全域で海軍力を運用することによって、中国は、アメリカが中国向けの石油供給を阻止できないであろう、と確信することができる。

- (3) これらの2つの動機とは別に、中国の石油開発会社がこの海域での操業に熱心であることは問題ではない。北京は、軍の行動を原油開発という商業的動機で覆い隠すことで、避けられない反発を緩和しようとしたのかもしれない。もしそうであるならば、この策略は功を奏していない。中国の最近の動きは、ベトナムや他の諸国を驚かせ、地域内での強い信頼関係が外交の最優先課題であるとする、北京の主張を損ねている。それはまた、南シナ海における資源の共同開発に関するベトナムとのワーキンググループ討議に対する、中国のコミットメントにも疑義を呈するものである。
- (4) アメリカは、領有権紛争では特定の立場に与せず、関係当事国に紛争の平和的解決を求めてきた。しかし、これでは十分ではない。アメリカは、中国の脅しに挑戦し、真の利害関係を明確にすべきである。アメリカとASEANは、係争海域における中国の一方的な主権主張を拒絶することで、統一戦線を組むべきである。さらに重要なことは、アメリカはそのレトリックに生命を吹き込む用意がなければならないということである。アメリカはベトナムを防衛する条約上の義務を負っていないが、アジアにおける再均衡化は、太平洋における安定の主たる保証者としての役割を果たすことが前提である。中国の行動は、それに挑戦しているのである。ベトナムは、平和的解決を繰り返し求めている。中国が応じなければ、アメリカは、海軍力のプレゼンスを強化することで、ベトナムを支援する用意がなければならない。これによって、ワシントンは、中国の能力を見極め、事態の沈静化を図る力を得られよう。他の選択肢として、例えば、CNOOCのアメリカでの活動に対する規制も検討することができるかもしれない。もしアメリカが行動でその言葉を裏づけることができなければ、地域の平和と安定を支持するというアメリカのコミットメントに対する信頼感が損なわれるであろう。

記事参照：Beijing's actions in the South China Sea demand a U.S. response

http://www.washingtonpost.com/opinions/rein-in-china-in-its-dispute-with-vietnam-over-energy-resources/2014/05/15/b853bbf0-d7b7-11e3-8a78-8fe50322a72c_story.html

5月22日「南シナ海での石油掘削、中国の意図—オースリン論評」(The Wall Street Journal, May 22, 2014)

米シンクタンク、AEIのオースリン(Michael Auslin)日本研究部長は、5月22日付けの米紙、*The Wall Street Journal*に、“China Drills for Territory”と題する論説を寄稿し、北京は石油掘削リグの設置によって軍事行動をとることなく戦略的目標を達成しつつあるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) ベトナムの管轄海域に中国が石油掘削リグを設置したことは、西太平洋地域における北京の高圧的な行動に見る新たな戦術である。中国の狙いは、係争海域に対する管轄権ばかりでなく、中国の領有権主張と海洋境界画定権に関する国際的な認知を獲得することにある。掘削リグの設置は、非軍事的な行動を通じて北京の戦略目的の達成に寄与し得る。同様の状況は、東シナ海において中国と日本の間にも生じている。中国は、尖閣諸島の近くで春暁ガス田に掘削リグを設置している。北京と東京は2008年、春暁ガス田の共同開発に合意したが、その後、交渉は進展していない。
- (2) これらの掘削リグは、アジアにおいてリスクを増大させる新しく重大な象徴となっている。中

国はより多くの掘削リグを設置し、より広範な油田開発を計画しており、従って、今後も緊張が高まりそうである。もし北京の威圧にベトナムが屈するようなことになれば、それは、将来の中国による係争海域での高圧的な行動モデルになるであろう。

- (3) 中国の行動を阻止する如何なる試みも、偶発的な紛争事態を招きかねない。ベトナムが ASEAN 諸国からほとんど支援を得られないのは、恐らくこうした懸念からであろう。小国は、自国の利益を保護してくれるパートナーを求めている。ベトナムの場合、それは、中国との係争海域における開発鉦区での共同開発に、ロシアの国営、ガスプロム社を引き込むことであった。ハノイは、北京がロシアの関与に警戒心を高めることを期待している。更に、ハノイは、中国による支配が益々強まる地域において、モスクワが影響力を維持する手段として、ベトナムに対する関与を深化させることも期待している。
- (4) これは、アメリカに対する中国の挑戦でもある。オバマ大統領の東アジア歴訪後に中国が掘削リグを設置したことは、北京がこの地域における領有権主張を些かも後退させる意図を持っていないことを示している。オバマ政権は、アジアにおけるプレゼンスを徐々に増強し、域内の同盟国との関係を強化する、現在の計画に満足しているかもしれないが、それだけでは、中国の行動に対する影響力はほとんどないであろう。従って、中国の掘削リグ戦略は、成功裏に現状を変更するための策略かもしれない。この成功は、何時、何処に新たな掘削リグを設置するかを決めるに当たって、北京に一層大きな裁量を認めることになるだろう。アメリカとその同盟国は短期的には、これまでよりはるかに大きなリスクを冒すことなく、こうした状況を変更できるとは思えない。

記事参照：China Drills for Territory

<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702303480304579577833097084154>

5月27日「中国、石油掘削リグ移動」(Tuoi Tre News, May 27, 2014)

中国の新華社通信が報じるによれば、中国は5月27日、ベトナムの管轄海域に設置した石油掘削リグ、HD-981を新たな位置に移動させた。それによれば、新たな位置は、ベトナムが自国のEEZ内にあるとしている西沙諸島の Triton 島(中国名：中建島)から約25カイリ離れた北緯15度33分38秒、東経111度34分26秒(備考：5月2日に設置された位置は北緯15度29分58秒、東経111度12分6秒)である。中国交通運輸部海事局(MSAC)は、当初位置での掘削作業は終了し、作業は第2段階に入ったとして、掘削リグの新たな位置周辺を航行する船舶に航行警報を出している。

記事参照：China moves illegal oil rig to new area, still in Vietnam's waters

<http://tuoitrenews.vn/society/19907/china-moves-illegal-oil-rig-to-new-area-still-in-vietnams-waters>

5月27日「中国対ベトナムの世論戦—中国南海研究院研究員論評」(Global Times, May 27, 2014)

中国南海研究院の洪農・海洋法政策研究所副所長は、5月27日付けの人民日報系の国際紙、環球時報(英語版：Global Times)に、“China vs Vietnam: A campaign for public relations”と題する論説を發表し、中国企業が石油掘削作業を開始した海域は中国の主権の範囲内であり、紛争解決のためにも2国間交渉を行うべきだとして、中国側の主張を要旨以下のように述べている。

- (1) ベトナムが5月7日に西沙諸島近海における中国の石油掘削作業を中止させようとして両国船舶が衝突したことで、両国間の緊張が高まった。5月16日以降、現場海域には60隻を越える

ベトナムの船舶が集結し、石油掘削リグが同海域に移動した5月2日以降、合計で500回以上も中国船舶に衝突している。そしてベトナムは、自らの主張を正当化しようと、強力な外交活動や宣伝作戦を開始している。シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のベートマン上席研究員は、「ベトナムは、中国の石油掘削作業は違法であり、中国の攻撃性を示すものだという主張を支持してもらうための世論戦で勝利している」と指摘している。しかし彼は、「状況を詳しく検証すると、中国の石油掘削リグの設置は、自国の権利に基づくものである」とも語っている。現在、中国企業が石油掘削作業を行っている海域は、中国の領土である西沙諸島の1つである中建島から17カイリしか離れておらず、一方、ベトナムの海岸線からは150カイリも離れている。中国は、1996年に西沙諸島の基線を定めており、国連海洋法条約(UNCLOS)の下で、同諸島から200カイリのEEZと大陸棚を有している。中建島は西沙諸島の基線を構成する島の1つであって、今回の石油掘削リグの位置は西沙諸島の接続水域内にあることから、中国は、同海域の海洋資源に対する主権的管轄権を有しているのである。

- (2) 現在、石油掘削作業を行っている中国企業は、これまで少なくとも10年間以上に亘ってこの海域で作業を行っており、既に石油掘削に必要な3次元探査や試掘を終えている。中国は、南シナ海の領有権を争う国家の中で唯一、これまで南沙諸島に石油掘削リグを持ち込まなかった国家である。これとは対照的にベトナムは、係争海域において、7カ所の石油・天然ガス生産設備と37基の掘削リグの設置を含む、57カ所もの石油・天然ガス田を設定していると推測される。中越2国間関係や南シナ海の平和と安定のため、中国はこれまで、ベトナムの行動に自制的な対応をとってきた。反中国デモを含めた今回のベトナムの対応は、中国にとって許容できるものではない。残念ながら、今回のベトナム南部でのデモは、すぐさま中国人や中国企業に対する暴動へと過激化してしまった。これらの暴動は、中国人の身体、財産に損害を生じさせたばかりか、中越両国間の信頼関係を損ね、将来的な協力関係も損なうことになる。
- (3) 現在、ベトナムはジレンマに直面している。この問題は西欧諸国のメディアで数多く取り上げられたが、暴動を抑えられなかったという事実も数多く報道されたことで、ベトナムの宣伝作戦がダメージを受けたからである。一方、中国のメディアや世論は冷静で抑制的であるが、中国は、海洋問題に関する世論戦に勝利するためのより良い戦略が必要である。結局のところ、2国間交渉という海洋安全保障における伝統的な解決方法に習い、中越両国が交渉の席につくことが、結果として両国にとっての利益となるであろう。

記事参照：China vs Vietnam: A campaign for public relations

http://www.globaltimes.cn/content/862479.shtml?utm_source=getresponse&utm_medium=email&utm_campaign=rsis_publications&utm_content=RSIS+Fortnightly+Summary+%28Issue+79%29

5月28日「対中抑止に必要なベトナムの戦略—セイヤー論評」(The Diplomat, May 28, 2014)

オーストラリアのThe University of New South Walesのセイヤー(Carl Thayer)名誉教授は、5月28日付のWeb誌、The Diplomatに、“Vietnam Mulling New Strategies to Deter China”と題する論説を寄稿し、ベトナムが中国に対抗するために長期的な戦略を検討しているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 北京が巨大石油掘削リグを設置したことに伴う中国とベトナムの対立はあまり報道されなかったが、現在も続いている。ベトナム政府筋は、掘削リグがさらにベトナム寄りに設置される

ことを懸念している。同筋によれば、このような懸念の背景には、中国もベトナムも、中国の「9段線」が何処に引かれているか正確には分からないからである。中国は、ベトナムに一方的な「消耗戦」を仕掛けている。中国の戦術は、2倍から4倍も小型のベトナム船に衝突することにより、それらに修復を必要とする程の損傷を与えることである。ベトナムの一部専門家は、現在のペースで損傷が続けば、ベトナムには中国の掘削リグ周辺に送り込める十分な船舶がなくなると見ている。中国の圧力に対し、ベトナムは、掘削リグを取り巻く中国艦船の外側に継続的に沿岸警備隊の巡視船を送り込み、中国側に対してベトナム水域から撤退するよう呼び掛けている。ベトナムは、海軍水上戦闘艦や潜水艦の関係水域への投入を控え、中国側に対し繰り返し対話と呼び掛けている。更に、ベトナムは、高官レベルのホットラインの再開、ベトナム共産党のグエン・フー・チョン書記長の受け入れ要請など、中国側に対し繰り返し働きかけを行っているが、中国側は拒否している。また、ベトナムは、中国に対し新たな法的措置を検討している。

- (2) ベトナムの何名かの政府当局者や安全保障専門家との非公式の意見交換によれば、ベトナムは、将来における中国による同様の侵略的行為を抑止するために、より長期的な戦略を検討している。現在のところベトナム政府の公式に承認された政策になっているわけではないが、議論されている幾つかの政策案には以下のようなものがある。議論されているベトナムの新たな戦略の核心は、ベトナムの EEZ から中国の掘削リグや海軍艦艇を強制排除するために、中国と直接対決することではない。むしろ、ベトナムの戦略家達は、中国が将来、同様の行動に出ることを阻止することを目指している。現時点で、ベトナムは、中国を抑止するために2つの戦略、即ち、アメリカの日本とフィリピンとの同盟関係を梃子とすること、そして武力衝突が生じた場合における「相互確証破壊 (“mutually assured destruction”）」、を考えているようである。ベトナム政府当局者は、中国による誤算を最小限に抑えるために、新しい戦略に基づいて実施されるベトナムの全ての活動は完全な透明性を維持することになるろう、と本稿の筆者に語った。
- (3) ベトナムの新しい戦略の主たる狙いは、中国と対決することではなく、中国が現状維持を受け入れるか、あるいは事態をエスカレートさせるかの選択を迫られるような状況を作ることによって、中国を抑止することである。ベトナム軍がアメリカの2つの同盟国と平和目的の演習を行っているような状況下では、事態のエスカレートは、中国にとってリスクが大きであろう。掘削リグを巡る危機が起こる前に、ベトナムは、日米両国に対して、3国間戦略対話を提案したことがある。その時には日本は慎重な対応を示したようであるが、この提案はまだ生きている。現在の状況下で、3国間の戦略的合意ができれば、中国を抑止するための多国間の戦略的枠組を検討する場となり得よう。ベトナムは、日本とフィリピンに対して、沿岸警備隊と海軍を含む海洋戦力の交流強化と呼び掛けている。ベトナムは、南シナ海における合同訓練や合同哨戒活動を希望しているようである。このような活動は、現在の紛争海域からは遠く離れた海域で行われることになるろうが、公海や中国の9段線を跨いだベトナムの EEZ 内でも実施できよう。
- (4) ベトナムは、アメリカへの働きかけも検討している。提案の1つは、両国の沿岸警備隊間の協力協定を結ぶことである。これによって、米沿岸警備隊は、合同訓練のためにベトナムの管轄海域に展開できるし、また相互の艦船へのオブザーバーの派遣もできよう。ベトナムは最近、「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」に参加した。これによって、アメリカは、ベトナムの海洋監視能力の強化を支援できることになるろう。アメリカは、フィリピンとの最近の協定に基づいて同国に派遣される米海軍の非武装海洋監視機を、随時ベトナムに派遣し、合同訓練を行う

こともできるであろう。ベトナムの政府当局者や専門家は、中国が毎年5月から8月にかけて、南シナ海において、威嚇的な海軍力の示威行動を実施すると見ている。日米両国は、このような機会を捉えて、中国海軍艦艇の到着の直前から、5月から8月までの全期間を通じて、ベトナム側との一連の断続的な海軍合同演習や海洋哨戒飛行を実施することもできる。これらの活動の詳細は、中国を含む全ての域内諸国に対して完全な透明性を維持すべきである。ベトナムのこのような間接戦略は、領有権紛争の解決手段としての武力による威嚇とその行使に反対するという政策を、アメリカが自ら実際に誇示して見せる機会となろう。この間接戦略は、アメリカが中国と直接対決することを求めている。この戦略は、アメリカの同盟国であるフィリピンや日本あるいは米軍と合同演習を実施している、ベトナムの艦艇や航空機を攻撃するリスクを冒すかどうかの判断を、中国側に負わせるものである。

- (5) ベトナムのもう1つの戦略は、「相互確証破壊」である。この戦略は、中国との関係が戦争の瀬戸際にまで悪化した場合に初めて発動される。ベトナムの戦略家によれば、この戦略の狙いは、中国を打ち負かすことではなく、ロイズの保険料が急上昇したり、外国の投資家がパニックになり逃げ出したりするような、十分な損害を与え、心理的不安感を高めるような状況を作ることである。武力紛争が生じた場合、ベトナムはこの戦略に基づいて、南シナ海の最南部を航行する中国籍船の商船、タンカーそしてコンテナ船を優先的に攻撃する。ベトナムは現在、海南島や永興島の中国海軍基地を射程内に収める沿岸配備の弾道ミサイルを保有している。また、ベトナムの一部戦略家は、ベトナムは上海や香港をも攻撃できる大量の弾道ミサイルを早急に獲得すべきである、と論じている。武力紛争が生じた場合、これらの船舶や都市が破壊されれば、中国の経済は大混乱となろう。そしてその影響はグローバルなものとなり、域外の大国が中国の侵略に対抗するために介入することを、ベトナムの戦略家は期待している。
- (6) ベトナムの政府当局者や戦略家は、現在の緊張を中国が南シナ海だけでなく、東シナ海でも支配権を獲得するための長期戦略の一環であると見ている。そして彼らは、透明性を確保し、非侵略的なベトナムの間接戦略の提唱は、日本、フィリピンそしてアメリカに対して、中国の現在の戦略を阻止する手段を提供することになる、と期待している。

記事参照：Vietnam Mulling New Strategies to Deter China

<http://thediplomat.com/2014/05/vietnam-mulling-new-strategies-to-deter-china/>

5月28日「ベトナム、経済関係よりも南シナ海の領有権重視—中国の石油掘削リグ設置を巡る中越紛争」(Bloomberg News, May 28, 2014)

経済・金融情報を配信する米通信社、Bloomberg Newsは、5月28日付け配信の“Vietnam Weighs Sea Rights Against China Business”と題する記事で、中国の石油掘削リグ設置を巡る両国の軋轢について、要旨以下のように報じている。

- (1) ベトナムの指導者は、領有権問題で中国を相手取り国際的な司法の場に提訴するよう求める圧力の高まりに直面しており、最大の貿易相手国との経済関係にひびが入る恐れがある。中国の石油掘削リグ設置を巡る両国の軋轢で、ベトナムの指導者が持ち合わせている数少ない選択肢の1つが法的措置である。但し、ベトナムが国際法廷や国連機関に提訴すれば、隣接する共産主義国同士の経済的結びつきを損ないかねない。在ベトナムの米商工会議所のスティコフ事務局長は、インタビューに対して、法的措置を含めた紛争の過熱化は経済的リスクを生じさせるとし、「中国は、自国の政策を押し進めるためには経済力を活用することを躊躇わない。確か

に、中越両国の政府高官は、これ以上の紛争のエスカレーションをもたらす危険性を認識している。しかしこのままでは、両国ともに経済的なダメージを免れない」と述べた。そしてステイコフ事務局長は、ベトナムと中国は世界のサプライチェーンにおける重要な存在であることから、「緊張の激化によって、中越両国間の物流や生産が妨げられるようなことになれば、世界経済にも影響が及ぶことになるであろう」と指摘している。

- (2) ベトナム株式市場の5月28日午前のVN指数終値は0.3%の上昇であったが、この数値は2014年の最高値を記録した3月24日に比べて8.7%下落している。一方、ベトナム通貨のドンは、5月28日現在、1ドルあたり2万1,145ドンで安定している。ベトナム統計局の発表によれば、中国はベトナムにとって最大の貿易相手国であり、2012年から2013年にかけての両国間の貿易額は502億ドルで、対前年度比22%の伸びを見せている。ベトナムの4月14日付け発表によると、ベトナムと中国は、2015年までに貿易額を600億ドルにすることを目指している。ベトナム統計局によれば、2013年の中国からの輸入額は360億ドルである。ハワイのアジア太平洋安全保障研究センターのヴァーヴィング研究員は電話インタビューで、「ベトナムの指導者は、中国がこれほどまでに強硬な手段に出てくると予想していなかったと見られる。彼らは、中国が経済的な報復措置に出てくることを望んでいない」と語った。
- (3) 中国の習近平国家主席は、1947年の「9段線」地図を基に、南シナ海への海軍力の進出を拡大している。「9段線」で囲まれるエリアは、海南島から数百マイル南方の赤道近くのボルネオ島の海岸線近くまで伸びている。ホーチミン市のベトナム国立大学のレ・ホン・ヒエブ講師は、「ベトナムが中国に対して、何時、どのような法的措置をとるかを決定するのは、まだ先になるかもしれない。もしベトナムが法的措置をとった場合、中国は動揺するであろう」と電話で答えた。また、豪 The University of New South Wales のセイヤー名誉教授は、「ベトナムにとってのもう1つの選択肢は、合同海洋哨戒や監視を始めるために、フィリピンや日本との新たな提携関係を築くことである。そうなれば、中国は、アメリカとの条約による同盟関係にある日本とフィリピンを含む、これら3国の提携による活動への攻撃を躊躇せざるを得ないであろう」と指摘している。シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)のリ・ミンジャン准教授は、ベトナムは国際的な世論戦で勝利したのではないかと見、「これは、ベトナムで発生した暴動の負の後遺症を沈静化させることにつながる。今回のような(掘削リグ周辺海域における船舶の)衝突事故について、中国がどのような主張を展開しようとも、国際社会の世論は、ベトナムにより同情的になるであろう」と語った。

記事参照：Vietnam Weighs Sea Rights Against China Business

http://www.bloomberg.com/news/2014-05-27/vietnam-weighs-sea-rights-against-china-business-southeast-asia.html?utm_source=getresponse&utm_medium=email&utm_campaign=rsis_publications&utm_content=RSIS+Fortnightly+Summary+%28Issue+79%29

6月4日「中国の石油掘削リグの設置、エネルギー戦略から見た中国の意図」(China Brief, June 4, 2014)

カナダのThe Asian Institute at the University of TorontoのJames Manicom研究員は、6月4日付けのWeb誌、China Briefに、“The Energy Context behind China’s Drilling Rig in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、中国がベトナム近海に石油掘削リグ、Haiyang Shiyou 981を

設置した理由を、中国のエネルギー戦略から分析し、要旨以下のように述べている。

- (1) 今回の掘削リグの設置は、南シナ海における領有権を主張する国が一方的に資源開発に踏み出した初めての事例である。今回の掘削リグの設置は、突然の決断ではなく、深海での掘削技術を開発し、実施する、数年にわたる努力の成果である。中国は、**Haiyang Shiyou 981** の設置が可能になった時点で、それを設置したのである。これは、係争海域における中国の資源開発能力を誇示するとともに、ベトナムやその他の領有権主張国と開発事業を進めている国際企業に二の足を踏ませるといふ、2つの究極的な狙いに即した行動である。しかしながら、深海掘削技術の大幅な進展にもかかわらず、中国は依然として、沿岸から遠く離れた海域で天然ガスを生産する能力を持っていない。従って、今回の行動は、エネルギー資源への考慮とともに、戦略的な考慮に大きく動機付けられていることを示唆している。
- (2) 中国は、沖合における掘削技術に相当の投資を行ってきた。国営の中国海洋石油総公司 (CNOOC) は、南シナ海の深海に重点を置き、沖合での生産能力の飛躍的な増加を図っている。CNOOC の全額出資子会社、中海油田服務 (COSL) は 2013 年に、その資本の 62% を新しい掘削リグを取得するために投資した。COSL は、1,500 メートルの深海で掘削可能な半潜没型リグを 2 基建造している。それらの 2 倍以上の掘削能力を持つ **Haiyang Shiyou 981** は、SOCL の保有掘削リグの中で最も強力な掘削リグである。中国船舶工業集团公司 (CSSC) によって建造されたこの掘削リグを、COSL は 2012 年 5 月に 9 億米ドルで購入した。**Haiyang Shiyou 981** は、最初は珠海河口デルタで運用された。掘削能力の改善を図る COSL への投資は、深海石油生産を 2020 年までに日量 10 億バレルとすることを目標とする CNOOC の戦略の産物である。
- (3) CNOOC にとって、南シナ海で深海掘削探査は、将来戦略にとって不可欠である。渤海湾でのガス田開発はピークに達しつつあり、東シナ海での油田開発は日本との海上境界画定問題のために凍結されている。南シナ海における天然ガスの生産は、中国のエネルギー安全保障の目標を 3 つの側面から実現することになる。第 1 に、石炭から他の炭化水素資源に移行することでエネルギー供給源の多様化を図る。第 2 に、国内生産によって、最近ロシアと結んだ天然ガス取引に加えて、天然ガス供給源の多様化につながる。そして第 3 に、アメリカが統制下にあるシーレーンを経由する天然ガス輸入に対する中国の不安を軽減する効果がある。深海掘削能力の強化、CNOOC の利益、そして北京にとっての南シナ海の政治的重要性に鑑み、中国の狙いは、南シナ海の中国の管轄海域でのあらゆる経済活動を北京の条件下で実施することにある。ベトナムが領有権を主張する海域に掘削リグを設置することで、中国は現在、国際的な石油会社が海洋探査を行っている隣接海域での緊張をエスカレートさせている。ベトナムは高度な深海掘削技術を持っておらず、ベトナムで操業する外国企業の政治的なリスクを高めることによって、北京は、自らは係争海域で一方的に探査活動を行いながら、ベトナムの資源探査を妨害することができる。中国はまた、フィリピンが 2011 年に公開入札を決めた **Reed Bank** 周辺海域の **SC 72** 鉱区に対しても、外国の石油会社が入札に参加することに警告を発した。中国の船舶は、当該海域における **Forum Energy** 社の探査活動を妨害した。
- (4) 中国の沖合資源開発には、現実的な制約が存在する。中国は依然、遠海での商業的な石油・天然ガス生産能力には大きな制約要因を抱えている。今回の **Haiyang Shiyou 981** が有望な資源の探査に成功しても、そこでの発見を商業化できるためには、生産された石油・天然ガスを市場まで輸送する能力にかかっている。沿岸までに距離が遠ければ遠いほど、コストが嵩み、また深海にパイプラインを設置する技術的困難もある。最も近くにある中国の天然ガス・パイプ

ライン網は海南島にあるが、深海からこれにアクセスする費用は極めて高いものになる。最も現実性のある市場はベトナムだが、ベトナムは、自国のものと見なす資源を中国から買うことを嫌がるであろう。

- (5) 西側の分析者は、中国が持つ能力の重要性に着目すべきである。中国は今や、係争海域における資源開発能力を大幅に強化している。しかも、前述のような現実的な制約と CNOOC が直面する膨大なコストにもかかわらず、北京は、エネルギー安全保障のためにこのような保険料を支払う用意があるということである。掘削リグ設置のタイミングを巡る戦略的な説明は、より単純な真実を隠している。それは、今回の設置が南シナ海における中国の資源開発計画の一環であったということである。中国に対する強い国際的な批判を理由に、北京がタイミングの判断を誤ったと結論付けることは、北京の南シナ海戦略が地域や国際社会の世論を考慮するという前提からの発想である。逆に、中国の指導者たちは、中国が領有権を主張する海域における資源開発を北京の認可とルールで行うことを保証する、益々増強されつつある海洋能力を梃子に、国際的な非難は比較的少ないコストに過ぎないと判断している可能性がある。

記事参照：The Energy Context behind China's Drilling Rig in the South China Sea

http://www.jamestown.org/programs/chinabrief/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=42468&tx_ttnews%5BbackPid%5D=758&no_cache=1#.U5xD-nmKDIU

6月8日「油田掘削リグ、HYSY 981 を巡るベトナムの挑発と中国の立場—中国外交部」(Ministry of Foreign Affairs, The People's Republic of China, June 8, 2014)

中国外交部は6月8日、“The Operation of the HYSY 981 Drilling Rig: Vietnam's Provocation and China's Position”と題する文書を外交部ウェブサイトに掲載した。

この文書は、「西沙諸島（英語名：Paracel Islands）は中国固有の領土であり、いかなる係争も存在しない。ベトナム側は武装船を含む多数の船舶を出動させ、中国の石油掘削リグ、HYSY 981 の作業に対して不法で強力な妨害を行い、国内の反中デモを黙認した。中国は、ベトナム側の挑発的行動に対して高度の自制を保ってきた。中国は、ベトナム側に、両国関係と南シナ海の平和・安定という大局に立って、緊張を緩和し、静かな海を早急に取り戻すよう忠告する」と強調した上で、要旨次のように述べている。

1. 石油掘削リグ、HYSY 981 の稼働状況

2014年5月2日に中国企業所属の石油掘削リグ、HYSY 981 が、中国の西沙諸島の接続水域内で、石油・天然ガス資源探査のため掘削活動を行った。既に第1段階の作業は完了し、第2段階の作業も5月27日に開始されている。これらの作業海域は、中国の西沙諸島の中建島（英語名：Triton Island）と西沙諸島の領海基線から共に17カイリ、ベトナム本土沿岸からはおよそ133カイリ～156カイリの距離にある。また、中国企業は過去10年間、地震探査、試掘調査を含め当該海域での探査活動を継続してきている。今回のHYSY 981の掘削作業は、通常の探査プロセスの延長線上にあり、完全に中国の主権と管轄権の範囲内の問題である。

2. ベトナム側の妨害

中国側の作業開始後、ベトナム側は直ちに武装船を含む多数の船舶を出動させ、中国側の作業に対して不法で強力な妨害を行い、現場で護衛・安全・防衛任務を遂行中の中国政府公船に衝突したうえ、潜水士など水中特殊作業員を当該海域に派遣し、漁網、浮遊物などの障害物を大量に設置した。6月7日午後5時までに現場のベトナム側船舶は最多で63隻に上り、中国側警戒区への侵入

や中国公船への衝突は延べ1,416回に上る。ベトナム側のこうした行為は、中国側の主権、主権的権利及び管轄権に対する重大な侵害であり、HYSY 981の安全を深刻に脅かし、国連憲章や1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）、更には1988年の「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」や「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」を含む、国際法の深刻な違反であり、当該海域の航行の自由と安全を破壊し、地域の平和と安定を損なった。

また、ベトナム側は、海上で中国側企業の正常な作業に対して不法で強力な妨害を行うのと同時に、国内の反中デモも黙認した。5月中旬、ベトナムの不法者数千人が中国を含む各国の企業に対して暴行・破壊・略奪・放火を行い、現地在留の中国国民4人を残酷に殺害し、300人余りを負傷させ、莫大な物的被害をもたらした。

3. 西沙諸島は中国の領土の一部

- (1) 西沙諸島は中国固有の領土であり、いかなる係争も存在しない。西沙諸島は、中国が最初に発見し、開発し、利用し、そして支配してきた。中国は、既に北宋時代（960-1126）には同諸島への主権を確立し、周辺海域のパトロールのために海軍部隊を派遣している。1909年には、清朝のLi Zhun司令官が広東の海軍部隊を率いて西沙諸島の軍事調査を行い、その際に、永興島（英語名：Woody Island）に国旗を掲揚している。1911年には、中華民国政府が、海南島の管轄下に西沙諸島とその周辺海域を置くことを決定し公表している。第2次世界大戦中、日本が西沙諸島に攻撃を加えて占領した。1945年の日本の降伏後は、一連の国際取極めに従って、中国政府は、1946年11月に西沙諸島の主権継承式典を挙げるために政府高官を乗せた軍艦を派遣し、また主権継承を記念する石碑を建立し、以後、部隊を駐留させてきた。かくして、西沙諸島の主権は、中国政府へと戻ったのである。1959年には、中国政府は、西沙諸島、東沙諸島及び南沙諸島を管轄する事務機構を設立し、1974年1月には、中国軍民が、西沙諸島の珊瑚島（英語名：Shanhu Island）と広金島（英語名：Ganquan Island）から南ベトナムの侵略部隊を追い出し、中国領土と主権を護った。更に、中国政府は、1992年に「中華人民共和国領海および接続水域法（領海法）」を施行した上で、1996年に西沙諸島の領海基線などを公表するなど、西沙諸島戦域に対する主権と領海の範囲を再確認した。2012年には、中国政府は、西沙諸島の永興島に三沙市を設立した。
- (2) 1974年まで、ベトナムの歴代政権は、西沙諸島に対する中国の主権に何ら異議を唱えたことはなかった。ベトナムは古来より、西沙諸島が中国の領土の一部であることを公式に認識していた。この立場は、ベトナム政府の声明や外交文書においても、また、新聞・雑誌、地図あるいは教科書にも反映されていた。1956年に、当時の北ベトナム外務次官が、駐北ベトナム中国代理大使との会談で、「ベトナム側の記録によれば、西沙諸島と南沙諸島は、歴史的に中国の一部である」と言明した。また、会談に同席していた北ベトナム外務省アジア局長代理も、「ベトナム側の記録によれば、歴史的に見て、これら諸島は宋の時代には既に中国の一部であった」と指摘した。1954年9月4日に、中国政府は、自国の領海幅を12カイリとすることを宣言し、その中で「この規定は、西沙諸島…を含む、中華人民共和国の全ての領土に適用される」と明記された。そして9月6日には、ベトナム労働党中央委員会機関紙、*NHANDAN*は、中国の領海に関するこの宣言の全文を第1面に掲載している。1958年9月14日には、北ベトナムのファン・バン・ドン首相は、中国の周恩来総理に口上書を送達し、同書で「ベトナム民主共和国政府は、1958年9月4日に発出された中華人民共和国の領海に関する宣言を確認し、

これを支持する」、「ベトナム民主共和国はこの決定を尊重する」と言明している。また、1965年5月9日には、ベトナム民主共和国政府は、米政府がベトナムにおける米軍の「戦闘区域」を指定したことに対する声明の中で、「ジョンソン米大統領は、ベトナム全域、ベトナム沿岸からほぼ100カイリの周辺海域、及び西沙諸島における中華人民共和国の領海の一部を、米軍の『戦闘区域』に指定した。」と述べている。

1975年5月にベトナム首相府調査・地理局によって出版された、*The World Atlas* では、「西沙諸島」と中国名で記されている。更に、ベトナム教育出版社が1974年に発行した9年生用の地理の教科書には「中華人民共和国」と題する項目があり、そこでは、「南沙諸島及び西沙諸島から、海南島、台湾、澎湖諸島、舟山諸島へと弓型に連なる島々が、中国本土を護る万里の長城を構成している」との記述がある。

しかしながら、ベトナム政府は現在、これまでの自らの言明に背き、中国の西沙諸島に対して領有権を主張している。これは、国際法の原則、「禁反言 (estoppel)」と国際関係の基本的な規範に対する重大な違反である。

記事参照：The Operation of the HYSY 981 Drilling Rig: Vietnam's Provocation and China's Position

http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1163264.shtml

備考：上記記事の末尾には、参考資料として、上記抄訳3項の(1)と(2)で言及した声明、文書等の当該資料のURLが掲載されている。

6月9日「パラセル諸島の主権を巡る40年抗争、主権はベトナムにあり—ベトナム人国際法学者の主張」(RSIS Commentaries, June 9, 2014)

ベトナムのThe International Law Faculty of the Diplomatic Academy of Vietnamの副学部長、Nguyen Thi Lan Anhは、シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)の6月9日付けRSIS Commentariesに、“The Paracels: Forty Years On”と題する論説を発表し、ベトナム人国際法学者としての視点から、ベトナムは1975年の南北ベトナム統一以来、間断なくパラセル諸島(中国名：西沙諸島)の主権を維持しており、今回の中国による石油掘削リグの設置は不当であり国際法にも違反していると指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) パラセル諸島近くの南シナ海で対立が激化して1カ月が経つが、40年前の1974年1月には、同諸島近海は中国と南ベトナムとの戦場だった。中国は、南ベトナムから同諸島の支配権を奪取した際、南ベトナム戦闘艦1隻を撃沈し、4隻に損害を与え、53人のベトナム人を殺害し、16人を負傷させた。この戦闘の結果、中国は初めて、パラセル諸島の支配権を完全に奪取した。
- (2) パラセル諸島に対するベトナムの主権主張は、それまでどの国にも属していなかったパラセル諸島とスプラトリー諸島(中国名：南沙諸島)を、少なくとも17世紀頃から、グエン王朝がこれら諸島を占拠したことに基づいている。西欧列強による植民地支配の拡大の流れの中で、パラセル諸島に対する主権は、当時のベトナムの宗主国であったフランスによって継続的に行使されてきた。その後、1954年のジュネーブ協定によって、同諸島の主権は、フランスから南ベトナムに移ったが、その後、1975年の南北ベトナムの統一によって誕生したベトナム社会主義共和国に継承された。ベトナムは、中国がパラセル諸島で推し進める活動に抗議することによって、パラセル諸島に対する自らの主権を主張してきた。
- (3) ベトナムのパラセル諸島に対する主権主張は確固たる法的根拠に基づいているが、中国は、「議

論の余地のない」主権を有していると主張している。中国は、同諸島に主権争いが存在することを認めず、ベトナムとの2国間協議も拒否している。また、中国は、この主権問題を国際的な司法の場に持ち込むことも拒否している。パラセル諸島を争いのホットスポットに変えた、中国による石油掘削リグ「海洋石油 981 (HD-981)」の設置先は、パラセル諸島に近いベトナムの EEZ や大陸棚に深く食い込んだ場所である。一見すると、この石油掘削リグを巡る議論は、誰がパラセル諸島に対する主権を有しているかという問題に見えるかもしれないが、この問題を詳しく検証すると、これは国連海洋法条約 (UNCLOS) に関わる紛争であることが理解できる。

- (4) HD-981 が設置されているパラセル諸島の Triton 島 (中国名：中建島) は、人間が居住または経済活動が行えない、砂とサンゴ礁で出来た 1.6 平方キロの環礁で、従って、1982 年の UNCLOS の規定に従えば、12 カイリの領海以上の広がりを持たない「岩礁」に過ぎない。例えパラセル諸島の一部の島嶼が EEZ や大陸棚を有しているとしても、次の 2 つの理由から、中国の石油掘削リグの位置は「係争海域」にあるといえる。第 1 に、ベトナムと中国が共にパラセル諸島に対する主権を主張していることから、パラセル諸島に由来する EEZ は係争海域であるということになるからである。第 2 に、中国の石油掘削リグが、パラセル諸島を基線として中国が主張する EEZ 内にあり、同時にベトナム本土を基線とするベトナムの EEZ と大陸棚にあることから、両国の主張が重複する海域にあるからである。従って、中国とベトナムがこの海域の海洋境界線の画定に合意するまでは、石油掘削リグの設置場所は係争海域なのである。海洋の境界線画定に関する慣習に従えば、パラセル諸島の Triton 島やその他の島嶼は、境界線の画定に際して、それらが持つ効果の低減 (“reduced effect”) が考慮されるべきである。何故なら、これら小さな島嶼の海岸線の長さは、ベトナム本土の海岸線よりもはるかに短いからである。中国とベトナムは、過去の海洋境界線の画定に関する交渉では、この慣習に従った。トンキン湾の最北部の海洋境界画定に当たって、両国は、トンキン湾にあるベトナムの Bach Long Vi 島が 2.33 平方キロの面積と常住人口を有するのにも関わらず、この島の効果 (抄訳者注：本来持つ領海、EEZ 幅) を、わずか 25% とすることに合意した。いずれにせよ、パラセル諸島周辺海域には合意によって画定された海洋境界線が存在しないため、この中国の石油掘削リグの位置がベトナムの海岸線よりもパラセル諸島に近いという議論は意味がない。中国の設置したリグは、中国が排他的な権利を行使できない「係争海域」に位置しているのである。
- (5) ベトナムの EEZ 内に所在する天然資源に対する中国の主張の根拠は、パラセル諸島由来の EEZ に対する主張にあるのではない。中国は、南シナ海に引いた「9 段線」内の全ての天然資源に対する権利や管轄権を主張しているのである。「9 段線」地図は根拠となる公文書もなければ、国際法に基づく如何なる法的根拠もないが、中国は、この地図を、同線に囲まれた海域の全ての天然資源—例えそれらが他国の EEZ 内であっても—に対する権利を主張するために使用している。石油や天然ガスが埋蔵されている可能性が高いベトナム沿岸沖の海域は、中国が UNCLOS に基づいて管轄権を主張できるとする海域よりも外側に位置している。であるが故に、中国は、その主張の根拠を「9 段線」地図に置いているのである。そのため、中国は、UNCLOS を無視し、南シナ海の最大 85% を囲い込む「9 段線」地図に基づく主張を展開することに決めたのである。
- (6) HD-981 の設置場所が係争海域にあるということは、非常に重要である。UNCLOS の規定では、中越両国がこの係争海域の境界画定に合意するまでは、両国は、実質的な性質を有する暫定的な取極めを締結するために努力する法的義務がある。また、UNCLOS は、両国が、最終的な合意への到達を危うくしたり、妨げたりする一方的な行動をとることを禁じている。国際

司法裁判所は、両国の主権主張が重複する海域において、当事国の一方が掘削などによる天然資源の開発に乗り出すことは、恒久的な現状変更になり、最終的な境界画定交渉を危うくし、あるいは妨げることになることから、不法であるとの判断を示している。「南シナ海における行動規範 (COC)」を巡る ASEAN の議論の中で、中国は一貫して、1992 年の「南シナ海における関係諸国行動宣言 (DOC)」の完全かつ効果的な履行を主張してきた。しかしながら、今回の中国の一方的な行動は、当事国が紛争を複雑化させたり、エスカレートさせたりすることを自制するという、DOC の規定に対する明確な違反である。国際法に違反した近隣諸国に対する暴力的な行為は、国際社会における責任ある大国の振る舞いではないということを、中国が速やかに自覚することを望んで止まない。

記事参照：The Paracels: Forty Years On

RSIS Commentaries, June 9, 2014

【関連記事 1】

「西沙諸島に対する中国の主権、何故『議論の余地のない』と主張できるのか—中国人専門家論評」(RSIS Commentaries, June 20, 2014)

中国廈門大学の李徳霞 (Li Dexia) 准教授は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 6 月 20 日付 RSIS Commentaries に、“Xisha (Paracel) Islands: Why China’s Sovereignty is ‘Indisputable’” と題する論説を公表し、中国は西沙諸島および南沙諸島に「議論の余地のない」主権を有するとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 6 月 9 日付けの RSIS Commentaries に、The International Law Faculty of the Diplomatic Academy of Vietnam の副学部長を務める Nguyen Thi Lan Anh が “The Paracels : Forty Years On” と題する論説を寄稿し、中国の石油掘削リグ、HD-981 の設置先が、ベトナムも領有権を主張する係争中の海域に位置しているとの主張を行った。しかし実際には、中国は、同諸島周辺一帯に法的にも歴史的にも裏付けられた「議論の余地のない」主権を有している。まず、国際法や慣習法によれば、本土から遠く離れた島の領有権を主張するための主な条件は、最初に有効な占有を開始することである。中国が保有する数多くの歴史的資料に基づけば、遅くとも北宋時代 (960 年—1127 年) までには、中国は西沙 (パラセル) 諸島や南沙 (スプラトリー) 諸島に対する領有権と管轄権を有効的に行使していた。これは、ベトナムが領有権を主張する 17 世紀よりも (ベトナム政府の主張に問題がないと仮定しても)、数百年以上も前のことである。
- (2) 2 つ目の理由は、Nguyen Thi Lan Anh は「西欧列強による植民地支配の拡大の流れの中で、パラセル諸島の領有は、当時のベトナムの宗主国であったフランスによって行われていた」と論じているが、実際には、日本が同諸島を占領してフランスを追い出すまでの 1938 年 7 月 3 日から 1939 年 3 月 1 日までという短期間しか、フランスは同諸島を支配していない点である。しかも、1945 年の日本の降伏後は、カイロ宣言やポツダム宣言によって、同諸島は中国に返還されているのである。それなのに何故、「1954 年のジュネーブ協定によって、同諸島は、フランスから南ベトナムに主権が移った」と言えるのだろうか。
- (3) 3 つ目の理由は、1954 年から 1974 年までの間、ベトナム政府は、公式に西沙諸島と南沙諸島が中国の固有の領土であることを何度も表明している点である。以下は、その中でも特徴的な 3 つの史実である。

- ① 1956年6月15日、ベトナム民主共和国の Ung Van Khiem 外務次官は、中国側に対して「ベトナムが有するデータによれば、西沙諸島および南沙諸島は、歴史的に中国の一部である」と指摘している。また、ベトナム外務省アジア局の Le Loc 局長代理も「歴史的に判断すれば、それらの島々は、既に宋の時代には中国の一部であった」と付言している。
 - ② 1958年9月4日、中国は領海に関する声明を発表したが、その中で、西沙諸島や南沙諸島が中国の領土に含まれることを宣言している。その10日後、ベトナム民主共和国の Pham Van Dong 首相は口上書を周恩来総理に送付し、同親書で「ベトナム民主共和国は、中華人民共和国が1958年9月4日に発出した領海に関する声明の内容を確認し、それを支持する」と述べている。
 - ③ 1965年5月9日、ベトナム民主共和国政府は、米政府がベトナムにおける米軍の「戦闘区域」を指定したことに対する声明の中で、「ベトナムの海岸線及び西沙諸島における中華人民共和国の領海の一部を、米軍の『戦闘区域』に指定した。」と述べている。更に、同声明に加えて、ベトナムの新聞、地図、教科書の記述も、上記の立場を反映したものとなっていた。このように、ベトナム政府は一貫して同諸島が中国の一部であることを公式に認めていたのであるから、いまさら同諸島の主権について争うことは理不尽なのである。しかも、これは、国際法の原則、「禁反言 (estoppel)」(過去の言行と矛盾する主張を禁ずる法原則) と国際関係の基本的な規範に対する重大な違反である。
- (4) 残念なことに、1970年代に入ってから南ベトナムは同諸島を切望し始めた。南ベトナムは、中国の度重なる警告を無視して、1973年に、中建島(英語名: Triton Island)や琛航島(英語名: Duncan Island)に対して複数回の侵略を図った。Nguyen Thi Lan Anh は言及していないが、1974年1月15日から開始された南ベトナムによる軍事的挑発にもかかわらず、1月19日まで中国は反撃しなかった。反撃を開始したのも、南ベトナムの軍人が多くの中国人の漁民を殺害ないし負傷させ、また、南ベトナムの爆撃機や軍艦が琛航島や中国の巡視船を攻撃したからである。
- (5) Nguyen Thi Lan Anh は、中国の石油掘削リグについて「ベトナムの EEZ や大陸棚に深く食い込んだ場所であり、そこはベトナムの島々に近い場所である」と述べている。では、この主張は批判に耐え得るであろうか。筆者(李徳霞)の理解によれば、このリグの位置は、西沙諸島の1つである中建島と西沙諸島の領海基線の両方から17カイリの場所であるが、一方、ベトナム本土の海岸線からは133カイリ~156カイリほど離れている。では、この掘削リグの位置は中国に近いのだろうか、あるいはベトナムに近いのであろうか。確かに、ベトナムは EEZ も大陸棚も有しているが、それは中国も同様である。1982年の国連海洋法条約(UNCLOS)によれば、西沙諸島の1つである永興島(英語名: Woody Island)も、EEZ や大陸棚を有しており、そして、2国間の EEZ が重複する場合には、境界画定交渉を行うことが求められている。それまでは、EEZ の一方的な主張は違法とされる。従って、今回のベトナムの「中国の石油掘削リグがベトナムの EEZ に深く食い込んでいる」という主張は、不適當である。更に、このリグは正確には中建島の接続水域内に位置しているのだが、同島が UNCLOS の規定から見て「岩」だとされても、24カイリまでの領海と接続水域は認められるのである。よって換言すれば、このリグは十分に中国の主権が及ぶ水域内に位置しているということになる。
- (6) ベトナムが西沙諸島や南沙諸島の領有を主張するようにするようになった要因の1つは、1970年代に、同海域に石油や天然ガスといった豊富な海底資源が存在することが明らかになったか

らである。最近の西沙諸島における中国の活動は、ベトナムの心情的に敏感な部分を刺激したことは間違いない。2014年5月以降、ベトナムは、武装した船を含む多数の船舶を、中国側の掘削作業を妨害するために派遣し、中国公船に対して体当たりなどの危害を加えてきた。2014年6月7日午後5時現在、「ベトナムの船舶がピーク時には63隻も蝟集し、中国公船に対して合計で1,416回もの体当たりを仕掛けてきた」と報じられている。しかも、5月中旬のベトナム政府が黙認した反中国デモでは、4人の中国人が殺害され、300人以上の負傷者が出たほか、様々な国の企業が略奪や放火に遭うなどの甚大な被害が生じている。果たしてベトナムは国際社会の場で責任ある役割を演じているのであろうか。

記事参照：Xisha (Paracel) Islands: Why China's Sovereignty is 'Indisputable'

RSIS Commentaries, June 20, 2014

【関連記事2】

「西沙（パラセル）諸島に関する中国側主張への反論—ベトナム人専門家論評」（RSIS Commentaries, June 20, 2014）

ベトナムの The International Law Faculty of the Diplomatic Academy of Vietnam の副学部長、Nguyen Thi Lan Anh は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の6月20日付 RSIS Commentaries に、“Xisha (Paracel) Islands: A Rejoinder” と題する論説を発表し、中国厦門大学の李徳霞（Li Dexia）准教授が、6月20日付 RSIS Commentaries に寄稿した、“Xisha (Paracel) Islands: Why China's Sovereignty is 'Indisputable'” と題する論説に対して、不正確な事実に基づく主張であり正当性に欠けるとして、要旨以下のように反論している。

- (1) 筆者（Nguyen Thi Lan Anh）の論評に対する反論で、李徳霞准教授は、主権の所在の問題へと議論を引き戻し、筆者が中国側の行動の大きな問題点だと指摘した、海洋に関する国際法に関わる問題を無視した。筆者は、李徳霞准教授が国際法に関する幾つかの観点に対して筆者と同じ見方をしていることを嬉しく思うが、李准教授の6月20日付 RSIS Commentaries の論説、“Xisha [Paracel] Islands: Why China's Sovereignty is 'Indisputable'” に対しては、幾つかの点について反論をしなければならない。
- (2) 李准教授は、面積2平方キロでパラセル諸島（西沙諸島）最大の島であり、石油掘削リグ、Haiyang Shiyou 981の現在地と103カイリ離れた場所にある、Woody Island（中国名：永興島）がEEZと大陸棚を有する、と主張している。しかし、私はそれに賛成できない。国連海洋法条約（UNCLOS）や国際法廷での判例は、Woody Islandのように小さく、かつ遠くに離れた島が持つ海洋境界幅に関して、如何なる決定的な判決も示していない。例え、Woody IslandがEEZを有しているとしても、相対する沿岸国との海上境界画定に際しては、このような島が持つ効果（抄訳者注：本来持つ領海、EEZ幅）を低減させるという法的措置が一般化されている。トンキン湾に位置するBach Long Vi島は、ベトナムと中国とのトンキン湾北部の海上境界画定に際して25%の効果しか認められなかった。非現実的なシナリオだが、Woody Islandが50%効果と判定されたとしても、同島から103カイリそしてベトナム本土沿岸から130カイリしか離れていない位置にある中国の掘削リグは、ベトナムのEEZと本土沿岸からの大陸棚の奥深くまで入り込んでいると言える。また、李准教授は、このリグがパラセル諸島のTriton島の接続水域内に位置していると主張している。これは正しい指摘かもしれないが、UNCLOSの規定では、探査目的の掘削を含め、接続水域における天然資源に関する権利は発生しない。

更に、筆者は、「ベトナムによる一方的な EEZ の主張は違法である」との李准教授の指摘には同意できない。パラセル諸島の島嶼が EEZ を有するかどうかは不確かだが、ベトナムは、UNCLOS の規定に基づいて、200 カイリまでの EEZ を主張する権利を有している。これらの結論は、海洋に関する国際法によって純粋に導き出されたものであり、主権の問題とは関係がない。

- (3) 中国に向けられたベトナム人の怒りが、工業地帯での暴力行為を扇動し、複数の中国人労働者や海外の投資家に対する不幸な結果につながったことは事実である。しかし、これらの暴動は、少数の非合法的日和見主義者たちがこの状況を利用して引き起こしたものであり、彼ら犯罪者は逮捕され処罰されている。従って、筆者は、今回の暴動をベトナム政府が庇護したかのような李准教授の主張には同意できない。実際には、ベトナム政府は暴動を即座に押さえ込んだ。ベトナムの首相も、公共の秩序を回復するようにと、政府機関や市民に個別に指示を出している。首相はまた、被害を受けた投資家と面会し、税金の還付や減税、土地使用料の減額などを約束している。筆者は、中国政府が、2012 年の日本政府の尖閣諸島国有化措置以後の反日暴動によって被害を受けた日本の投資家に対して、同様の対応を実施したか疑問である。それに加え、誰がベトナムの漁船に対して放水したり体当たりしたり、暴力的な行動を指揮したりしているのか。世界各国のマスコミ報道は、客観的な事実を既に報じているではないか。ベトナム漁船沈没事故では、周囲にいた仲間のベトナム漁船による救助活動がなかったら、10 人の漁民の生命はなかったであろう。
- (4) 好むと好まざるとにかかわらず、国際法の下で、中国とベトナムの間には、パラセル諸島に関する主権争いが存在している。李准教授は繰り返し「議論の余地のない」という誤った見解を述べているだけでなく、以下のように、幾つかの誤った引用によって「議論の余地のない」という主張を裏付けている。
- ① 第 1 に、フランスは 1933 年以来、長年にわたってパラセル諸島の主権維持のために数多くの活動をしてきたことや世界に向けて領有を公式に宣言していたのである。フランスは第 2 次大戦終結までパラセル諸島を支配していたし、1950 年 10 月 15 日にフランスは公式に、ベトナムに対してパラセル諸島の権利を譲渡したのである。
 - ② 第 2 に、1943 年のカイロ宣言、1945 年のポツダム宣言、1951 年のサンフランシスコ講和条約、そして 1972 年の日中共同声明には、日本が中国に返還しなければならないすべての地域（満州、台湾及び澎湖諸島）が列挙されているが、そこにパラセル諸島とスプラトリー諸島は含まれていないことである。カイロとポツダムの両宣言の起草プロセスに参加した蒋介石政権が、両諸島に関して何ら留保しなかったのは、注目に値する事実である。
 - ③ 第 3 に、サンフランシスコ講和会議において、パラセル諸島とスプラトリー諸島を中国に割譲するように条約の内容を修正するというソ連の提案が、51 カ国中、46 カ国の圧倒的多数によって否決されていることである。その一方で、ベトナムは、サンフランシスコ講和条約への署名国として、Tran Van Huu 首相が、スプラトリー諸島とパラセル諸島に対するベトナムの権利を確認した第 7 回全体会議に参加し、声明を発表しているが、この声明は、他の参加国から批判されることもなく、普遍的な認識として取り扱われた。その後、南ベトナムは、1974 年まで平和裏にパラセル諸島を支配し、維持してきたのである。
 - ④ 第 4 に、1954 年から 1975 年までの間、ベトナムは 1 つの国家ではなかったことである。1954 年のジュネーブ協定によって、ベトナムは北緯 17 度線で南北に分割されたが、パラ

セル諸島とスプラトリー諸島は、ベトナム民主共和国ではなく、ベトナム共和国の管轄下で、支配され続けてきた。ジュネーブ協定の締結国として、中国は、この事実（ベトナム共和国が両諸島の主権を維持していたこと）を十分に認識していたはずである。李准教授は、ベトナム民主共和国の主張に疑義を呈すること気をとられて、この点を見落としている。1976年に南北ベトナムが統一して成立した、ベトナム社会主義共和国は、すぐさまパラセル諸島とスプラトリー諸島に対する主権を継承し、幾多の歴史を経てベトナムの歴代政権が脈々と継承してきた両諸島に対する主権の存在を再確認している。

- ⑤ 最後に、かつての指導者、鄧小平がそうしたのと同じくらい客観的に、現代の中国人も歴史を客観的に見たほうが賢明かもしれない。鄧小平は、1975年にパラセル諸島に関する主権争いの存在を認め、平和的手段での問題解決のためのベトナムとの建設的な協力を約束している。国際法に従うことで初めて、超大国（中国）は、小さな隣国から敬意と信頼の眼差しで見られるのである。

記事参照：Xisha (Paracel) Islands: A Rejoinder
RSIS Commentaries, June 20, 2014

6月25日「西沙諸島の主権に対する中国の立場—中国専門家の見解」(RSIS Commentaries, June 25, 2014)

中国南海研究院海洋経済研究所のLi Jianwei (李建伟) 所長は、シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)の6月25日付けRSIS Commentariesに、“China, Vietnam and the Paracels: Time for a Way Out?”と題する論説を発表し、中越両国はこれまでの紛争を上手く管理してきたが、今回のHYSY981石油掘削リグを巡る長引く紛争は両国関係に有害であり、紛争管理のための外交的英知が求められているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国外交部は6月8日、HYSY981掘削リグに関わる問題についての立場を明確にするために、声明と5つの関連文書を発表した。掘削作業は中国企業による通常の開発プロセスの継続であり、中国の主権と管轄権の完全な範囲内における行為である。西沙諸島の主権に関しては、同諸島を発見し、開発し、利用し、そして管轄権を行使してきたのは、中国が最初である。北宋(960年～1126年)時代までに、中国政府は既に、西沙諸島に対する管轄権を確立していたし、その周辺海域を哨戒するために海軍部隊を派遣していた。1909年には、清朝の広東管区海軍司令官、Li Zhun が率いる軍事査察団が西沙諸島に派遣され、永興島で国旗を掲げて中国の主権を再確認した。中華民国政府は1911年、海南島雅郡の管轄下に西沙諸島とその近海を置くことを決定した。第2次世界大戦中、西沙諸島は日本に占領されていた。戦後、一連の国際文書に従って、中国政府は1946年11月、西沙諸島に高官と軍艦を送り、島々を受け入れるための儀式を行い、移譲を記念するために記念碑を建てた。中国の管轄権は、1949年に成立した中華人民共和国に引き継がれ、中国政府は1959年、西沙、中沙及び南沙諸島を管轄する行政事務所を設置した。
- (2) 石油掘削リグを巡る論議で、ベトナムのファン・バン・ドン首相が1958年に中国の周恩来首相宛に送った外交文書が再び問題となった。同文書においてドン首相は、「ベトナム民主共和国政府は1958年9月4日に行われた、中国の領海に関する中華人民共和国政府の宣言を認め、それを支持する」と述べ、「ベトナム民主共和国はこの決定を尊重する」と明記した。ここでいう「決定」とは1958年9月4日に発表された中国の宣言で、「中華人民共和国の領海の幅

は12カイリである」とし、「この規定は、西沙諸島を含む中華人民共和国のすべての領海に適用される」と記述されている。ベトナム側がドン首相の外交文書の重要性を最小限に抑えようと努力し、この文書が西沙諸島におけるベトナムの主権の主張を弱めるものではないことを説明したい気持ちは理解できる。しかし、ドン首相が1977年に中国の当時の李先念副首相との会談で同文書を自ら説明したという事実は、ドン首相の文書を撤回したいとするベトナムの現在の努力を弱めるものである。ドン首相は会談で、「周恩来首相宛の私の文書をどのように理解しているか」と尋ね、「当時の歴史的な文脈、即ち、我々が何よりも米帝国主義との戦い優先しなければならない戦争に時代であった、という文脈で理解しなければならない」と述べている。ドン首相は南沙諸島や西沙諸島の主権に対する自身の声明がもたらす影響を認識し、中国に歴史的な文脈から同問題を理解するように要請したのは明らかである。しかしながら、この主張は、国際法の原則、「禁反言 (estoppel)」（過去の言行と矛盾する主張を禁ずる法原則）に反している。特定の紛争において、一方がある時点で紛争地域に対する相手国の主権を暗黙に了解したり承認したりした場合、こうした承認や了解は法的効力を持つことになる。その結果、相手国の主権を了解したり承認したりした当事国は、当該領土に対する相手国の主権を否定することはできないし、相手の権利を尊重しなければならない。しかも、ファン・バン・ドンがベトナムの統一から1986年まで統一ベトナムの首相を務めたという事実は、この問題をめぐるベトナムの主張を一層弱めるものである。

- (3) ベトナムの The International Law Faculty of the Diplomatic Academy of Vietnam の副学部長、Nguyen Thi Lan Anh は、6月9日付け RSIS Commentaries に、“The Paracels : Forty Years On” と題する論説を公表している。筆者 (Nguyen Thi Lan Anh) は、海洋境界画定の成功事例として、2000年に締結された中国とベトナムの間のトンキン湾における境界画定を取り上げている。Anh 博士は、トンキン湾で適用された原則がベトナムの海岸と西沙諸島の間における海域にも適用されるべきだと主張する。確かにトンキン湾の事例は、両国の交渉担当者が国連海洋法条約 (UNCLOS) を含む国際法の原則に従い、両国が受け入れることができる衡平な解決に到達した。トンキン湾の海洋境界は中国にとって初めての海洋境界画定であり、中国とベトナムとの間で画定された初めての海洋境界でもある。これは、南シナ海の他の海域における将来の交渉にも影響を及ぼすことになろう。中国は、西沙諸島とベトナム本土沿岸との海域の画定が未定であり、両国とも UNCLOS に基づいて EEZ や大陸棚を主張する権利を保持していることを認識している。しかしながら、中国は、掘削リグが設置されている西沙諸島の Triton 島 (中国名 : 中建島) 周辺海域が海洋境界画定に適用される如何なる原則から見ても、ベトナムの EEZ や大陸棚含まれない見解を堅持している。距離と位置は重要でない。両国が直接交渉すべきであるとの提案は、建設的で肯定的である。中国は、ベトナムの海岸線と西沙諸島の間海域における海洋境界画定に関して、ベトナムとの直接交渉を受け入れるであろう。衡平な解決へ到達することは、両国関係の強化と深化に貢献する。これはまた、南シナ海における平和と安定にも重要な貢献となるであろう。

記事参照 : China, Vietnam and the Paracels: Time for a Way Out?

RSIS Commentaries, June 25, 2014

4. 海運・造船・港湾

4月10日「クリミアの造船業、造船企業発展計画に—専門家」(ИТАР-ТАСС, April 10, 2014)

4月10日、サンクトペテルブルクで開催された「ロシア造船フォーラム」で、造船・船舶修理技術センター(Центр технологии судостроения и судоремонта)のチーフエンジニアは、「クリミアの主な造船所は高い生産能力を有しており、再建後は、アゾフ海・黒海エリアの造船企業発展計画の下で有効に活用される可能性がある」との見解を述べた。また、「わが社はかつて、クリミアの工場再建に加わっており、その再建事業の資料所有者である。そのため、クリミアの造船所に関して必要な調査を行う際は、それらが再建プロジェクト設計資料となり得る」と指摘した。チーフエンジニアは、セバストーポリ造船所(Севастопольский морской завод)は今後、船舶修理に特化すべきで、さらにその後、地域の船舶修理発展枠組みのネットワークに加わるべきとの考えを述べ、また、(セバストーポリから150kmの)フェオドーシヤの造船会社、海(Mope)についても言及し、水中翼客船の建造に豊富な経験を蓄積しており、高速船の建造に関しては、将来性のある産業計画の優先分野となる可能性があるとの見通しを示した。

セバストーポリ造船工場は、2013年に創立230周年を迎えた。工場は、大型フローティングクレーンの製造と修理を専門としていた。海社においては、巡視船や、*Pomornik*型エアクッション揚陸艦の建造を行っていた。

記事参照：Эксперт: судостроение Крыма войдет в программу развития предприятий отрасли

<http://itar-tass.com/spb-news/1111276>

4月14日「JMU、郵船向け新型コンテナ船8隻建造」(gCaptain, April 14, 2014、日本郵船ニュースリリース、2014年4月14日)

ジャパンマリンユナイテッド(JMU)は4月14日、日本郵船向けの新型コンテナ船8隻の建造を受注した。日本郵船のニュースリリースによれば、JMU 呉事業所で建造予定の1万4,000TEUコンテナ船8隻を定期用船する。これら8隻は、2016年2月から2018年1月までに順次就航予定である。これら8隻は、現在香港の東方海外貨櫃航運公司(OOCL)から用船している1万3,000TEUコンテナ船4隻と既存船を代替し、アジア・欧州航路に投入される予定という。

記事参照：JMU to Build Eight 14,000 TEU Containerships for NYK

<http://gcaptain.com/jmu-build-eight-14000-teu-containerships-nyk/>

<http://www.nyk.com/release/3131/003252.html>

4月21日「ロシア最大手船社、砕氷補給船建造、サハリンに配備」(MarineLog.com, April 21, 2014)

フィンランドのArctech Helsinki造船所は4月21日、ロシア最大手船社、Sovcomflotから砕氷補給船の建造を受注した。総額は約1億ユーロである。新造補給船は、極東サハリン沖合にあるSakhalin Energy Investment Company Ltd. (SEIC)の石油・天然ガス掘削リグへのプラットホーム補給船として使用される。契約によれば、直ちに建造が開始され、2016年6月に引き渡される。新造船は、Arctech Helsinki造船所が2012年と2013年にSovcomflotに引き渡した、2隻の他多目的砕氷補給船、MV Vitus BeringとMV Aleksey Chirikovの改良型となる。新造船は、全長100メートル、全

幅 21 メートル、最大摂氏零下 35 度までの環境下で活動が可能で、砕氷能力は 1.5 メートルである。更に、緊急救難設備、消火装備、石油漏洩対処装備を備え、ヘリの離発着も可能である。新造船の主任務は、陸上基地から沖合の掘削リグまでの補給任務で、年間を通じて補給品を安全に輸送できる。

記事参照 : Arctech Helsinki books support vessel order from Sovcomflot

http://www.marinelog.com/index.php?option=com_k2&view=item&id=6589:arctech-helsinki-books-support-vessel-order-from-sovcomflot&Itemid=222

Image:http://www.marinelog.com/index.php?option=com_k2&view=item&id=6589:arctech-helsinki-books-support-vessel-order-from-sovcomflot&Itemid=222

5 月 17 日「サイゴン港、5 万トン級船舶接岸可能に」(VietNamNet Bridge, May 18, 2014)

ベトナムのホーチミンシティは 5 月 17 日、Soai Rap 河口を浚渫する、Soai Rap Estuary Dredging Project の進展によって、これまで最大の 5 万 4,000 トン級の船舶がサイゴン中央ターミナル港に接岸可能になったことを歓迎した。プロジェクトの責任者、リー・ホアン・ミンによれば、河口の浚渫は現在まで、深さが 9.5 メートルに達し、航行可能帯の幅が 120 メートルから 160 メートルに広がった。また、航行支援装備やブイの設置なども完了し、最大 5 万 4,020 トンまでの船舶がサイゴン中央ターミナル港に安全に接岸できるようになった。これによって、船舶は、河口から 2 時間半で接岸が可能となり、従来の Long Tau 河口経由に比較して、5 万トン級の船舶で年間 50 万米ドルの経費節減になると見積もられている。更に、Soai Rap 河口経由では、夜間における船舶の長さ規制がなくなる。この浚渫プロジェクトは、Soai Rap 河口を長さ 54 キロ、面積 1,308 ヘクタールにわたって浚渫することを目的に、2012 年後半に着手された。

記事参照 : Saigon Port welcomes largest-ever cargo ship

<http://english.vietnamnet.vn/fms/business/102583/saigon-port-welcomes-largest-ever-cargo-ship.html>

6 月 10 日「パナマ運河新閘門、2016 年 1 月から運用可能に」(gCaptain, Reuters, June 11, 2014)

パナマ運河庁長官が 6 月 10 日に語ったところによれば、パナマ運河の新閘門が 2016 年 1 月から運用が可能になる。それによれば、現在工事は 75~76%完了しているが、未だ幾つか重要な工事が残っている。運河拡張工事は当初、2014 年末までに完了する予定であったが、建設コストの超過などで何度か延期されてきた。

記事参照 : Panama Canal Chief Says New Locks Working by January 2016

<http://gcaptain.com/panama-canal-chief-says-new-locks-working-by-january-2016/>

6 月 12 日「最新の半潜没式重量物運搬用 RoRo 船就航へ、オランダの船社」(gCaptain, June 12, 2014)

オランダの重量物運搬船社、RollDock B.V.はこのほど、ドイツの Flensburger-Schiffbau-Gesellschaft (FSG) から、最新の半潜没式重量物運搬用 RoRo 船、MV *Rolldock Storm* を引き渡された。MV *Rolldock Storm* は、全長 151.5 メートルの ST クラスとして知られる、Lift on / Lift off、Roll on / Roll off 及び Float in / Float out の 3 つの機能を備えた、多機能特殊建造物運搬船で、同シリーズの 2 隻目である。該船は、2014 年 1 月に就航した 1 隻目の MV *Rolldock Star* と同様に、つり上げ荷重 350 トンの Liebherr heavy lift クレーン 2 基、高さ調整可能な RoRo ランプを備え、最大 4,000 トンの搭載が可能である。該船はま

た、最大 8,000 トンまでの浚渫船、潜水艦及び各種海軍艦艇を運搬可能な半潜没式運搬能力を備えている。MV *Rolldock Star* は既に、アムステルダムからジブラルタルまで浮体式パビリオンを、フォス（スペイン）からボルドーまで河川遊覧船を、カーリーニングラードからベトナムまで潜水艦（*Kilo* 級潜水艦）をそれぞれ運搬している。

記事参照：RollDock Takes Delivery of Interesting New Semi-Submersible Heavy Lift Ro-Ro

<http://gcaptain.com/rolldock-takes-delivery-of-rolldock-storm/>

Photo: MV Rolldock Storm

<http://gcaptain.com/wp-content/uploads/2014/06/unnamed-1.jpg>

<http://gcaptain.com/wp-content/uploads/2014/06/st-class-II.png>

5. 海洋資源・エネルギー・環境・その他

4月29日「中国、西太平洋の海底鉱物資源探査へ」(China Daily, April 30, 2014)

中国は4月29日に北京で、国際海底機構（The International Seabed Authority: ISA）との間で、新たな海底鉱物資源探査契約を締結した。ISA と中国海洋鉱物資源開発協会（The China Ocean Mineral Resources Research and Development Association: COMRA）との間で締結された15年契約によって、中国は、西太平洋における3,000平方キロの海底で「富コバルト鉄マンガンクラスト（cobalt-rich ferromanganese crust）」の排他的探査権を取得した。契約によれば、中国は最初の10年間、この内、2,000平方キロについて権利を行使しない。ISA はこれまで26の探査申請を受理しており、この内、19の申請が承認されている。中国は今回の契約によって、3種の海底鉱物資源、「マンガン団塊（polymetallic nodule）」、「多金属硫化物（polymetallic sulfide）」及び「富コバルト鉄マンガンクラスト」の全ての探査権を取得した、初めての国となった。中国は深海底探査では後発国だが、2001年には北東太平洋における「マンガン団塊」の探査権を、2011年には南西インド洋における「多金属硫化物」の探査権を、そして今回、西太平洋における「富コバルト鉄マンガンクラスト」の探査権を取得した。2001年の契約は、2016年に期限切れとなるが、中国は依然、深海底鉱物資源の開発に当たって技術的困難に直面している。

記事参照：Country gets OK to mine ocean floor

http://www.chinadaily.com.cn/china/2014-04/30/content_17475337.htm

5月13日「米海軍、1ペニーで退役空母解撤へ」(Marine Log, May 13, 2014)

米海軍は、1994年9月30日に退役した空母、USS *Saratoga* (CV 60) を解撤し、リサイクルする経費として、メキシコ湾に面したテキサス州ブラウンズヴィルの ESCO Marine に1ペニーを支払う。この契約は ESCO Marine の提案によるもので、同社は解撤によって出るスクラップ金属の売却によってペイすると見積もっている。海軍によれば、これは売却契約ではなく、これまでの最低価格の調達契約で、USS *Saratoga* の（ロードアイランド州ニューポートからの）曳航、解撤経費として ESCO Marine に支払うが、解撤中の所有権は海軍に属する。一方、同社は、スクラップ金属の所有権を有し、これを売却することで経費を賄う。3隻の退役空母の解撤に関する契約はこれが2つ目で、最初の契約はブラウンズヴィルの All Star Metals との間で、USS *Forrestal* (AVT 59) の曳航、解

撤契約が2013年10月22日に締結された。3つ目の契約は、USS *Constellation* (CV 64) の曳航、解撤について、ブラウンズヴィルの International Shipbreaking Ltd. との間で交わされることになっているが、同社施設のセキュリティー・クリアランスが得られるまでペンディングになっている。

記事参照：ESCO Marine to recycle former USS Saratoga

http://www.marinelog.com/index.php?option=com_k2&view=item&id=6696:esco-marine-to-recycle-former-uss-saratoga&Itemid=231

6月21日「中国の石油掘削リグ、南シナ海での稼働状況」(Taipei Times, June 21, 2014)

台湾紙、*Taipei Times* が6月21日付けで中国海事局 (MSA) の Web サイトに掲載された情報として報じるによれば、中国は現在、ベトナムとの紛争の火種となった石油掘削リグ、HYSY981 以外に、更に4基の掘削リグを南シナ海で稼働させている。それによれば、掘削リグ、Nanhai No. 2 と No. 5 は広東省と台湾が占拠する東沙諸島間の海域にあり、No. 4 は更に中国本土沿岸に近い海域にある。台湾は、東沙諸島周辺海域に EEZ を主張しているが、掘削リグの設置にはコメントしていない。そして4基目の Nanhai No. 9 は6月20日に、ベトナムの EEZ のすぐ外側の海南島に近い海域に曳航された。その最終的な位置は、北緯17度14分1秒、東経109度31分という。これらの掘削リグは、中国海洋石油総公司 (CNOOC) の子会社、中海油田服務 (COSL) が運用しており、3基が深海掘削用、1基が浅海用のジャッキアップ・リグである。

記事参照：Beijing sends four oil rigs to disputed South China Sea

<http://www.taipeitimes.com/News/front/archives/2014/06/21/2003593281>

6月30日「タイ湾での石油生産、促進—シンガポールの石油開発会社」(RIGZONE, KrisEnergy Ltd., Press Release, June 30, 2014)

シンガポールの石油産業上流部門、KrisEnergy Ltd. は6月30日、タイ湾での石油開発鉦区、G10/48 の Wassana 油田開発への最終投資を承認した、と発表した。生産開始は、2015年下半期からと予測されている。同油田の開発計画は、移動式生産設備 (MOPU、ジャッキアップ・リグを利用した石油・ガス生産用プラットフォーム) 1基と12~14本の開発井、及び浮体式貯蔵積出設備 (FSO) からなる。これらは、水深65メートルまでの海域での開發生産に適した設備で、日量2万バレルまでの処理能力を持つ。KrisEnergy Ltd. は、G10/48 鉦区に100%の権利を持っている。この鉦区は、Pattani Basin の南部を占める面積、4,696平方キロで、最大水深は60メートルである。この鉦区には、既に発見され、それぞれ異なった開発、評価段階にある3つの油田、Wassana、Niramai 及び Mayura がある。Wassana 油田は、日量、最大1万バレルに達すると見込まれている。

記事参照：KrisEnergy Proceeds With Wassana Oil Field Development in Gulf of Thailand

http://www.rigzone.com/news/oil_gas/a/133794/KrisEnergy_Proceeds_With_Wassana_Oil_Field_Development_in_Gulf_of_Thailand

Map: KrisEnergy's Gulf of Thailand assets

http://images.energy365dino.co.uk/standard/148588_5c17e786a3984f84bb20.jpg

6月30日「海上でのコンテナ消失個数—WSC 推測」(gCaptain, June 30, 2014)

世界海運評議会 (The World Shipping Council: WSC) は2011年に、世界のコンテナ船の90%を運航する加盟船社に対して、海上での消失コンテナ個数について、2008年から2010年までの3年間

について調査したが、2014年に再び、2011年から2013年までについて調査した。それによれば、WSCは、2008年から2013年までの6年間に、年平均546個のコンテナが海上で失われたと推測している。これに沈没や座礁などの重大事故による消失個数を加えれば、6年間で年平均1,679個となる。WSCは、2011年の調査結果に基づいて、2008年から2010年までの3年間の年平均消失個数を約350個と推測しており、これに重大事故による消失を加えれば、3年間の年平均消失個数は約675個となる。WSCは、2014年の調査結果に基づいて、2011年から2013年までの3年間の年平均消失個数を約733個と推測しており、これに重大事故による消失を加えれば、3年間の年平均消失個数は約2,683個となる。WSCによれば、これは2件の重大事故、即ち、2013年6月にインド洋でMV *MOL Comfort**が破断・沈没し、積載していた4,293個のコンテナが失われた事故、2012年10月にニュージーランド沖でMV *Rena***が座礁し、約900個のコンテナが失われた事故によるものである。

記事参照：How Many Shipping Containers Are Really Lost At Sea?

<http://gcaptain.com/how-many-shipping-containers-lost-at-sea/>

See also: Survey Results for Containers Lost At Sea – 2014 Update

http://www.worldshipping.org/industry-issues/safety/Containers_Lost_at_Sea_-_2014_Update_Final_for_Dist.pdf

備考*：MOL Comfort 海難事故情報

http://www.moljapan.co.jp/news_comfort/comfort.shtml

備考**：MV *Rena* Grounding

<http://gcaptain.com/incident-photos-week-rena/>

6. 北極海関連事象

6-1 主要事象

4月4日「北極海の大陸棚延長申請、2015年春にも—ロシア」(RIA Новости, April 4, 2014)

このほど、ロシア天然資源環境相は、プーチン大統領との会談で、2014年秋にも北極海の大陸棚限界延長に関する申請の最終準備が整い、おそらく2015年春の国連大陸棚限界委員会で提出となる旨伝えた。

ロシアは2001年から、ロモノソフ海嶺やメンデレーエフ海嶺を含む、化石燃料の豊富な大陸棚に対する(権利を)主張しているが、提出したデータが不十分であるとして、申請は一旦退けられている。研究者らによって、これらの海嶺がロシアの大陸棚の延長であることが立証できれば、燃料にして50億トンにおよぶ(天然資源環境省の資料による)、資源開発の優先権がロシアにもたらされることになる。

天然資源環境相によれば、「2014年夏に、あと1つ調査が予定されている。秋には申請の最終作業を行う計画で、これを終われば提出の準備が整う」のだという。正式な申請時期については、「2015年春の提出が望ましい」としている。

記事参照：Заявка на расширение границ шельфа РФ в Арктике будет готова осенью

<http://ria.ru/economy/20140404/1002502831.html>

4月6日「フィンランド、北方航路への接続に期待」(The Maritime Executive, April 6, 2014)

米カリフォルニア大学地理学博士課程のMia Bennettは、フィンランドに拠点を置く、The Arctic Corridorプロジェクトを率いる、Timo Lohiにインタビューを行い、それを踏まえて、フィンランドの北極圏への期待について、要旨以下のように述べている。

- (1) The Arctic Corridorは、輸送路と資源開発地域であるとともに、国境を超えた新たな経済圏と見なされている。The Arctic Corridorプロジェクトは、北ラップランドのRovaniemi市とThe Regional Council of Laplandが出資して、5年程前に始まった。このプロジェクトは、北極海域の資源開発と北方航路(NSR)の発展可能性を見込んで発足した。Lohiは、「新しい輸送ルートによりフィンランド、ノルウェーそしてヨーロッパが繋がることを期待している。輸送距離の短縮は、企業としてビジネスチャンスである」と語った。フィンランドの企業をNSRに接続させるために、フィンランドのRovaniemiとノルウェーのKirkenesの間を結ぶ鉄道建設構想が、このプロジェクトの重要部分となっている。このプロジェクトは、特に北部フィンランドでの鉱山企業の発展を視野に入れている。
- (2) The Arctic Corridorはまた、ヨーロッパ市場を北極圏に接続するためのプロジェクトでもある。KirkenesからRovaniemiまでの鉄道は、フィンランドの全鉄道網に繋がり、そしてバルト海域とその先の地域までの接続が可能になる。それ以上に重要なことは、The Arctic Corridorがノルウェー沿岸域を経由して、フィンランドを北極海に結びつけるキーウェーとなることである。もしフィンランドが鉄道によって北極海に繋がれば、北部フィンランドの資源輸出の可能性が大きく開かれるであろう。北フィンランドの地方自治体がThe Arctic Corridorプロジェクトに出資している所以である。

- (3) The Arctic Corridor プロジェクトは、まだ予備的段階だが、北極海の輸送路としての可能性を活用しようとする、北極海に直接接していない国々の存在をも視野に入れている。このプロジェクトは、北極経済圏を、中国、韓国及び日本のような、“near-Arctic” 地域、そして “Nordic near-abroad” 地域といわれるエストニア、ラトビア及びリトアニアのバルト諸国にまで拡大していく可能性を開くものである。2014 年後半に予定されている、リトアニアの Klaipeda の新しい LNG ターミナルの開業と相まって、The Arctic Corridor プロジェクトはまた、バルト海諸国の天然資源の供給源を、ロシア以外に多様化することにもなる。
- (4) The Arctic Corridor プロジェクトの今後の目標の 1 つは、ノルウェーとの緊密な協力関係を築き、このプロジェクトにノルウェーを深く参画させることである。そのため、プロジェクトチームが北部ノルウェーの主要都市を訪問する予定である。アジア諸国では、韓国と中国が大きな関心を示している。一方、ロシアとは多くの協力を行っていないが、将来的には、シベリア横断鉄道との接続の可能性に関心を持っている。鉄道建設のための現地での準備作業は 2016 年から始まり、3 年から 4 年の期間を見込んでいる。

記事参照：Finland Wants More Arctic Action

<http://www.maritime-executive.com/article/Finland-Wants-More-Arctic-Action-2014-04-06/>

Map: The Arctic Corridor project

<http://www.maritime-executive.com/article/Finland-Wants-More-Arctic-Action-2014-04-06/>

4 月 7 日「時間と距離が課題—北極海の搜索救難活動」(Alaska Dispatch, April 7, 2014)

北極海では、各国の搜索救難 (SAR) 活動はどのように調整され、遂行されるのか。4 月 7 日付けの米紙、*Alaska Dispatch* は、“The tyranny of time and distance in Arctic SAR” と題する記事で、要旨以下のように報じている。

- (1) 北極評議会にて採択された SAR 条約*に列挙された、北極海域の主な合同救難調整センター (joint rescue coordination center)、海上救難調整センター (maritime rescue coordination center)、そして航空救難調整センター (aeronautical rescue coordination center) は、沿岸諸国の以下の各地に設置されている。
- a. カナダ：JRCC Trenton
 - b. デンマーク：MRCC Grønneal, RCC Søndrestrom/Kangerlussuaq (以上、グリーンランド)、MRCC Torshavn (フェロー諸島)、MRCC Nuuk (グリーンランド、SAR 条約には記載されていない)
 - c. フィンランド：MRCC Turku、ARCC Finland
 - d. アイスランド：JRCC Reykjavik
 - e. ノルウェー：Joint Rescue Coordination Center Bodø
 - f. ロシア：State Maritime Rescue Coordination Center、The Main Aviation Coordination Center for Search and Rescue、他に SAR 条約には記載されていないが、北極海域に特化した特殊センターが Murmansk、Tiksi、Pevek 及び Dikson にある
 - g. スウェーデン：JRCC Gothenburg
 - h. アメリカ：JRCC Juneau、ARCC Elmendorf (以上アラスカ)

- (2) これらの救難調整センターは、実際の救難活動よりも、むしろ相互連絡と調整機能を果たしている。マレーシア航空機、MH370 のケースのように、一時的な RCC は、事故現場の近くに設置される。オーストラリアの主要救難調整センターは首都キャンベラに位置しており、そのため飛行機が墜落したと見られる海域に近いパースに調整センターが開設された。パースは、地球上で最も孤立した大都市の1つだが、多くのインフラが整備された都市である。厳しい気象条件と孤立した地理環境下の北極海域で、同様の救難調整センターを想定することは難しい。
- (3) 北極海域では SAR は、SAR アセットをどれだけ投入できるかにかかっている。これらのアセットが事故現場の近くにあればある程、良い。アジアと北米間の北極海横断飛行ルートは、ルートの大部分が北極海沿岸のアメリカ、カナダ及びロシアの領空を通過する。しかしながら、この地域で展開できる SAR アセットの大部分は、北部ノルウェー、スウェーデン、フィンランド及びロシアのコラ半島にある。これらの地域は、北極圏において最も人口密度の高い地域であり、飛行場、港湾及び道路などのインフラが整備されている。最も懸念される問題は、カナダ空軍が北極海域での災害に対応するためには、北極海域まで航空機で数時間を要する、ブリティッシュコロンビア州の Trenton 基地や Comox 基地から発進しなければならないことである。カナダの National Defense Centre for Operational Research and Analysis の研究によれば、極北地域での航空災害に対応するためのハブとして最適の場所は、Yellowknife と Iqaluit (バフィン島) という。これらの場所には既に飛行場があり、カナダの主要 RCC が設置されている Trenton 基地より遥かに北極海域に近い。この研究によれば、Yellowknife は対応時間の面で効果的であり、Iqaluit は費用対効果の面で適した場所である。人口稀少で広大なカナダの北極圏には整備された主要なインフラがないことから、新しい航空災害救難用の SAR 施設の開設は当面期待できない。一方、ロシアは最近、ロシア極東地域の Magadan に6個目の航空 SAR センターを開設した。
- (4) アラスカ RCC 所長のウェスターランド中佐は、北極海域における SAR では時間と距離を克服することが課題である、と指摘している。数百マイル離れた地域のアセットより、北極海域における極地 SAR 能力への投資がこうした課題を軽減させることになるが、膨大な費用がかかる。この際、留意すべきは、対応時間が核心的問題であるとしても、SAR アセットは必ずしも現場近くになくても良いということである。例えば、韓国と日本は、マレーシア航空機、MH370 の事故と何の関係もなく、しかも搜索拠点となったパースとは 5000 マイルも離れており、実際、マダガスカルの方が両国より現場に近い。しかし、日韓両国は、航空機搜索のための長距離の検索、レーダー及び通信能力を備えた航空機を派遣できる能力を持っている。マダガスカルやアフリカ東岸の諸国は、このような能力を持っていない。北極海域でも特にベーリング海で事故が発生した場合、砕氷船を保有する日本、韓国あるいは中国は、SAR 作業への支援を提供することができるであろう。SAR は、各国が自国のパワーの投射能力や軍事能力を寛大な方法で発揮することを可能にする。このような人道的な支援により、各国はソフトパワーの強化を図ることもできる。従って、SAR は費用がかかるが、各国は、自国から遠く離れた遠隔地における災害に対しても人道的支援を行おうとするのである。

記事参照：The tyranny of time and distance in Arctic SAR

<http://www.alaskadispatch.com/article/20140407/tyranny-time-and-distance-arctic-sar>

Note*: The Arctic Council's SAR Treaty

<http://www.ifrc.org/docs/idrl/N813EN.pdf>

4月10日「北方航路、スエズ運河代替ルートではない—ロシア人専門家論評」(Bellona, April 10, 2014)

オスロに本拠を置き、環境問題に取り組む、Bellona Foundationは、4月10日付けのHPにロシア人専門家、Anna Kireevaによる、“Northern Sea Route ‘no Suez canal,’ but imperils the Arctic more and more”と題する論説を掲載し、北方航路は砕氷船が先導し、氷が溶けて安全な航行が可能になる季節に限って、十分利用可能な海上交通路となる可能性があるが、スエズ運河の代替ルートにはなり得ないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ロシア政府が4月8日にムルマンスクで“Arctic Logistics”と呼ばれる会議を開催したが、会議参加者によれば、北方航路を西から東への持続的な航路とするための最も重要な措置の1つとして、この航路に進入できる船舶を認可する法的基準が設定された。この規制は、あらゆる船籍の船舶に北方航路への進入を等しく認めているが、進入船舶の耐氷能力についての規定はない。従って、耐氷能力を持つ船体構造であるか否かにかかわらず、あらゆる船舶が、6月から11月までの間、北方航路を自由に航行できることになる。しかしながら、耐氷基準の規制がないということは、重大な問題になりかねない。実際、2013年9月に、耐氷構造でないクルーザー、*Nordvik*号が船体を損傷し、数日間の漂流した事案が発生した。この事故によって、*Nordvik*号が耐氷能力を備えていないにもかかわらず、砕氷船の先導なしで北方航路の航行が許可されたという問題が浮き彫りになった。ロシアの船員労働組合は、こうした船舶の北極海域での航行を許すべきではないと非難している。現状では、どの船舶が北方航路を航行できるかは、ロシア政府の判断に委ねられているものの、*Nordvik*号の事故を見る限り、船舶の航行許可が従来通りの手続きで適切なかどうかは不透明なままである
- (2) 前出の会議でロシア当局者が明らかにしたところによれば、2012年の北方航路通航貨物量は389万5,900トンで、2013年には391万4,001トンで、やや増加した。しかしながら、この数字はミスリーディングである。この数字は、約5,600キロに及ぶ北方航路全行程を通航した貨物量ではなく、航路内の各港湾間の輸送貨物量である。北極評議会によれば、全行程の通航貨物量は、2012年は126万トンで、2013年は7.5%増の136万トンであった。スエズ運河を通航した貨物量は2013年では7億5,340万トンで、北方航路とは比較にならない。
- (3) 北方航路の通航船舶は、ロシア連邦政府の北方航路管理局が統制している。通行許可は、船主が提出した申請に基づいて許可されるが、申請に当たっては、北方航路の諸規則の遵守を誓約しなければならない。北方航路管理局は、2013年には718件の申請を受け付け、当初83隻の船舶の通航が拒否された。これら船舶の申請については、そのほとんどが追加書類の提出を求められ、最終的にはわずか18隻、全体の3.5%が不許可になった。北方航路内の各港湾間を通航するだけの船舶に同様の申請手続きと耐氷性能を求められるかどうかは明確ではない。
- (4) 北方航路は実際に欧州からアジアへの最短ルートなのか。デンマークの国際問題研究所(Danish Institute for International Studies: DIIS)は2009年に、“Are the Northern Sea Routes Really the Shortest?”と題するレポート*を公表している。このレポートは、世界でも航行量の多い、欧州・アジア間、北米・アジア間、及び欧州・北米間の14の航路を取り上げ、パナマ運河経由、北西航路、北方航路、及びスエズ運河・マラッカ海峡経由の場合の航行距離を比較している。それによれば、北西航路を選択した場合に他の3つの航路と比較して最短の航行距離となるのは、全14航路の内、わずか4航路に過ぎない。(備考参照)

記事参照 : Northern Sea Route 'no Suez canal,' but imperils the Arctic more and more

<http://bellona.org/news/arctic/2014-04-northern-sea-route-suez-canal-imperils-arctic>

備考 : 北方航路は最短航路か (単位 : キロ)

ルート	パナマ運河	北西航路	北方航路	スエズ・マラッカ
ロンドン・横浜	23,300	15,930	13,841	21,200
マルセイユ・横浜	24,030	16,720	17,954	17,800
マルセイユ・シンガポール	29,484	21,600	23,672	12,420
マルセイユ・上海	26,038	19,160	19,718	16,460
ロッテルダム・シンガポール	28,994	19,900	19,641	15,750
ロッテルダム・上海	25,588	17,570	15,793	19,550
ハンブルグ・シアトル	17,110	15,270	13,459	29,780
ロッテルダム・バンクーバー	16,350	14,330	13,445	28,400
ロッテルダム・ロサンゼルス	14,490	15,790	15,252	29,750
ジョイアタウロ (伊)・香港	25,934	24,071	21,556	14,093
バルセロナ・香港	25,044	23,179	20,686	14,693
ニューヨーク・上海	20,880	17,030	19,893	22,930
ニューヨーク・香港	21,260	18,140	20,982	21,570
ニューヨーク・シンガポール	23,580	20,310	23,121	18,770

Source: DIIS Brief, Are the northern sea routes really the shortest?, March 2009, p.2

Note*: The report is available at following URL:

http://subweb.diis.dk/graphics/Publications/Briefs2009/sac_northern_searoutes.pdf

4月18日「ロシア・ガスプロム、北極原油初の積出」(gCaptain, Reuters, April 18, 2014)

ロシアのプーチン大統領は4月18日、北極原油の初の積出を祝福した。ロシア最大手の天然ガス会社、Gazpromの石油部門、Gazprom Neftは、ロシア最北沿岸沖のペチョラ海のPrirazlomnoyeプラットフォームから、原油7万トンタンカーで初めて積み出した。プーチン大統領は、プラットフォームとのビデオリンクで、「これは、北極海における我が国の鉱物資源と石油資源産出の大いなる始まりである。このプロジェクトは、将来の世界のエネルギー市場におけるロシアの存在感を大いに高めるとともに、ロシア経済とエネルギー部門を強化することになる」と強調した。Prirazlomnoyeプラットフォームは、2013年9月にグリーンピースの活動家30人に襲撃されたプラットフォームで、北極海での石油生産は環境保護団体から非難されている。Prirazlomnoye油田は、ロシア最北沿岸60キロ沖合のペチョラ海にあり、7,200万トンの採掘可能石油資源があると推測されている。Gazprom Neftは、2020年以降、年間600万トン(日量12万バレル)の産出量に達するとみている。

記事参照 : Gazprom Ships First Arctic Oil from Controversial Prirazlomnoye Platform

<http://gcaptain.com/gazprom-ships-first-arctic-oil-controversial-prirazlomnoye-platform/>

Photo: The super ice-class (Arc6) double-hulled tanker Mikhail Ulyanov arrived at the Prirazlomnaye arctic production platform.

<http://gcaptain.com/unloading-gazprom-prirazlomnoye-images/>

4月22日「ロシア、北極圏に海軍基地網整備」(RIA Novosti, April 22, 2014)

ロシアのプーチン大統領は4月22日、ロシア安全保障会議の会合で、北極圏における権益保護と国境防衛強化計画の一環として、北極圏に最新の戦闘艦艇と潜水艦を受け入れられる海軍基地網を建設する方針を明らかにした。プーチン大統領は、「我々は、軍事インフラの強化を必要としている。特に、北極圏に、新世代の戦闘艦艇と潜水艦を受け入れられる海軍基地網の建設を必要としている。我々は、北極圏における国境防衛を強化しなければならない」と強調した。プーチン大統領は既に2013年12月に、北極圏におけるプレゼンスを強化するとともに、2014年中に軍事インフラの建設を完了するよう指示していた。大統領は会合で、ロシアはこの有望な地域を積極的に開発するとともに、この地域におけるロシアの安全保障と経済権益を護るために、あらゆる手段を尽くさなければならない、と述べた。更に、大統領は、オホーツク海におけるロシアの大陸棚延伸申請が認められるように、北極海における大陸棚延伸に関するロシアの主張が認められるよう、専門家による努力に期待し、「ロシアの専門家は、北極海沿岸諸国政府との2国間、多国間協議に努め、北極海における大陸棚に関するロシアの主張を擁護しなければならない」と述べた。

記事参照：Russia to Build Network of Modern Naval Bases in Arctic - Putin

http://en.ria.ru/military_news/20140422/189313169/Russia-to-Build-Network-of-Modern-Naval-Bases-in-Arctic--Putin.html

5月2日「北極圏におけるロシアの意図—デンマーク紙論評」(The Copenhagen Post, May 2, 2014)

デンマーク紙、*The Copenhagen Post*は、5月2日付けで、北極圏の戦略的価値が高まり、ロシアが積極的な進出を図っていることから、北極圏に対するプーチン大統領の意図を巡って疑念が高まりつつあるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) ウクライナ危機が勃発する以前からグリーンランドを含む北極海沿岸諸国は、ロシアの意図に疑念を抱いていた。ロシア海軍は2013年9月、原子力巡洋艦と数隻の砕氷船を含む、10隻編成の艦船で軍事演習を行い、北極海の最も遠隔にある諸島の1つ、ノヴォシビルスク諸島まで航行した。その際、1990年代に閉鎖された同諸島の軍用空港再開に必要な資材を搬入した。ロシア紙の報道によれば、バーキン第1国防次官は、「我々は、ノヴォシビルスク諸島に着いた。そしてここに居住する。これは、長い旅程の始まりである」と語ったという。また、プーチン大統領は2013年12月、北極圏における軍事プレゼンスを、ロシア軍の最優先課題の1つとすると声明し、1991年のソ連崩壊後、放置されてきた北極圏の多くの空軍基地を復旧する計画を明らかにした。
- (2) 北極海の海氷の融解が進むにつれ、沿岸諸国間の紛争の可能性が高まっている。北極圏に利害関係を持つ沿岸諸国間の最大の課題の1つは、ロシア沿岸の北西航路を含む、北極海の航路の管制問題である。プーチン大統領は、北西航路が商業貨物輸送においてスエズ運河経由よりも重要な航路になる可能性がある、と主張する。また、北極海の海氷の融解は、海底の石油・天然ガス資源の開発という観点からも重要な意味を持つ。ノルウェーで開催された、2014年北

極圏石油・天然ガス会議で、北極海には推定 440 億バレルの石油埋蔵量があるとの報告がなされた。グリーンランドのように人口が少ない地域は、中東などより開発リスクが少なく、既に開発圧力が高まっている。

- (3) ロシアの北極海石油が 4 月に初めて積み出されたが、これを受けて、プーチン大統領は、石油・天然ガス開発会社に対して、生産施設を護るために、民間武装警備部隊の保有を認可する法案に署名した。プーチン大統領はロシア安全保障会議で、石油・天然ガス生産施設をテロリストやその他の潜在的な脅威から護る必要性を強調した。デンマークは 2012 年に自国の広大な北極圏領土を防衛するために特別軍事司令部を設置したが、これは、益々重要になってきた北極圏領土における防衛・安全保障戦略を発展させることを狙いとしたものであった。
- (4) しかしながら、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) のウエズマン研究員は、北極圏を巡る軍事力増強は今のところは駆け引きに過ぎないとして、「現在、全ての北極圏諸国は、艦艇による哨戒や航空機による哨戒飛行を通じて、自国の軍事プレゼンスを強化することに関心を持っている。グリーンランドを領有するデンマークは、この地域での哨戒活動を常に強化してきた」と語っている。ウエズマンは、北極海沿岸諸国間に紛争が勃発する可能性は比較的低いとしながらも、「いかなる対立も全面戦争を招くようことはないであろうが、極めて不快な外交問題へ発展する可能性はある」と警告した。北極圏における軍備競争はまだ顕著ではないが、沿岸各国で北極圏周辺の軍事基地の改善、砕氷船隊の拡充、更には北極軍事部隊の再建などが進んでいる。特にロシアが最も活発で、ロシアの北海艦隊には、新しい *Mistral* 級両用揚陸艦と世界最大の 170 メートル級砕氷船 6 隻が配備されることになっている。新型の空母も建造中である。北極海の温暖化と北極海における海軍力の優位によって、ロシアは既に、1 発の弾丸を撃つこともなく、北極圏のドライバーの座を占拠している。

記事参照：Greenland and the Arctic: The next Ukraine?

<http://cphpost.dk/news/greenland-and-the-arctic-the-next-ukraine.9411.html>

5 月 21 日「ロシア北洋艦隊、今夏の北極海巡航計画」(RIA Novosti, May 21, 2014)

ロシア北洋艦隊報道官が 5 月 21 日に明らかにしたところによれば、同艦隊は今夏、新たな北極海巡航を計画している。それによれば、艦隊は、フランツヨーゼフランド諸島、セーヴェルナヤゼムリア諸島、ノヴォシビルスク諸島、そしてウラングレイ島まで巡航する計画である。報道官は、「我々は、耐氷型船舶でなくても航行可能な航路帯を探索するとともに、北極海における科学調査、気象観測、そして航法や潮流の調査を継続する」と語った。これらの調査は、ロシア軍の軍事的関心からばかりでなく、北方航路を国家管理の輸送路として維持し、ロシア北極海における海洋経済活動にも資する狙いから実施されるものである。更に、ロシア軍は、北極海のほとんど全ての諸島に軍事インフラと空、水上及び海中の状況をモニターする統合システムの設置を計画している。

記事参照：Russian Navy Plans New Expeditions to Arctic

http://en.ria.ru/military_news/20140521/190006687/Russian-Navy-Plans-New-Expeditions-to-Arctic.html

6 月 4 日「ロシア、北極海での搜索救難に原子力砕氷船使用を計画」(RIA Novosti, June 4, 2014)

ロシア緊急事態省の公式レポートによれば、緊急事態省は、北極海における大規模な搜索救難任務に、運輸省と連携して、初めて国営原子力公社、Rosatom 所属の原子力砕氷船の使用を計画している。

現在、ロシアの原子力砕氷船隊は、原子炉 2 基を備えた 7 万 5,000 馬力の原子力砕氷船 4 隻 (*Rossiya*、*Sovetskiy Soyuz*、*Yamal* 及び *50 Let Pobedy*)、原子炉 1 基の 4 万馬力の原子力砕氷船 2 隻 (*Taymyr* 及び *Vaygach*) である。緊急事態省によれば、ロシア北極海域では年間 100 回以上の自然災害、人的災害による緊急事態が発生している。人的災害による災害事案の回数、特に輸送事故 (30%) と技術的原因による爆発事故や火災 (24%) が増えている。ロシアは、Murmansk、Vorkuta、Norilsk 及び Anadyr の空港を拠点に、航空機 14 機 (固定翼 12 機、ヘリ 2 機) から編成される航空グループを北極海沿岸域に配備する計画である。緊急事態省は 2015 年までに、北極圏の 10 カ所 (Dudinka、Murmansk、Naryan-Mar、Arkhangelsk、Nadym、Vorkuta、Tiksi、Pevek、Provideniya 及び Anadyr) に緊急救急センターを設置する計画である。緊急センターは、北極圏のどの地域で起こる災害にも迅速に対応できるように、常時待機態勢で運用される。現在既に、3 カ所 (Dudinka、Naryan-Mar 及び Arkhangelsk) のセンターが運用されている。

記事参照 : Russia to Use Nuclear Fleet in Arctic Rescue Missions

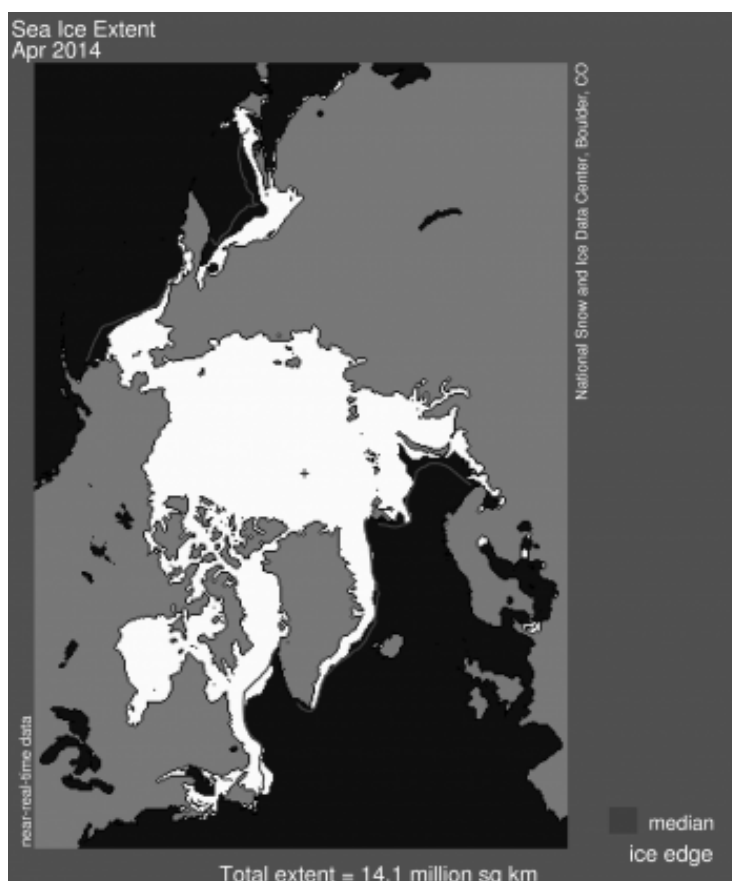
<http://en.ria.ru/russia/20140604/190346820/REVIEW-Russia-to-Use-Nuclear-Fleet-in-Arctic-Rescue-Missions.html>

6-2 海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

4月の海水状況

2014年4月の状況：Spring unloaded



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/05/spring-unloaded/>

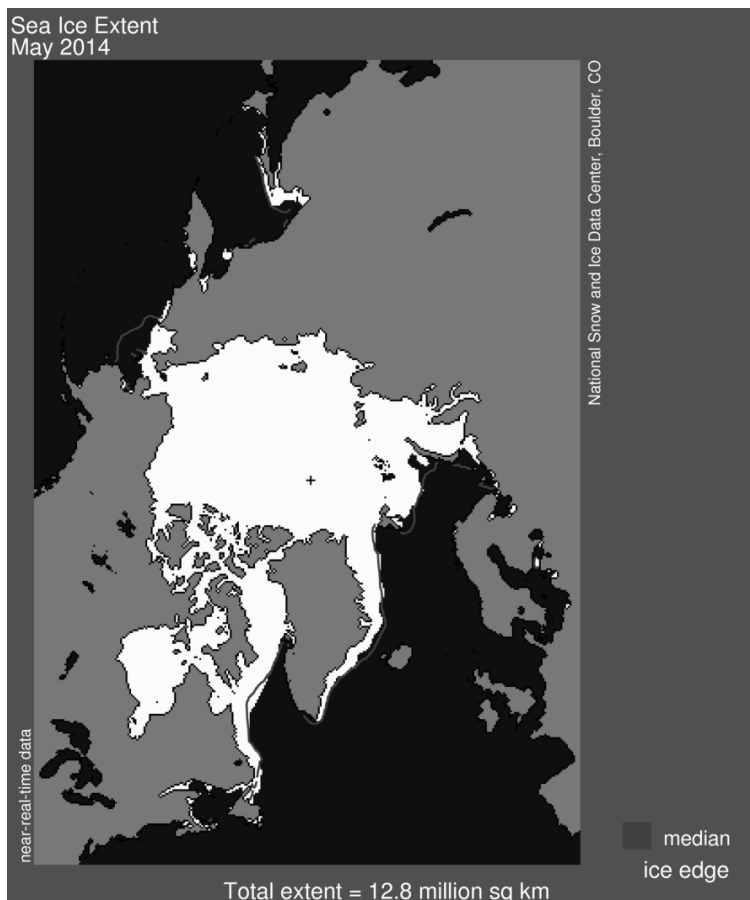
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における4月の平均的な海氷域を示す。+は北極点を示す。

海氷面積は、3月21日に年間最大値に達して以来、1981年～2010年の期間における平均値を下回って、縮小し続けてきた。4月の海氷面積の月間平均値は1,414万平方キロで、1981年～2010年の期間における4月の平均値を61万平方キロ下回ったが、4月の月間平均値としては最も小さかった2007年の記録よりも27万平方キロ上回った。4月半ばまでは、北極海全域で縮小速度が速かったが、それ以降スローダウンした。4月の平均縮小値は1日当たり3万平方キロで、これは、1981年～2010年の期間における4月の1日当たりの平均値、3万8,400平方キロを下回った。4月末現在、海氷面積は、バレンツ海、オホーツク海及びベーリング海では1981年～2010年の期間における4月の平均値より小さいが、バフィン湾ではやや上回っている。

925hPa レベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、北極海の大部分で、1981年～2010年の期間における4月の平均値より摂氏1～3度高く、特に東シベリア海上空とベーリング海峡海域では高かった。対照的に、スヴァールバル諸島周辺上空では、平均値より最大摂氏2度低かった。

5月の海水状況

2014年5月の状況：Sea ice tracking low in the north, high in the south



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/06/low-north-high-south/>

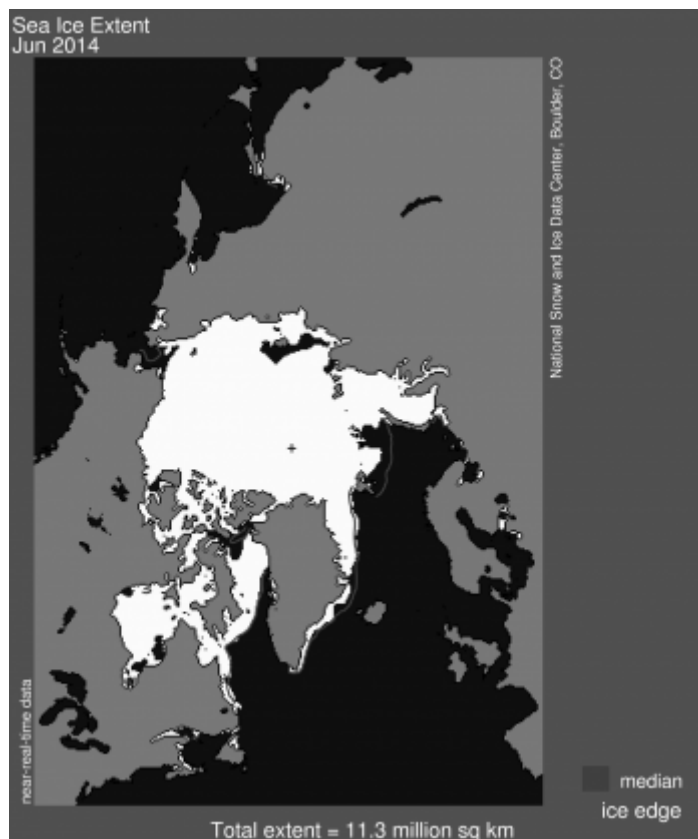
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における5月の平均的な海氷域を示す。+は北極点を示す。

5月の海氷面積の月間平均値は1,278万平方キロで、1981年～2010年の期間における5月の平均値を61万平方キロ下回った。2014年5月は、衛星観測期間における記録としては3番目に小さかった。バレンツ海とベーリング海の海氷面積は、5月の平均値より小さかった。5月の海氷面の特徴は、シベリア沿岸沖、バフィン湾北部そしてハドソン湾沿岸沖にポリニア（氷で囲まれた海氷域）が出現したことである。それでも、全体として北極海中央部には厚い海氷面が観測された。これは、広範な海域で薄い海氷面が観測された、2006年、2007年及び2012年の5月とは対照的であった。海氷面の縮小は、ベーリング海北部、チュクチ海南部そしてバレンツ海で最も早く、フランツヨーゼフランド諸島南部では5月後半に小規模ながら解氷面が出現した。

5月の気象条件は、北極海中央部での海面レベルでの気圧が平均より低く、一方でベーリング海南部、アラスカ及びカナダでは平均より高かった。その結果、グリーンランド北部と北極点にかけての925hPaレベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度が平均値より低く、対照的に、ハドソン湾北部とアラスカ南部では、1981年～2010年の期間における5月の平均値より摂氏2～5度高く、カラ海とラプテフ海では平均値より摂氏1～2度高かった。

6月の海水状況

2014年6月の状況：June changes its tune



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2014/07/june-changes-its-tune-during-the-month/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における6月の平均的な海氷域を示す。+は北極点を示す。

6月の海氷面積の月間平均値は1,131万平方キロで、1981年～2010年の期間における6月の平均値を58万平方キロ下回った。ラプテフ海では、6月初めに広い解氷面が現れ、月間を通じて拡大している。ボーフォート海南部海域でも解氷面が現れ、1年氷が浮遊しているが、この海域の海氷面積は最近数年間の月間平均を上回っている。バレンツ海、ハドソン湾及び東グリーンランド海の海氷面積は平均値を下回ったが、カラ海では最近数年間の海氷面積より大きかった。

6月の1日当たりの海氷の縮小面積は平均7万8,900平方キロで、1981年～2010年の期間における6月の1日当たりの平均縮小値、5万7,200平方キロを上回った。最近数年間、6月は海氷面積の縮小が顕著な月間である。2012年は、6月前半に急速な縮小が見られ、最終的には9月に海氷面積の最小を記録した。現在のところ、2014年は2012年の記録には及ばないが、6月30日現在の海氷面積は、2012年6月の月間平均値、1,097万平方キロより30万平方キロ程度上回っているだけである。2014年の海氷面積の縮小率は、北極海の沿岸域、特にハドソン湾とバフィン湾の海氷が溶解するにつれ、6月末に向かって加速されてきた。この縮小率の加速は、6月末から7月初めにかけての顕著な現象である。

II. 解説

南シナ海の航行が脅かされる事態における経済的損失 — “Offshore Control” 戦略の再考察とシーレーン安全保障への提言—

秋元一峰・海洋政策研究財団海洋グループ主任研究員

1498年にヴァスコ・ダ・ガマがインド洋に入り、西洋から東洋へのシーレーンが拓かれ、大航海時代が幕を開けた。それにより、ヨーロッパ世界によるアジア世界に対する優位の歴史が始まった。かつての大航海時代には、東洋の産物を西洋に運ぶ海路を提供したユーラシア大陸の東南縁辺に沿って流れるシーレーンは、今、アジアが牽引するグローバルエコノミーを支える物流の大動脈となっている。

そのシーレーンには、船舶の航行を妨げる様々な脅威が潜んでいる。紅海やインド洋そして東南アジアの海には海賊が跋扈し、中東の紛争が有事になれば、ホルムズ海峡の安全を脅かすであろう。中でも、南シナ海における島嶼の領有権や海域の管轄権を巡る国家間の紛争は、それが激化すれば、航行に支障を来し、世界経済に大混乱が生じる事態が危惧される。南シナ海の航行が妨げられる事態において、日本と地域諸国、そして世界の経済はどのような損失を被るであろうか？東アジアのシーレーンの安全保障には如何なる政策が必要であろうか？それが本論のテーマである。

海洋政策研究財団では、2013年度に、日本国内の専門家を招聘してクローズド方式の研究委員会を開催し、南シナ海と東シナ海の海上交通路が危険に晒され原油タンカーが迂回した場合における経済的損失について定量分析し、エネルギー安全保障への影響について調査すると共に、シーレーン安全保障の在り方について検討した。本論は、その研究結果の一部を参考として取り入れているが、経済的損失等の数値については、概略のものを示しており、精確なものではない。そのため、本論に示される数値については引用を差し控えられたい。

1 南シナ海のシーレーンの航行が妨げられる事態

(1) 事例研究

南シナ海の航行が妨げられる事態として、どのような状況が考えられるであろうか？そして、その蓋然性はどの程度であろうか？本論の前提として、以下のシナリオを描いてみた。近い将来、いや明日にでも起こり得る事態と思えるのだが。

想定するシナリオ（事態の推移）

- a. スプラトリー諸島（南沙諸島）等の領有権や国家管轄海域の境界を巡って厳しい対立が続く南シナ海で、中国が、他国の漁船や各種調査船を排除する動きを強め、中国と他の当事国の海上法執行機関に属する船舶等の間で異常接近や衝突、更には放水や小火器による交戦が単発的に生じる事態となった。

中国とASEAN諸国との間で、海上衝突防止協定や南シナ海における行動規範が締結され

ていない状況において、大規模な武力衝突が偶発的に生じることが危惧されるようになった。

- b. そのような状況の中、アメリカは、中国を一方とする国家間の対峙が武力衝突にエスカレートする事態を抑制するため、空母を含む艦隊を南西諸島に沿った西太平洋とフィリピンの群島水域に展開した。

これに対し、中国は、南シナ海における自国の権益と環境の保護を名目として、“第1列島線”の内側海域を“Area Denial”海域として他国船舶の航行を制限すると宣言し、特に、被弾した場合には環境に甚大な被害を及ぼす大型原油タンカー（VLCC）は、南シナ海を迂回するよう警告した。

- c. このため、すべての海運会社が、南シナ海を通航する VLCC について安全策を講じることを余儀なくされた。中国は、南シナ海を通る自国向けの原油タンカーについては、自国海軍艦艇によって護衛して通航させる一方、「9段線」¹の内側海域には中国の主権が及ぶとして、他国の海軍艦艇の航行は無害通航と認めないとの一方的な立場を示した。

日本は、自国に原油を運ぶ VLCC を海上自衛隊の艦船等によって護衛することに慎重な姿勢を見せたため、日本向けの VLCC は、事態が終息する、或いは対応措置が採られるまでの間、南シナ海を避けて航行せざるを得ない事態となった。

- d. 中東から日本に原油を運搬する VLCC は、通常のルートであるマラッカ・シンガポール海峡を通れば、必然的に南シナ海に入ることになるため、迂回する代替ルートを選定せざるを得なくなった。

- e. 中国は更に、南シナ海の問題は地域の当事国間で解決すべきもとであると主張してアメリカを牽制し、もし域外の国の武装艦船・航空機が南シナ海に入れば、第1列島線と第2列島線の間を“Anti-access”海域として所要の措置を講じると宣言した。その背景には、中国への原油タンカーの航行路の確保があるものと考えられた。中国の輸入原油の90%は海上輸送によるものと推定されており、港はすべて南シナ海と東シナ海に面している。アメリカがマラッカ海峡を“Offshore Control”戦略の一環として封鎖した場合、中国への原油タンカーは、インドネシア群島水域を通過して西太平洋を北上した後、南西諸島の公海部分を通じて東シナ海に入る以外にルートがない。そのためには、第1列島線と第2列島線の内側海域のシーコントロールを中国が掌握しておく必要があるためである。

南西諸島からフィリピン諸島に沿った西太平洋は、中国の“Anti-access”海域に当たる第2列島線の内側になる。VLCCがマラッカ・シンガポール海峡を避けてインドネシアの群島水域に入り、その後西太平洋を北上すれば、そこは中国の“Anti-access”海域である。アメリカと中国の間で緊張状態が高まれば、“Anti-access”海域へのVLCCの航行にも支障を来す場合が危惧された。

中東方面からインド洋を通過して、日本に原油等のエネルギー資源を運ぶ海上交通路は、マラッカ・シンガポール海峡に集束した後、南シナ海に入る。日本は、資源ルートとして死活的に重要な南シナ海を通るシーレーンが遮断される上記のような事態が生じた場合、どのような代替ルートを設定するのか、そして、代替ルートに迂回した場合、どの程度の経済的損失を被ることになるのだろうか？

¹ 中国国家測量地理情報局が認可したものとして、2014年6月25日付の中国各紙が掲載した中国の地図では、台湾の東方に一段加えた十段線となっている。

以下において、経済的損失を定量的に把握するとともに、対応策と予防的措置の在り方について検討する。

(2) 南シナ海を迂回する代替ルートを選択

想定した事態に鑑み、中東方面から日本に原油を運ぶ VLCC が南シナ海以外のシーレーンに迂回するルートについて考察する。前述したように、必然的に南シナ海に入ってしまうマラッカ・シンガポール海峡は通れない。

中国が第1列島線の内側を“Area Denial”海域として大型原油タンカーの通航に警告を出した場合、日本への VLCC は、ロンボク海峡を通過してインドネシア群島水域に入り、マカッサル海峡を抜けてフィリピンの東側を北上して太平洋岸の港に入ることになる。

更に事態がエスカレートして、第1列島線と第2列島線の間が“Anti-access”海域となった場合、ロンボク海峡—マカッサル海峡のルートも利用できないため、日本への VLCC は、オーストラリアの南方を通過して南太平洋に出て、西太平洋を北上することになる。

サウジアラビアの港から日本の太平洋岸の港までの航程は、ロンボク海峡に迂回する場合、通常のマラッカ海峡通航に対して片道約 1,000 カイリの航程増となる。これが、オーストラリアの南方に迂回したとすると、航程が片道約 5,200 カイリ増加する。

中東から日本への原油は、チャーターされた VLCC により往復ピストン輸送で運ばれている。航程が増大すると、到着が遅れるため、チャーターする VLCC を増やさなければ平時の所要量を確保できなくなる。ロンボク海峡への迂回による片道 1,000 カイリ増では 10 隻程度、オーストラリア南方迂回による片道 5,200 カイリ増では 50 隻程度、それぞれ VLCC を増やす必要がある。

世界の原油タンカーの就役状況からして、10 隻程度の VLCC 補充は可能であろうが、50 隻となると、これは困難であろう。つまり、中国が“Area Denial”海域だけを宣言した場合には、日本は平時原油所要量を確保できるが、“Anti-access”海域を設定して実効的に措置した場合、平時所領量を中東方面からだけで賄うことが難しくなる。

2 迂回による影響

(1) 海運面からの影響

VLCC の補充から考察してみよう。シーレーンで原油を運ぶコストは、タンカーの傭船料、燃料費、保険料等から積算される。傭船料を変数として考えた場合、新たな契約時における売り手市場原理と海運マーケットにおける高騰などから、図1に示すように、当初においては高コストとなるであろうが、やがて需要と供給の市場原理が働いて、次第に下がり、ある程度のところに落ち着くであろう。極めて粗い試算では、中東からロンボク経由で太平洋側の日本の港に原油を運ぶための傭船費は、当初の2~3カ月では140億円程度の値上がりが見込まれるが、おそらく、半年後頃から次第に下落し、通常のマラッカ海峡通航に対して月額にして15億円程度の増額に落ち着くものと考えられる。事態発生から1年間では、230億円程度の損失となる。これを国民が負担すると、一人年間230円であり、大きな経済的損失とはならない。

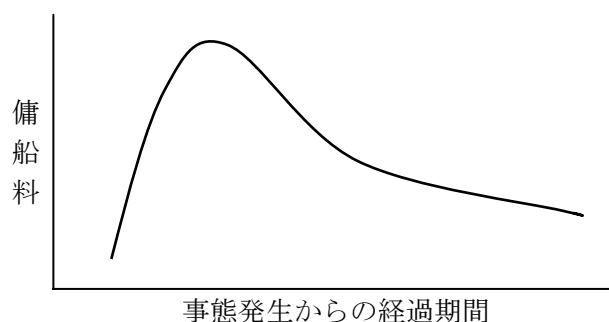


図1 備船コストの推移予想

インドネシア群島水域の通航ができない場合、オーストラリアの南方を回ることによる航程増に対応するだけの VLCC の補充が困難なところから、中東以外の地域からの原油等の輸入を考えなければならぬ。

では、日本以外の地域諸国への影響はどうであろうか？南シナ海が通航不能となった場合でも、日本は、フィリピンの東方を北上して太平洋側の港湾に入港することができる。しかし、中国は迂回路を設定することができず、原油の海上輸送が遮断されることになる。中国は、日量にして 500 万バレルの原油を輸入している。中国もまた、自国向けの VLCC が南シナ海に入ることが困難になった場合、深刻なエネルギー不足に陥るはずである。

(2) 経済への影響

南シナ海の航行が制限される事態が生じれば、原油価格が世界的に高騰することが考えられる。過去、第1次・2次石油危機、湾岸戦争、ハリケーン「カトリーナ」等の事態において原油供給危機があった。原油価格は市場で操作されることが多い。南シナ海の通航が制限される事態が発生した場合、投機筋の対応如何によっては原油価格が大きく変動することが予想される。単純に計算しても、原油価格が 150 ドル/バレルとなると 3,900 億円/月、200 ドル/バレルとなれば 9,400 億円/月の価格上昇となる。これは、国民一人当たり最低でも 3,120 円/月の負担増の計算となる。

原油供給の不安定化は、株価にも大きく影響する。1973 年に発生した第1次石油危機では、当初 2 カ月の間下落した株価は一旦上昇したが、その後再び 10%程度下落して 2 年程度低迷した。従って、株価低迷による経済的な打撃も予期しておく必要がある。

日本の原油輸入先 (2012 年) は、中東 83%、東南アジア 7%、ロシア 5%、アフリカ 3%、となっている。東南アジアからの輸入は、ベトナム、マレーシア、ブルネイなどからである。南シナ海の航行が不能となる事態では、これら東南アジアからの原油供給が難しくなるであろう。それでも、日本には 190 日弱の石油備蓄 (2012 年) があるので、それを放出して対処することが可能であれば、事態発生から半年程度は凌ぐことができるだろう。

紛争当事国である中国と南シナ海に面した東南アジア諸国はどうであろうか？前述のように、中国は原油輸入の 90%近くを海上輸送に依拠していると見られ、港はすべて南シナ海と東シナ海に面している。中国向けの VLCC は、南シナ海に入ることが困難な場合、インドネシア群島水域を通過して西太平洋を北上し、南西諸島を抜けて東シナ海に入るしかルートがない。しかし、中国が“Area Denial”海域を設定している事態においては、中国向け VLCC が南西諸島を通過する選択肢は、軍事的見地からはあり得ない。後述する“Offshore Control”に類似する戦略をアメリカが採用することが予期される

からである。南シナ海に面した東南アジア諸国については、海上輸送が遮断されることになるが、ベトナム、マレーシア、ブルネイ等の産油国については、中国ほどの損失はないであろう。

コンテナ船の航行が困難な場合：世界経済の大混乱

さて、本論では、中東から東アジアに原油を輸送する VLCC について影響を述べているが、対象をコンテナ船にまで広げると、経済的損失は更に深刻なものとなる。“Just in Time”が要求されるコンテナ市場では、迂回による貨物の遅延は生産ラインに大きな影響を及ぼすことになる。グローバル経済の物流の担い手であるコンテナハブ港の多くが南シナ海に面している。経済活動が国際協調的に世界的規模でダイナミックに動く現在において、コンテナ船が南シナ海に入れない事態が発生すれば、世界経済は大混乱に陥ることになるだろう。

3 “Offshore Control” 戦略の有効性と受容性

『海洋情報季報』第2号で紹介した² “Offshore Control” 戦略³は、地政学的利点を活かしたアメリカによる中国に対する長距離封鎖を含む経済消耗戦に関する戦略提言であり、中国のエネルギー資源や原材料の輸入と製品の輸出を阻止する意図と能力があることを示すものである。具体的には、第1列島線の大陸側を「排他的海域」と宣言した上で、攻撃型潜水艦、機雷、限定的な航空兵力を投入して大型貨物船やタンカーを攻撃すると警告し、同盟国と協調して第1列島線の太平洋側の海上・航空優勢を確保して、中国向け艦船の通航を拒否するとともに、マラッカ・シンガポール海峡、ロンボク海峡、スンダ海峡、オーストラリアの南北のルートを軍事的に閉ざすことによって、中国への海上輸送を遮断する戦略構想である。

“Offshore Control” は、伝統的な戦争理論における“決定的な勝利”を求めるものではなく、効果的に目的を達成するものである。ハメスによれば、中国本土の施設等への攻撃を避けることにより、核戦争へのエスカレーションを抑制し、中国が紛争を收拾した方が賢明であると判断させて戦争を終らせるように仕向けるものである、とされる⁴。“Offshore Control” 戦略は、その根底に中国との戦争は核戦争へのエスカレートを避けるため長期戦になるとの考えがあり、そのため、アメリカの戦力を消耗することなく、中国に紛争終結の選択を強いることに狙いがある。中国に向う船舶が、マラッカ・シンガポール海峡ではなく、パナマ運河かマゼラン海峡、あるいは北極海ルートに回ったとしても、アメリカはこれらすべてのルートをコントロールすることができる。仮に、通航できたとしても、戦闘艦による護衛なくして第1列島線を東から西に通航することは不可能であろう。

² 拙稿「オフショア・コントロールとシーレーンの安全保障」『海洋情報季報』第2号（海洋政策研究財団、2013年7月）。

³ T.X. Hammes, “Offshore Control: A Proposed Strategy for an Unlikely Conflict”, *Strategic Forum*, Institute for National Strategic Studies at the National Defense University, No.278, June, 2012.

<http://www.ndu.edu/inss/news.cfm?action=view&id=162> (2012年6月28日掲載)。

⁴ Ibid.

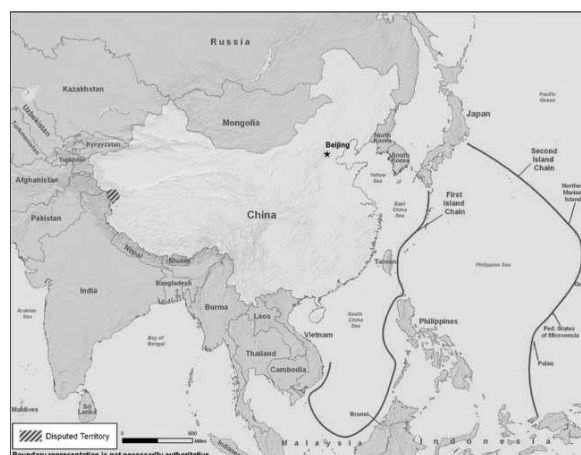


図2 第1・2列島線

(T.X. Hammes, “Offshore Control: A Proposed Strategy for an Unlikely Conflict”, *Strategic Forum*, Institute for National Strategic Studies at the National Defense University, No.278, June, 2012.から抜粋)

中国が第1列島線の内側を“Area Denial”海域と宣言することに対応して、アメリカも同海域を「排他的海域」として“Offshore Control”戦略を発動すれば、前章で述べたように、中国経済はマヒ状態に陥ることになる。つまり、南シナ海での紛争が激化し、シーレーンの安全が脅かされる事態が生じれば、最も経済的損失を被るのは中国である。

しかし、“Offshore Control”は、長期に亘る作戦を必要とするところから、世界経済に大きな影響を及ぼすことは必至である。そのため、アメリカの同盟国のフィリピンや友好国のベトナムが被る経済的損失は大きい。これらの国を、どのように支援し、“Offshore Control”を継続するかが大問題となるであろう。

また、“Offshore Control”によって中国経済が麻痺する事態が生じれば、インド洋東部からマラッカ・シンガポール海峡を経て南シナ海に至る海域のシーコントロールを巡って争いが生じることは必至であり、“A2/AD”戦略対“AirSea Battle”の戦争にエスカレートする事態が十分に予想される。そのように考えれば、南シナ海のシーレーンが脅かされる事態において、“Offshore Control”を発動することは、有効性には大きなものがあるが、受容性として受け入れ難い事態が生じることを認識する必要がある。

4 シーレーンの安全保障政策への私的提言

繰り返しとなるが、ユーラシア大陸の東南縁に沿って走るシーレーンは、世界経済を支える大動脈であり、日本にとっては、エネルギー資源を運ぶ生命線である。中東から日本への原油タンカーは、インド洋からマラッカ・シンガポール海峡に集束した後に南シナ海に入る。その南シナ海では、島嶼の領有権や海底資源の開発権を巡って、中国を一方の当事国とする激しい国家間対立があり、海上衝突防止協定 (Incident at Sea Agreement)、海上衝突回避規範 (Code of Unplanned Encounters at Sea) や行動規範 (Code of Conducts) が定められていない現状において、偶発的な武力衝突の発生が危惧される。南シナ海を舞台として、たとえ散発的であっても武力衝突が生じる、あるいは更に、国家間の意図的で継続的な武力紛争にエスカレートすれば、そこを通るシーレーンは危険にさらされ、部分的に、あるいは全面的に遮断されることになる。

南シナ海を通過したシーレーンは、バシー海峡または台湾海峡を経て東シナ海に、まれには、西太

平洋に至る。東シナ海では、尖閣諸島周辺の海域において日本と中国の海上法執行機関の船舶が対峙しており、西太平洋では、中国海軍の艦船等が米海軍のプレゼンスに挑むかのように活動を活発化させている。南シナ海での武力衝突は、アメリカと中国、そして日本と中国との対立構造から、連鎖的に東シナ海へと及ぶ危険性が十分に想定できる。

南シナ海のシーレーンが閉ざされた場合、原油とエネルギー需要を如何にして確保し、経済的損失を許容範囲内に収めるか、更には、東シナ海へと紛争が飛び火することを如何にして抑えるか、それは、日本にとって安全保障上の最大の課題である。以下は、シーレーンの安全保障のための私的提言である。

(1) 所要船舶・エネルギー資源の確保

- ・日本仕向けの原油タンカーが、マラッカ・シンガポール海峡からロンボク海峡に迂回せざるを得ない事態において、補填が必要となる VLCC の隻数の速やかな確保策を講じておく必要がある。世界の VLCC 市場では余剰船舶が存在することから、需要が生じた地域に集まってくるであろうが、事態発生当初においては、傭船費用が高騰することが予期され、それは国家経済に大きな損失を与えることになる。南シナ海における武力衝突は、偶発的に突然に発生することが予想されることから、傭船費用の高騰を招かない速やかな対処策を考察しておくべきであろう。
- ・原油の代替輸入先および代替エネルギーについて、検討が必要である。南シナ海での武力紛争は、中東のみならず、東南アジアからのエネルギー資源の途絶をも招くことになる。そもそも、中東地域の安全保障環境は、東アジアにも増して不安定である。アメリカ大陸あるいはロシアからのシェール石油を含む原油の安定的確保について検討すべきであり、一方で、エネルギー源としての原油への依存度を低減させていくことも必要である。
- ・本論では、エネルギー資源として中東からの原油を、海運としては VLCC に対象を絞って検討したが、LNG や鉱物資源、それらを運ぶ船舶を対象とした、国家的な定量的分析・評価と総合的な対策が必須である。

(2) 南シナ海の安全保障環境の安定化

- ・現在の安全保障環境において、南シナ海のシーレーン通航が制限される事態は、現場における偶発的な武力衝突によって生じる蓋然性が最も高く、その後の国家間対応の如何によって、収束するか、あるいは国家間の武力紛争事態に陥るかが決まる。現場における偶発的な武力衝突の発生を抑えるためには、関係国間の海上衝突防止協定や行動規範などの策定が不可欠である。海上事故防止協定や行動規範に合意するためには、その前提として国家間の信頼醸成と国際法解釈の共通認識が必要である。この面において、日本は、地域国としてリーダーシップを発揮すべきである。
- ・国家間において、信頼醸成や国際法解釈の共通化を図るには、地域における安全保障協力の体制が必要である。南シナ海の海上交通が遮断される事態となれば、日本のみならず、地域と世界の経済は計り知れない打撃を被ることになる。特に、主要港が南シナ海に面している中国や東南アジア諸国は、日本以上の損失を被ることになるであろう。南シナ海を取巻く安全保障環境の安定化の必要性を地域共通の認識とし、安全保障協力の態勢構築の道筋を作為すべきである。

(3) 海上交通路の防衛

- ・本論では VLCC に対象を絞っているが、エネルギー資源のみならず、ドライバルクやコンテナ

船についても考察すれば、南シナ海を通る物流の途絶が、日本経済のみならず世界経済に与える損失が計り知れぬ程に甚大なものであることが把握できるであろう。特に、定時運航が求められるコンテナ市場では、被害は原油よりも多大なものとなるとの見方がある。冷戦時代、シーレーンの防衛が日本の国防の最大関心事となり、そのための防衛力整備が図られた。冷戦後は、マラッカ海峡等における海賊の存在が海上交通路の安全を脅かすものとなり、国際的に様々な対策がとられてきた。そして今は、東アジアの地域には国家間武力衝突の危険性が高まっているという前提認識のもと、シーレーンの防衛策が検討されなければならない。そこにおいては、単に自衛力だけではなく、海上法執行機関との共同、同盟国や関係国との協調行動、更には、コンテナ船やバルク船を運航する民間会社等との連携策が必要となることを認識すべきである。

- 南シナ海での偶発的武力衝突事態は、現行の自衛隊法における行動事態に該当しない。海上警備行動が発令されたとしても、集団的自衛権の問題が残っている。現状の安全保障環境に適合する防衛行動に関する法整備が必要である。



海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル
TEL.03-5404-6828 FAX.03-5404-6800

(一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)